

開会 午前10時16分

◎開会の宣告

○議長（鈴木深太郎議員） ただいまから令和7年6月三郷市議会定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

◎開議の宣告

○議長（鈴木深太郎議員） 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（鈴木深太郎議員） この際、諸般の報告を行います。

3月定例会後の諸般の報告を行います。

初めに、議長会関係について報告いたします。

3月21日、埼玉縣市議会議長会第4区議長会第2回役員会が三郷市において開催され、令和6年度決算案及び令和7年度予算案等について協議をいたしました。

4月11日、埼玉縣市議会議長会第4区議長会定期総会が三郷市において開催され、令和6年度決算及び令和7年度予算等について、原案のとおり承認されたほか、役員改選では、会長に加須市が選出されました。

4月15日、埼玉縣市議会議長会第4回役員会及び定期総会が行田市において開催され、令和6年度決算及び令和7年度予算等について、原案のとおり承認されたほか、役員改選では、会長に上尾市が選出されました。

4月17日、関東市議会議長会第2回理事会及び第91回定期総会が那須塩原市において開催され、令和6年度決算及び令和7年度予算等について、原案のとおり承認されたほか、役員改選では、会長に高崎市が選出されました。

4月30日、東南部正副議長会定期総会が吉川市において開催され、令和7年度事業計画等

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

について、原案のとおり承認されたほか、役員改選では、会長に吉川市が選出されました。

5月20日、全国市議会議長会定期総会及び各委員会合同会議が千代田区において開催され、令和7年度予算等について、原案のとおり承認されたほか、役員改選では、会長に山形市が選任されました。

次に、常任委員会の行政視察について報告いたします。

総務常任委員会では、4月23日、新潟県上越市における「セルフチェックによる業務改善」について、24日、新潟県柏崎市における「デジタル予算書」について、25日、新潟県長岡市における「農業DX・スマートアグリ」について視察をいたしました。

健康福祉常任委員会では、4月23日、青森県弘前市における「ひろさき子育て応援アプリと弘前市駅前こどもの広場」について、24日、宮城県多賀城市における「地域福祉施策」について、25日、宮城県仙台市における「ひきこもり支援」について視察をいたしました。

文教経済常任委員会では、5月7日、石川県金沢市における「新金沢型学校教育モデル」について、8日、福井県越前市における「外国人児童生徒支援事業」について、9日、福井県福井市における「小・中学校における学力向上の取組」について視察をいたしました。

建設水道常任委員会では、5月14日、広島県尾道市における「上下水道の組織統合」について、15日、広島県福山市における「AIを活用した水道管の劣化診断」について、16日、広島県呉市における「災害復興に係るインフラ強靱化（上下水道）プロジェクトの取り組み」について視察をいたしました。

以上、行政視察につきましては、各常任委員長より「行政視察実施報告書」が提出されましたので、皆様のお手元に配付いたしてございます。

なお、各常任委員会行政視察の内容につきましては、今会期中の配付を予定しております。

次に、本定例会において、地方自治法第121条第1項の規定により、説明員となる出席者の一覧、提出議案一覧表及び本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付いたしてございます。

また、請願文書表を作成いたしましたので、皆様に配付してございます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、各議長会から、令和7年度定期総会に当たり、表彰状及び感謝状が授与されておりますので、伝達式を行います。

準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

○議会事務局長（島村 徹） それでは、ただいまより2名のかたに表彰状、感謝状の伝達を

行います。

伝達は受賞者ごとに行わせていただきます。

なお、全文朗読は、全国市議会議長会の表彰または感謝状のみとさせていただきますので
ご了承願います。

初めに、工藤智加子議員に対する表彰でございます。

全国市議会議長会及び埼玉縣市議会議長会から15年間の市議会議員としての功績に対する
表彰状の贈呈でございます。

工藤智加子議員、演壇の前までお進み願います。

○議長（鈴木深太郎議員） （朗読）

表 彰 状

三郷市

工 藤 智加子 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので、
第101回定期総会にあたり本会表彰規程によって表彰いたします。

令和7年5月20日

全国市議会議長会会長 丸 子 善 弘

（拍手）

表 彰 状

工 藤 智加子 様

埼玉縣市議会議長会会長

行田市議会議長 町 田 光

（拍手）

○議会事務局長（島村 徹） 続きまして、鈴木深太郎議長に対する贈呈でございます。

全国市議会議長会から、議長会の発展に尽力された功績に対する感謝状が贈られておりま
す。

篠田正巳副議長からお渡しいただきます。

○副議長（篠田正巳議員） （朗読）

感 謝 状

三郷市

鈴 木 深太郎 殿

あなたは全国市議会議長会評議員として会務運営の重責にあたられ、本会の使命達成に尽くされた功績は誠に顕著なものがありますので、第101回定期総会にあたり深甚な感謝の意を表します。

令和7年5月20日

全国市議会議長会会長 丸 子 善 弘

(拍手)

○議会事務局長（島村 徹） 以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で、表彰状、感謝状の伝達式を終了いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において

1 番 寺 沢 美 紗 議員

2 番 齊 藤 幹 郎 議員

3 番 篠 田 隆 彦 議員

以上、3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、去る5月26日、議会運営委員会が開催されましたので、その結果について議会運営委員長より報告願います。

佐藤睦郎議員。

〔佐藤睦郎議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤睦郎議員） おはようございます。去る5月26日、議会運営委員会が開催されましたので報告いたします。

6月定例会の会期につきましては、本日6月2日から13日までの12日間に決定いたしまし

た。

提出案件につきましては、報告11件、議案15件、請願1件であります。

説明員としての出席者につきましては、市長はじめ21名でございます。

次に、一部採決でございますが、議案第28号から議案第29号までにつきましては、委員会付託を省略し、6月4日に討論・採決を行います。

次に、先ほど4月1日付人事異動に伴う課長級以上の職員の紹介がありましたが、課長補佐級以上の職員紹介につきましては、6月5日の各常任委員会の開会前に行います。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月13日までの12日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木深太郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月13日までの12日間と決しました。

◎報告第6号～報告第16号について

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第3、報告第6号から報告第16号までの報告書が提出されております。

提出されました報告11件につきましては、皆様のお手元に配付いたしてございますので、これにてご了承願います。

◎議案第28号及び議案第29号の上程・説明

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第4、議案第28号及び議案第29号を議題といたします。

議案第28号の提案理由の説明を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 議案第28号 専決処分の承認を求めることについてにつきまして説明申し上げます。

議案書の1ページから4ページ、議案参考資料の1ページを併せてご覧ください。

提案理由でございますが、地方税法等の改正に伴い、条例の整備を図るため、三郷市税条例の一部を改正する条例を令和7年3月31日に専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

主な改正内容でございますが、軽自動車税の種別割税率区分に、総排気量125cc以下で、かつ最高出力が4.0キロワット以下のものを、2輪の原動機付自転車に追加しております。

また、軽自動車税種別割の減免申請において提示を求める運転免許証に、免許情報が記載されたマイナンバーカード、いわゆるマイナ免許証を追加したものでございます。

附則といたしましては、施行期日が令和7年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第29号の提案理由の説明を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 議案第29号 専決処分の承認を求めることについてにつきまして説明申し上げます。

議案書5ページをお開き願います。

提案理由でございますが、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の賦課期日が令和7年4月1日であることから、三郷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和7年3月31日に専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

改正内容でございますが、国民健康保険税の低所得者に係る軽減対象所得基準額を引き上げ、5割、2割軽減の軽減対象を拡大するものでございます。

7ページをお願いいたします。

引上げの額でございますが、5割軽減については、第19条第1項第2号に規定するとおり、「29万5,000円」を「30万5,000円」に、2割軽減については、第3号に規定するとおり、「54万5,000円」を「56万円」にそれぞれ改めるものでございます。

附則といたしましては、施行期日は令和7年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第30号～議案第37号の上程・説明

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第5、議案第30号から議案第37号までを議題といたします。

議案第30号から議案第32号までの提案理由の説明を求めます。

松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監（松本義博） 私からは、議案第30号から議案第32号につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第30号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書8ページ、議案参考資料2ページを併せてご覧ください。

提案理由でございますが、（仮称）南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事（建築）請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、本工事契約につきましては、令和6年6月議会におきまして議決をいただいたものでございます。

変更契約の内容でございますが、履行期限を令和8年3月13日から、令和8年10月30日まで延長し、契約金額を14億7,400万円から3,170万2,000円増額し、15億570万2,000円とするものでございます。

次に、変更理由についてご説明申し上げます。

まず、履行期限の延長でございますが、令和6年度に新築工事に着工した際、令和5年度に実施した盛土造成工事において使用した盛土材から、環境基準値を超える数値が判明したことから、埼玉県越谷環境管理事務所と調整の下、全面的な土壌調査等を実施し、適切な盛土材の撤去を行い、その後埋め戻し工事を行っております。

このことにより、令和6年9月から令和7年3月までの間新築工事を一時中止したことから、約7か月間工期を延長するものでございます。

次に、契約金額の増額でございますが、公共工事設計労務単価等の上昇に伴い、三郷市建設工事請負契約約款第26条第6項に規定するインフレスライド条項に基づき、受注者から残

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

工事に係る請負代金額の変更について請求があり、これに対応するものでございます。

続きまして、議案第31号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書9ページ、議案参考資料3ページを併せてご覧ください。

提案理由でございますが、（仮称）南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事（機械）請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、本工事契約につきましては、令和6年9月議会におきまして議決をいただいたものでございます。

変更契約の内容でございますが、履行期限を令和8年2月27日から、令和8年10月30日まで延長し、契約金額を4億3,835万円から524万7,000円増額し、4億4,359万7,000円とするものでございます。

変更理由でございますが、履行期限の延長につきましては、議案第30号における建築工事が延期された影響により工期を延長するものでございます。

契約金額の増額につきましては、議案第30号と同様により、インフレスライド条項に基づき、受注者から残工事に係る請負代金額の変更について請求があり、これに対応するためでございます。

続きまして、議案第32号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書10ページ、議案参考資料4ページを併せてご覧ください。

提案理由でございますが、（仮称）南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事（電気）請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、本工事契約につきましては、令和6年9月議会におきまして議決をいただいたものでございます。

変更契約の内容でございますが、履行期限を令和8年2月27日から、令和8年10月30日まで延長し、契約金額を4億953万円から733万7,000円増額し、4億1,686万7,000円とするものでございます。

変更理由でございますが、履行期限の延長につきましては、議案第30号における建築工事が延期された影響により工期を延長するものでございます。

契約金額の増額につきましては、議案第30号と同様により、インフレスライド条項に基づき、受注者から残工事に係る請負代金額の変更について請求があり、これに対応するため

ございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第33号の提案理由の説明を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 議案第33号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書の11ページ、議案参考資料の5ページを併せてご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、三郷市役所本庁舎空調設備改修工事（その5）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

契約内容でございますが、工事名は、三郷市役所本庁舎空調設備改修工事（その5）、工事場所は、三郷市花和田648番地1、履行期限は令和8年6月26日、契約金額は2億3,474万円、契約の相手方は、三郷市早稲田四丁目21番地5、倉持電気株式会社、代表取締役 瀧澤由樹氏でございます。

次に、工事の概要についてご説明申し上げます。

議案参考資料の6ページをご覧ください。

市役所本庁舎の空調設備改修につきましては、令和4年度より最上階の7階から下層階に順次進めておりまして、今回の工事は1階及び地下1階の機械室部分について改修を行うものでございます。

工事は、通常業務や議会運営に支障がないように進め、令和8年6月に完了予定でございます。

なお、今回の工事で本庁舎の空調設備の改修工事は全て完了になります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第34号から議案第37号までの提案理由の説明を求めます。

西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 順次ご説明いたします。

初めに、議案第34号 工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。

議案書12ページ、議案参考資料7ページを併せてご覧ください。

提案理由でございますが、三郷市立早稲田小学校外部等改修工事請負契約を締結したいの

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

契約の内容でございますが、工事名は、三郷市立早稲田小学校外部等改修工事、工事場所は、三郷市三郷三丁目2番地1でございます。

履行期限は令和8年2月13日、契約金額は1億5,180万円でございます。

契約の相手方は、三郷市采女一丁目229番地5、株式会社稲垣組、代表取締役 稲垣知勝氏でございます。

次に、工事の概要につきましてご説明申し上げます。

議案参考資料8ページをご覧ください。

改修対象建物は、配置図の網かけの部分でございます。

外壁改修工事につきましては、外壁塗装のほか、堅樋の改修を実施してまいります。

外構改修工事につきましては、段差解消のためのスロープを新設してまいります。

屋上防水改修工事につきましては、校舎屋上などの防水層の劣化対応として防水工事を実施してまいります。

次に、議案第35号 工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。

議案書13ページ、議案参考資料9ページを併せてご覧ください。

提案理由でございますが、三郷市立前谷小学校外部等改修工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

契約の内容でございますが、工事名は、三郷市立前谷小学校外部等改修工事、工事場所は、三郷市戸ヶ崎二丁目600番地でございます。

履行期限は令和8年2月13日、契約金額は2億515万円でございます。

契約の相手方は、三郷市栄一丁目176番地、和光建設株式会社三郷支店、支店長 昇和則氏でございます。

次に、工事の概要につきましてご説明申し上げます。

議案参考資料10ページをご覧ください。

改修対象建物は、配置図の網かけの部分でございます。

主な工事の内容といたしましては、早稲田小学校と同様、外壁改修工事、外構改修工事、屋上防水改修工事を実施してまいります。

次に、議案第36号 工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

議案書14ページ、議案参考資料11ページを併せてご覧ください。

提案理由でございますが、三郷市立高州東小学校外部等改修工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

契約の内容でございますが、工事名は、三郷市立高州東小学校外部等改修工事、工事場所は、三郷市高州二丁目409番地でございます。

履行期限は令和8年2月13日、契約金額は3億3,000万円でございます。

契約の相手方は、三郷市上ロー一丁目54番地13コーポローザンヌB棟2号室、株式会社松永建設三郷営業所、所長 棚瀬貴之氏でございます。

次に、工事の概要につきましてご説明申し上げます。

議案参考資料12ページをご覧ください。

改修対象建物は、配置図の網かけの部分でございます。

主な工事の内容といたしましては、早稲田小学校及び前谷小学校と同様、外壁改修工事、外構改修工事、屋上防水改修工事を実施してまいります。

なお、児童の安全や教育環境に十分配慮の上、工事エリアを区分しながら工事を進めてまいります。

続きまして、議案第37号 工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。

議案書15ページ、議案参考資料13ページを併せてご覧ください。

提案理由でございますが、三郷市立幸房小学校第2児童クラブ増築工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

契約の内容でございますが、工事名は、三郷市立幸房小学校第2児童クラブ増築工事、工事場所は、三郷市中央五丁目15番地19でございます。

履行期限は令和8年2月26日、契約金額は2億4,200万円でございます。

契約の相手方は、三郷市采女一丁目80番地2、株式会社社会澤工務店三郷営業所、取締役三郷営業所長 會澤りえ子氏でございます。

次に、工事の概要につきましてご説明申し上げます。

議案参考資料14ページ、15ページをご覧ください。

今回増築する建物は、配置図の網かけの部分でございます。

延べ床面積550.68平方メートル、児童クラブ室5部屋の軽量鉄骨造2階建ての施設を増築

するものでございます。

なお、児童クラブの利用者の安全に十分配慮の上、工事エリアを区分して工事を進め、4月開設を予定しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議案第38号～議案第41号の上程・説明

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第6、議案第38号から議案第41号までを議題といたします。

議案第38号及び議案第39号の提案理由の説明を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 議案第38号及び議案第39号につきまして、順次ご説明いたします。

初めに、議案第38号 三郷市税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書16ページから21ページ、議案参考資料16ページから23ページを併せてご覧ください。提案理由でございますが、地方税法等の改正に伴い、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものでございます。

主な改正内容でございますが、まず、市税に係る公示送達の方法について、市の掲示場での掲示のほか、インターネット等でも閲覧可能とするものでございます。

次に、市民税でございますが、19歳以上23歳未満の、いわゆる大学生年代の者に係る所得控除として、特定親族特別控除を追加するものでございます。

次に、固定資産税でございますが、特定マンションに係る減税措置につきまして、各戸個別の申告を要していたものから、管理組合の管理者等が代表して書類を提出する場合にも適用する規定を新設するものでございます。

次に、市たばこ税でございますが、加熱式たばこの課税について、重量を基準としてたばこの本数を換算する方法を、新たに特例として設けるものでございます。

なお、附則のうち、施行期日につきましては、市民税に係る改正規定は令和8年1月1日から、市たばこ税に係る改正規定は令和8年4月1日から、公示送達に係る改正規定は、「地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日」から施行し、

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

その他につきましては、公布の日から施行するものでございます。

また、市たばこ税に関する経過措置といたしまして、令和8年4月1日から同年9月30日までの間は、現在の方法による本数と改正後の方法により換算した本数に、それぞれ0.5を乗じたものの合算を加熱式たばこの本数とするものでございます。

続きまして、議案第39号 三郷市都市計画税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の22ページ、議案参考資料の24、25ページを併せてご覧ください。

提案理由でございますが、地方税法の改正に伴い、条例の整備を図りたいので、この案を提出するものでございます。

改正内容でございますが、引用する条文に項ずれが生じたための規定の整理でございます。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第40号の提案理由の説明を求めます。

浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 議案第40号 三郷市土砂のたい積の規制に関する条例を廃止する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書23ページをお開き願います。

議案参考資料26ページ以降を併せてご覧いただければと存じます。

初めに、提案理由でございますが、埼玉県が宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域に三郷市全域を指定し、土石の堆積に関する工事に係る規制を開始することに伴い、条例を廃止したいので、この案を提出するものでございます。

附則でございますが、初めに、施行期日につきましては、令和7年7月1日から施行するものでございます。

次に、経過措置につきましては、現に市条例で許可を受けている土砂のたい積に関する許可の変更・取消し・罰則等の規定の適用について、従前の例による旨の規定を設けております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第41号の提案理由の説明を求めます。

浮田勝之水道部長。

〔浮田勝之水道部長 登壇〕

○水道部長（浮田勝之） 議案第41号 三郷市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書25ページ及び議案参考資料28ページを併せてご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、建設業法施行令の改正により、規定の整理を図りたいので、この案を提出するものでございます。

改正内容でございますが、建設業法施行令の改正に伴う引用条文の整理でございます。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎議案第42号の上程・説明

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第7、議案第42号を議題といたします。

議案第42号の提案理由の説明を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 議案第42号 令和7年度三郷市一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書2ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ6,170万2,000円を追加し、総額を625億6,170万2,000円とするものでございます。

第2条継続費の補正、第3条債務負担行為の補正及び第4条地方債の補正につきましては、5ページ以降をご覧ください。

第2表継続費補正でございますが、南部地域拠点防災コミュニティ施設整備事業の土壌調査に係る費用を追加するものでございます。

6ページの第3表債務負担行為補正でございますが、住民基本台帳事務事業で購入する住基ネット端末に係るネットワーク機器の賃貸借のために設定するものでございます。

7ページをお開き願います。

第4表地方債補正につきましては、南部地域拠点防災コミュニティ施設整備事業や老人福

祉センター等管理運営事業に係る地方債でございます。

10、11ページをお開き願います。

2歳入でございます。

社会資本整備総合交付金（南部地域拠点防災コミュニティ施設分）につきましては、国庫補助の交付額の変更に伴い、補正するものでございます。

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、生活保護事務（経理・管理）に係る国庫補助金、障害者自立支援給付支払等システム改修事業費補助金は、障害福祉サービス給付事業に係る国庫補助金でございます。

三郷市財政調整基金繰入金につきましては、事業費の財源として財政調整基金から繰り入れられるものであり、補正後の財政調整基金の残高は約3億9,000万円を見込んでおります。

12、13ページをお開き願います。

3歳出でございます。

文化施設管理等事業につきましては、高州地区体育館の空調設備を修繕するための設計費を計上するものでございます。

1つ飛びまして、住民基本台帳事務事業につきましては、マイナンバーカード電子証明書関連業務を市内4か所の郵便局に委託するため、住基ネット端末の購入等を行うものでございます。

障害福祉サービス給付事業につきましては、障害福祉サービスにおける報酬請求システムの介護給付費等単位数サービスコードの修正に伴い、システム改修を行うものでございます。

老人福祉センター等管理運営事業につきましては、三郷市立老人憩いの家やすらぎ荘跡地の返還に伴う原状回復を行うための費用を計上するものでございます。

生活保護事務（経理・管理）につきましては、次ページにわたりますが、国の制度改正に伴い、システム改修を行うものでございます。

勤労者体育館管理事業につきましては、勤労者体育館の空調設備を修繕するための設計費を計上するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎散会の宣告

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

散会 午前11時02分

開議 午前10時21分

◎開議の宣告

○議長（鈴木深太郎議員） おはようございます。ただいまから令和7年6月三郷市議会定例会第3日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（鈴木深太郎議員） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

また、請願第2号の紹介議員の追加がございましたので、紹介議員を追記した請願文書表を皆様のお手元に配付してございます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第28号及び議案第29号の質疑

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第1、これより議案第28号及び議案第29号に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第28号及び議案第29号に対する質疑を終結いたします。

◎議案第28号及び議案第29号の委員会付託省略

○議長（鈴木深太郎議員） お諮りいたします。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

議案第28号及び議案第29号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木深太郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号及び議案第29号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時22分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第28号及び議案第29号の討論・採決

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第2、議案第28号及び議案第29号に対する討論・採決を行います。

議案第28号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第28号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第28号 専決処分の承認を求めることについて、本案を原案のとおり承認することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第29号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第29号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第29号 専決処分承認を求めることについて、本案を原案のとおり承認することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第30号～議案第41号の質疑

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第3、これより議案第30号から議案第41号までに対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

8番、佐藤智仁議員。

〔8番 佐藤智仁議員 登壇〕

○8番（佐藤智仁議員） おはようございます。それでは、私からは議案第35号 工事請負契約の締結について、3点質疑を行いたいと思います。

1点目が、工事のスケジュールについて詳細にお答えください。

2点目が、工事期間中の安全対策についてはどのようになるのかお答えください。

3点目が、今回学校の塗装が行われますけれども、デザインなどについてはどのようになるのかお答えください。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 佐藤智仁議員の質疑に対する答弁を求めます。

西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 佐藤智仁議員の質疑に順次お答えいたします。

議案第35号 工事請負契約の締結についての1、スケジュールでございますが、令和7年6月に着工し、令和8年2月竣工の9か月を予定しております。

次に、2、工事中の安全対策でございますが、児童がいない夏季休業中を中心に進めると

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

ともに、学期中は児童の安全や教育環境に十分配慮の上、工事区画を明確にし、こどもたちの安全に配慮しながら工事を進めてまいります。

次に、3、デザインでございますが、校舎外壁の塗装、デザインにつきましては、景観アドバイザーの助言を受け、ぬくもりのある落ち着いた外観とする予定でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で佐藤智仁議員の質疑を終わります。

9番、工藤智加子議員。

〔9番 工藤智加子議員 登壇〕

○9番（工藤智加子議員） 私からは、議案第34号、第36号及び第37号について順次質疑を行います。

議案第34号 工事請負契約の締結について、総務部長並びに学校教育部長に伺います。

初めに、入札はどのように行われたのでしょうか。入札方法についてご説明ください。何らかの条件が課せられている場合は、その詳細もお示しください。

次に、落札業者についてですが、本議案は株式会社稲垣組となっております。事業実績についてどのようになっているのかお示しください。

3点目は、工事の概要について学校教育部長に伺います。

「外壁塗装改修」とスロープの新設について詳細にですが、スロープについては新設理由と活用について詳しくお答えください。

続きまして、議案第36号 工事請負契約の締結についてです。

入札方法と随意契約までの経緯について総務部長に伺います。また、本契約の最低制限価格の積算根拠についてもお答えください。

最後の議案第37号 工事請負契約の締結については、入札方法と経緯の詳細を総務部長に伺います。

工事の概要については承知いたしました。スケジュールはどのようになるのか、児童への対応についても学校教育部長にお答えをいただきたいと思っております。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 工藤智加子議員の質疑に対する答弁を求めます。

平川俊之総務部長。

〔平川俊之総務部長 登壇〕

○総務部長（平川俊之） 工藤議員の質疑に順次お答えいたします。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

初めに、議案第34号 工事請負契約の締結についての1、入札方法と経緯を詳細にですが、「入札参加者の資格等に関する規程」により、建築工事業でA級またはB級に格付された者の中から、特定建設業許可である者、三郷市内・吉川市内に本店または支店を有する者、県内自治体を発注者とする請負額8,000万円以上の建築工事の受注実績がある者などを入札参加の条件とし、5月12日に事後審査型の制限付一般競争入札を執行いたしました。

その後、落札候補者の入札参加資格を審査し、資格が満たされていることが確認されたので、落札決定を行い、5月22日付で仮契約を締結したところでございます。

次に、2、落札事業者の実績はでございますが、株式会社稲垣組が受注した過去の建築工事の実績を申し上げます。

令和6年度、岩野木老人福祉センター大規模改修工事（建築）、令和4年度、消防団第六分団第3班機械器具置場新築解体工事などがございます。

続きまして、議案第36号 工事請負契約の締結についての1、入札方法と随意契約までの経緯はでございますが、先ほどの議案第34号と同様のスケジュールで、制限付一般競争入札を執行したところ、いずれの業者も予定価格を超過しており、再度の入札においても落札候補者がなかったことから、地方自治法施行令の規定により、見積り合わせによる随意契約をしたところでございます。

次に、2、最低制限価格の積算根拠はでございますが、中央公共工事契約制度運用連絡協議会が定めるモデルに準拠し、予定価格の積算基礎となる直接工事費や共通仮設費等の金額にそれぞれ割合を乗じて算出をしております。

続きまして、議案第37号 工事請負契約の締結についての1、入札方法と経過を詳細にでございますが、議案第34号及び議案第36号と同様、5月12日に事後審査型の制限付一般競争入札を執行いたしました。その後、落札候補者の入札参加資格を審査し、資格が満たされていることが確認されたので、落札決定を行い、5月22日付で仮契約を締結したところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 工藤智加子議員の質疑に順次お答えいたします。

議案第34号 工事請負契約の締結についての3、工事概要の外壁塗装改修・スロープ新設について詳細にでございますが、外壁塗装改修につきましては、外壁、ベランダ、外階段の

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

クラックや欠損部の補修を行い、外壁面の全面的な塗装を行います。また、窓枠のシーリング打ち替えや堅樋の塗装、改修も併せて実施してまいります。

スロープ新設につきましては、車椅子利用者などの移動がスムーズにできるように、段差解消のための東側昇降口、それから校舎から屋内運動場、校舎から児童クラブ間の渡り廊下に設置してまいります。

次に、議案第37号 工事請負契約の締結についての2、工事のスケジュールを詳細にございますが、工事期間は令和7年6月から令和8年2月までの9か月間を予定しております。夏の期間に基礎部分に関する工事を行い、秋になりましたら、建物部分の工事を開始する予定でございます。

なお、今月中に工事区間を明確にするための仮囲いを行うことで、子どもたちの安全に配慮をしながら工事を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 工藤智加子議員。

○9番（工藤智加子議員） ご答弁ありがとうございました。それでは、学校教育部長に2点再質疑をさせていただきます。

まず、議案第34号 工事請負契約の締結についてでございます。

外壁塗装の改修については承知いたしました。私どもはこれまで学校などの公共施設については、いわゆる地球温暖化に対応するべく省エネだとか、それから再生可能エネルギーを利活用、これを進めていただきたいというふうに提案をしてくれているわけなんですけれども、同時に文部科学省も既存の施設のエコ改修を含めた環境を考慮した学校施設、いわゆるエコスクールというふうに呼んでいるようなんですが、この整備を一層推進することが必要だという方針を打ち出しています。

外装の改修、全面ということでありましたけれども、特にこのエコスクールの取組の具体化としては、断熱化を提唱といいますか、具体的な取組に挙げられているんですけども、今回のこの外装の改修のときに、断熱化についてはどのような検討がされたんでしょうか。検討されなかったのであれば、その理由、検討したけれども採用しなかったのであれば、その理由についてそれぞれご説明いただきたいと思っております。

それから、2点目なんですけれども、議案第37号 工事請負契約の締結についてでございます。

ご説明があったように、工事のスケジュールについては、当然保護者の皆様には説明会な

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

どを通してご説明いただいているというふうに思うんですけども、その辺の開催状況と、保護者からのご意見などありましたら教えていただきたいと思います。ご意見に対する対応などありましたらお願いいたします。

以上で質疑を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 工藤智加子議員の再質疑に対する答弁を求めます。

西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 外壁塗装に当たって、省エネ化等の検討をしたのかという質疑だったと思いますが、今回の工事は、屋上や外壁などの安全対策を優先しており、断熱等の省エネ対策については対象としないという検討をさせていただいております。

また、保護者に対する説明会の実施状況は、また、保護者から安全に関する問合せの状況はということについてですが、初めに、保護者に対する説明会の実施状況についてお答えいたします。

保護者に対する説明会に先立ちまして、令和7年1月に在籍児童の保護者向けに、令和7年2月には新規での幸房小学校児童クラブ在籍児童の保護者向けに増築工事の実施についての通知を差し上げております。

また、令和7年3月1日、入室説明会を実施し、改めて今後の幸房小学校第2児童クラブの整備に関する補足事項の説明をいたしました。

次に、保護者からの安全に関する問合せの状況についてお答えいたします。

現時点におきまして、幸房小学校第2児童クラブの安全に関する問合せはございませんが、今後も安全に配慮した取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で工藤智加子議員の質疑を終わります。

7番、深川智加議員。

〔7番 深川智加議員 登壇〕

○7番（深川智加議員） それでは、議案第30号、第33号、第38号について質疑をいたします。

まず、議案第30号 工事請負変更契約の締結について質疑をいたします。

この議案は、（仮称）南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事の建築について、履行期限と契約金額を変更するものです。契約金額の変更についてお聞きしたいと思います。

3,170万2,000円の増額で、変更後の契約金額は15億570万2,000円となりますが、1つ目は、

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

スライド額算出に採用した金額の変動前と変動後の基準日、金額の積算根拠をお示してください。

2つ目は、インフレスライド条項による急激なインフレーションを生じ、請負代金が著しく不適當となった場合をどのように判断し、手続はどのようにであったか伺います。

次に、議案第33号 工事請負契約の締結について質疑をいたします。

この議案は、市役所本庁舎空調設備改修工事（その5）について請負契約を締結するものです。契約金額は2億3,474万円、契約の相手は倉持電気株式会社であります。1つ目として、業者選定の経緯はどのようなか伺います。

2つ目として、空調設備改修工事ということではあります。工事内容を詳細にお答えください。

次に、今回の改修工事は、各種手続などで多くの市民が来庁される1階での作業になりますが、3として、どのようなスケジュールか、4として、安全対策をどう考えているかお聞きします。

5つ目になりますが、省エネやコスト削減の効果についてはどう考えているのか伺います。

次に、議案第38号 三郷市税条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

この議案は、地方税法等の改正により条例の整備を図るものですが、まず、1として、地方税の主な改正内容はどのようなか伺います。

2つ目は、新たに盛り込まれた特定親族特別控除、特定扶養控除の内容を詳細にお答えください。

次に、加熱式たばこに関することについてです。

国たばこ税で、加熱式たばこの税率が引き上げられます。これに伴い、地方たばこ税でも課税方式を同じように改正するもので、増税となります。3つ目として、加熱式たばこの課税方式の見直しによる影響額の見込みはどのようなかお聞きします。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 深川智加議員の質疑に対する答弁を求めます。

松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監（松本義博） 深川議員の質疑に順次お答えいたします。

議案第30号 工事請負変更契約の締結について。

初めに、1、スライド額算出に採用した金額の変動前と変動後の基準日、金額の積算根拠

をでございますが、基準日につきましては、令和7年4月1日でございます。

積算根拠につきましては、三郷市建設工事請負契約約款第26条第6項に関する運用基準に基づき、基準日時点の建築資材、労務単価等を反映させた変動後残工事代金額から変動前残工事代金額を引いた金額に、受注者の負担分として変動前残工事代金額の100分の1を引くことで、今回の増額分を算出したものでございます。

次に、2、インフレスライド条項による急激なインフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となった場合をどのように判断し、手続はどのようであったかでございますが、令和7年3月に国土交通省が公表する公共工事設計労務単価が改定され、賃金水準の変動があったこと、また、変更を要求した日から工期が2か月以上残っていること、及び変動後の残工事代金額と変動前の残工事代金額との差額が、変動前の残工事代金額の1%を超えていることから、インフレスライド条項を適用することといたしました。

手続につきましては、受注者から変更の請求について書面にて協議の申出があり、その後、市において変動後のスライド額を精査し、受注者と書面にて協議を行った後に変更契約を締結する流れとなっております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 平川俊之総務部長。

〔平川俊之総務部長 登壇〕

○総務部長（平川俊之） 深川議員の質疑にお答えいたします。

議案第33号 工事請負契約の締結についてのうち、1、業者選定の経緯はについてお答えいたします。

建設業法に定める経営事項審査の総合評定値が800点以上で、三郷市内に本店または支店を有する者、建設業の許可が特定建設業の許可である者、及び監理技術者を専任で配置できる者を入札参加の条件とし、5月12日に事後審査型の制限付一般競争入札を執行いたしました。

その後、落札候補者の入札参加資格を審査し、資格が満たされていることが確認されたので、落札決定を行い、5月22日付で仮契約を締結したところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 深川議員の質疑に順次お答えいたします。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

まず、議案第33号 工事請負契約の締結についての、初めに、2、工事内容を詳細にございますが、令和4年度から実施しております本庁舎空調改修工事と同様に、今回は市役所本庁舎1階及び地下1階の老朽化している空調設備について、灯油炊き集中方式から電気個別方式に改修するものでございます。

次に、3、どのようなスケジュールかと、4、安全対策をどう考えているかにつきましてに関連がございますので、一括してお答えいたします。

今回の工事の対象箇所の大半は、執務室及び来庁者の待合スペースであることから、市民サービスの低下や各課の業務への影響を最小限にとどめることはもとより、利用者の安全を第一に考慮し、工事は原則として開庁日には実施せず、主に閉庁日である土曜日、日曜日に実施する予定でございます。

工事実施中は、工事受注者に対し事故防止対策を徹底させることはもちろんのこと、工事のスケジュール及び実施内容についても常に共有を図り、連携の取れる体制を構築いたします。

なお、本格的な工事は、今年度夏季の冷房運転稼働期間終了後に開始することとしており、冬季はこれまでと同様、仮設の暖房機器を設置するなど、執務環境等に配慮しながら工事を進め、令和8年6月の完了を予定しております。

次に、5、省エネやコスト削減の効果についてどのように考えているかでございますが、今回の工事においても、これまでと同様に資源エネルギー庁が示す省エネ基準を満たす機器を設置することとしております。

また、集中方式から個別稼働方式に変更することにより、使用している事務室等でのみ空調を使用することができることから、省エネやコスト削減につながるものと考えております。

続きまして、議案第38号 三郷市税条例の一部を改正する条例の質疑に順次お答えいたします。

初めに、1、地方税法の主な改正内容はでございますが、今回、地方税法では、主に次の3点の改正が行われております。1点目は、給与所得控除の55万円から65万円への引上げ、2点目は、19歳以上23歳未満のこどもなど、いわゆる大学生年代の者に係る特定親族特別控除の新設、3点目は、扶養親族同一生計配偶者等に係る所得要件の48万円から58万円への引上げでございます。

次に、2、新たに盛り込まれた特定親族特別控除、特定扶養控除の内容を詳細にございますが、扶養控除の対象となっているこどものうち、19歳以上23歳未満の者を特定扶養親族

と規定しております。

今回の税制改正では、さきの3点目で申し上げましたとおり、特定扶養親族に係る所得要件が58万円に引き上げられております。新設されました特定親族特別控除は、被扶養者である19歳以上23歳未満のこどもの所得が、58万円を超え123万円以下の場合でも、扶養義務者に対して控除するものでございます。

特定親族特別控除の控除額につきましては、被扶養者である19歳以上23歳未満のこどもの所得が、58万円を超え95万円以下までは45万円、以下、所得が95万円を超えて123万円以下までは、その所得額に応じ、段階的に3万円までとなっております。

次に、3、加熱式たばこの課税方式の見直しによる影響額の見込みはでございますが、今回の地方税法の改正に当たり、総務省において税制改正による増収見込額を試算しており、この数値に基づき、本市の税収の影響額を試算いたしますと、年間約1,200万円程度の増額になると見込んでおります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で深川智加議員の質疑を終わります。

5番、一色雄生議員。

〔5番 一色雄生議員 登壇〕

○5番（一色雄生議員） それでは、通告に従いまして質疑を行います。

議案第32号 工事請負変更契約の締結について伺います。

議案書の10ページをお開きください。

（仮称）南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事の電気についての工事の履行期限が、令和8年10月30日に変更になっていますが、こちらの工期日程についてお答えください。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 一色雄生議員の質疑に対する答弁を求めます。

松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監（松本義博） 一色議員の質疑にお答えいたします。

議案第32号 工事請負変更契約の締結について、工事の工期日程についてでございますが、今回の工期の変更としては、令和6年9月17日から令和8年2月27日までとした履行期間を、令和6年9月17日から令和8年10月30日までに変更するものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 一色雄生議員。

○5番（一色雄生議員） ご答弁ありがとうございました。それでは、再質疑をさせていただきます。

先ほどご答弁をいただいた工期日程と、深川議員から議案第33号の工期日程についてお答えいただいたと思うんですけども、どちらも倉持電気株式会社による工事であり、工期日程が、議案第33号の本庁舎が令和8年6月26日、今回の議案第32号の（仮称）南部地域拠点防災コミュニティ施設が令和8年10月30日であり、工期日程が重なる部分があると思うのですが、これはどのようにして工事を行うのか、その工事の詳細についてお答えください。よろしくお願いたします。

以上で終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 一色雄生議員の再質疑に対する答弁を求めます。

松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監（松本義博） 一色議員の再度の質疑にお答えいたします。

各工事において、工期の重複期間が生じて両工事に支障はないのかというようなご質疑であったかと思いますが、現場の実際の作業につきましては、それぞれの工事において下請業者が行うため、別の業者の対応になるものと考えております。

また、同業者になった場合でも、受注者が同時期に同業種の工事とならないよう工程調整をするものと想定しており、支障はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で一色雄生議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

これにて議案第30号から議案第41号までに対する質疑を終結いたします。

◎議案第30号～議案第41号の委員会付託

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第4、これより議案第30号から議案41号までの委員会付託を行います。

議案第30号から議案第41号までにつきましては、皆様のお手元に配付いたしてあります議

案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託をいたします。

◎議案第42号の質疑

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第5、これより議案第42号に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

4番、宇治由紀子議員。

〔4番 宇治由紀子議員 登壇〕

○4番（宇治由紀子議員） それでは、議案第42号 令和7年度三郷市一般会計補正予算（第1号）について質疑をいたします。

補正予算書の12、13ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、20目文化施設費、文化施設管理等事業、こちらの事業は高州地区体育館の空調設備の改修とのことでしたが、事業の詳細をご説明ください。地域振興部長にご答弁をお願いいたします。

続きまして、同じ12、13ページになりますが、3款民生費、1項社会福祉費、8目老人福祉センター費、老人福祉センター等管理運営事業、こちらの事業につきまして、詳細を2点伺いたくお願いいたします。

1つは、返還に至った経緯についてご説明ください。

2つ目として、工事の内容について詳細をお知らせください。こちら、いきいき健康部長をお願いいたします。

続きまして、補正予算の14、15ページ、10款教育費、6項保健体育費、3目体育館費の勤労者体育館管理事業、こちらも勤労者体育館の空調設備の改修とのことでしたが、事業の詳細を地域振興部長をお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木深太郎議員） 宇治由紀子議員の質疑に対する答弁を求めます。

小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（小暮 勲） 議案第42号 令和7年度三郷市一般会計補正予算（第1号）歳出について、宇治議員の質疑に順次お答えいたします。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

初めに、補正予算書12、13ページ、2款1項20目文化施設費、文化施設管理等事業の事業の詳細についてでございますが、高州地区体育館の空調設備は平成23年に設置され、定期的な点検を実施しておりますが、修繕実施時には、年数の経過により部品の調達が困難になってきております。

また、自主避難所開設時には、高州地区文化センターと一体の施設として利用されることから、避難所環境の向上、バドミントンや卓球など、気流の影響を受けやすい競技にも配慮した空調設備に更新するための設計業務費用を計上するものでございます。

なお、今年度に設計を行い、修繕に要する費用を把握した上で空調設備の更新を予定したいと考えております。

続きまして、補正予算書14、15ページ、10款6項3目体育館費、勤労者体育館管理事業の事業の詳細についてお答えいたします。

勤労者体育館の空調設備につきましても、高州地区体育館と同様に、平成23年に設置され、自主避難所開設時には、青少年ホームと一体の施設として利用されることから、予防的機能の保全を図る観点から、空調設備を更新するための設計業務費用を計上するものでございます。

なお、今後の予定につきましては、高州地区体育館と同様の予定で考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 宇治議員の質疑にお答えいたします。

補正予算書、ページ戻りまして、12、13ページ、3款1項8目、老人福祉センター等管理運営事業について、事業の詳細をでございますが、初めに、返還に至った経緯でございますが、老人憩いの家やすらぎ荘は、希望の郷交流センターに機能集約をしたことから、令和5年3月末に閉館し、令和5年度に建物の解体工事を完了いたしました。

敷地に併設する広場の利用は継続をしておりましたが、利用団体の減少や、借用を継続した場合の土地の維持管理や整備、利用の受付に係る人件費のほか、借用のための契約条件を変えた場合の賃借料の増などを勘案し、返還に至ったものでございます。

次に、工事の内容を詳細にでございますが、UR都市機構に土地を返還するに当たり、当該土地を原状回復する必要があることから、土留めのための擁壁やフェンス、駐車場、U字溝、地中内の埋設管、雨水ます、残土や植栽等の除去を工事の内容としてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で宇治由紀子議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

これにて議案第42号に対する質疑を終結いたします。

◎議案第42号の委員会付託

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第6、これより議案第42号の委員会付託を行います。

議案第42号につきましては、皆様のお手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託をいたします。

◎請願第2号の委員会付託

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第7、これより請願第2号の委員会付託を行います。

請願第2号につきましては、皆様のお手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、健康福祉常任委員会へ付託をいたします。

◎散会の宣告

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

散会 午前11時06分

開議 午前10時15分

◎開議の宣告

○議長（鈴木深太郎議員） おはようございます。ただいまから令和7年6月三郷市議会定例会第9日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（鈴木深太郎議員） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

次に、各常任委員長から委員会審査報告書が提出され、審査結果につきましては、こちらもお皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第30号～議案第41号の委員会審査報告

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第1、これより議案第30号から議案第41号までの委員会審査報告を行います。

議案第30号から議案第33号まで、議案第38号及び議案第39号の委員長報告を求めます。

総務常任委員長、渡邊雅人議員。

〔総務常任委員長 渡邊雅人議員 登壇〕

○総務常任委員長（渡邊雅人議員） おはようございます。ご報告いたします。

去る6月4日の本会議において、総務常任委員会に付託されました議案に対する審査の概要と結果について、順次ご報告申し上げます。

本委員会は6月5日、第1委員会室において全委員及び執行部並びに議会事務局職員出席

のもと開催いたしました。

それでは、議案第30号 工事請負変更契約の締結についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、インフレスライド条項に基づいた設計労務単価と材料費の上昇した割合はに対し、設計労務単価は、全国全職種の平均で約6%引き上げられており、材料費は、一般財団法人建設物価調査会によると、約3%上昇しているとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、工藤委員より賛成討論がありました。

採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第30号については原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 工事請負変更契約の締結についてご報告いたします。

執行部の説明を了承し、質疑、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第31号については、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 工事請負変更契約の締結についてご報告いたします。

執行部の説明を了承し、質疑、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第32号については原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 工事請負契約の締結についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、工期は1年間だが、日曜日の一部は開庁しており、閉庁日の土曜日・日曜日の作業で工期内に完了するのか、また、空調が利用できない期間の冬の寒さへの対応はに対し、過去に行った7階から2階までの工事実績、及び工事受注者への聞き取りを踏まえ工期を設定しており、期間内に工事は完了するものと考えている。冬期は各事務室や待合スペースなどに必要な数のファンヒーターを用意する契約内容となっているとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第33号については原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号 三郷市税条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、税制改正における課税最低ライン引上げの詳細はに対し、所得税の課税最低ラインは、給与所得控除と基礎控除の合計であり、それぞれの控除が10万円引き上げられ、いわゆる103万円の壁が20万円増の123万円となった。

なお、低所得者については、基礎控除に最高37万円が加算される。市民税の課税最低ラインは、給与所得控除と地域ごとに定められた基準額の合計であり、地域により異なる。給与所得控除が10万円増加したことで、三郷市における課税最低ラインは96万5,000円から106万

5,000円に引き上げられたとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、工藤委員より反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数。

よって、議案第38号については原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 三郷市都市計画税条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

執行部の説明を了承し、質疑、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第39号については原案を可決すべきものと決しました。

以上で1回目の報告を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第34号から議案第37号まで、及び議案第40号の委員長報告を求めます。

文教経済常任委員長、佐藤裕之議員。

〔文教経済常任委員長 佐藤裕之議員 登壇〕

○文教経済常任委員長（佐藤裕之議員） ご報告いたします。

去る6月4日の本会議におきまして、文教経済常任委員会に付託されました議案に対する審査の概要と結果について、順次ご報告申し上げます。

本委員会は6月5日、第3委員会室において全委員及び執行部並びに議会事務局職員出席のもと開催いたしました。

それでは、議案第34号 工事請負契約の締結についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第34号については原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 工事請負契約の締結についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、前谷小学校のベランダの手すり修繕について、鉄製のものではさびなどの劣化が心配されるが、新たに設置する手すりの材質はに対し、現在設置されている鉄製の手すりがさびて劣化しているため、アルミ製のものに交換する予定であるとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第35号については原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 工事請負契約の締結についてご報告いたします。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第36号については原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号 工事請負契約の締結についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、幸房小学校第2児童クラブ増築工事について、令和9年度に児童数がピークを迎え、その後、児童数の減少が予想される中で、リース方式をとらなかつた理由はに対し、リース方式は、歳出を数年にわたり平準化できるメリットがあるが、今回は、厚生労働省と埼玉県の補助金制度を利用するために、リース方式ではなく増築ということになったとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第37号については原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 三郷市土砂のたい積の規制に関する条例を廃止する条例についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、盛土規制法による県の区域指定に伴い、市の条例が廃止されるとのことだが、今後の許可・規制は全て県が行うことになるのかに対し、現在、市が許可しているものについては、その許可期限までは市が規制を行い、許可期限満了後も盛土等を継続したい場合の更新や、新たに盛土等を行う場合の申請については県が許可を行うこととなるが、今後も県と情報共有を行いながら、連携して指導・監督を行っていくとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第40号については原案を可決すべきものと決しました。

以上で第1回目の報告を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第41号の委員長報告を求めます。

建設水道常任委員長、佐々木修議員。

〔建設水道常任委員長 佐々木 修議員 登壇〕

○建設水道常任委員長（佐々木 修議員） ご報告申し上げます。

去る6月4日の本会議において、建設水道常任委員会に付託されました議案に対する審査の概要と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は6月5日、第4委員会室において全委員及び執行部並びに議会事務局職員出席のもと開催いたしました。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

それでは、議案第41号 三郷市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、これを終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第41号については原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時50分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第30号～議案第41号の委員長報告に対する質疑、

討論・採決

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第2、これより議案第30号から議案第41号までの委員長報告に対する質疑、討論・採決を行います。

議案第30号から議案第41号までの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第30号から議案第41号までの委員長報告に対する質疑を終結いたします。

討論・採決を行います。

議案第30号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第30号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第30号 工事請負変更契約の締結についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案可決と決しました。

議案第31号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第31号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第31号 工事請負変更契約の締結についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案可決と決しました。

議案第32号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第32号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第32号 工事請負変更契約の締結についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案可決と決しました。

議案第33号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第33号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第33号 工事請負契約の締結についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案可決と決しました。

議案第34号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第34号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第34号 工事請負契約の締結についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案可決と決しました。

議案第35号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第35号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第35号 工事請負契約の締結についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案可決と決しました。

議案第36号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第36号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第36号 工事請負契約の締結についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案可決と決しました。

議案第37号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第37号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第37号 工事請負契約の締結についての委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第37号は原案可決と決しました。

議案第38号の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

原案に反対、9番、工藤智加子議員。

〔9番 工藤智加子議員 登壇〕

○9番（工藤智加子議員） 議案第38号 三郷市税条例の一部を改正する条例について、日本共産党三郷市議団を代表し、反対討論を行います。

2025年度の地方税法改正の主な内容は、所得控除額が48万円から58万円に引き上がるものが盛り込まれましたが、個人住民税の基礎控除の引上げを見送り、給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円の引上げにとどまりました。

1995年以来30年間、課税最低限は据え置かれてきましたが、物価高騰が続く中、生計費非課税額の原則を徹底する意味でも、課税最低限の引上げは必要です。しかしながら、この改正による減税の恩恵は、年収110万円から190万円の給与所得者に限られ、給与所得190万円以上の年金生活者、フリーランス、個人事業主、非課税世帯などは取り残されます。

さらに、本議案では、所得控除の対象に19歳から23歳の大学生年代のこどもに係る新たな控除を創設するものです。こどもがアルバイトなどをしていた場合、前年度のバイト代が103万円以下であれば、親などの個人住民税から45万円が控除されましたが、この収入の上限を123万円まで拡大する新たな特別控除に加え、123万円以上から188万円の場合の扶養家族の控除額を定める仕組み、特定親族特別控除としています。

本来、大学生年代というのは、学費や生活費を心配せず、学業に専念できる支援が最優先に求められます。大学の授業料を引き上げる動きがある中、学費を稼ぐために学業がおろそかになってはいけません。まずは大学費の負担軽減を実施することが重要だと考える立場から反対します。

また、加熱式たばこの課税方式を見直し、たばこ税の負担が重くなる上、国たばこ税については、防衛力強化にその財源を活用するもので、容認できないことを指摘して討論といた

します。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で通告による討論は終わりました。

これにて議案第38号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第38号 三郷市税条例の一部を改正する条例の委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立多数であります。

よって、議案第38号は原案可決と決しました。

議案第39号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第39号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第39号 三郷市都市計画税条例の一部を改正する条例の委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第39号は原案可決と決しました。

議案第40号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第40号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第40号 三郷市土砂のたい積の規制に関する条例を廃止する条例の委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第40号は原案可決と決しました。

議案第41号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第41号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第41号 三郷市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第41号は原案可決と決しました。

◎議案第42号の委員会審査報告

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第3、これより議案第42号の委員会審査報告を行います。

議案第42号中、担当分の委員長報告を求めます。

総務常任委員長、渡邊雅人議員。

〔総務常任委員長 渡邊雅人議員 登壇〕

○総務常任委員長（渡邊雅人議員） それでは、議案第42号 令和7年度三郷市一般会計補正予算（第1号）中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、社会資本整備総合交付金が減額となった理由はに対し、埼玉県に確認したところ、コロナ禍が明け、事業が増加したことで、市町村からの要望額が増加したためである。本市の交付額は要望額の半額で2億7,020万円であるとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、工藤委員より賛成討論がありました。

採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第42号中、担当分については原案を可決すべきものと決しました。

以上で全ての報告を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第42号中、担当分の委員長報告を求めます。

健康福祉常任委員長、鳴海和美議員。

〔健康福祉常任委員長 鳴海和美議員 登壇〕

○健康福祉常任委員長（鳴海和美議員） ご報告いたします。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

去る6月4日の本会議において、健康福祉常任委員会に付託されました議案に対する審査の概要と結果について、順次ご報告申し上げます。

本委員会は6月5日、第2委員会室において委員6名及び執行部並びに議会事務局職員出席のもと開催いたしました。

それでは、議案第42号 令和7年度三郷市一般会計補正予算（第1号）中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、初めに、いきいき健康部担当分について。

老人福祉センター等管理運営事業について、解体費用が前回と今回を合わせると、合計で7,000万円ほどかかっているが、これほど多額の費用がかかるのであれば、市民のために利活用などを検討してもよかったのではないかに対して、一時的には多額の費用はかかるが、長期的な視点で見た場合、それ以上のコストがかかることから、検討の結果、このたびは原状回復し、返還ということを考えているとのことでした。

次に、やすらぎ荘の広場が利用できなくなることについて、これまで利用していた方々への説明はどのように行ったのかに対して、ペタンクの団体に関しては、参加者が高齢化して今後の活動は行わないという話を令和6年9月にいただいた。また、ゲートボールの団体に関しては、近くのURのグラウンド内で活動するため、跡地利用ができないことに関しては問題ないということ、令和6年10月に伺っているとのことでした。

やすらぎ荘跡地に係る今後のスケジュールはに対して、本定例会において、補正予算案の可決をいただければ、8月に設計の入札を行い、9月末までに設計を完了する予定である。その後、11月に工事の入札を行い、翌年の3月までに工事を完了する予定であるとのことでした。

次に、福祉部担当分について。

生活保護事務について、国の制度改正に伴うシステム改修ということであるが、その概要はに対して、生活保護のシステム改修については、厚生労働省が必要として求めるデータについて、現状では提供できないものを、今後、基準改定の際に提供できるようにするためのシステム改修であるとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第42号中、担当分については原案を可決すべきものと決しました。

これにて1回目の報告を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第42号中、担当分の委員長報告を求めます。

文教経済常任委員長、佐藤裕之議員。

〔文教経済常任委員長 佐藤裕之議員 登壇〕

○文教経済常任委員長（佐藤裕之議員） それでは、議案第42号 令和7年度三郷市一般会計補正予算（第1号）中、担当分についてご報告いたします。

執行部の説明後、質疑に入り、住民基本台帳事務事業について、郵便局でのマイナンバーカードの電子証明書更新業務はいつから始まるのかに対し、住基ネット端末が全国的に品薄で納期が判明しないため、現時点では開始時期を明言できないが、端末の準備が整い次第、郵便局との業務委託契約を行い、業務を開始することになるとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ、討論なく、採決の結果、全委員賛成。

よって、議案第42号中、担当分については原案を可決すべきものと決しました。

以上で全ての報告を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時11分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第42号の委員長報告に対する質疑、討論・採決

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第4、これより議案第42号の委員長報告に対する質疑、討論・採決を行います。

議案第42号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第42号の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

討論・採決を行います。

議案第42号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第42号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第42号 令和7年度三郷市一般会計補正予算（第1号）の各委員長報告は原案可決であります。

本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第42号は原案可決と決しました。

◎請願第2号の委員会審査報告

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第5、これより請願第2号の委員会審査報告を行います。

請願第2号の委員長報告を求めます。

健康福祉常任委員長、鳴海和美議員。

〔健康福祉常任委員長 鳴海和美議員 登壇〕

○健康福祉常任委員長（鳴海和美議員） それでは、請願第2号 日本医師会・6病院団体合同声明で示された診療報酬の期中改定と改善を国に求める請願書についてご報告いたします。

事務局の朗読後、意見を求めたところ、病院が地域からなくなってしまうということは、市民生活にとって影響が大きく、大変なことであるため、基本的にはこの請願には賛成である。ただ、他産業並みの賃上げを求めているのであれば、医療業界においても、同様に企業努力を行っていることが分かるよう、この請願書の中に盛り込むとよかったと思うとの意見や、多くの病院が深刻な経営難に陥っており、医療従事者の賃金も他産業と同じように上げることが難しくなっている。また、水道光熱費の経費などが増えている。そのため診療報酬の期中改定や物価上昇に適切に対応した診療報酬の仕組みを求めることに賛成であるとの意見や、三郷市としても、地域医療を守るためにも請願を通して国に訴えるべきであると考えたとの意見。さらに、今回の診療報酬を上げるということは、医療機関を救うということで、それに関しては反対をするものではないが、医療費が上がるということに直結し、高齢者にとっては命に関わる問題である。市民の負担を増やすような請願を採択する必要はないと考えたとの意見がありました。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

本請願に対する討論を求めたところ、深川委員より賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数。

よって、請願第2号については採択とすべきものと決しました。

以上で全ての報告を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時35分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎請願第2号の委員長報告に対する質疑、討論・採決

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第6、これより請願第2号の委員長報告に対する質疑、討論・採決を行います。

請願第2号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて請願第2号の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

討論・採決を行います。

請願第2号の討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

本請願に反対、5番、一色雄生議員。

〔5番 一色雄生議員 登壇〕

○5番（一色雄生議員） それでは、議長のお許しをいただきましたので、請願第2号 日本医師会・6病院団体合同声明で示された診療報酬の期中改定と改善を国に求める請願書について、反対の立場から討論いたします。

請願の趣旨には一定の理解を示します。本請願は、近年のエネルギー価格や物価の高騰を受け、地域の病院・診療所が深刻な経営難に直面していることから、診療報酬を年度途中で

も引き上げてほしいと国に求めるものです。

この背景には、現場で働く医療従事者の疲弊や、医療機関の閉鎖によって地域医療が弱体化するという危機感があります。その問題意識には共感しますし、医療崩壊を防ぐための何らかの対策は必要だと考えます。

しかし、報酬の期中改定は短期的な応急処置に過ぎないのではないのでしょうか。確かに、診療報酬の引上げには、医療機関の経営が改善され、医師・看護師の人材流出を防げる、急激な物価高やコスト増に対応でき、医療の質を維持できる一方で、重大なデメリットもあります。

財政に負担をかけ、将来的な保険料や税負担増につながるおそれがあるということ。人材不足や医療資源の偏りといった根本的な課題の解決にはつながらない。さらに、こうした臨時の引上げが制度化されると、将来的に物価が落ちついた場合でも報酬が下がらないという、一方向の制度リスクが残ります。

物価上昇には反応して報酬が上がるのに、物価下落時には下がる仕組みがない。これは財政の持続可能性を損なう懸念につながります。

このように、期中改定はあくまで一時しのぎであり、構造的な課題の解決策とは言えないのではないのでしょうか。医療機関は多ければよいわけではありません。必要なのは役割の見極めではないのでしょうか。

全国には約10万件以上の病院や診療所があり、これはコンビニの倍以上です。都市部では、特に内科や整形外科、歯科などの診療所が密集し、競争が非常に激しい地域もあります。このような地域では、似たような診療科が集中し過ぎているため、患者の取り合いによる競争が生じており、経営の見直しや再編が求められる場面もあるのが実情です。

したがって、こうした競争過多の地域では、医療機関の数がある程度整理されても、市民の医療アクセスに大きな支障は出にくいと考えます。

一方で、数が減ってしまうと、市民生活に深刻な影響を及ぼす医療機関もあります。夜間や休日に対応している救急クリニック、小児科や産科など、担い手が少なく代替が利かない専門診療、在宅医療や訪問診療など、高齢者を支える地域密着型の医療、地方や郊外で唯一の医療機関、つまり医療は数の多さではなく、役割の重要性和地域ニーズに基づいて評価すべきなのではないのでしょうか。全てを救うのではなく、必要な医療資源を選び、集中して守る戦略的な判断力が求められているのではないのでしょうか。

日本に必要なのは、報酬の引上げではなく、医療の再設計だと考えます。本国の医療体制

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

はまだまだ課題が多いのが実情です。特に、高度急性期や専門診療に対応できる中核病院の不足、小児、産科、救急といった地域で不可欠な医療資源が偏って存在していること。高齢化や人口増加に対して、在宅医療、訪問看護の体制が不十分であることなど、こうした課題に対して、診療報酬の一時的な引上げだけでは十分ではありません。必要なのは、持続可能で再設計された医療体制づくりだと考えます。

私たちのまちの未来には、大学病院や医療系大学との連携が必要ではないでしょうか。私たちが今こそ検討すべきは、大学病院や医療系大学との連携によって、専門医・研修医の安定的な派遣や高度医療の地域提供、若手医師が地域で学び根づく仕組みづくりといった医療拠点を日本中に形成することではないでしょうか。

さらに、在宅医療・訪問診療・救急アクセス支援・医療DXなども含めた包括的な医療再編戦略が必要です。

結びに、本請願に込められた医療機関の苦しみや切実な声には理解を示しつつも、私は、一時的な財政支援だけに頼るやり方では、日本の医療の未来は守れないと考えております。本当に必要なのは、医療の数を維持することではなく、国民の命を守るための質と機能を守り育てることだと考えます。

以上の理由から、私は本請願に反対の立場を表明いたします。

○議長（鈴木深太郎議員） 本請願に賛成、9番、工藤智加子議員。

〔9番 工藤智加子議員 登壇〕

○9番（工藤智加子議員） 請願第2号について、日本共産党三郷市議団を代表して賛成討論を行います。

本請願は、令和7年3月12日に日本医師会・6病院団体合同声明で示された診療報酬の期中改定と改善を国に求めてくださいという声明文に基づき、請願書として提出されたもので、市内57医療機関のうち32の医療機関の団体署名が添えられています。

日本医師会・6病院団体共同声明の主な内容は、病院をはじめとする医療機関の経営状況が著しく逼迫しており、賃金上昇と物価高騰、さらには日進月歩する医療の技術革新ができない。ある日突然、病院をはじめとした医療機関が地域からなくなってしまうとつぶられています。

全国公私病院連盟が昨年6月を対象とした病院運営実態分析調査を今年3月に発表しました。この調査は812の病院が回答しており、2024年6月分の総損益差額から見た赤字の病院は、463病院の80.1%にも及び、自治体病院では94.5%、その他の公的病院は73.7%、私的

病院は62%となっています。

赤字の主な原因は、1つには人口減少、2つ目には人材流出、3つ目には物価高騰によるものだと分析しており、診療報酬の改定で職員の処遇改善が行われましたが、全く世間の賃上げに追いついていないため、看護師を確保できずに病棟閉鎖をした病院もあり、経営難に拍車をかけているとしています。

加えて、物価高騰でカテーテルなどの医療材料の価格が高騰しているため、救急車を受け入れれば受け入れるほど赤字になると公立病院の院長が嘆いていると、全国公私病院連盟の邊見会長は述べています。

さらに、日本医師会と6病院団体の合同声明は、高齢化の伸びの範囲内に抑制するという社会保障予算の目安対応の廃止を求めており、高齢化の範囲外の伸びは認めないという財政フレームを廃止することです。

高齢化だけではなく、医療の日進月歩に伴う費用も増大しており、今の社会保障費は医療の現状に対応していない、国は公費を投入してほしいという要望であって、患者の負担増にはありません。

こうした危機的な状況は、三郷市内の医療機関も同様であり、請願書は自治体から国に求めてほしいという切実な願いです。

地域医療を支えてきた医療機関は、安心して子どもを産み育てるまちづくりや、住み慣れた地域で豊かに老いるなど、住民の生活を支える基本インフラです。新興感染症の感染拡大がいつ起きても対応し得るように、医療へのアクセスは人権の観点から、地域の実情を踏まえた余力と備えのある医療体制を整備する必要があるのではないのでしょうか。

請願の趣旨に賛同していただくようお願いを申し上げます、賛成討論といたします。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で通告による討論は終わりました。

これにて請願第2号の討論を終結いたします。

採決を行います。

請願第2号 日本医師会・6病院団体合同声明で示された診療報酬の期中改定と改善を国に求める請願書の委員長報告は採択であります。

本請願を採択することに賛成の皆様のご起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立多数であります。

よって、請願第2号は採択とすることに決しました。

◎市政に対する一般質問

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第7、これより市政に対する一般質問を行います。

通告により、順次発言を許します。

◇ 西 村 寿美枝 議 員

○議長（鈴木深太郎議員） 通告第1、11番、西村寿美枝議員。

〔11番 西村寿美枝議員 登壇〕

○11番（西村寿美枝議員） それでは、通告に従いまして、順次一般質問を行います。

初めに、1、高齢者問題、緊急通報システムについてお伺いいたします。

三郷市では、65歳以上のひとり暮らしの高齢者等のかたが、家庭内で急病やけがなど突発的な事故などがあつたときに、通報ボタンを押すだけで受診センターに通報され、緊急を要する場合には、消防本部に救急車等の出動を要請し、救助が図られる緊急通報システムを平成6年3月から導入しています。装置は市が月額200円で貸与しており、市民税非課税世帯は無料となっております。

先日、私は、70代のひとり暮らしの高齢者のかたからご相談を受けました。最近、固定電話は詐欺やセールスの電話が多く、家族との連絡は携帯電話で十分なため、固定電話を廃止した。ところが、これまで利用していた緊急通報システムは、固定電話がないと使えないため、残念ながら返却した。固定電話がなくても使える緊急通報システムはないでしょうか、このようなご相談でありました。

三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中で、介護保険外サービス利用者数の推移として、緊急通報システム事業の利用者数の推移が掲載されていますが、第8期と第9期の報告を見ますと、平成27年から令和元年までの利用者数はほぼ横ばいであったのに対して、令和2年以降は利用者数の減少が続いています。

この報告からも、私がお受けしたご相談者のように、固定電話を廃止したために緊急通報システムを返却したというケースが増えているのではないかと推察されます。

そこで、まず、アとして、緊急通報システムの現状についてお伺いいたします。

株式会社NTTドコモの社会科学系の研究所であるモバイル社会研究所が今年1月に行った最新の調査結果によりますと、高齢者のスマートフォン所有率は、60代で94%、70代で85%、80代前半で66%となっており、高齢者もスマホの所有が主流の時代となってきたことが報告されています。

これまでひとり暮らしの高齢者の安心・安全を守ってきた緊急通報システムを、今後も持続可能な事業としていくために、スマートフォンなどでインターネット等を利用したシステムの導入を検討すべきときが来ているのではないかと考えます。

そこで、イとして、緊急通報システムのインターネット等の利用についてお伺いいたします。

次に、2、住宅問題で、住宅セーフティネット法の改正についてお伺いいたします。

セーフティネット住宅については、令和4年6月定例会で質問させていただきましたが、今回、住宅セーフティネット法が改正され、今年の10月から施行されるということで、改めて質問させていただきます。

住宅セーフティネット法とは、住宅確保要配慮者が安心して賃貸住宅に入居できることを目的として制定された法律です。

今回の改正の背景には、単身高齢者世帯の増加と持ち家率の低下があります。住宅確保要配慮者の賃貸住宅ニーズが高まる一方で、孤独死や死亡後の残置物処理等に対する不安から、賃貸人である大家の入居拒否は依然として課題となっており、セーフティネット住宅の登録住宅は比較的増加しているものの、専用住宅はなかなか広がりを見せていません。

登録住宅というのは、住宅確保要配慮者の入居を拒まないとしています。一般のかたの入居も可能なので、登録戸数のうち、必ずしも全てに要配慮者が入居しているわけではありません。

また、家賃低廉化の補助も受けられないので、蓋をあけてみると、家賃滞納の心配がない生活保護受給者が入居しているというケースが多いのではないかと思います。

そこで、アとして、三郷市における現状についてお伺いいたします。

このような状況から、大家の負担を軽減し、要配慮者が安心して利用できる登録戸数の増加を目指すための施策として、今年10月の改正では、入居後の変化やトラブルに対応できる居住サポート住宅が創設されます。

これは、居住支援法人等が大家と連携し、要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、

適切な福祉サービスへのつなぎを行う住宅です。こちらは市区町村が認定するということになっています。

また、単身高齢者の入居を大家が拒む要因として、賃借人が死亡した際に残置物処理を大家が勝手に行うことができず、時間がかかり、処理が完了するまでの間は次の家賃収入が得られないという問題があります。

今回の改正では、居住支援法人が事前に賃借人と委任契約を結び、残置物について、相続人への送付や廃棄等を行うことができるとしています。

令和6年9月議会の一般質問で、私は、身寄りのない高齢者等の終活支援についての中で、死後事務を頼る先がない高齢者が、安心して相談できる仕組みが必要であると訴えさせていただきました。が、今回の残置物処理の委任契約というのは、住宅施策の中で、死後事務の不安の一部を解決することにつながると大変期待しています。

そこで、イとして、住宅セーフティネット法の改正に対して、市の今後の取組についてお伺いいたします。

最後に、3、防犯のまちづくり、道路等で発生する犯罪の防止についてお伺いいたします。

市道1152号線は、新三郷駅からJR武蔵野線に沿って、新三郷ららシティの北側を通る道路です。

この道路は、新三郷ららシティなどにお住まいのかたが、通勤や通学等で新三郷駅への行き帰りに利用する生活道路ですが、新三郷駅寄りの部分は、線路と大型商業施設の搬入口に面しており、民家がなく、夜間になると人通りも少なく、人目が届かない場所になっています。

先日、夜間に1人で帰宅途中の女性が、車から声をかけられて、車に連れ込まれそうになり怖い思いをしたというお話を伺いました。そこで、車に連れ込まれないように、歩道と車道の間ガードパイプ等をつけてほしいというご要望をお聞きいたしました。

埼玉県防犯指針では、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の中で、道路等で発生する犯罪を防止するための3つの基本原則、「監視性の確保」、「接近の制御」、「領域性の強化」を挙げ、防犯性の向上について検討し、道路等の計画、設計、改善及び整備を行うものとしています。

この防犯の基本原則の1つである接近の制御とは、犯罪企図者の侵入経路をなくし、被害対象者に接近することを妨げることにより、犯罪の機会を減少させるということです。つまり、今回のように、車に連れ込まれる危険をガードレールやガードパイプ、あるいは防護柵

等で、歩道と車道を分離することによって防止することができるのではないかと考えます。

そこで、アとして、市道1152号線の新三郷駅から民家のない区域の歩道における防犯上の安全対策についてお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 西村寿美枝議員の質問に対する答弁を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

西村寿美枝議員の質問に対する答弁を求めます。

益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 西村議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、1、高齢者問題の1、緊急通報システムについてのア、現状についてでございますが、緊急通報システムの利用者は、令和7年3月末時点で647人で、近年、利用者は減少してございますが、毎月1回以上の安否確認や緊急通報電話装置に備えられた相談機能の活用により、もしものときだけではない、日常生活に密着した安心感を提供し、大変好評をいただいているところでございます。

議員からございますとおり、近年、携帯電話の普及や詐欺などの標的になりやすいことから、固定電話のないご家庭があり、現在の緊急通報装置によるシステムを適用できない状況があるものと理解してございます。

次に、イ、インターネット等の利用についてでございますが、多くのスマートフォンでは、一定の操作により、位置情報を含め、SOSを発信したり、事故を感知し、自動的に119番に発信したりするなどの緊急通報機能が搭載されております。

このような身近な機能をいざというときに利用できるよう周知・啓発を進めていくことは必要であるものと認識しているところでございます。

しかしながら、現在導入の緊急通報システムは、固定電話回線を利用しているため、スマ

ートフォンでも緊急通報システムを利用できる新たなシステムの検討など、今後、固定電話を持たない利用者に同様のサービスを提供することは必要でありますことから、先進自治体の事例について調査・研究をしております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 私からは、2、住宅問題の1、住宅セーフティネット法の改正についてのア、現状についてと、イ、市の今後の取組についてにつきまして、関連がございますので、一括してお答えいたします。

本市では、県の居住支援協議会である埼玉県住まい安心支援ネットワークに加入し、安心賃貸住まいサポート店との連携により、セーフティネット住宅の登録制度を通じ、住宅確保要配慮者の入居支援に取り組んでまいりました。

セーフティネット住宅には、入居者を、住宅確保要配慮者に限定する住宅として登録する専用住宅と、限定しない住宅の2種類がございます。

このうち、住宅確保要配慮者に限定しない賃貸住宅につきましては、全国的に登録数が増加傾向にあり、令和7年5月末現在では、市内におきまして162棟、1,576戸の住宅が登録されております。

他方、専用住宅につきましては、議員のご質問にもございましたとおり、入居者が高齢者である場合などにおける孤独死や家賃の滞納等の課題が、受入れに対する貸主の不安感につながっており、全国的に登録数が伸び悩む一因となっておりますことから、このような状況を踏まえ、令和6年6月、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が改正され、新たに居住サポート住宅の認定制度が創設されたところでございます。

認定基準につきましては、大きく分けて、住宅の床面積や設備などの入居者の居住水準の確保と、福祉サービスの内容や対価などの適切なサポートの提供の確保、この2つの観点から基準が設けられることから、本市におきましても、住宅部局と福祉部局が連携を図りながら、改正法が施行される令和7年10月1日の運用開始に向け、準備を進めているところでございます。

また、本制度と併せ、居住支援法人が担う業務の一つとして、新たに残置物処理を追加し、また、居住サポート住宅に入居されるかたの家賃債務保証を原則として断らない家賃債務保証業者を国が認定する制度の創設により、貸主と入居者の双方が安心して利用できる環境整

備が図られ、セーフティネット住宅の供給促進に寄与することが期待されております。

住宅確保要配慮者に対する支援策につきましては、今後も引き続き、市民の皆様や貸主のかたなどに、ホームページや広報紙を活用し、広く周知に取り組むことと併せ、県の居住支援協議会と連携し、不動産団体や居住支援法人などの関係団体等に対する法改正に伴う新たな制度の普及促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 私からは、3、防犯のまちづくり、1、道路等で発生する犯罪の防止についてのア、市道1152号線の安全対策についてお答えいたします。

市道1152号線は、新三郷駅西口からJR武蔵野線と並走して、イケア方面へと向かう東西の道路でございますが、新三郷駅西口周辺は、駅前の商業施設に訪れるかたなどで、日中に限らず、人通りが多いものの、新三郷駅から三郷駅方面へと向かいますと、次第に人通りが少なくなり、時間帯によっては人の目が届きにくくなっております。

新三郷駅西口から三郷駅方面に向かう駅前の約170メートルの区間につきましては、歩車道境界ブロックとあわせて、ガードレールなどの防護柵が設置されておりますが、駅から少し離れますと、防護柵は設置されていない状況となっております。

議員が言われましたとおり、埼玉県では、道路や公園などで発生する犯罪を防止するため、埼玉県防犯指針を策定しておりますが、その中で、道路の防犯対策の一つとして、歩行者に対して、車道からの犯罪被害を防止するため、防犯対策の観点から、必要と思われる場所には、車道から歩道に近づきにくくなるよう、車道と歩道の間に防護柵や植栽などを設置する配慮が必要とされております。

歩道と車道の間に防護柵などを設置することにつきましては、犯罪の機会を減らすだけでなく、歩行者が交通事故に巻き込まれることを防止する上でも有効な対策であると認識しております。

そのため、今後も警察や関係部署と連携を図りながら、交通事故の未然防止のほか、今回ご質問いただきました防犯対策の観点も踏まえながら、防護柵の設置なども含め、安全・安心な歩道空間の確保に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 西村寿美枝議員。

○11番（西村寿美枝議員） それぞれにご答弁ありがとうございました。それでは2問目を始めさせていただきます。

まず、高齢者問題の緊急通報システムについて。

いきいき健康部長から、固定電話を廃止してスマートフォン等を連絡手段とする高齢者が増加しており、現在の緊急通報システムでは適用できないものが増えているというふうなご認識と、そして、固定電話を持たない利用者に同様のサービスを提供することが必要であるということで、民間や近隣の自治体の状況を確認するとともに、調査・研究していくというご答弁をいただきました。

他の自治体において固定電話を持たない高齢者に対応する施策を進めている先進事例がございますので、ご紹介いたします。

山梨県では、甲府市ほか10の市町村でモバイル緊急通報事業を令和6年4月から導入しています。

こちらは、利用者自身が持っている携帯及びスマートフォンを使用いたします。機器の貸与がなく、利用料は無料です。携帯やスマートフォンを使い慣れないかたには、訪問して操作方法のサポートもしております。身体的な事情で声を出すことが困難な場合は、LINEのチャット機能を利用した対応も可能でございます。

緊急通報だけでなく、振り込め詐欺の電話や不審者に対する相談等も受け付けており、スマートフォンの位置情報による現在位置の確認も行えるなど、高齢者の様々な困り事を包括的に支援するシステムとなっております。

また、福岡県の柳川市では、令和5年8月から、従来の固定型の緊急通報システムに加えて携帯型を導入いたしました。

こちらは、auのマモリーノ5という機器を貸与しております。利用料は、固定型が月額400円に対して、携帯型は月額800円、生活保護受給世帯は無料としております。

また、もう1つご紹介しますと、千葉県習志野市では、ALSOKあんしんケアサポート株式会社に委託した緊急通報サービスを実施しており、固定型と携帯型の機器、どちらも月額3,300円、市民税非課税世帯には月額500円、生活保護受給世帯は無料で利用となっております。

今後は、本市でも固定電話を持たず、スマートフォンを利用する高齢者がますます増えてくることが予想されますので、先進事例を調査・研究していただき、三郷市として最も適したシステムを検討していただきたいと思います。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

そして、高齢者の安心・安全を守る緊急通報システム事業を引き続き行っていただきたいと要望いたします。再質問はございません。

続いて、住宅セーフティネット法の改正について、まちづくり推進部長から、居住サポート住宅の認定制度に加えて、家賃債務保証業者を国が認定する制度も創設されるほか、残置物処理に対する支援の仕組みも始まるなど、今回の改正で賃貸人の拒否感が軽減され、住宅確保要配慮者が安心して利用できる住宅の供給の促進が期待できると。また、居住サポート住宅の認定制度については、福祉部局とも連携して準備を進めているといった内容のご答弁であったかと思えます。また、周知に関しても、ホームページや広報等で周知をしていくというお話でございました。

県が指定する居住支援法人が26法人ある中で、12法人が三郷市でも支援業務を行うことができるとしておりますので、市内の賃貸業者、賃貸人への周知など、不動産団体や居住支援法人と連携して行っていただきたいと思えます。

また、まちづくり推進部は住宅部局であるということで、ぜひ賃貸人、大家さんに寄り添った支援をしていただきまして、セーフティネット住宅の供給を促進していただけますよう要望させていただきます。

また、今回の法改正は、住宅確保要配慮者の中でも、高齢者の入居に対する拒否感の軽減という面が大きいと思えますが、低額所得者やひとり親、障がい者など多様な要配慮者がおられます。空き家の活用や新たなオーナーの募集などから、セーフティネット住宅の専用住宅を確保する取組も進めていただけるよう要望いたします。再質問はございません。

最後に、防犯のまちづくり、道路で発生する犯罪の防止についてでございますが、建設部長から、市道1152号線の夜間は人通りが少なく、人目が届きにくくなる状況を認識していただいていることや、また、県の防犯指針によって、防護柵や植栽が防犯上も必要であるというようなお認識をしていただいているとのご答弁であったかと思えます。

これまで歩道と車道を分離するガードレールやガードパイプは、交通安全対策であるという認識しか私にはなかったのですが、防犯対策の接近の制御としても重要であるということ、今回のご相談者の声から気づくことができました。車に連れ込まれるという危険を防ぐだけでなく、ひったくりなどの防止にも有効でございます。

今後は、県の防犯指針にのっとり、道路の整備にも防犯の視点を取り入れ、さらなる防犯のまちづくりを進めていただきたいと要望いたします。こちらも再質問はございません。

以上で終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で西村寿美枝議員の質問を終わります。

◇ 佐藤睦郎議員

○議長（鈴木深太郎議員） 通告第2、19番、佐藤睦郎議員。

〔19番 佐藤睦郎議員 登壇〕

○19番（佐藤睦郎議員） 通告に従いまして、順次一般質問をさせていただきます。

初めに、防災対策の1、防災力の強化についてお伺いいたします。

私は、令和2年の6月議会で、当時、コロナ禍の中で、避難所運営における感染症対策について一般質問させていただき、感染予防のため、あえて避難所ではなく、在宅や車中で避難される人への支援体制の構築を提案させていただきました。

その際、危機管理監から必要な支援が行えるように取り組んでまいりたいとの前向きなご答弁があり、その後、令和4年3月に改訂された地域防災計画に、「車中等で避難している被災者に対して状況把握及び支援」、また、「エコノミークラス症候群の予防」などの文言が盛り込まれました。

ただ、膨大な地域防災計画の中で、車中避難について触れられた部分は僅か3行にとどまっており、より具体的で、きめ細かな対策をさらに進める必要があるのではないかと考えるところであります。

もとより、車中泊避難は、エコノミークラス症候群のリスクや、車中泊避難していること自体が掌握されずに支援が行き届かないなどのデメリットがありますが、さきに触れました感染症の予防、あるいはペットと一緒に避難したい、様々な事情で大勢の人と行動を共にすることが難しいなど、やむを得ず車中泊避難を選択する人が一定程度の人数に及ぶことが予想されます。

そうした状況に対応するため、愛知県刈谷市、豊田市、県内吉見町などの先進自治体では、車中泊避難ガイドなどを作成し、紙媒体やホームページなどで発信しています。

ガイドの内容は、車中泊避難のリスクを周知し、リスクの対策として、事前にどのようなことに気をつけるべきか、どのようなものを用意しておくべきか、さらに、車中泊避難専用のスペースの一覧などが記載されています。三郷市でも同様の取組を行い、車中泊避難をする人への注意喚起とリスクの軽減を図るべきと考えます。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

そこで、アとして、車中泊避難者に対する支援についてお伺いいたします。

昨年11月に、中央防災会議などによる「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」という報告書が発表されました。この報告書の中で、被災した自治体の受援体制が十分でなかった点が指摘されています。

受援とは、災害時に他の自治体やボランティアなどから、人的・物的の支援や提供を受け、それを効果的に活用することです。多くの自治体で、被災自治体に対して職員の派遣、物資等の提供など、積極的な支援を行う仕組みが構築されていますが、その一方で、被災した自治体側に支援を受け入れるノウハウがなく、支援を有効に活用できないなど、混乱が生じた事例が過去の災害被災地で見られたようです。

そうした事態に陥らないよう、新座市など先進自治体では、地域防災計画を補完する下位計画として、受援計画を策定しています。

当市においても、実際に災害が発生した際、他地域からの支援を円滑に受け入れ、一刻も早く復旧・復興、市民生活の回復につなげるため、受援計画を早期に策定するとともに、定期的に訓練を実施し、実効性のある受援体制を構築すべきと考えます。

そこで、イとして、受援計画の作成及び訓練についてお伺いいたします。

災害が発生したときに、様々な支援を担うボランティアの活動は、被災地にとって大きな力となります。ただ、駆けつけたボランティアの団体や個人がどのような得意分野があるのか、過去にどのような活動実績があるのかなどの情報が被災自治体になく、何を依頼すべきか悩んだり、被災状況や被災者関連情報を提供すべきかどうかためらったりしたことがあったことが報道されています。

そうした課題に対し、災害ボランティアの活動を希望する個人や団体を事前に登録する制度を創設している自治体があります。

例えば、所沢市では、ボランティアセンターの運営補助を行う市民スタッフのほか、一般ボランティア、専門ボランティアなど、登録者のスキルに応じた活動を迅速に行える体制が構築されています。さらに、登録者に対して研修を実施し、災害ボランティア活動に関する知識を学ぶ機会を設けています。

こうした取組を行うことで、いざ災害が発生したとき、早い段階から効果的な活動ができるものと思われます。当市においても、災害ボランティア登録制度を創設し、災害に対する備えを強固にしておくべきではないかと考えます。

そこで、ウとして、災害ボランティアの事前登録についてお伺いいたします。

次に、2、市内企業の事業継続計画（BCP）策定支援についてお伺いいたします。

市内企業のBCP策定支援については、平成30年の12月議会で質問させていただきました。災害の発生により企業が被害を受け、事業活動を継続できなくなると、一企業の問題にとどまらず、地域の経済活動や市民の生活など、様々な方面に影響を与えることとなります。

そのため、速やかに平常時の状態に復旧させるために、事業継続計画を策定し、緊急時に備えることが重要であります。大企業に比べ、中小企業の策定率が非常に低いという課題があります。

前回の質問に対する担当部長のご答弁は、必要性を十分認識しており、関係機関と連携を図り、国の取組の紹介、セミナーや講習会の開催などによる啓発などの支援方法を検討という趣旨でありました。大変前向きなご答弁と受け止めさせていただきました。

そこで、アとして、その後の取組状況についてお伺いいたします。

災害はいつ起こるか分かりませんので、企業が人手や時間を費やしてBCPの策定を行っても、すぐに効果として現れるわけではありません。そのため、重要性は分かっているにもかかわらず、特に中小企業では、BCP策定など災害対策の優先順位が低くなってしまっているのではないかと考えられます。

そうした状況から、中小企業が災害対策に積極的に取り組めるよう、税制優遇措置などのインセンティブを設けた事業継続力強化計画認定制度が、令和元年に成立した中小企業強靱化法において創設されました。

この認定制度の対象となる事業継続力強化計画とは、BCPと同様、企業が災害などの緊急事態の発生に備えて策定する事前計画であります。BCPへの入門編、あるいは、BCPの簡易版などとも言われ、BCPに比べて想定する項目が少なく、短期間で完成させることができるため、人員の少ない中小企業や小規模事業者にも取り組みやすい計画であります。

計画を策定後、経済産業大臣から認定を受けると、税制優遇のほか、補助金の加点などの支援を受けることができるなどのメリットがある点が大きな特徴です。

本格的なBCPを策定する第一歩として、事業継続力強化計画認定制度を市内企業に周知するとともに、計画策定の支援を行い、企業の防災力強化につなげるべきと考えます。

そこで、イとして、事業継続力強化計画策定の周知についてお伺いいたします。

次に、行政問題の1、ホストタウン事業についてお伺いいたします。

ホストタウン事業についても、過去に何度か一般質問させていただいております。前回の質問は4年前の6月議会で、ちょうどコロナ禍でありましたが、そうした厳しい状況の中、

ギリシャ共和国との友好交流事業を行っていることを、市長のご答弁の中で紹介していただきました。

翌年の令和4年は、三郷市が市制施行50周年の節目に当たり、記念式典が挙行されましたが、式典の中で、当時のディミトリオス・カラミツォスーグラス駐日ギリシャ特命全権大使から、次のような大変感動的な祝辞が述べられました。

「三郷市とギリシャの関係が揺らぐようなことがあってはいけません。貴市がギリシャのいずれかの都市と組織的な協力関係を結ぶ、あるいは姉妹提携するといった形で、今後も我が国との交流を絶やさないことを切に願います」、このスピーチを直接聞かせていただき、友好都市提携は実現間近という印象を持ったことを記憶しております。

海外の都市との友好提携は、市民が国際的見聞を広める機会の拡大となり、互いの文化を知り、理解を深めることは、友情や信頼の絆を強め、そして、やや大げさに言えば、平和な世界の実現にもつながっていくことであると思います。

また、子どもたちが交流事業に触れることは、将来、世界で広く活躍する扉を開く機会にもなるのではないかと期待するところであります。友好都市提携を含め、ホストタウン事業のさらなる進展へと取り組んでいただきたいと思います。

そこで、アとして、これまでの経緯について、イとして、国際友好都市提携についてお伺いいたします。

以上で1回目を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 佐藤睦郎議員の質問に対する答弁を求めます。

松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監（松本義博） 佐藤睦郎議員のご質問に、順次お答えいたします。

初めに、1、防災対策、1、防災力の強化についてのア、車中泊避難者に対する支援についてお答えいたします。

車中泊避難につきましては、埼玉県が含まれる九都県市首脳会議において、状況把握の困難性、健康被害リスク等から推奨するものではないとされております。

しかしながら、能登半島地震でも、発災後2か月で約100名の車中泊避難者がおり、人数などの状況を把握することが困難で、災害時の対応に苦慮したとの報告もあり、様々な事情から車中泊避難を選択せざるを得ないかたが存在することも認識しています。

市といたしましては、地域防災計画において、議員からもお話がございましたが、避難所

にいる避難者だけではなく、車中避難者への支援も行うとしており、特に、エコノミークラス症候群の予防のため、健康管理や保健指導、弾性ストッキングの配布を実施するとしております。

車中泊避難者への支援の現状ですが、備蓄につきましては、三郷市備蓄計画に基づき、避難所外避難者も含め、数量を備蓄しており、弾性ストッキング等につきましても、医薬品関係事業者との災害時応援協定に基づき、対応が可能な状況でございます。

車中泊避難者への支援に対する課題といたしましては、能登半島地震のときと同様に、避難者の状況を把握することが難しいことにあると考えております。このため、車中泊避難者におかれましても、ほかの避難者と同様に、まずは避難所受付にて避難者名簿への登録をしていただくことを周知する必要があり、避難所登録により避難所にて物資を受け取ることができるようになります。

こうした車中泊避難を含む避難行動について、自主防災組織訓練指導者養成講座などを通じて啓発を行うとともに、車中泊による健康被害に備え、リスクを回避、低減できるよう、車中泊避難のDVDの貸出しも行っているところでございます。

今後も引き続き、それぞれの状況に応じた避難の在り方や、災害時の避難方法を事前に検討しておくことなどについて、SNS等を使用し、市民に広く周知してまいります。

次に、イ、受援計画の作成及び訓練についてお答えいたします。

受援計画とは、東日本大震災、熊本地震等といったこれまでの災害発生を受け、膨大な災害対応業務を地方公共団体単独で実施することは非常に困難であることから、国や地方公共団体、民間企業等からの応援を、迅速・的確に受け入れるための体制整備に係る計画となります。

本市におきましては、令和4年3月に全面改訂した三郷市地域防災計画の災害に強い防災体制の整備において、大規模災害発生時等に外部からの応援を、迅速かつ円滑に受け入れられるよう受入れ態勢を整備するとしております。

受入れ態勢を整備するためには、受援計画の策定が必要と認識しており、実効性のある受援計画の策定のためには、関係部署の理解と協力が必要であると考えております。

今後は受援計画を含め、より具体的に、災害時の応援を受け入れる態勢について検討してまいりたいと考えております。

また、災害時の受援に関する訓練につきましても、他自治体の取組を調査・研究するなど、様々な機会を捉えて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長（田中照久） 佐藤睦郎議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1、防災対策、1、防災力の強化についてのウ、災害ボランティアの事前登録についてお答えいたします。

本市では、災害ボランティアの活動につきましては、三郷市社会福祉協議会が主体となって取り組んでいただいております。市民の方々に、平時から事前の心構えや保険への加入など、災害ボランティアに対する理解を深めていただくための講座を実施しているところでございます。

議員ご質問の災害ボランティアの事前登録につきましては、大規模災害が発生した際の被災者支援や復旧支援において有効であると認識しておりますが、現時点において、本市の社会福祉協議会では、登録者の管理や個人情報の取扱い、運営体制など、整理すべき課題が多くあるため実施していないとのことでございます。

今後は、事前登録制度を導入している自治体を参考に、運営面でのメリット、デメリットなどを把握するとともに、関係機関等との災害対応のネットワークづくり、また、講座等を通じて得られた意見や課題を踏まえながら、事前登録制度を含め、地域特性に即した取組について調査・研究していくと伺っておりますので、本市といたしましても、災害ボランティアの方々が円滑に活動できるよう、社会福祉協議会と連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長〕

○地域振興部長（小暮 勲） 佐藤睦郎議員のご質問にお答えいたします。

1、防災対策、2、市内企業の事業継続計画（BCP）策定支援について、ア、取組状況について、イ、事業継続力強化計画策定の周知については関連がございますので、一括してお答えいたします。

災害等の緊急事態が発生した際に、市内事業者が損害を最小限にとどめ、事業継続や早期復旧を図るための体制を整えることは、経済の活力や市民の生活を維持する観点から大変重要でございます。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

本市におきましては、事業継続計画、いわゆるBCP及び事業継続力強化計画の重要性を鑑み、市内事業者へ策定に関する周知に努めてまいりました。その中で、令和3年4月には、事業継続力支援計画を三郷市商工会と共同で策定し、中小企業に対する支援の強化を図っているところでございます。

具体的には、市においては、計画策定に関する周知のためのセミナーを毎年開催しており、また、商工会においては、巡回指導の際に機会を捉え、災害及び感染症リスクによる事業活動への影響を軽減するための想定や、予期せぬリスクに対応するための取組に関する助言を行うなど、多岐にわたる支援を行っているところでございます。

しかしながら、中小企業白書の2024年版によりますと、中小企業におけるBCP策定済み企業は15.3%にとどまっており、大企業と比べて策定が進んでいない状況がうかがえ、本市においても同様の傾向にあると考えております。

BCP及び事業継続力強化計画の策定や策定過程において、災害時の備えとして事業活動の見直しを行うことは、有事の際の被害軽減、早期復旧に意義のあることでございますので、今後も引き続き県や三郷市商工会などの関係機関と連携を図り、効果的な周知・啓発を行ってまいります。

また、計画を策定した事業者に対しては、定期的な計画の見直しや訓練、事業者内での周知が必要となることも重要な観点となりますので、実効性のある計画とするための支援にも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟） 佐藤睦郎議員のご質問にお答えいたします。

2、行政問題の1、ホストタウン事業についての総論についてお答えし、詳細については担当部長をして答弁いたさせます。

平成26年のみさとシティハーフマラソンをきっかけに始まったギリシャ共和国との交流は、今日に至るまで様々な分野で続いております。文化・教育分野においては、小学校に駐日ギリシャ大使館から大使夫人や職員を講師としてお招きし、ギリシャの文化や歴史について学ぶ文化交流プログラムやギリシャ研究の第一人者である教授による中学生向けのギリシャ語講座など、こどもたちが国際感覚を育む機会の創出につながっており、スポーツ分野においても、マラソン大会での交流など、幅広い交流を重ねてまいりました。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

本年9月には、東京2025世界陸上に向けたギリシャ共和国陸上競技選手団の事前キャンプを受け入れる予定となっており、一層の交流促進につながることを期待しております。

国際交流都市提携につきましては、交流をさらに深めていく手段として有効なものとして認識しており、ギリシャ大使館、日本ギリシャ協会、外務省など、関係各所から非常に力強いご支援をいただいております。

先日、駐日ギリシャ大使から、令和6年に佳子内親王殿下が訪問されたサラミナ市が三郷市との友好都市提携に前向きであるご紹介をいただき、私からサラミナ市長宛てに、今後の交流に向けた親書をお送りしたところでございます。

引き続き調整を図りながら、友好都市締結に向けて交流を深めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木深太郎議員） 日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 私からは、2、行政問題の1、ホストタウン事業についての詳細をお答えいたします。

初めに、ア、これまでの経緯についてでございますが、本市とギリシャ共和国との交流は、スポーツ、教育、文化など幅広い分野で深い絆を育んでおり、今年12年目に入っております。

教育、文化の分野では、ただいま市長の答弁にもございましたギリシャ文化を学ぶプログラムやギリシャ語講座に加え、小・中学校や保育所におけるギリシャ給食が定着し、子どもたちが食を通じて世界の文化を知る機会につながっております。

また、市民向けにはギリシャ料理教室やギリシャワインセミナー、ギリシャ物産展なども開催し、多くの皆様にギリシャの魅力を感じていただいております。

スポーツの分野では、本市は平成28年にギリシャ共和国のホストタウンに登録され、令和3年の東京オリンピックの際には、同国陸上競技選手団の事前キャンプを実施、令和5年には、アテネハーフマラソンとみさとシティハーフマラソンの友好マラソン協定を結び、さらに関係を深めたところであり、こうした様々な取組の結果、市民や団体等、市全体の機運が醸成されてきたものと認識しております。

本年9月、東京で開催される2025世界陸上においても、ギリシャ選手団の事前キャンプを計画しており、大会開幕前の約10日間、選手、コーチ総勢25名ほどが本市でトレーニングをする予定でございます。

今回の事前キャンプでは、東京オリンピックの際はコロナ禍で実現できなかった市民交流

や、アスリートたちから子どもたちへの競技指導などを調整しており、世界で活躍するアスリートの姿に触れることができる貴重な機会になると考えております。

こうした事前キャンプの受入れやホストタウン事業には、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングを通じて、多くの方々から多大なるご支援をいただいているところであり、本市とギリシャ共和国との交流に大きな期待をいただいているものと認識しております。

次に、イ、国際友好都市提携についてでございますが、サラミナ市は、ギリシャの首都アテネから約25キロメートルのところに位置し、島全体が市となっている自治体で、歴史的に有名な「サラミスの海戦」の地として知られております。

また、本市でギリシャ語講座の講師を務めていただいている共立女子大学の木戸名誉教授が現地の文化財の修復に携わり、サラミナ市の名誉市民となっていることから、本市とも関係が深い市でもあります。

今後につきましては、ギリシャ大使館、外務省、日本ギリシャ協会などとの連携協力の下、サラミナ市との友好都市締結に向けて交流を深めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 佐藤睦郎議員。

○19番（佐藤睦郎議員） ご答弁、大変ありがとうございました。再質問と要望をさせていただきます。

初めに、防災力の強化についてであります。

まず、車中泊避難に対する支援でございますが、車中泊避難されたかたに名簿の登録をしていただくなどを周知するということと、避難の在り方、避難方法を事前に検討しておくことなどをSNSで周知してまいりたいといったご答弁であったかと思っております。

この質問の通告書を提出した後の5月28日に改正災害対策基本法が成立しております。その中で、車中泊の避難者を国費で支援できる救助の対象であることが明確化されました。近年の災害において、車中泊避難を選択する人が増えている状況の中で、一步前進した形だと思っております。自治体としても、避難所に避難する一般の避難者と同様に、車中泊避難者に対する支援の在り方を充実させなければならないことを意味すると思っております。

1問目で述べました先進自治体の車中泊避難ガイド、あるいはハンドブックなどの名称が使われていますが、様々、車中泊避難特有の情報などが盛り込まれています。自治体によっていろいろ工夫されていますが、いずれの自治体もそれぞれのガイドの中で、車中避難場所の一覧表が掲載されています。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

その一覧表には、場所の名称と住所のほか、地震の場合か、風水害の場合かの可否をマル・バツで表示してあり、また、受入れ可能台数、トイレのあるなしなどが記載されています。もちろんどこの車中避難場所を開設するかしないかを災害発生時に決定するという点は、一般の避難所と同様であります。

車中避難する人があっちこっち適当に止められるより、まとまって停車してもらったほうが、避難者名簿を作成していただくことや相談の対応など、こういったことを行う上で容易かと思えます。

また、車中避難する人は、車をどこに止めたらよいか悩まずに止める場所を決めることができ、支援する側、避難する側双方にメリットがあるのではないのでしょうか。

三郷市でも、車中泊避難ガイドの作成とともに、車中泊避難の車両の受入れ可能な場所を選定、公表し、支援を強化するべきかと考えます。その点につきまして危機管理監に再質問いたします。

イの受援計画の作成及び訓練についてでございます。

ご答弁ではこの受援計画の作成の意義と申しますか、こういったものについて認識していただいているというふうに受け止めさせていただきました。関係部署との理解と協力が必要と考えておられるということと、受入れ体制を検討、また他の自治体を調査・研究する、こういったご答弁があったかと思えます。

これにつきましては、関係部署と連携を図るとともに、他市の事例を研究するなど、受援計画の作成と訓練の実施を進めていただきたいと思います。今日は全部長がそろっておられますが、危機管理の部署だけでなく、全部署に関係することでございますので、受援計画の策定に向けて進めていただきますよう要望したいと思います。これについては要望でございます。

次に、ウ、災害ボランティアの事前登録についてでございます。

有効とは認識していただいておりますが、課題が多く、現時点で登録制度は実施していないということで、他の自治体を参考に調査・研究していかれるといった趣旨であったかと思えます。

この災害ボランティアについてでありますけれども、アのところで述べました改正災害対策基本法、この改正法にボランティア団体の事前登録制度の創設についても盛り込まれております。過去の災害の教訓から、ボランティア団体が自治体と連携し、円滑に活動を始められる環境を整えるためと報道されております。国としても、災害時にボランティアの力を最

大限に生かし、復旧・復興につなげていく方針が示されたと言えます。

国の登録制度はNPOなどの団体のみであります。個人でボランティアを登録したい、あるいは災害支援の経験は浅いけれども、ボランティア登録したい団体など、そういったボランティア希望者に対して、地方自治体がその受皿となるべきではないかと考えております。

三郷市としても積極的にボランティアの皆さんが即戦力として円滑に活躍できるよう、ボランティア登録制度の創設を進めていただきたいと思います。これについても要望でございます。

2番の市内企業の事業継続計画（BCP）策定支援についてであります。

今回も前向きなご答弁をいただいたかと思います。前回の質問以降、商工会などと連携しながら、セミナーなどを実施していただいていることに感謝を申し上げます。問題は、そうしたセミナーを開催しても、参加者が少ないということであるかと思います。

独立行政法人中小企業基盤整備機構が、事業継続力強化計画を策定した企業に対する調査結果を紹介していますが、事業継続力強化計画の策定を終えて変化したこととして、従業員に対して、災害対策についての意識啓発ができた、関連会社から取組が評価された、社内の意識が高まり、安否確認システムを導入できた、金融機関の信用が向上したなどの効果があったことが挙げられています。

こうした好事例の紹介発信も含め、商工会などとさらに連携しながら、さらなる情報発信に努めていただき、セミナーなどへの参加者の増加、さらには市内企業の防災力の強化へとつなげていただきたいと思います。これについても要望でございます。よろしく願いいたします。

最後に、ホストタウン事業についてでございます。

市長より総論を、また企画政策部長より詳細をご答弁いただき、大変にありがとうございます。ギリシャ共和国との交流を順調に進めていただいていることに感謝申し上げます。

また、友好都市提携の相手先候補として、初めてサラミナ市という市を紹介していただきました。大変にありがとうございます。部長のほうからの紹介といたしますか、説明の中で、非常に期待が持てるといいますか、またすばらしい島といいますか、市であるかなというふうに考えました。ぜひ提携につなげていただくことを期待したいと思います。

友好都市につきましては、先方との話し合いを重ねる必要があると思いますので、こちら側の要望だけで友好都市提携が成立するものではないと思いますが、来年はホストタウン事業開始から10周年ということにもなります。そうしたことも念頭に、近い将来の提携成立に

向けてご尽力いただきますようご要望いたします。

以上で私の一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（鈴木深太郎議員） 佐藤睦郎議員の2問目に対する答弁を求めます。

松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監（松本義博） 佐藤睦郎議員の再度のご質問にお答えいたします。

車中泊避難者用の駐車スペースの確保や場所の指定を行い、ガイドの作成も含め、周知してはどうかというご質問だったと思いますが、現在、市として指定した場所はございませんが、民間事業者との災害時応援協定に基づき、一部車中泊も含む車による一時避難場所を提供していただける施設がございます。

車中泊避難場所を指定することにつきましては、避難の際に自動車を利用することで渋滞を助長し、緊急車両の通行の妨げになるなどの課題もあると考えておりますので、他市や先進地の事例を参考に、ガイドによる周知も含め調査・研究してまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で佐藤睦郎議員の質問を終わります。

◎日程の追加

○議長（鈴木深太郎議員） ただいま市長から議案第43号 三郷市議会議員又は三郷市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例が提出されました。

お諮りいたします。

この際、本議案を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木深太郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎議案第43号の上程・説明

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第8、これより議案第43号を議題といたします。

議案第43号の提案理由の説明を求めます。

萩原克己行政委員会事務局長。

〔萩原克己行政委員会事務局長 登壇〕

○行政委員会事務局長（萩原克己） 議案第43号 三郷市議会議員又は三郷市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書1ページ、議案参考資料1ページから2ページを併せてお願いいたします。

初めに、提案理由でございますが、令和7年6月4日に公職選挙法施行令が改正され、いわゆる選挙公営における国の公費負担額が一部改定されたところでございます。市の公費負担額につきましては、国に準じて定めることとなっておりますことから、今回この案を提出するものでございます。

続きまして、改正内容でございますが、ビラ、ポスター作成費用の上限額をそれぞれ引き上げるものでございます。

第9条及び第10条のビラにつきましては、1枚当たり「7.73円」を「8.38円」に、第13条のポスターにつきましては、印刷費1枚「541.31円」を「586.88円」にそれぞれ改めるものでございます。ちなみに、ポスターにつきましては、企画費、印刷費といった項目で計算しますので、ポスター264か所として、1枚当たりの金額を計算しますと、ポスター1枚1,740円が1,785円で45円の増額となります。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、施行日以降に告示される選挙から適用するものでございます。

以上で議案第43号の説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で議案第43号の提案理由の説明は終わりました。

議案第43号につきましては、質疑のあるかたは、明日11日の正午までに通告をお願いいたします。

なお、質疑、討論・採決は13日に行います。

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

◎散会の宣告

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

散会 午後 2時02分

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（鈴木深太郎議員） おはようございます。ただいまから令和7年6月三郷市議会定例会第10日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（鈴木深太郎議員） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎市政に対する一般質問

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第1、これより市政に対する一般質問を行います。

通告により順次発言を許します。

◇ 齊藤幹郎議員

○議長（鈴木深太郎議員） 通告第3、2番、齊藤幹郎議員。

〔2番 齊藤幹郎議員 登壇〕

○2番（齊藤幹郎議員） 初めに、先月14日に発生しました児童ひき逃げ事件で被害に遭われた4名の児童と、その保護者の方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い快復を心よりお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

教育問題。

1、通学路の安全について。

今も触れさせていただきましたが、先月14日の夕方のことですが、中央五丁目の住宅街において、下校途中の小学生の列に大型のSUVが突っ込み、重傷1名、軽傷3名、計4名の児童が被害に遭われ、犯人は逃亡しました。そのほか、事故を目撃した複数の児童もいたことと思います。目の前で同じ学校の友達が車にひかれたところを目撃してしまったこどもたちが、心に深く傷を負っていないか、とても心配であります。

その後、逃亡した犯人は逮捕されましたが、けがをした児童の救護にも当たらず、報道によりますと事故の直前には市内の料理店で飲酒をしていたとのことで、事故当時は飲酒、もしくは酒気帯び運転の疑いがあるなど、悪質としか言いようのない事件であります。

近年、三郷市内における交通事故も増えており、先月は埼玉県全域で「交通死亡事故多発非常事態宣言」が発令されておりました。このような中で起きた事件であることから考えましても、行政による安全対策とともに、埼玉県警の更なる取締りの強化により、児童・生徒が安全・安心に登下校できる環境を整える必要があると思います。

改めまして、ア、5月14日の事故について。

1、今回のような痛ましい重大な事件・事故が発生した際はもちろんですが、日頃の学校や児童が関係する事件・事故について、教育行政のトップである教育長へは各学校からどのように報告されるのでしょうか。

2、各学校ではどのように情報収集をしているのでしょうか。

3、業務時間中であれば、基本的には本庁舎の教育委員会のほうで報告を受けるものと思いますが、業務時間外や出張している場合などは、どのように報告を受けるのでしょうか。

4、いかなる場合においても、逐次報告を受け、事態が重大であれば、教育委員会に登庁されることと思います。今回の事故の時は、どこで報告を受け、どのような対応をするよう指示を出したのか。本庁舎以外の場所で報告を受けたのなら、戻って来られて情報収集や指示を出すなどの対応をされたのか、お答えいただきたいと思います。

イ、事故後の対応について。

事故当日から、テレビをはじめとする報道機関で連日取り上げられ、登下校するこどもたちや保護者も不安な日々を過ごされたと思います。事故後も、事故現場は抜け道になっているので、多くの車が通行しているものと思われます。また、現場だけでなく、各学校の通学

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

路においても抜け道になっているところは多数あり、危険なところも多くあるものと思います。

さて、事故現場は市役所から歩いて行けるところだと思いますが、1、事故後、すぐに現場となった通学路を教育長自身が歩かれましたでしょうか。安全対策を考える上でも、実際に歩いてみて分かることもあると思います。教育長として、学校に対しては通学路の総安全点検の指示を出していると思いますが、その指示を含めて安全対策についてどのような指示を出されたのでしょうか。児童・生徒にはどのような指示やメッセージを送られたのでしょうか。具体的にお答えいただきたいと思います。

3、学校に指示した安全対策については、現在も継続しているのでしょうか。解除しているのなら、どの時点で解除されたのでしょうか。解除に至った理由も併せてお答えください。次に、2、いじめ問題について。

5月8日付け「いじめ重大事態の報告書」2件がホームページにアップされました。昨年度も、「いじめ重大事態の件」がマスコミに取り上げられたかと思います。児童・生徒にとって、学校は学びの場であることはもちろんです。加えて、安全・安心で伸び伸びと心穏やかに過ごせる場所であるべきで、保護者もそう願っていることと思います。

しかしながら、一日の多くを過ごすその学校において、いじめがあるということは精神的にも肉体的にも耐えがたい苦しみだと思います。そこから逃げ出す一つの手段が「不登校」なのだと思います。

いじめによる不登校が30日を超えると、「いじめ重大事態」として学校は調査を行わなくてはなりません。私の主観ではありますが、三郷市でもいじめ問題は増えているように感じます。

アとして、昨年度のいじめ重大事態も含めたいじめの認知状況について、件数を含めお答えください。

先生たちの学校でのトラブル対応の相談相手として、スクールロイヤーが昨年度から導入されていますが、イとして、スクールロイヤーはどのように活用されているのか。いじめ防止のために、どのように役に立ち、どの程度活用されているのか、年間何件程度の相談を受けているのかお答えください。

先ほども申し上げましたが、現在ホームページに掲載されている2件の重大事態の調査のうち、X小学校は第三者である弁護士が1名入っているものの、ほとんどが学校関係者で調査されており、Y小学校はほぼ学校関係者のみで調査が行われております。前回のいじめ重

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

大事態の調査は、ほぼ第三者で構成されていたかと思いますが、それに比べると第三者の比率が著しく低くなっております。

ウとして、それぞれのいじめ重大事態の何が違うから調査委員の構成が違うのか。調査委員の構成は誰が決めているのか。いじめ重大事態の調査に関するガイドラインの20ページには、第6章のポイントとして、調査主体は学校の設置者が判断する。不登校重大事態については、原則として学校主体で調査するとあります。ここで言う学校の設置者が市だとすると、不登校重大事態については原則として学校主体で調査を行うとされていても、調査委員の構成を市長に伝えないのでしょうか。教育委員会だった場合も学校任せでなく、教育委員会がアドバイスをしないのでしょうか。ガイドラインには、学校主体の場合、学校いじめ対策組織方式においても、公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努めるとされていますが、今回の調査組織の第三者性はいかがでしょうか。

最後に、3、教育委員の役割や活用についてお聞きしたいと思います。

三郷市の教育委員会は現在、教育長のほか各分野における見識を市の教育に取り込むために、議会の承認を経て任命された4名のかたにご活躍いただいております。改めて、その役割について調べてみますと、文部科学省のホームページには教育委員会は都道府県及び市町村等における合議制の執行機関であり、生涯学習・教育・文化・スポーツ等の幅広い施策を展開とあります。その制度の意義としては、1、政治的な中立性、2、継続性・安定性の確保、3、地域住民の意向の反映、特性としては1、首長からの独立性、2、合議制、3、住民による意思決定と書かれております。

以上をまとめた教育委員制度の仕組みとして、教育委員会は地域の学校教育・社会教育・文化・スポーツ等に関する事務を担当する機関として、全ての都道府県及び市町村に設置、首長から独立した行政委員会としての位置づけ、教育委員会は教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体的な事務を執行、月1から2回の定例会のほか、臨時会や非公式の協議会を開催と書かれております。

このことを踏まえて、先ほど質問しました5月14日の事故の件やいじめ問題については重要なことですので、早急に臨時会等が開かれたものと思います。1、教育委員の4名のかたとはどのような意見交換がなされたのでしょうか、開催の有無についてもお答えください。

また、教育委員会で実施している施策については、会議が開催される前に各委員に議論のポイントや意見をいただきたいポイントなどの説明がなされた上で開催され、議論が尽くされて決定され、それに基づき教育長が施策の執行をしていると思いますが、2、月に何回程

度の会議が開催されているのでしょうか。議論された内容や意見がどのようなところで生かされているのか、具体例をお聞きして1問目を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 齊藤幹郎議員の質問に対する答弁を求めます。

大塚正樹教育長。

〔大塚正樹教育長 登壇〕

○教育長（大塚正樹） 齊藤議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、1、教育問題について。

通学路の安全についてのア、5月14日の事故について、イ、事故後の対応については関連がございますので、一括してお答えいたします。

下校中の小学生4人がひき逃げ事故に遭い、負傷されるという事故が発生いたしました。被害に遭われたお子様とご家族に心よりお見舞い申し上げます。

事故発生後、消防及び当該校から教育委員会へと状況の報告があり、今回の事故を知ることとなりました。こうした事故等の情報について、学校が地域の方々や保護者からの連絡を受けるなど、事故の認知が一番早い場合は学校から教育委員会へ、教育委員会幹部から私に速報が入り、事故を把握いたします。しかし、地域の方々や保護者、消防や警察等の関係機関からの第一報が教育委員会に入る場合は、教育委員会から学校へ情報提供を行うこととなります。

今回、私は公務で出張をしておりましたので、業務時間外や土日と同様に電話連絡等により状況を確認し、指示を行いました。その後、可能な限り情報の把握や整理、関係部署との情報共有を行い、公務終了後、事故現場を確認した後、本庁舎に戻り、対応等の確認をいたしました。

今回、児童はきちんと道路の端を一列で歩き、安全を意識した行動を取っていたと報告を受けております。学校及び家庭での安全指導の賜物であり、そのような中で子どもたちを巻き込んで対応せずに走り去った行為は、誠に遺憾です。

各学校においては、直ちに通学路の安全点検を実施し、危険箇所の確認を進め、関係部署と連携しながら現在対応を進めているところでございます。

児童・生徒に直接メッセージを送ること、及び安全対策の期限を設けることはしておりませんが、校長会にて交通事故防止の徹底と安全教育の充実を図るよう指導いたしました。

さらに、教育委員会から保護者への一斉メールにて通学路の見守りに関する協力を呼び掛け、当該校にはスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを派遣するなど、児

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

童がいち早く安心・安全な生活を取り戻せるよう取り組んでまいりました。児童・生徒が自分の命は自分で守る意識を高め、自ら危険を予測し、回避する能力を身に付けることは大切なことでもありますので、今後も安全教育の充実に努めてまいります。

次に、2、いじめ問題についてお答えします。

初めに、ア、昨年度のいじめ認知の状況についてでございますが、本市のいじめ認知の状況は全国平均とほぼ同水準であり、国の調査と同様に5%前後でここ数年は増加傾向にあります。認知件数が増加している背景には、各学校においていじめの理解が進んだこと、いじめの早期発見・早期対応をしようとする意識が高まっていること、児童・生徒が安心して相談できる体制整備の進展などが挙げられます。

次に、イ、スクールロイヤーの活用についてでございますが、スクールロイヤーは学校の諸問題において法律的な面から専門的な助言を行う役割を担っており、昨年度は68件の相談がありました。スクールロイヤーの助言により、学校における初期対応や対応方針の明確化等の成果を上げていると認識しております。今後も、専門的な視点を取り入れながら、必要に応じて活用を進めてまいります。

次に、ウ、調査組織の構成についてでございますが、いじめ重大事態が発生した際には、いじめ防止対策推進法及び国の重大事態の調査に関するガイドラインに基づき、教育委員会が調査主体を判断しております。調査に当たっては、公平性・中立性・透明性の確保はもとより、被害児童・生徒や保護者の思い、従前の経緯や事案の複雑性などを総合的に勘案し、柔軟かつ実効性ある対応が求められます。市長には調査開始の前に説明しております。

例えば、いじめがきっかけとなった不登校重大事態については、被害児童・生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援と調査を一体的に進める必要があることから、原則として学校を主体とする体制で調査を行うことがガイドラインでは示されております。全ての委員を第三者で構成することも一定の意義はありますが、学校が調査主体となることで事案の背景や現場状況を踏まえた丁寧な調査や継続的な支援が可能となります。その際には、教育委員会として学校へ必要な指導及び支援を行ってまいります。

引き続き、制度にのっとって適切に対応し、児童・生徒の安全と安心を最優先に重大事態への対処と同種の事態の発生防止に努めてまいります。

最後に、3、教育委員の役割についてお答えいたします。

教育委員は、教育委員会の意思決定メンバーとして各自の視点において課題を捉え、教育委員会事務局とともに民意を反映した教育行政を実現していくことが求められております。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

教育委員会では、教育行政の意思決定を行う定例の教育委員会会議を月に1回開催しておりますが、臨時の教育委員会会議は早急な意思決定が求められる場合に限るものと考えております。意思決定を必要としない緊急的な事故や事件が発生した際は、事務局から教育委員へ速やかに概要の報告を行うとともに、定例教育委員会会議前に詳細な説明を行っております。

なお、教育委員会が開催される場合は、事前に議案書や報告資料を教育委員へ送付し、いじめ重大案件等、特に重要な意思決定を行う場合は、教育委員会協議会の開催や教育委員会会議前に、事務局からの議論のポイントについて説明をさせていただいております。5月14日の事故におきましても、概要、被害児童の状況、対応等について速やかに事務局より報告を行うとともに、5月定例教育委員会会議前に改めて事故の報告と進捗について報告、協議を行い、意見や質疑、提言を伺ったところでございます。

各教育委員からは、被害に遭った児童の学校での様子や精神的な支援の必要性の有無等について意見交換がございました。今後も、各教育委員会から頂いた意見や提言を本市の教育方針に反映するとともに、関連部署と連携しながら教育行政の発展に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 齊藤幹郎議員。

○2番（齊藤幹郎議員） ご答弁ありがとうございました。

私自身、PTA会長を経験し、学校に子どもを通わせる一保護者として、更には議員としても、教育に関しては一番気になる分野であります。最近、三郷市に限らず、いろいろなところで学校関連の問題が起こっており、様々報じられております。教育行政のトップである教育長の危機事象やいじめ問題への対応についての考え方や、教育委員が十分に活用されているのか、とても重要なことと考えておりますので、お聞きしました。

まず、5月14日の事故について、なぜ事故の報告をどこで聞いたのか質問したのかと申しますと、一昨年6月の豪雨の際に草加市の市長、副市長は職員に任せて帰宅してしまいました。当然、自宅で報告を受け、指示もしていたと思いますが、現場で指揮を取らなかったこと等を批判されました。今回と事例は違いますが、危機管理的な観点からは現場での情報収集、指示が必要だと思ったからです。

事故翌日、15日には下校の児童に先生が付き添い、保護者のかたは私が旗振りをしている交差点まで迎えに来ていました。出張先から素早く指示を出されたのでしょうか。しかし、公務終了後に戻りました、対応の確認をしましたでは、危機意識としていかがなものかとも感じます。たとえ出張先で指示を出していても、すぐに戻ってくるべきだったのではないでし

ようか。教育行政のトップとして、重く受け止めて対応に当たってほしいと思います。

児童へのメッセージに関しては、当時の教育長がコロナ禍の分散登校から一斉登校に移る際には出されていたと思いますので、今回出されても良かったのではないのでしょうか。

再質問として、答弁では触れられていなかった現場となった通学路を教育長自身は歩かれましたでしょうかという点についてお答えください。

次に、いじめ問題についてですが、初めに、昨年度のいじめ認知状況をお聞きし、全国平均と同水準、5%という答弁でした。いじめへの意識、理解や相談体制の整備が進んだことも件数増加の要因であることは承知いたしました。

次に、調査組織の構成について伺いました。ガイドラインに沿って組織されたという今回の組織の第三者性について、教育長はどうお考えでしょうか。また今後、いじめ問題が発生した際に、学校の対応に問題がなかったと思われる事案であったとしても、私は児童・生徒はもちろん、学校も調査対象として基本的には第三者委員会、様々な課題があり、全員第三者で構成することが難しければ、半数以上が第三者で組織された第三者性の高い調査組織に委ねるべきと思いますが、その点についても教育長のお考えを再度お答えください。

最後に、教育委員の役割や活用についてです。

教育委員の皆さんは、それぞれの分野で見識をお持ちであり、それを生かしていただきたいと期待しております。教育委員会の会議録を拝見すると、もう少し活用してほしいと思うところもありました。教育委員の皆さんの意見に、もっともって耳を傾けるとともに、活発な議論を尽くしていただきたい。そして、その意見を踏まえた決定されたこどもたちのための他市にないすばらしい施策を教育長には執行していただきたいと。

以上の点を要望するとともに、再質問として議論された内容や意見が生かされている具体例を伺い、2問目を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 齊藤幹郎議員の2問目に対する答弁を求めます。

大塚正樹教育長。

〔大塚正樹教育長 登壇〕

○教育長（大塚正樹） 齊藤議員の2問目の質問にお答えいたします。

1問目は、現場を歩いたかという話だったかと思いますが、先ほども答弁で述べましたように、本庁舎に戻る前に確認をしたんですけども、実は自転車で行ってしまいまして、マスコミがまだいましたので、チョークの後とか、こどもたちが通った道は歩いたんですが、降りて歩いてはいません。

2点目ですが、第三者による調査委員会のほうを検討するよという話だったかと思いますが、ガイドラインが昨年出まして、いじめの対応が年々変わってきているところがございます。また、重大事態も増えている中で、各市町村はその場その場に応じて今対応をしているところがございますので、今後の調査委員の在り方については調査研究してまいりたいと思います。

3つ目は、教育委員会の提言に対して具体的にどのように対応しているかという話だったかと思いますが、教育委員の皆様からは意見や感想、提言等、多くいただいておりますが、一つだけ言うのは大変失礼ですので、答弁を控えさせていただきます。

以上で2問目の答弁を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で齊藤幹郎議員の質問を終わります。

◇ 寺 沢 美 紗 議 員

○議長（鈴木深太郎議員） 通告第4、1番、寺沢美紗議員。

〔1番 寺沢美紗議員 登壇〕

○1番（寺沢美紗議員） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

1、交通安全問題、1、自転車のマナーについて伺います。

令和5年12月定例会において、江戸川サイクリングロードの安全対策を伺った際、歩行者と自転車の接触リスクやルールの周知不足について問題提起を行い、利用者へのルール、マナーの周知徹底を要望させていただきましたが、今回は公道における自転車マナーについて伺います。

令和6年11月の道路交通法改正により、自転車のながらスマホの罰則が強化され、酒気帯び運転が新たに罰則の対象とされました。また、傘差し運転やイヤホン、ヘッドホンの使用といった危険行為についても禁止が明確化され、違反者には罰則が科せられることとなりました。この背景には、全国的にながら運転や安全な運転に必要な音、または声が聞こえない状態での運転が関係する重大事故が相次いでいる実情があります。

例えば、都内ではイヤホンを装着しながら音楽を聞いて自転車を運転していた大学生が歩行者に気づかず衝突し、重傷を負わせる事故が発生しています。事故後の調査で、音楽によって周囲の音や接近車両の気配が完全に遮断されていたことが判明しました。また、スマー

トフォンの操作中に前方の赤信号を見落とし、交差点内で右折車と衝突したケースも報告されています。これらの事故は、運転中の注意力の低下や聴覚をふさぐことによる周囲への配慮の欠如が大きな要因とされています。交通手段としての自転車の利用が増える一方で、モラルやマナーが追いつかず、悲惨な事故が後を絶たない現状を受けて法改正が行われたものです。

さらに、自転車は道路交通法上、軽車両に分類されており、車の仲間として扱われます。したがって、歩道と車道の区別がある場所では原則として車道の左側を通行しなければなりません。にもかかわらず、公道では左側通行を守らないケースが後を絶たず、逆走や高速走行といった危険な行為も散見されます。三郷市においても同様の状況が多々見受けられ、いつ重大な事故が発生してもおかしくないという危機感を抱いております。

こうした事例に加え、近年は自転車による交通事故そのもの増加傾向にあります。警察庁の統計によれば、令和5年中の自転車関連事故は7万2,000件を超え、全交通事故のうち2割以上を占めています。令和3年以降、毎年増加が続いており、自転車の安全運転に対する意識向上が喫緊の課題となっています。

そこで、ア、市内における自転車マナーに関する現状の課題を本市としてどのように認識しておられるか、市民生活部長に伺います。

交通安全に関する指導や啓発は、小・中学生への教育が中心となっている印象がありますが、実際には自転車事故の多くに大人が関わっており、若者を含む成人世代を対象としたマナー啓発も急務であると考えます。本市では、市内各福祉センターにおいて交通安全講習などを通じ、高齢者への啓発活動を行っていることは承知しておりますが、高齢者に限らず、若者世代や働く世代、子育て世代など、幅広い世代への継続的な啓発が必要です。

また、近年では市内全域にサイクルポートと呼ばれる駐輪所が整備され、シェアサイクルの利用が広がっております。これにより、これまで自転車に乗る機会の少なかった人たちも気軽に利用できるようになりましたが、その一方で交通ルールやマナーに対する理解不足が今後の課題として懸念されるところです。シェアサイクルが今後地域に定着し、持続可能な交通手段として機能していくためには、事業者や自治体による対策に加え、利用者一人ひとりのマナー意識の向上が不可欠です。

そこで、イ、若者を含む成人を対象とした交通安全啓発や自転車マナーの向上に向けた本市の現在の取組及び今後の方針についてお聞かせください。

続きまして、2、通学路の安全について伺います。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

子どもたちが登下校中に通学路で巻き込まれる事故が全国各地で後を絶ちません。先日も、本市において下校中の児童の列に車が突っ込むという痛ましい事故が発生いたしました。運転手の責任が重大であることは言うまでもありませんが、通学路そのものの安全性についても改めて見直す必要があると強く感じております。

埼玉県警が公表した警察署別管内小学校周辺の交通事故発生状況によりますと、令和2年から令和6年の5年間で県内の小学校周辺では数多くの交通事故が発生しており、特に通学時間帯に集中していることが明らかになっています。時間帯別に見ると、午後4時から6時にかけての時間帯が最も多く、午後2時以降から夕方にかけて事故の発生件数が急増しています。これは放課後の下校や児童の屋外活動が多い時間帯でもあり、通学路の安全確保が喫緊の課題であることを示しています。

本市では、全ての小学校において班登下校が実施され、子どもたちには毎年交通安全指導が行われています。また、通学路には交通指導員や保護者の方々が立ち、地域ぐるみでの見守り活動が行われていることも承知しております。私自身も、かつてPTA役員を務めていた経験があり、当時から保護者の皆様から通学路の安全に関するご意見やご相談を数多く頂いてまいりました。現在も、各校の地区安全委員会やPTA本部を中心に、学校応援団、地域の見守り活動など、多くの方々のご協力によって登下校の安全対策が講じられていることに深く感謝申し上げます。

しかしながら、現状ではグリーンベルトがすり減って消失している箇所や交通量の多い交差点、見通しの悪い区間、地点などにおいてカーブミラーの設置が求められる箇所が依然として見受けられます。こうした通学路の環境整備は、子どもたちの命を守る上で非常に重要であり、早急な対応が求められます。

そこで、ア、市内の通学路におけるグリーンベルトやカーブミラーの設置状況について、イ、今後の点検・整備の計画について、本市の見解を市民生活部長に伺いまして、1問目を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 寺沢美紗議員の質問に対する答弁を求めます。

浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 寺沢議員の1、交通安全問題につきまして順次お答えいたします。

初めに、1、自転車のマナーについて、ア、自転車マナーにおける「左側通行」に関する

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

現状と課題でございますが、令和5年に警察庁が自転車の交通ルールについて実施したアンケート調査によりますと、左側通行を含めた基本的なルールに対する正答率が7割から9割と高い一方、自分が左側通行を守ると回答したかたは6割弱となっております。市といたしましても、自転車の交通ルールマナーの向上については課題があるものと認識しております。

次に、イ、成人対象とした交通安全啓発や自転車マナー向上に向けた取り組みと方針につきましては、これまで自転車の交通ルール、マナーをメール配信サービスやSNS等でお知らせするとともに、全国交通安全運動等において商業施設でのチラシ配布や呼び掛けなどを行っております。

また、昨年罰則が強化されました、ながらスマホや酒気帯び運転につきましては、老人福祉センターにおいてポスターを掲示するとともに、施行日の11月1日には三郷駅前にて交通指導員と協力して通行人へのチラシ配布や呼び掛けを行ったところでございます。

議員ご指摘の成人対象とした交通安全啓発や自転車マナー向上につきましては、効果的な方策を調査研究するとともに、自転車駐車場の利用者を対象とした啓発に取り組むなど、今後も機会を捉えて交通安全啓発に努めてまいります。

続きまして、2、通学路の安全について、ア、通学路におけるグリーンベルトやカーブミラーの設置状況について及び、イ、今後の点検・整備についてにつきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

グリーンベルト及びカーブミラーをはじめとする交通安全施設の設置につきましては、市民のかたからの通報を受けた後、速やかに現場に赴き、設置場所の道路の様態や周辺の交通環境等を確認し、設置の緊急性、有効性、安全性など判断し、順次設置しているところでございます。通学路の安全点検につきましては、直近では令和3年6月に千葉県八街市で発生した児童交通死亡事故を受けて、通学路の交通安全点検を小・中学校と一緒に実施し、歩道の整備やラバーポールの設置、グリーンベルトをはじめとする路面標示の敷設などを行ったところでございます。

また、5月14日に発生いたしました児童ひき逃げ事故を受けて、吉川警察署及び市の担当部署と合同で事件現場を検分したほか、関連部署が市内全域の通学路に対し、安全点検を行ったところでございます。今後、検分や安全点検の結果を踏まえて、関係機関及び関連部署と協議、連携し、まずは事故現場の安全対策を速やかに行うとともに、通学路の安全対策を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 寺沢美紗議員。

○1番（寺沢美紗議員） 丁寧なご答弁をいただき、ありがとうございました。

それでは、再質問と要望を申し上げます。

交通安全問題、1、自転車のマナーについて、ア、自転車マナーにおける「左側通行」に関する現状と課題について、本市としても課題があるとの認識をお持ちであることが確認できました。警察庁の調査でも明らかになっているように、自転車は左側通行であると理解している人は7割から9割と高い割合を占めております。しかし、実際に左側通行を守っていると回答した人は6割に満たず、認知と実践の間に大きな乖離があることが分かりました。

自転車の左側通行が守られない背景には、幾つかの要因が考えられます。まず、道路が整備されておらず、どこを走ればいいのか分かりにくい点、また歩道走行が習慣化していることで、左側通行の意識が薄れていること、更に自転車が車両であるという認識不足や利便性を優先した逆走、注意喚起の不徹底も影響していると考えられます。

つまり、知っているのに守らないのではなく、守れない、守らなくてもいいと思われている現実があるのではないのでしょうか。今こそ、こうした実態に即した対策と啓発が求められていると強く感じております。

そこで、こうした背景を踏まえてイ、成人対象とした交通安全啓発や自転車マナー向上に向けた取り組みと方針について申し上げます。

ご答弁では、市として、これまでメール配信サービスやSNSによる情報発信のほか、全国交通安全運動に合わせた商業施設でのチラシ配布や呼び掛けを実施してきたとのことでした。また、昨年からは罰則が強化されたながらスマホや酒気帯び運転に関しても、老人福祉センターでのポスター掲示や三郷駅前による交通指導員との協力によるチラシ配布、呼び掛けなど、様々な啓発活動を行っていただいていることは、一定の評価に値すると受け止めております。

一方で、交通事故の多くは「自分は大丈夫」という慢心や油断から起きるケースが少なくありません。その慢心を防ぐためには、日頃から交通ルールやマナーに自然と触れる機会を増やすことが事故の未然防止につながると考えております。今後、ご検討いただく成人対象の自転車マナー啓発については、こうした実態や背景を踏まえた上で、ぜひ実効性のある形で調査研究を進めて、取組に結び付けていただければと要望させていただきます。

続きまして、2、通学路の安全についてです。

ご答弁では、グリーンベルトやカーブミラーの設置については市民からの要望に基づき、

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

現地の状況や必要性を判断した上で順次対応しているとのことでした。また、千葉県八街市で発生した痛ましい児童の死亡事故を受けて、小・中学校とも連携しながら市内の通学路における安全点検を実施されてきたとのこと、更に5月14日に市内で発生した児童人身事故についても、警察と市が現地を検分し、安全点検を実施、現在必要な対策を検討されているとのこと、いずれも迅速なご対応をいただいていることがよく分かりました。

今回の児童人身事故では、三郷市内に居住する中国籍のかたが自動車運転処罰法違反及び道路交通法違反の罪で起訴されました。報道によれば、飲酒運転が違法であることは認識していたと思われますが、法律は守ってくださいでは済まされない極めて深刻な事案であると受け止めております。交通ルールは、国によって大きく異なります。例えば、日本では左側通行が基本ですが、中国をはじめとする多くの国では右側通行が主流です。だからこそ、外国籍のかたであっても、日本に暮らし運転をする以上、日本の交通ルールを正しく理解し、遵守していただく責任があると私は改めて強く申し上げたいと思います。

その上で、要望として外国籍住民の皆様への交通ルールの啓発については、更に一步踏み込んだ実効性のある取組をお願いしたいと思います。三郷市は、外国籍住民の割合が年々高まりつつある地域です。昨年6月の定例会においては、同会派の佐々木修議員が多文化共生の視点から、文化の違いがトラブルの要因とならないよう対策を講じる必要性について本市の認識を問いました。その中では、文化の違いによって日本人にとって理解が難しい行動が起きたり、ルールが守れず、時には法律違反にまで至るケースがある。今後、更に増加が見込まれる外国人住民への対応として、これは重要な課題の一つであるとの問題提起がありました。その質問は、鳥獣保護法違反の疑いでアオサギを捕獲して食べたとして逮捕された外国籍住民に関するものでしたが、今回の中国籍のかたによる児童人身事故も根底にある課題は共通していると考えます。言葉や文化、そしてルールやマナーの違いがあるからこそ、誤解やトラブルを未然に防ぐために行政としての適切なフォローが必要不可欠ではないかと考えております。

今回の事故では、自分に向かって車が走ってくる光景を目の当たりにした児童の恐怖、そしてその場に居合わせた子どもたちの衝撃は想像を絶するものです。児童が通う小学校の保護者のかたからは、しばらく悲しみが止まらなかったとの言葉も伺いました。また、自分のこどもに車が突っ込んだと知らされた保護者のかたが味わった恐怖や動揺は想像を絶し、言葉に尽くせないものだったと思います。こうした事故は、絶対に二度と繰り返してはなりません。本市における外国籍住民への対応は今や喫緊の課題であり、とりわけ交通ルールやマ

ナーに関しては命に関わる極めて重要な問題です。

例えば、免許取得後の継続的なフォローアップ啓発や外国人コミュニティと連携した学習機会の創出など、地域特性に即した実効性ある施策を積極的にご検討いただきたいと強く要望させていただきます。

そこで、市民生活部長に再質問させていただきます。

外国籍住民に向けた交通ルールの啓発について、本市では現在どのような取組を行っているのか、また今後どのような方向性で取り組んでいこうとお考えか伺いまして、2問目を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 寺沢美紗議員の2問目に対する答弁を求めます。

浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 外国籍のかたに対する交通安全マナー向上の取組のご質問だと思います。

市内在住の外国籍のかたへの交通安全に係る啓発につきましては、埼玉県警で作成している多言語対応のテキストについて、市公式アプリ「ポケットみさと」やメール配信サービス、SNSなどで案内しているところでございます。今後も、機会を捉えて周知啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で寺沢美紗議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 鳴 海 和 美 議 員

○議長（鈴木深太郎議員） 通告第5、10番、鳴海和美議員。

〔10番 鳴海和美議員 登壇〕

○10番（鳴海和美議員） それでは、通告に従いまして、順次一般質問を行います。

初めに、1、行政問題、1、「日本一の読書のまち三郷」の取組について伺います。

平成25年に行われた読書のまち宣言より10年以上がたちました。令和5年、10周年を経た際に「今後も日本一の読書のまち三郷推進計画に基づき、文化の香り高いまちを目指して読書活動を推進してまいります。」との宣言が再度なされています。現在、令和3年から令和8年3月までを「第2次日本一の読書のまち三郷推進計画」として計画に基づき、様々な事業が行われているところであります。推進計画では、読書密度を「地域・機会・人」の3項目に分類し、数値化による目標達成を図っています。

そこで、初めに市民にとって、この読書への取組により生活や文化・学習・コミュニティなど、様々な時点から市として成果があったと実感している点について伺います。

アとして、成果についてお答えください。

次に、イ、公共施設図書室の現状について伺います。

かねてより、放水路より南に図書館がない点を課題として取り上げてきました。平成28年12月の一般質問で、公共施設図書室への司書の配置を要望したところ、それを補う方法として図書室に司書等が巡回し、図書の管理やリファレンスなどに対応するとのご答弁がなされ、これまで実施をされてきたかと思えます。

その後、図書館は図書室に対し、更には図書室を通じて市民に対し、どのような支援を行い、図書室への機能補完がなされているか、当時より増えた事業などがあれば、それも含めて具体的にお伺いします。

次に、ウ、駅前返却ポストの設置について伺います。

日本一の読書のまちなのに、大きな図書館がないなど、不満の声が聞かれます。この課題については、市ではネットワークを活かし、どこにいても本に触れる機会創出を行っているのご説明を受けております。三郷市は、市外への通勤で駅を利用する方が多い地域です。会社の帰りに駅前返却ポストがあれば、利便性が上がり、もっと図書館を利用したくなると思います、何度も設置について要望を重ねてまいりました。

当時のご答弁では、「『図書館などを活用し、読書に親しむ機会を大切にします』という項目を具現化するため、貸出しや返却など市民の皆様の利便性の向上を図り、読書をより身近なものとする種々の施策につきましても、この計画の中で検討しているところございま

す。」とのことでした。駅前返却ポストについては、いまだ実現しておりませんが、市民より要望の聲が新たに上がっています。再度見解を伺います。

次に、2、青少年問題、1、青少年の居場所づくりについて伺います。

こどもを取り巻く社会問題は、より深刻になってきています。虐待や貧困などの家庭問題、いじめなどの学校の問題、こうした問題を抱えてしまうこどもたちの多くが孤立しているという特徴があると言われていています。家庭でも学校でもない、自分にとって居心地の良い「サードプレイス」というストレスのない居場所での出会いや経験などが自己肯定感を育てる、人間関係の構築を育むなどの環境として必要とされています。

小学生は児童館、児童センターなどがありますが、特に中高生にとっては居場所が余りありません。令和4年12月の一般質問で、中高生の居場所の必要性を訴えました。その際、コロナ禍の影響で様々、青少年育成に関する事業がお休みをしている。今後は、青少年が相談しやすい環境の整備に努めていくといった趣旨のご答弁をいただきました。また、青少年ホームを青少年たちが喜んで使いたくなるようなリフォームを行い、常に集まれる居場所の提供を要望いたしました。コロナ禍も明け、様々な事業が再開していると思いますが、居場所づくりへの市の取組について伺います。

次に、2、ユースワーカー養成講座について伺います。

青少年の居場所づくりに欠かせないのは、こどもや青年たちの心を受け止めるスキルを持った相談員です。先に紹介した令和4年でのご答弁では、20歳前後の青年たちで形成される青少年相談員がボランティアとして取り組んでいる。青少年相談員は26名で構成され、毎月1度、定例会を実施し、主催事業や内部研修について話し合いを行っているとのことでした。

以前、一般質問で私が紹介したユースワーカーについて再度ご説明をいたします。欧米諸国では、家庭・学校・職場以外の場所での若者の成長を支援する取組をユースワークと位置づけ、それを専門的に担う人をユースワーカーなどとして広く普及が進んでいます。国家資格としている国もあり、若者の居場所の提供や地域社会との橋渡しなどをサポートします。

養成講座は、立命館大学と京都市ユースサービス協議会との共同研究を行ったプログラムで、青少年とその背景の理解、対人関係の理解と支援、コミュニケーションの取り方やグループワークによる演習などを学びます。

三郷市では、青少年相談員が活躍をされているということは承知の上ですが、青少年支援のスキルと共通認識を持った担い手を育成すること、また担い手育成の裾野を広げる取組、更には日常的に施設などにおいて関わってくれるような支援員は必要と考えます。先般行った

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

一般質問では、このユースワーカー養成講座については青少年ホームが様々な悩みや問題を抱える青少年にとって安心できる居場所となるよう、またその担い手の養成について他の自治体の取組を調査研究してまいります、とのご答弁をいただきました。調査研究とのことでしたので、再度青少年の居場所の担い手づくりの必要性が重要との思いから、養成講座への取組について伺います。

最後に、3、学校問題、1、放課後児童クラブの弾力活用について伺います。

三郷市は、早々に「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行いました。宣言の根拠となる「こどもまんなかアクションファクトブック」によると、日本の子育てについて次のような記述があります。

自国がこどもを産み育てやすい国か、内閣府の令和2年度少子化社会に関する国際意識調査報告書によると、日本、フランス、ドイツ、スウェーデンの4か国の20から49歳の男女に質問した結果、日本では「とてもそう思う」4.4%と「どちらかといえばそう思う」33.8%を合計した「そう思う」は38.3%で少数派であることが分かりました。これに対して、フランス、ドイツ、スウェーデンでは「そう思う」の合計が70%以上であることが分かりました。また、「とてもそう思う」と答えた人はフランス、ドイツで25%以上、スウェーデンでは80%以上に上りました。

日本についての過去の調査結果を見ると、2010年に「そう思う」と答えた人は52.6%で過半数を占めていました。しかし、その後の10年間で大きく減少した一方、「そう思わない」と答えた人が15ポイント以上も増加し、日本がこどもを産み育てやすい国ではないと思う人が増えていることがうかがえます。

このような分析結果を受け、令和5年に「こども未来戦略」が閣議決定され、令和5年から7年までの3年間で加速化プランとし、集中的な取組を行うこととなっています。その戦略の中で特に大事な点は、「全ての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援する」との点だと私は思います。この視点で、次の質問をいたします。

三郷市の放課後児童クラブの入室要件は、次のようになっています。保護者の状況が就労で昼間留守になっていること、病気または障がい保育ができないこと、同居または長期入院等をしている親族を介護・看護していること、出産で家庭が留守になっていること、これは産休中は対象だが、育児休業中の場合は該当しないこととなっています。そして、その他として保育できない状況を証明する申立書の提出というのがあります。この申し立てについては、はっきりした内容が明記されていないため、あいまいです。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

先日、多子世帯のかたからご相談がありました。双子が生まれ、育児が大変。産休が終わって育休に入ったら、上の子どもは放課後児童クラブから退所してほしいと言われた。育児に手いっぱい、上の子の面倒が見られるか不安です。せめて夏休みだけでも、児童クラブを継続できないかといった内容でした。切れ目ない支援の視点から、こどもの健全な育成を図るためにも、支援が必要と感じました。

そこで、こういった案件は、この申し立てに該当するのかどうかお聞かせください。さらに、育児中も保護者の状況によっては放課後児童クラブを利用できる、また例えば長期休業中などだけでも利用できるなど、弾力的な活用をできることとし、明記すべきと思いますが、見解を伺います。

以上で1問目を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 鳴海和美議員の質問に対する答弁を求めます。

横田隆宏生涯学習部長。

〔横田隆宏生涯学習部長 登壇〕

○生涯学習部長（横田隆宏） 鳴海議員の1、行政問題の1、日本一の読書のまち三郷の取組についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、ア、成果についてでございますが、令和3年3月に策定いたしました第2次日本一の読書のまち三郷推進計画では、日本一本と触れ合えるまちを達成するために、3つの基本方針のキーワードとなる地域・機会・人と連動した読書密度という三郷市独自の数値について進捗管理をしており、いずれの数値も計画策定前の令和2年度と比較して緩やかに上昇しております。地域の読書密度につきましては、令和6年度末までにはふれあい文庫を30か所まで拡大、保育所や学校といった児童・生徒を主な対象としたふれあいブックワゴン1号車に続き、令和5年度から2号車を導入し、司書が学校、高齢者施設や地区サロンを訪問し、本の貸し出しや紹介、読み聞かせを実施しております。機会の読書密度につきましては、三郷絵本サーキットや各種講座などを開催し、毎年好評を得ており、市民が読書に親しむきっかけづくりを提供しております。人の読書密度につきましては、ふれあい文庫の管理や小学校、児童センターなどでの読み聞かせといった様々なボランティアを担っていただく市民の人数が令和6年度末には885人、そのうちこども司書養成講座受講者数は394人になり、図書館や店舗などで絵本の読み聞かせ、読書イベントのサポートスタッフとして携わるなど、多岐にわたって活躍しております。

次に、イ、公共施設図書室の現状についてでございますが、市内4か所の公共施設図書室

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

の充実を図るため、図書館と図書室の職員で定期的に情報交換会を開くほか、図書館司書がおおむね2か月に1回、各図書室を訪問し、本の相談業務であるレファレンスや書架整理などの支援を行っております。

続きまして、ウ、駅前返却ポストの設置についてでございますが、駅前への返却ポストの設置につきましては市民が図書館、図書室の本を更に便利に利用するための有効な手段として認識しているところでございます。駅周辺において強風や雨などを避けることが可能となる適切な設置場所や返却後の回収手段など、様々な課題を整理いたしまして、近隣他自治体の設置状況なども踏まえ、今後も調査研究を続けてまいります。

続きまして、2、青少年問題の1、青少年の居場所づくりについてでございますが、近年、青少年を取り巻く環境は大きく変化しており、家庭や学校、職場以外において安心できる居場所が減少している傾向にございます。青少年の居場所を確保することは、青少年の自己肯定感を高め、成長や自立を促進する一助となると認識しております。青少年ホームでは、青少年の日常的な集いの場の確保のため、本年2月から青少年リーダーのほか、三郷読書リードアンドリードの会のかたを対象に、毎週水曜日の午後3時から8時までを若者の居場所として設定しております。友達同士の活動の場として、個別に仕切りを入れた自習スペースのほか、3月に三郷市フリーWi-Fiを管内で導入し、1階談話室のスペースを試験的に開放しているところでございます。今後は、青少年リーダーをはじめとした若者の声を聞く機会を設け、ニーズの把握に努め、本格運用に向けて検討を進めてまいります。

次に、2、ユースワーカー養成講座についてでございますが、地域における信頼できる大人として、また青少年に寄り添い、継続的に伴走する人材としてユースワーカーの役割は全国の自治体で注目されており、先進自治体の一つである横浜市において実施している青少年交流拠点や若者のサポートの取組、ユースワーカー講座について聞き取りを行ったところでございます。現在、青少年育成市民会議をはじめとした青少年育成団体において家庭・地域・学校の連携強化や青少年の体験活動といった様々な青少年支援の取組や活動を行っていただいております。今後は、まず青少年育成団体の活用について検討するとともに、議員ご指摘の市民に対して担い手の門戸を広げ、専門性の高い知識を身に付けたユースワーカーを増やすための養成講座の実施について、先進事例等や関係機関や団体との連携を図りながら、引き続き調査研究を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 私からは、3、学校問題の1、放課後児童クラブの弾力活用についてお答えします。

近年、放課後児童クラブは共働き家庭の増加や多様な子育てニーズの高まりを受け、子育て支援の一環として位置づけられており、利用者の多様化や地域ごとの特性を踏まえた運用が求められているところでございます。議員ご指摘のとおり、放課後児童クラブにおける主な入室要件としては、保護者が就労をしており、昼間家庭が留守になっていること、また就労以外の入室要件としましては保護者が病気等で保育できないことなどがございます。そのほかの個別のケースには、診断書などの書類を併せて保育できない状況を記入した申立書により、総合的な見地の下、個々の入室審査を行っているところでございます。

議員のご提案の放課後児童クラブの弾力活用を行うことは、各ご家庭の状況を勘案し、より柔軟で多様なニーズにきめ細かく対応できるものに変える取組であると認識しております。弾力化には多くの利点がある一方、運営の安定性、公平性、活動場所の確保、人材確保などといった観点から、様々な課題があり、十分な検討が求められるものと考えております。今後も、引き続き国や県の動向を注視し、他自治体の事例や現場の声を踏まえながら、保育の質の向上に資する取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 鳴海和美議員。

○10番（鳴海和美議員） それぞれご答弁ありがとうございました。それでは、2問目、再質問と要望をさせていただきます。

初めに、1の行政問題、日本一の読書のまちの取組についてのアの成果についてでございますが、ただ今第2次推進計画におきまして地域・機会・人、それぞれの読書密度が緩やかであるが上昇しているというご答弁をいただきました。成果が少しずつですが、上がっているというところで評価をさせていただきたいと思っております。また、その中でふれあい文庫のボランティアやこども司書が非常に大勢のかたが関わってくださっている、それがもう一つの成果というか、市民の中に広まっているなということで、ここの部分も他市に誇れる取組だと評価をさせていただきたいと思っております。

その中で、ふれあい文庫についてもお話あったかと思うんですけども、このふれあい文庫、現在、市のホームページでは30か所設置ということで、非常にどこでも誰でも本に接する機会ということで、すばらしい取組だと思います。また、それに対するサポートですね、

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

ふれあいブックサポーターとしてボランティアのかたが関わっていただいている、本当に先ほども申し上げましたけれども、他市に誇れる取組だと評価をさせていただきます。

そこで再質問ですけれども、今後このふれあい文庫に関してはどのような目標を持って、どのような取組をされるか、例えば置いてもらえる場所ですね、それからどのように働き掛けて増やそうとなさっているかなどありましたら、それについてお伺いをさせていただきたいと思います。

イとして、公共施設図書室の現状についてでございますが、情報交換会を開き、また2か月に1回巡回をなさっているということでございます。引き続き、要望された当時からしっかりと司書のかたが図書室のメンテナンス等を行っていただいているということは理解いたしました。その上で、再質問ですけれども、図書館では多くのイベントが行われて、例えば子ども向けだけではなく、大人向けなども行われ、全世代に読書の喜びを実感していただける機会があると思います。大分前になりますが、コミュニティセンターなど公共施設で司書による大人の読み聞かせがイベントとして開催をされました。地域のかたが大勢参加され、楽しんでおられました。運動系のイベントなどとは異なるニーズにお応えできているということを感じました。最近、このようなイベントがコミュニティセンターや公共施設などでは余りなされていないかと思いますが、今後このような事業を図書室にも広く展開して実施をなさることについてお考えを再度質問いたします。

ウとして、駅前返却ポストの設置についてでございますが、これ前も有効であると認識なさっているというご答弁がずっと続いているわけでございますが、設置場所とか回収手段がいろいろ課題があるということで調査研究というご答弁をなされております。これについて調査研究ということなので、余り進んでいないんだなということでございますが、できない理由が明確にあるならば、再度お答えいただきたいと思います。これも再質問させていただきます。

2の青少年問題、1、青少年の居場所づくりについてでございますが、居場所の必要性、大切さは認識をなさっているということでお答えをいただきました。そのような中で、コロナ禍も明け、青少年ホームにおいて自習スペースの設置やW i - F iなども設置していただいたということで、一つ一つ事業が進んでいるのかなということを感じました。さらに、今青少年リーダーが2月から毎週水曜日に居場所づくりとして集いを行っているということもお話ございました。今後は、このリーダーから若者の声を聞いて、ニーズを聞きながら広く展開をなさっていきたいということございましたので、この件については早く多くのかた

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

に場を提供いただけるように、しっかりと取り組んでいただきたく要望させていただきます。

また、青少年ホームに来たことがないような、今来ているかたというのは多分、こどもの頃からいろんな事業を通して青少年ホームに触れているかたが多いのかなと思いますが、青少年ホームに来たことがないかたや三郷の青少年事業に参加したことがないような若いかたたち、大勢いるかと思いますが。そのようなかたたちが行ける場所というのが必要かなということをも私も訴えさせていただいているんですけども、そのようなかたたちに行きたい、またおもしろそうと思っていただけるような施設を目指し、前もリフォームということを私要望させていただきましたが、今いろいろいじっていただいていることは理解して、実際現場も見させていただいているんですが、ぜひもっと大々的なリフォームですね、改築とかじゃなくてリフォームでいいんです。青年たちの意見を聞きながら、こんな場所に通ってみたい、こんな場所だから楽しそうだな、そういったお声を聞きながら青少年ホームをリフォームしていただき、居場所としていただくことを再度要望させていただきたいと思います。

そして、この青少年ホームを居場所づくりのモデルとして確立していただき、ぜひ各地域へ展開をしていただくことを要望させていただきたいと思います。

参考事例として、京都の先進事例ですが、青少年活動センターの取組を紹介いたします。青少年活動センターとは、中学生から30歳の青少年の自主的な活動を応援し、施設の貸し出しや様々な情報提供、相談など、困った時に解決できるようなサポートを行っています。市内に7か所拠点があります。それぞれの青少年活動センターでは、居場所としての施設とともに、テーマに沿った事業を展開し、青少年がイベントやボランティアに参加することができます。ユースワーカーが相談役としており、話しやすい存在として様々な話に耳を傾け、若者が自分自身の力で向き合い、道筋が見えるようにサポートしています。情報が欲しい、話を聞いてほしいという相談だけではなく、ふだんからセンターを利用している若者が気軽に話せる関係をつくり、日常的な関わりの中で話される相談にも対応していることが特徴です。ケースによっては、他の団体や専門機関と協力することで若者の相談に応えています。このような場づくりを目指し、今後の青少年ホームの取組に期待をさせていただきます。

次に、2のユースワーカー養成講座についてでございますが、横浜での取組を勉強なさったとのお話がありまして、有効であるというようなご答弁をいただいたかと思います。ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思うんですけども、この養成講座を実施することのメリットは青少年支援のスキルと共通認識を持った担い手の育成ができる、また多くのかたが参加できるように講座を行うことで担い手のすそ野を広げることができる点かと思います。

担い手を増やす方策として、実施について更に要望をさせていただきます。

最後に3、学校問題、1、放課後児童クラブの弾力活用についてでございますが、利用者の多様化において子育て支援の場であるということ、またこういった弾力活用もきめ細やかに対応をしていくことが本当に大事であるということを確認なさっているというようなご答弁をいただけたかと思えます。非常に温かいご答弁いただけたかと思えます。その上で、人材確保など様々課題があるので、そういったことをしっかりと検討をいただけるということでお話いただけたかと思えます。課題はたくさんあると思いますが、切れ目ない支援、こども及び子育て世帯への切れ目ない支援として、包括的な支援が必要となっているかと思えます。放課後児童クラブは学校教育部の問題になっているかと思えますが、子育て支援という広い部分で、例えば放課後児童クラブはやっぱ無理だよと、この申し立てを見ても無理だよという場合もあるかと思えます。そういったかたがどのような支援が必要か、他部署との連携も必要かと思えますが、どのように対応なさっていくのかということについて、1つ再質問させていただきたいと思えます。

また、次にこの申し立てについての判断基準について、具体的にどのように判断、対応をされるのか、例えば具体的な協議内容とか、どのような会議が持たれたりとか、そういったことをなさっているのかについて再質問をさせていただきたいと思えます。

以上で2問目を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 鳴海和美議員の2問目に対する答弁を求めます。

横田隆宏生涯学習部長。

〔横田隆宏生涯学習部長 登壇〕

○生涯学習部長（横田隆宏） 再度のご質問にお答えいたします。

ふれあい文庫の件についてでございますが、日本一読書と触れ合えるというようなことを標榜しておりますので、公共施設だけではなく企業や店舗、また市内にバランスよく配置をしていきたいと考えてございます。

次に、2、図書館に関してでございます。大人向けの事業、図書室と連携して大人向けの事業というお話であったかと思えます。令和6年度は、各図書室と連携して高齢者の暮らしを豊かにする本を集めたいいきいき元気コーナーを設置いたしました。また、長寿いきがい課とも連携して東和東地区文化センターとコミュニティセンターにて高齢者を対象とした朗読講座を開催するなど、様々な切り口で各図書室の活性化を図っております。

続きまして、返却ポストの件でございます。1問目でもお答えいたしましたが、駅周辺に

おける本を返却という利便性の高さ、そして更なる図書館利用の促進に有効であるということについては認識をしております。設置の条件や環境等を含め、どのような課題があり、それを解決するための手段等を精査いたしまして、更なる研究を進めるため、引き続き情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 鳴海議員の再度の質問にお答えします。

切れ目ない支援ということで、公営児童クラブにおける支援についてでございますが、民営の児童クラブ、また様々な支援施設を含めまして、それぞれの強みを生かした公民連携の下、引き続き市内の民営児童クラブとの連携及び協力体制の構築に努めるとともに、関連する部門とも連携し、子育て中のご家族に寄り添った対応ができるよう努めてまいります。

また、相談についてのご質問だったのかと思うんですが、放課後児童クラブでは、まず保護者のかたから相談を受けた際、丁寧にお話を伺い、必要に応じて関係機関との連携や相談体制ができる場所のご案内、また柔軟な対応ができるかどうか家庭状況を丁寧にお伺いさせていただき、対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で鳴海和美議員の質問を終わります。

◇ 佐々木 修 議員

○議長（鈴木深太郎議員） 通告第6、13番、佐々木修議員。

〔13番 佐々木 修議員 登壇〕

○13番（佐々木 修議員） それでは、通告に従って順次一般質問をさせていただきます。

今回は、防犯・犯罪対策、公有財産活用、いのちを守る体制整備の3項目についてお伺いいたします。

1、防犯・犯罪対策の1、防犯カメラについて。

警視庁によると、防犯カメラ画像の活用として、防犯カメラ画像は被疑者の特定や犯行の立証に有効であることから、事件関係者の足取りの確認、防犯カメラ画像を公開しての追跡

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

捜査等、警察捜査における様々な面で活用されています。防犯カメラ画像の分析結果から被疑者の検挙に結び付いた事件の中には、被害者と全く面識がない被疑者による偶発的な犯行によるものもあり、防犯カメラは警察捜査に欠かせないものとなっております。

三郷市では今年度、5月1日から住宅用防犯カメラ設置費補助金の申請受付がスタートいたしました。目的としては、三郷市では侵入盗等被害の防止と地域における防犯力の向上を目的とし、自ら居住するために用いる市内の戸建て住宅に住宅用防犯カメラを設置するかたに対し、補助対象経費の3分の2（上限2万円）の補助金を交付する補助金となっております。予算額は400万円ですので、すぐに終了してしまうのではないかとという市民の声も多く、申請受付前には多くの問い合わせが担当課にも各議員にもあったのではないのでしょうか。

この補助金の交付申請ベースの状況が三郷市ホームページにも6月5日現在で43%と記載されておりました。私のイメージでは、申請数が少し伸び悩んでいるのではないかと感じています。

そこで、今後の周知方法も含め、分かりやすく丁寧な情報発信が必要だと思います。どのように考えているのか、そこで1、防犯カメラについて、ア、補助金の申請状況について、イ、今後について、市長と市民生活部長にお伺いいたします。

続きまして、2、ドライブレコーダーについて。

先日、市内での中国籍の男らに小学生4人がひき逃げされる事故がありました。事故に遭った児童の身体と心の回復を願っております。道路等の安全対策だけではなく、今回のような卑劣な犯罪に対しても、今回の事件でも後続車のドライブレコーダーの映像や市内飲食店の防犯カメラの映像も貴重な証拠となりました。令和元年9月議会での一般質問で、公用車のドライブレコーダー設置について防犯面・安全対策の観点から設置率向上についてお伺いいたしました。答弁では、公用車は市役所本庁舎、消防本部、水道部合わせて174台、そのうち77台にドライブレコーダーを設置しており、設置率は44.3%とのことでした。現在の設置率はどのようでしょうか。

ドライブレコーダーは、道路上の交通事故や犯罪発生に対して動く防犯カメラともなりますし、犯罪抑止の効果もあると思います。事故や犯罪の証拠にもなり、早期解決につながると思いますが、公用車が事故等に遭遇した際の情報提供についてどのようになっているか。また、自家用車や事業用の車両に関してもドライブレコーダーの設置率は上がっております。一般に販売されるドライブレコーダーの販売数は年々増加傾向にあります。マーケティングリサーチ会社、G f K J a p a nの調べでは、全国のカー用品店、家電量販店、インタ

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

ーネット通販におけるドライブレコーダーの国内販売台数としては2014年は43万台、そして2018年は139万台、翌年の2019年は177万台と5年間で約4倍にまで増加して、現在もその増加は高まっているのかと思います。

交通事故をはじめ、逆走を含め、高齢者ドライバーの事故もあります。また、あおり運転もあります。そこで、ドライブレコーダーの設置率が上がることで、防犯・犯罪抑止、状況証拠にもなるドライブレコーダーの設置に対しての補助についてもどのようにお考えかお伺いいたします。

ア、犯罪抑止・情報提供について。

イ、設置補助について。

こちら市長、市民生活部長にお伺いいたします。

続いて、2、公有財産活用、1、市有地の有効的な活用について。

市有地の活用について、平成31年3月議会の一般質問で取り上げ、その際に活用されている市有地についてお伺いいたしました。答弁では、県への交番用地や商工会館用地で有償貸付けを行っていたり、一時貸付けとして公共工事に関わる資材置き場などで活用されているとのことでした。

今回は、市有地の中で活用されていない土地、いわば遊んでいる土地、遊休地とも言いますが、三郷市内にどのくらいあって、今後どのように活用していくのか、雑草が生えて管理費のほうがかかるのでないか、使っていないなら活用して、にぎわい創出や公共の福祉、またお金を生み出す活用をして財源確保をしたらよいのではという観点から質問させていただきます。

市有地の活用として、今年度、市有地の一つであった中央四丁目にボール遊びができる広場が整備される予定となりました。このボール遊びができる広場以外で建物を建てたり、活用が見込める市有地はどのくらいあるのか、活用されていない土地はどのくらいあるのか、また市有地を市民が使用することは可能なのか、またその際、制度などあるのか、現状と現在の管理、今後について、それぞれ財務部長にお伺いいたします。

最後に、いのちを守る体制整備。

市民の命と財産を守るために重要な消防・救急分野におきまして、河川に挟まれた地形である三郷市として、こどもの水難事故の対策や大きな事故や過酷な現場への出動で受ける惨事ストレス、職員へのメンタルケア、消防救急体制の充実など、今まで多くの一般質問で取り上げてまいりました。今回は、特に救急隊、救急に焦点を当てて質問をさせていただきます。

す。

1、救急の人材育成について。

消防救急の職員数は定数175名のところ、現在173名で緊急時に市民の生命、財産を守っていただいておりますが、消防と救急で役割や専門性が異なることは皆さんもご存じだと思います。火災現場での消火活動、火災現場や事故現場、災害での救助活動、救急車での搬送や現場での応急処置、救急救命士との連携による救急活動、火災予防や応急手当指導や広報などの予防活動、このように消防での業務は多岐にわたります。さらに、命を守るために日々の訓練だけではなく、高度な技術を学んでいます。このように、消防だけでも役割が異なる業務や資格等も必要なことが多くあり、例えば消防職員全てが救急車に乗り、業務を遂行できるわけではありません。では、救急車を動かす人員が足りなくなったら、市民の命はどうなるでしょうか。様々な知識・経験を経て判断力、スピード、技術を高めて重要な要ともなる人材を育てるために、1、救急の人材育成についてお伺いいたします。

1台の救急車を常時運用するには、どのくらいの人数が必要なのか。

救急車を動かすために必要な資格は、その人材を育てるためにどのくらいの期間が必要なのか。

救急車の配置台数の基準について。

専門的な内容が多いと思いますので、詳細に丁寧にお答えください。

2、高速道路と三郷市内の出動について。

令和3年6月の一般質問でも同様の質問をさせていただきました。当時の消防長の答弁では、高速道路への出動件数について尋ねたところ、平成30年6月に外環自動車道が高谷ジャンクションまで延伸したことより、出動件数は増加したと答弁でありました。

その後も、高速道路のみならず、異常気象や温暖化の影響もあり、市内でも熱中症などによる出動も増加傾向にあります。三郷市は、ジャンクションがあるということで、高速道路の管轄範囲も広く出動している場合が多いです。市内でも年々、熱中症なども含めて出動も多くなっていますが、このようなある意味、特殊な交通網の環境における日々の消防業務に感謝いたします。

そこで、ジャンクションを抱える自治体として、高速道路における出動件数の推移と埼玉県内での現状について。

また、例えば高速道路上での事故が集中してしまい、市内が手薄になってしまう、そのような事例も含めてお答えください。

以上を消防長にお伺いして、1問目を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 佐々木修議員の質問に対する答弁を求めます。

木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。

1、防犯・犯罪対策の総論についてお答えをし、詳細については担当部長をして答弁いたさせます。

防犯カメラ及びドライブレコーダーは、犯罪や交通事故の抑止力となるとともに、録画された映像が重要な証拠となることから、地域の安全・安心を向上させる上で非常に重要な役割を果たすものであると認識をしております。

本市では、本年5月1日から戸建て住宅への防犯カメラ設置補助金の申請受付を開始し、5月末までに100件を超える申請をいただいております。防犯に対する市民のかたの意識の高まりを感じているところでございます。

また、ドライブレコーダーにつきましては、消防・水道を含む市が所有する公用車には全てドライブレコーダーが搭載済みであり、事件や事故に遭遇した場合は録画映像を吉川警察署などに提供しております。今後とも、防犯のまちづくりを推進するため、関係機関、関係団体と連携をし、市民の生活と命を守るための施策に取り組んでまいります。

○議長（鈴木深太郎議員） 浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 佐々木議員の質問にお答えいたします。

初めに、1、防犯・犯罪対策、1、防犯カメラについてのア、補助金の申請状況とイ、今後につきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

現在、実施しております三郷市住宅用防犯カメラ設置費補助事業は、侵入盗などの被害防止と地域における防犯力の向上を図るため、自ら居住する戸建て住宅に防犯カメラを設置した市民に対し、購入費及び工事費の3分の2、上限2万円を補助するもので、予算計上しております400万円に対し、議員ご指摘のとおり6月5日現在、申請額ベースで執行率は43%となっております。今後とも、市ホームページ等を活用し、市民のかたに分かりやすく丁寧に申請のご案内をするとともに、執行率が100%に近づくよう、スムーズな事業実施を図ってまいります。

今後につきましては、まずは現在行っている事業の実施手法や効果を検証した上で、検討

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

していきたいと考えております。

続きまして、2、ドライブレコーダーについてのア、犯罪抑止・情報提供についてと、イ、設置補助については関連がございますので、一括してお答えいたします。

先日、市内で発生した下校中の児童が被害に遭ったひき逃げ事故をはじめといたしまして、ドライブレコーダーの映像が犯罪や交通事故の重要な証拠となるケースは近年増加しているものと認識しております。

国土交通省が令和元年に実施いたしました調査では、自家用車へのドライブレコーダー搭載率は45.9%、民間の損害保険会社による令和6年の調査では搭載率は51.9%であり、自家用車の半数が既にドライブレコーダーを搭載しているような状況でございます。ドライブレコーダー導入の目的につきましても、交通事故の記録、あおり運転等危険な運転への対策、安全運転の意識を高めるといった回答が多くなっております。

ドライブレコーダー設置への補助金につきましては、茨城県竜ヶ崎市や境町などで実施しているようですので、まずは先進自治体の調査研究をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 佐々木修議員の質問に対する答弁の一部を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

一部保留いたしておりました佐々木修議員の質問に対する答弁を求めます。

妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 佐々木議員のご質問のうち、私からは2、公有財産の活用の1、市有地の有効的な活用についてにお答えいたします。

現在、市が所有する土地で更地であるところ、これを遊休資産と呼ばせていただきますが、その中で面積の大きいものは瑞木小学校西側公共施設用地2,339平方メートル、丹後教職員住宅跡地593平方メートル、鎌倉教職員住宅跡地685平方メートルなどがございます。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

これらの遊休資産の管理につきましては、市としての利用計画が決定し、事業化がされるまでの間は、当該土地の境界に安全柵などを設置し、また敷地内の除草などを行うとともに、定期的な職員による見回りも行っております。

現在、これら遊休資産の活用の状況といたしましては、公共工事に係る資材置き場として工事期間に限定し、工事業者に有償で一時貸付けをした事例が多くございますが、このほかの場合でも本来の活用に支障を来さないよう、原則として期間を定め、公用や公共的活動の用に供する場合など、一定の条件を満たし、また貸付対象者についても一定の条件を定め、運用を行っているところでございます。

今後におきましても、将来的な利用計画への影響が出ないよう、適正な遊休資産の管理に努めるとともに、利活用が見込めない土地などにつきましては適切な処分の検討を含め、遊休資産の有効活用の方策を先進事例なども参考にしながら、関係課と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 山本浩文消防長。

〔山本浩文消防長 登壇〕

○消防長（山本浩文） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。

私からは、3、いのちを守る体制整備について順次お答えいたします。

初めに、1、救急の人材育成についてでございますが、令和7年度の救急隊編成は42名で、そのうち29名が救急救命士でございます。救急車1台を常時運用するための必要な人員については、救急隊員3名以上をもって24時間体制で災害対応に当たるため、2交替勤務を敷いており、職員の当直、非番、休みといった勤務形態が加わりますと、救急車1台を常時運用するためには10名程度の人員が必要となります。

また、救急車を動かすための必要な資格についてでございますが、県の消防学校が行う救急科を修了した者と救急救命士の有資格者が必要となります。また、その人材を育てるのにかかる期間についてでございますが、入署後半年間の初任教育を修了後、実務経験を積んだ後に2か月間の救急科での教育課程を得て救急業務に従事することができます。また、救急救命士は救急業務に5年または2,000時間従事した上で要件を満たし、救急救命士養成所へ入校することができます。救急救命士養成所において7か月間の養成課程を修了した後に国家試験に合格し、1か月間の病院実習を終え、救急救命士として従事することができます。

救急車の配置台数についてでございますが、総務省消防庁が定める消防力の整備指針にお

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

いて、救急車の配置台数は人口10万人を超える消防本部にあつては5台、更におおむね人口5万人ごとに1台を加算した台数を基準として示されており、消防施設整備計画実態調査において、直近令和4年度の調査では6台と算定されております。

現在、常時5台の救急車で運用しておりますが、救急要請の多発時は非常用救急車を運用して対応しているところでございます。

次に、2、高速道路と三郷市内の出動についてでございますが、三郷ジャンクションをはじめとする常磐自動車道、東京外環自動車道を管轄しており、過去3年間の高速道路における出場件数は令和3年は60件、令和4年60件、令和5年は50件出場しております。

また、埼玉県内の26消防本部中、16消防本部は高速道路を管轄しており、令和5年中の出場件数はさいたま市消防局に次いで本市消防本部は6番目の出場件数となります。

また、高速道路上で事故が集中し、市内が手薄になった事案があったのかについてでございますが、事例を挙げますと昨年8月30日、東京外環自動車道で発生した車両11台が関係する交通事故で、救急車4台が事故現場へ向かい、残りの1台は市内の救急事案に対応しており、隣接する草加八潮消防局へ応援依頼をせざるを得ない事態に陥った事案がございました。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 佐々木修議員。

○13番（佐々木 修議員） それぞれご答弁いただきまして、ありがとうございました。

それでは、随時再質問のほうをさせていただきます。

1、防犯カメラについてなんですけれども、市長のほうから防犯カメラとドライブレコーダーは犯罪だったり交通事故の抑止にもつながり、映像も貴重な重要な証拠になるということから、重要ということだということで、防犯カメラの設置の補助金の申請数も約1か月で100件以上あるという現状が知れました。

先ほど市長の答弁でありましたように、6年前、令和元年で公用車へのドライブレコーダーの設置が当時は44.3%というのが現在100%ということで、全ての公用車に設置されているということは、これはうれしい答弁ということもあり、より何かあった時の際の証拠というものをつかめるのではということで、ありがとうございます。

事故だったり、犯罪がないことは、もちろんそういったほうがいいんですけども、もしもの際には録画映像等に関しても警察と情報提供など連携して早期解決に向けていただければ、市民の安心・安全につながるかなと思います。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

防犯カメラ補助金についても、必要な人に必要な情報が届いて、申請数が更に増えて、安心・安全につながりますように、広報にも力を入れていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、ドライブレコーダーについてなんですけれども、答弁のほうでは国などの調査では約50%ですか、ドライブレコーダー設置率があるということで、先ほど市長の答弁にあったように三郷市の公用車は100%ということで、逆に民間であったり、私も車乗りますけれども、ドライブレコーダー付いていない車にも乗っていますので、こちら辺は民間はこのくらいなのかなというのを感じることができました。防犯カメラ、ドライブレコーダーともに重要な役割を果たすもので、ある意味、事故などがあった場合、自分を守る上での一つの証拠にもなり得るものだと思います。

先ほど、先進自治体での導入事例も既にあるということなので、導入事例と、更に効果検証、こちらも含めて、もし三郷市でもということであれば、調査研究して進めていただければありがたいかなと思います。

それでは、再質問としまして、三郷市内で多くある自動車盗難についてです。最近も、また増えだしてきています。現在の状況や対応をお伺いします。こちらは市民生活部長のほうにお伺いします。

続きまして、2番の公有財産活用、1、市有地の有効的な活用についてということで、財務部長にご答弁いただきましたけれども、答弁ありがとうございます。

面積が大きい土地として、先ほど3か所ほど例に挙げていただきましたけれども、利用計画が決定して事業化されるまでは安全に管理されているということで了解いたしました。

ただ、逆に面積が狭い、小さい土地で活用がしづらい土地というのは実際どのくらいあるのかなということ、あとは市有地として雑草の管理費や、この土地があることによって事故だったりトラブルということを防ぐためにも、答弁で「処分」ということがありましたけれども、今後活用しにくい土地、小さい土地というものであれば、財源確保と考えるとやはり売却であったりという検討も必要なのではないかなと思います。

活用されていない市有地の場所にもよると思うんですけれども、例えば分かりやすく言うと自動販売機を設置するというので、自動販売機がお金を稼いでくれて、その部分、自動販売機が適切かはまた別ですけれども、そのような形で使い勝手が悪くても、そこでお金を生み出す、自動販売機もそうですけれども、例えば屋外看板を設置して広告料を取るとか、そういったことも財源確保にはつながりますので、今後更に有効な活用を考えていっていた

できればなと思います。

また、にぎわい創出の観点から、先ほど3か所ほどあれでしたけれども、一時的にでも地域だったりとか町会だったり、イベントなどに活用できるように、公共性だったり一定の条件あるかもしれませんけれども、そこら辺しっかり、まずはルールづくりというのが必要なのではないかなと思いますので、こちらにしても再質問として財務部長にお伺いいたします。

最後に、いのちを守る体制整備ということで消防長のほうにお伺いしましたけれども、ご答弁ありがとうございます。今まで消防に関しては、かなり多く一般質問はやってきたという自負もありますし、やはり実際命を守るという部分で、消防・救急の方々がいなかったら救えない命というものが多くあります。市民の生命、財産守る上で、やはり欠かせない部分であり、そこに人が足りないということがあってはならないのではないかなと思っております。

その上で、救急の人材育成について丁寧にご説明ありがとうございました。結構、やっぱり消防・救急となると専門的な部分があって、例えば学校に行ったりとか、ステップを踏んでいく流れというのも結構細かにあるんだということが分かりました。ちょっと要約すると、救急車で救急業務に就くまでだけでも、早くて2～3年は育成期間が必要なんだということ。さらに、そこから救急業務5年もしくは2,000時間従事して、要件を満たして、更にそこから救急救命士の養成所のほうに7か月通って、その後、国家試験を受けて合格したら病院の実習を経て、やっと救急救命士になれるということだと思います。

ただ、消防学校だったり養成所の空き状況であったりとか、実際今隊員としているわけなので、その自治体での現場での従事することも含めて、誰でも期限来たから、すぐ学校に行けますというわけではないと思うんです。それなので、そういったことを考えると、国家試験ももちろんあるわけですので、救急救命士になるにはやっぱり10年くらいはかかるというようなことも言われているというのも聞き及んでいます。

その救急救命士が現在三郷市では29名ということで、日々命と向き合い従事していただき、もう感謝し切れません。本当にありがとうございます。搬送者の受入れ病院がなかなか見つからないということの苦悩だったりとか、あと時にはもう目をそむけたいような過酷な現場も本当に数多くあると思うんです。それによって惨事ストレスであったりとかPTSDを発症したりすることもあるかと思います。救急の現場から離れたりとかということももちろんあると思うんですけれども、こちらその後の、この話は一般職のかたもそうだと思うんですけれども、様々な理由で離職する人というのはいると思うんです。そういった部分も含

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

めて、特にこの救急に関しては人の命を救う人を誰が救うんだということも考えなくてはいけないんじゃないかなと思っています。もちろん、メンタルケアの対応などもされていますし、難しい課題なんだと思うんですけども、やはり一人ひとりの負担が大きくなり過ぎないということは大事なかなと思っています。

答弁でもありましたけれども、総務省の消防庁が定める基準では人口10万人で救急車5台、更に5万人ごとに1台追加ということが基準であるということで、調査では三郷市には6台が必要というようなことでした。1台の救急車を常時運用するために必要な人員は先ほど言ったように10名ほどは必要だということで、やはり1台運用といっても365日24時間、休みがないわけで、その10名の中には非番の人もいたりとか、あとは当直のかたも、休みのかたもいるということなので、やはり10名というものが最低限でも必要なかなと思っています。

現在、三郷市には先ほど言ったように5台の救急車があって、救急隊の編成が42名ですか、答弁とか基準を考えると運用に10名は必要ということなので、5台だと42名では足りなくて、50名は必要んじゃないかなと思います。さらに、先ほどの消防庁の基準だと三郷市は6台必要ということだったので、本来は60名は必要なのではないかなと思います。人数の定数に関しては、もちろん本庁舎の職員の数もありますので、既に令和4年4月に人数のほうは10名増やして165名の消防の定数が10名増やして175名に増やしたばかりだと思うんですね、定数引き上げたばかりなんですけれども、先ほど述べたように人材育成に長期間を要することであったりとか、三郷市はジャンクションがあって高速の管轄範囲も広くて出動状況を考えても、更に定数の引き上げをすることで市民だけではなく、消防・救急隊の人員を守ることにつながるのかなと思っています。それなので、市長よろしくお願いします。要望です。

最後に、2番の高速道路と三郷市内の出動についてですけれども、県内に消防本部が26あって、そのうち16の消防本部が高速道路を管轄しているということだったんですけれども、三郷市の出動件数は政令市であるさいたま市の次に、6番目に多いということでした。先ほど、実際の事例も消防長のほうからお話ありましたけれども、高速で発生した大きな事故に4台、救急車が出動して高速道路上の事故に向かって、残り1台は市内での事故だったり病院だったり、対応をしなくてはならない。草加八潮消防へ応援依頼をしなくてはならない事案があったということですので、しつこいと思いますけれども、もしかしたら今回が最後の一般質問になるかもしれませんので、要望として市長よろしくお願いします。

話を戻しますけれども、これからの時期、熱中症などの影響もあったり、救急車の出動件

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

数がデータを見ても7月は特に増加します。その後12月、1月は出動件数が高いということですので、消防・救急隊員の方々には体調管理に気を付けていただいて、もう既に頑張っている人に頑張れとは言えませんので、何とぞよろしくお願いいたします。

救急車の適正利用をしていただくという広報が、やはり更に必要なのかなと思っています。救急車にも救急車は適正利用をということが車にも書いてあるんですけども、それと同時に病院へ行くのか救急車を呼ぶべきなのか、迷った時の#7119というものです。これは現在でも広く周知していただいているんですけども、更に引き続きよろしくお願いいたします。

できれば、公用車、先ほどドライブレコーダーが全てに付いている公用車に、例えばマグネットで救急車の適正利用のお願いなのか、#7119を周知として貼っていただくということも広報としてはいいのかなと思います。こちらは要望です。

最後に、再質問となりますけれども、僕も消防士さん、格好いいなとこどもの頃は思っていたんですね。将来の人材確保として、これからを担う子どもたちに対して、消防・救急へ興味を持ってもらうということだったりとか、あとは若い世代に将来の隊員を目指してもらうというような取組だったり、その成果がありましたら、お答えいただければと思います。こちら消防長に再質問として、終わります。

以上です。

○議長（鈴木深太郎議員） 佐々木修議員の2問目に対する答弁を求めます。

浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 佐々木議員の2問目のご質問にお答えいたします。

市内での自動車盗難は、吉川警察署に確認したところ、令和7年4月末現在で10件発生しております。高級車が狙われる傾向にあり、リレーアタックやCANインベーター、またスマートキーで施錠する電波を傍受してIDコードをコピーし、開錠するコードグラバーという手口の可能性があるとのことでございます。

まず、被害に遭わないために、車両から離れる際には確実に施錠する。警報器やハンドルロック等の盗難防止器具を複数併用する。スマートキーを金属製の容器や電波遮断ポーチ等に保管するなどの対策を推奨しております。

引き続き、吉川警察署や自主防犯組織と連携を図りながら、自動車盗難対策を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 再度のご質問にお答えいたします。

まず、面積が狭いなどの土地はどれくらいあるのかとのことですが、市では各事業課において管理している土地もございしますが、現在、財務部において管理している土地で何らかの事業に活用するには面積、形状、立地などの点で課題の多いところは6か所ございます。

次に、屋外看板を設置して広告料を得たり、イベントなどで地域が使うには、まずルールづくりが必要なのではないかとのことですが、遊休資産についてイベントなどでの使用や屋外看板を設置するといった活用に関しましては、土地の状況など本市における課題の整理を行いつつ、他市における取組の状況や手法などについて調査研究してまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 山本浩文消防長。

〔山本浩文消防長 登壇〕

○消防長（山本浩文） 佐々木議員の再度のご質問にお答えいたします。

これからを担う子どもたちに対して、消防・救急へ興味を持ってもらうことを含め、若い世代に将来の隊員を目指してもらうための取組について、またその取組の成果でございますが、独自の取組といたしまして平成20年度から中学2年生を対象に、また平成25年度からは小学5～6年生を対象に救命講習会を実施し、命の大切さを伝える取組を行っております。

加えて、平成24年度からは小学生全学年を対象に、水の事故を防止するため、「浮いて待て」を合言葉に着衣泳法の授業を行っているところでございます。

また、将来の地域防災の担い手を育てることを目的に、平成23年から活動している少年消防クラブの出身者からは、地元消防団への入団者や本市消防本部の職員が誕生しております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で佐々木修議員の質問を終わります。

◇ 工 藤 智 加 子 議 員

○議長（鈴木深太郎議員） 通告第7、9番、工藤智加子議員。

[9番 工藤智加子議員 登壇]

○9番（工藤智加子議員） それでは、通告順に従いまして一般質問を5項目にわたり行います。

1項目の避難所開設避難所運営について2点伺います。

初めに、埼玉県は昨年12月、市町村がジェンダー視点を踏まえた避難所開設・運営ができるよう支援するためとして、ジェンダーによる避難所開設・運営の充実強化のための標準手引きを作成しました。埼玉県の災害対策課は、手引きを引用して誰もが安心・安全に使える避難所の運営に努めていきたいとしています。埼玉県が作成した標準手引きの特徴についてお答えください。

次に、本市では避難所運営マニュアルを作成し、随時マニュアルの更新を図りながら学校避難所運営委員会などの関係者に周知を図ってきました。既にジェンダー視点を踏まえたマニュアルの見直しが行われたということでしたが、今回の埼玉県が示した標準手引きに基づいた避難所開設・運営マニュアルの見直しについて、どのような課題や改善などが図られ、どのように取り組まれるのか、2点目の手引きに基づいた課題や改善点など、その取組はについてお答えください。

2項目め、高齢者のお一人暮らしへの支援について2点伺います。

初めに、お一人暮らしの高齢者の訪問事業についてです。

国立社会保障人口問題研究所は12日、日本の世帯数の将来推計を公表しました。発表内容によりますと、2050年に全世帯の44.3%に当たる2,330万世帯がお一人暮らしとなり、そのうち65歳以上は1,084万世帯と推計されています。一人暮らしの高齢者が急増し、見守りや介護などの支援を充実させ、地域で安心して暮らせる環境整備が課題となっているとしております。

本市では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を図るとして、高齢者への個別的支援事業などが行われておりますが、訪問事業などを通じて、お一人暮らしの高齢者の課題をどのように見ているのか伺います。

次に、身寄りのない高齢者の支援について。

身寄りのない高齢者にとって、通院付き添いや入院、介護施設への入所などの身元保証などが課題となっています。こうした手続を支援する民間サービスはありますが、経済的な負担があり、利用が難しいと言われています。日本総合研究所創発戦略センターの調査では、遺族などの負担を軽減するため、自分で死後の準備をしておきたいと答えたかたは9割にも

上っています。

しかしながら、それらを実際に形にしている人は1割ほどにとどまっています。相談窓口をつくり、終活をやりやすくする支援など、自治体としての役割が求められているのではないのでしょうか。市の見解を伺います。

3項目めの介護保険制度について2点伺います。

初めに、市内訪問介護事業所への支援についてです。

ご承知のように、訪問介護の介護報酬の改定は3年ごとに行われ、昨年4月には訪問介護の基本報酬が2から3%引き下げられましたが、その結果、訪問介護事業所の6割近くが減収になっていることが厚生労働省の調査で明らかになりました。この調査は、昨年9月に実施した訪問介護事業所に関する事業所調査、全国3万4,000か所のうち、約3万3,000か所を抽出して行われたもので、改定後の昨年8月の介護収入を前年度同月と比べ集計したものです。結果、5%以上減収した事業所が最多で全体の4から5割に上っています。また、6割を超える事業所で訪問回数が減っているのは、基本報酬の引下げがホームヘルパーの人手不足や高齢化に拍車をかけ、サービスに支障が出てきているとしています。

本市の訪問介護事業所も例外ではないと考えます。アとして、運営実態をどのように見ているのか、市長の見解をお示しくください。

ヘルパーの不足で訪問介護の依頼に応えられない事業所が増えています。日本介護クラフトユニオンが訪問介護事業所の管理者やケアマネ事業所に実施した緊急現場アンケートでも、減収の最大の理由は人手不足により依頼があっても受けることができなかつたためと答えた事業所は73%、人手不足でサービス提供を断ったことがある事業所は89%にも上りました。その結果、人手不足により必要とされたケアプランが組めなかつたというケアマネジャーは68%にも及んだとしています。高い介護保険料を払っているのに、いざサービスを利用しようとすれば、人手不足でサービスが利用できない。有識者のかたからも、「保険あって介護なし」という公的制度として重大な機能不全を起こしている」と指摘されています。介護従事者への独自の支援を考えなければならないのではないのでしょうか。市長の見解を伺います。

2点目、介護支援専門員のシャドーワークについてです。

介護保険制度の介護サービスの提供の要となるのが介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーですが、こちらの担い手が不足していることも大きな問題となっています。ケアマネジャーの受験者は2018年度以降、約半分以下に減少し、2024年では5万3,699人、このうち合格者は1万7,228人とどまっています。こうした背景には、ケアマネジャーの処遇改善の

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

ための施策が講じられてこなかったことや、本来の職務以外の業、現行の介護報酬では1円の利益にもならないボランティアとして行っている業務が大きな負担となっていることにあると言われております。

具体的には、緊急時の対応や申請代行、制度以外の家族からの相談など様々です。厚生労働省はシャドワークについて、本来業務ではないと定義していますが、しかし利用者や家族が頼るのは身近なケアマネジャーであり、介護支援専門員だからこそ対応できることも多く存在します。こうしたケアマネジャーの負担を軽減するには、実際に業務をつなげる先や相談場所が不可欠です。行政が現場と一緒に解決策やつなぎ先を考えるような仕組みが求められると考えます。いきいき健康部長の見解を伺います。

4項目めの学校教育問題、1、中学校の修学旅行について3点伺います。

初めに、修学旅行は生徒にとって一番の思い出に残る行事であり、市外の街並みや施設を見学し、歴史や文化を学び、そこに住んでいる人との交流は貴重な体験学習だと考えます。学校から提供されたものではなく、生徒自ら何を学び、そのためにどこに行ったらよいか考えることも重要だと思います。

そこで、修学旅行先を選定する基本的な方針と決定するまでのプロセスがどうだったのか伺います。

市内中学校の3校が大阪万博の施設見学を予定しているとのことですが、この会場については実際に施設を利用された方々から様々な懸念の声が上がり、報道もされているところです。大阪万博行きの計画をした中学校のある自治体には、旅行先の見直しを含め、安全対策を求める要望書などが相次いで提出されています。

例えば、熱中症対策や駐車場などのトイレの数が少ないこと、災害時の避難計画が不明瞭ですが、こうした問題に対し、学校としてどのような対応が考えられているのか、イとして、旅行先の会場とリスクへの対応についてお答えください。

また、修学旅行は生徒たちの学習意欲を引き出し、学びの機会を生かすために旅行先を選考する機会を保障すること、保護者の皆様には生徒への安全対策を具体的に説明する必要があると考えます。ウとして、子どもの話し合いと保護者への十分な説明をについて、学校教育部長の見解をお聞かせください。

5項目め、公共交通政策について、1、三郷中央駅前広場等の再整備について2点伺います。

初めに、前回3月の市議会で示された令和7年度当初予算主要事業には、三郷中央駅前広

場再整備事業、または、まちなかウォークアブル推進事業と称して、三郷中央駅前広場の整備と併せ、周辺区域約28ヘクタールを対象に、三郷市の顔にふさわしい景観と機能を併せ持つ空間を整備するとしています。また、ご説明では公共交通政策に資する整備事業として、駅前ロータリーのコンパクト化や歩行者動線の見直しによる利便性の向上を図るということでしたが、公共交通政策に資する整備事業とは何を指しているのか、具体的にご説明ください。

次に、まちなかウォークアブル推進事業は国土交通省が令和2年度に創設し、提唱している事業です。車中心から人中心の空間へと転換を図るとし、歩いて移動できる範囲において滞在の快適性の向上を目的として、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりを推進する事業とされております。具体的にどのような設計になるのか、イとして歩道の高質化に係る設計とは何かについて具体的にご説明をいただきたいと思えます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 工藤智加子議員の質問に対する答弁を求めます。

松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監（松本義博） 工藤議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、1、避難所開設避難所運営について、1、埼玉県の「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き」の特徴はについてでございますが、県では避難所運営に係る多様性による様々なニーズに対応するため、ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引きを令和6年度に作成しています。手引きの特徴といたしましては、様々な性にまつわる格差や固定化された役割を解消し、誰もが対等かつ平等に適切に避難所を開設・運営できるようにするためのジェンダー視点による取組を推進するとしており、中でも過去の大規模災害時にリスクにさらされやすい女性に重点を置いています。

また、ジェンダー視点による避難所開設・運営の基本的な考え方の5点として、1、誰もが安全・安心な生活空間の確保、2、責任者、リーダーには男女両方を配置、3、役割が特定の性別や立場の人に偏りが無いよう分担、4、トイレ、更衣室、物干し場、入浴設備等は性別で分けしたスペースや運営をあらかじめ決定、5、日頃から地域における女性リーダーを育成し、災害に備えると示しております。

次に、2、手引きに基づいた課題や改善点とその取り組みはにつきましては、市では県の手引きを基にチェックリストを参考に、避難所開設・運営マニュアルについて令和7年5月

に改訂を行ったところでございます。

主な内容としては、避難所レイアウトにおいてトイレの台数は、女性用と男性用の比率を3対1とし、避難スペースにおいても女性のみで避難しているかたの場所と乳幼児がいる女性の場所を分けるなど、ジェンダー視点に配慮したレイアウトに見直しを行いました。また、課題といたしましては、実際に災害があった際に避難所開設・運営マニュアルに基づいた避難所運営を行えるよう、避難所参集職員を中心に災害時の対応力を高めていくことと考えております。

今後は、避難所開設訓練を実施する際には、避難所の誘導や避難所の開設ルール、避難所レイアウトについて確認し、ジェンダー視点に配慮した避難所運営ができるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

2、高齢者のお一人暮らしへの支援の2、身寄りのない高齢者の支援についてでございますが、高齢化の進展や核家族化等に伴い、身寄りのない高齢者の増加が見込まれる中、特に入院、施設等入所時の身元保証や死後の手続などは、将来直面し得る重要な課題と認識はしております。このような中、身寄りのない高齢者の生活上の課題に対する民間サービスもございますが、資力がないことなどにより支援を受けられないかたもおり、このようなかたへの支援は行政においても重要であると理解しているところでございます。

現在、身寄りのない高齢者に対しましては、課題の早期発見に努め、市内6か所の地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、関連部署と連携し、高齢者の気持ちを傾聴しながら入院、入所、死後の手続などを含めた長期にわたる寄り添った支援を継続しているところでございます。

現在、国においても社会福祉法の改正を目指した身寄りのない高齢者への新たな支援制度を検討中であることから、今後も国の動向を注視するとともに、これまでも行ってまいりました日常生活支援の充実や高齢者本人の意思を尊重する成年後見制度、人生会議、私の人生ノートなどの普及啓発を進め、身寄りがあってもなくても安心して暮らせる地域づくりを推進してまいります。

○議長（鈴木深太郎議員） 田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長（田中照久） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

私からは、2、高齢者のお一人暮らしへの支援の1、一人暮らしの高齢者の訪問事業についてにお答えいたします。

本市では、お一人暮らしの高齢者が安心して地域で暮らせるよう、三郷市社会福祉協議会が主体となり、要援護高齢者実態調査を実施しております。民生委員・児童委員の皆様にご協力をいただき、75歳以上の一人暮らしの高齢者及び75歳以上の高齢者のみで構成する世帯を訪問し、生活実態や健康状態、福祉サービスに関するニーズなどの実態把握に努め、必要とするサービスにつなげるなど、高齢者福祉の向上を図っているところでございます。

昨年度は、75歳以上の一人暮らしの高齢者2,421人、75歳以上の高齢者のみで構成する世帯1,392世帯を対象に訪問調査を実施したものと聞き及んでおります。しかしながら、高齢化や核家族化の進展により、一人暮らしの高齢者の増加に加え、訪問調査を行っている民生委員・児童委員の担い手不足など、実態を把握する上で様々な課題が見受けられます。

今後、一人暮らしの高齢者の更なる増加が見込まれる中で、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らすためには、地域での見守りや支える体制が重要であることから、市といたしましては社会福祉協議会と連携を図るとともに、民生委員・児童委員の皆様の活動を支援し、地域での見守り活動等のネットワークづくりの推進を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

3、介護保険制度についての1、市内訪問介護事業所への支援についての総論についてお答えし、詳細については担当部長をして答弁いたさせます。

介護サービスの事業運営に関しましては、かねてより人材の確保が課題とされているところでございます。その中でも、訪問介護事業につきましては訪問介護員の高齢化などによる担い手不足や、このたびの報酬改定の影響なども指摘されており、市内事業者の運営状況について注視していく必要があるものと認識しております。

市といたしましては、全国市長会を通じ、国に対し介護職員等への更なる処遇改善を求めるとともに、引き続き人材の確保や業務改善に向けた支援を継続してまいります。

○議長（鈴木深太郎議員） 益子敏幸いきいき健康部長。

[益子敏幸いきいき健康部長 登壇]

○いきいき健康部長（益子敏幸） 3、介護保険制度についてのご質問にお答えいたします。

初めに、1、市内訪問介護事業所への支援についてのア、運営実態をどのように見ているのかでございますが、市内の指定訪問介護事業所は指定権者である県の公表データによりますと、令和7年5月1日現在28か所あり、令和6年度中の増減は事業継承に係るものを除き、新規指定及び事業廃止がそれぞれ1件となっております。

現状におきましては、大きな変化は見られないものの、訪問介護員などの担い手の確保は引き続き厳しい状況にあると認識をしております。このたびの報酬改定において、処遇改善加算が設定されたことのほか、国においては安定的な事業継続のため事業の共同化、大規模化等の取組を支援していることなども踏まえた上、今後の推移を見守ってまいります。

次に、イ、介護従事者への独自支援についてでございますが、介護職員の賃金等の処遇改善につきましては、本来は国において対応すべきものと考えており、本市といたしましては令和6年度から開始した介護に関する入門的研修などの人材確保策やDX化による事務の負担軽減策などに引き続き取り組んでまいります。

続いて、2、介護支援専門員のシャドーワークについてでございますが、介護支援専門員が本来の業務以外に緊急時の付き添いなどの対応を求められることがあり、過剰な負担となり得ることにつきましては課題であると捉えてございます。これにつきましては、国においても検討会を設置して議論がなされており、制度改正や報酬改定などに向けて引き続き検討するとされておりますことから、今後も情報の収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 大塚正樹教育長。

[大塚正樹教育長 登壇]

○教育長（大塚正樹） 私からは、4、学校教育問題、1、中学校の修学旅行についてのア、旅行先の考え方と決定までのプロセスはについてお答えし、他につきましては担当部長をして答弁いたさせます。

修学旅行のような旅行・集団宿泊的行事は、ふだんと異なる生活環境の中で見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなど、集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことを目的として行われている教育活動でございます。

修学旅行の実施に当たっては、各学校がそれぞれの教育目標や地域の実情を踏まえ、計画の立案から実施まで行っております。教育委員会といたしましても、生徒にとって有意義で

安全な学びの機会となるよう、引き続き必要な支援と助言を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 私からは、4、学校教育問題、1、中学校の修学旅行についてのイ、旅行先の会場とリスクへの対応について、ウ、子どもの話し合いと保護者への十分な説明をについて関連がございますため、一括してお答えいたします。

修学旅行の実施に当たっては、生徒の安心・安全が最も重要であると認識しております。各学校においては、事前に情報を収集、確認するために現地に足を運び、緊急時の宿泊施設や医療機関等との連携、保護者への連絡手段の確保、保険加入等の対策を講じているところでございます。旅行の実施に向けては、目的や内容、費用について事前に保護者会を開き、丁寧に説明を行っております。特に、安全対策や緊急時の対応については、保護者のご理解、ご協力を得ることを重視し、必要に応じて個別の相談にも応じております。

そのような中、こどもたちは準備の段階から当日まで、現地の自然や歴史的・文化的な施設に関する理解を深めるとともに、行程表や旅行中のルール、マナーについて話し合うことで、よりよい人間関係の形成などについて学んでいるところでございます。

今後につきましても、引き続き安心・安全な環境の中、学習効果の高い修学旅行となるよう、学校への支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 私からは、5、公共交通政策についての1、三郷中央駅前広場等の再整備について順次お答えいたします。

初めに、ア、公共交通政策に資する整備事業とは何かについてでございますが、駅前広場は鉄道の駅と路線バス、タクシーなどが交わり、多くの人が集まる重要な交通結節点であることから、公共交通政策推進事業の中で三郷中央駅前広場等の再整備を行うものでございます。

次に、イ、歩道の高質化にかかる設計とは何かについてでございますが、歩道の高質化につきましては三郷中央駅を中心とした区域におきまして、例えば植栽等の緑化施設、歩道や案内板の整備など、居心地が良く歩きたくなるまちを実現するための整備でございます。整

備の詳細につきましては、今後設計により検討を進めてまいり予定でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 工藤智加子議員の2問目の質問を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時10分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

工藤智加子議員。

○9番（工藤智加子議員） それぞれご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1項目めの避難所開設避難所運営についてでございますけれども、部長ご答弁にありましたように標準手引きに基づいて今年マニュアルについては見直しを図っていただいたということです。埼玉県標準手引きですから、もっといいものに改善していただきたいなというふうに思いますし、ジェンダー視点を考慮したチェックリストなども独自に作っていただいて、漏れがないような開設と運営が各関係者の皆さんでできるようにしていただきたいなというふうに思っています。

私のジェンダー視点に基づく避難所運営につきましては、昨年9月に同じような質問をさせていただいた折に、レイアウトのところでは单身女性のお部屋の確保、これ重要ではないかというふうにご要望をさせていただいたと思うんです。今回もレイアウトについては大きく見直しを図られているようなんですけれども、これについてはどのようになったのか。それから、トイレについてお答えいただきましたけれども、やっぱり女性がトイレに行って孤立するわけですから、ここには十分な安全対策が必要ではないかというふうに思うわけですが、この辺についてはどうなっているのか確認をさせていただきたいと思えます。

いずれにしても、この改定したマニュアルの活用については、実効性が伴わなければ意味がありませんので、既に白岡市ではこれモデル事業だとお聞きしましたけれども、市の職員や中学校の教員、市民で構成された自主防災組織の皆さんでレイアウトを検討するワークショップなども開催しているということですので、三郷市においても遅れをとることなく、こういった取組をしていただきたいと、これ要望で構いません。よろしく願いいたします。

それから、高齢者のお一人暮らしの支援についてでございます。

社会福祉協議会の皆さんが毎年、毎年、お一人暮らしの高齢者の世帯の日中独居のかたも含めて調査をしていただいているというのは、非常に意味のあることだというふうに思います。実態をしっかりと把握していただいた上で、課題を抽出して、部長がおっしゃったように地域全体で高齢者のお一人暮らしを支えていくということは、今後も強化を図っていただきたいというふうに思っているところです。

私は、この問題で特にお話ししたいのは、お一人暮らしで身寄りのないかた、あるいはご家族が遠方ですぐに駆け付けることができないかた、こういうかたが大抵のことで困るのが健康が損なわれて入院しなければならなくなった場合、事故等でけがをなさったりということなんだろうと思います。入院のための手続や着替え、誰がやってくれるのかということになりますと、非常に難しいわけです。近所の人たちや、お知り合いの人たちで何とかしなさいというわけにはいかない、問題解決にはならないというふうに思うわけでございまして、そこで出てくるのがケアマネジャーさんですね。ケアマネジャーさんが関わっていれば、ケアマネジャーさんがそういう仕事を、後のお話に続きますけれども、シャドーワークというような支援をしていかなくちやいけないということになりますと、これまた負担が重くなるということだろうと思います。

地域包括ケアシステムも、言われて久しいんですけども、こういう人たちを地域でどうやって支えていくのかという、特に一人暮らしのお年寄り、身寄りのないかたのお一人暮らしという人たちは、もう本当に、その人たちをどうするのかということで、ほかの人たちのケースが救われていくという、こういう私はつながりがあるのではないかとこのように思うわけです。

先ほど、部長もお話しがあった厚生労働省のほうも、2024年度から入院に必要な身元保証や死亡時の手続などの体制整備に着手した自治体に補助金を出すモデル事業を開始したという報道もされております。全国に先駆けて終活事業を始めた神奈川県横須賀市、終活事業だけじゃないんですよ、最終的なエンドステージのところはどうするかということも大事なんですけども、おっしゃったようにそれまでの暮らしをどう支えるかということも非常に大事ななというふうに思うわけで、何かいろいろ言われているようなんですけども。

横須賀市では、一人暮らしで頼れる身寄りのない低所得者の高齢者に対して、高齢者自身が低料金で葬儀社と契約ができるように、責任を持って支援しているというふうな、こういう事例も出ています。全国的には、こういう先進事例って18ほどしかないんで、なかなか難

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

しいというふうに私も承知しているところなんですけれども、市としても今後、こういうお一人暮らしの方々が増えていくわけですので、こういった問題というか課題を行政が積極的に支援していくということが非常に大事だというふうに思うんです。包括支援センターありますよ、ありますけれども、あくまでも民間ですからね、行政の職員の人たちはどう関わられるかということが大事ではないかなというふうに思います。今後も、お一人暮らしのかたの実態を十分に把握しながら、こういう仕組みの検討もやっていっていただきたいなど、これは要望にとどめさせていただきます。

それから、シャドーワークなんですけれども、厚生労働省が今年の12月2日にケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会で、中間整理というものを公開しています。先ほど部長が説明した中身だと思えますけれども、報告書は今年の4月から6回にわたって開催されたケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会において、このシャドーワークの負担軽減についての考えが述べられております。ここには、保険外サービスとして対応し得る業務、他機関につなぐべき業務、いわゆるシャドーワークのことですけれども、これについては基本的に市町村が主体となり、関係者を含めて地域課題として協議をしていってくださいというふうになっていまして、具体的には相談体制の整備だとか、三郷市でいえば例えば既存の地域ケア会議、ここで困難事例をきちんとケーススタディして、地域でどういった社会資源を活用してこの問題を解決し得るのかと、その検討会を積み重ねていって、いわゆるさっき言ったようなお一人暮らしのかたも含めた支援体制を、もう抜本的に強化していかないと、介護保険制度だけでは成り立っていかないというふうに私は思っていますので、ここにもぜひ力を注いでいっていただきたいなというふうに思っています。これも要望にとどめさせていただきます。

それから、学校教育問題についてです。

先ほどのご説明によりますと、修学旅行先の会場については現地に行って確認されているという理解でよろしいんですかね、大阪万博、現地に行かれていますということでしょうか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

旅行先の会場については、あらゆる事故の可能性、考慮した対策を講じていただきたいというふうに思っていますし、そのためにも会場の安全対策などについても現地に行き行っていらっしゃるので、もう既に具体的な対応策は当然示されているのかなというふうに思うわけですけれども、その後の会場の状況をしっかり聞き取って、生徒たちの命を守るという対策を講じていただきたいというふうに思います。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

これも要望にとどめますけれども、1点だけお伺いしたいのは、保護者の皆様には説明会を開いていただいているというふうにもお聞きしましたけれども、いろいろ説明を聞いたり、あるいは大阪万博の状況を見たり聞いたりして、修学旅行については参加しないというふうに判断された生徒については、これはどのような取扱いになるのか、ここをちょっと確認させてください、お答えをいただきたいというふうに思います。

最後の公共交通政策についてなんですけれども、さくっとご説明をいただきましたけれども、三郷中央駅前広場の改修については了解いたしました。三郷市の地域公共交通網形成計画の中に公共交通を分かりやすく、使いやすくしたいというふうな方針が打ち出され、事業メニューの中にも主要バス停の分かりやすい停留所の整備だとか、それから運行情報提供の充実、改善等々が掲げられていますから、三郷中央駅前広場を含めて停留所の分かりやすさだとか、それから時間の表示の工夫なんかは想像できるわけなんですけれども、ウォークブル推進事業については駅周辺の28ヘクタールが対象になっています。この計画書にはそのことは全く載っていないんですね。全く載っていないんですけども、公共交通政策の一環としてこの事業に取り組まれるということなんですけれども、まちなかウォークブルの推進事業は国交省がたしか令和2年からでしたか、推奨している事業でございまして、駅周辺28ヘクタールについては、これ補助金が下りる対象事業になっていますけれども、対象事業になるからには28ヘクタールにした理由、いわゆる条件といいますか、基準といいますか、適用というものがあるというふうに理解しているわけなんですけれども、どのような要件に基づいた地域の指定なのか、28ヘクタールにした根拠、これをちょっとお答えいただきたいというふうに思うんです。

歩道の高質化ですから、そこに滞在時間を延ばしていくということですから、当然夏の暑い太陽が照りつけるような時に、なかなか歩道を歩こうということにならないですね。だから、歩道自体を例えば遮熱効果のある歩道にしようとかというような検討をされているのかどうか、ここだけちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

以上で2回目を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木深太郎議員） 工藤智加子議員の2問目に対する答弁を求めます。

松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監（松本義博） 工藤議員の再度のご質問にお答えいたします。

マニュアルの見直しについて2点ご質問があったと思いますが、1点目は単身女性へのレ

イアウトの見直しについてということですが、単身女性に対する個室化は避難所開設運営マニュアルに女性のみ居住エリア、男女共有の居住エリア、乳幼児がいる居住エリアということで、ゾーニングによるレイアウトを想定しております。

なお、状況に応じてテントや間仕切りでの対応を検討すると記載しております。

単身女性の場合は、避難所内で孤立しやすい傾向もあるため、プライバシー配慮だけに特化せず、支援できるよう調査研究してまいります。

続きまして、女性用トイレの安全性の確保についてのご質問でございますが、トイレドアの向きや配置に配慮し、安心してトイレを利用できるほか、男女のトイレを離して配置しております。また、犯罪の機会を与えない環境づくりとして、女性トイレは奥側に配置をし、女性トイレへの動線に異性が来た場合に不審者の可能性をいち早く察知できるように配置をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 工藤議員の再度のご質問にお答えします。

まず1つ目、大阪万博へ行く学校に対し、現地の確認はできているのかというご質問だったかと思いますが、特に大阪万博につきましては例年の修学旅行先とは異なりますので、現地の情報収集、連絡体制の確認など、今後も直前まで必要な安全対策についてきちんと行うように指導、助言しております。

2点目です。修学旅行を欠席した生徒には、どのような対応をしているのかという点だったかと思いますが、様々な事情により修学旅行に不参加の生徒に対しては、学習の課題を出し、その見届けを行うなど、各学校において適切に対応させていただいております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 工藤議員の再度のご質問にお答えいたします。

大きく2点あったかと思いますが。

まず1点目、ウォークブル推進事業の区域設定ですね、28ヘクタール、ここをどうしていくかということだったかと思いますが。これにつきまして、国の制度設計の中に面積の基準要件等はございません。事業の考え方としまして、滞在快適性というんでしょうか、エリアの中

の回遊性を高めていこう、そういうようなコンセプトがありますので、まずは都市計画道路に囲まれた駅を中心とした区域と、あとは第二大場川沿いの管理用道路を使った歩行空間、それと三郷放水路沿いの桜の並木があると思うんですけども、ああいったところを含めまして回遊性を高めていこうと、そういったコンセプトの下、区域を設定しましたところ28ヘクタールとなったというものでございます。

それと、2点目、表現が舗装の耐熱性とおっしゃったんでしょうか、私たちの言うところで遮熱性舗装と言うのかなと思ったんですけども、そういった温暖化対策となるような舗装の採用につきましても、今後の選択肢の一つとして検討をしてみたいです。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で工藤智加子議員の質問を終わります。

◇ 渡 邊 雅 人 議 員

○議長（鈴木深太郎議員） 通告第8、6番、渡邊雅人議員。

〔6番 渡邊雅人議員 登壇〕

○6番（渡邊雅人議員） それでは、通告に従いまして順次質問をしてみたいです。

まず、高次脳機能障がい等のかたへの支援についてです。

高次脳機能障がいのかたへの支援については、21世紀クラブに所属していた逢澤圭一郎議員が長きにわたって議会での提案に取り組まれてきました。逢澤議員が県議会へ活躍の場を移したことを受けて、令和元年以降は私から複数回にわたって一般質問の場で、更なる支援の推進を提案させていただいておりますが、この間、高次脳機能障がいという障がいに対する理解の促進や支援を滞りなく実施するために必要な医療・福祉・行政の間における連携の進化、意思疎通支援に対する環境整備など、着実に施策を進めていただいております。

本市におけるこうした施策の進展は、埼玉県内においても非常に先進的であり、当事者である障がいをお持ちのかたやそのご家族、支援者の方々にとって非常に心強いものとなっております。このことに関して、改めて深く感謝を申し上げますとともに、今後も更なる支援策の推進にご尽力をいただきますようお願いを申し上げ、今回の質問に入らせていただきます。

まず、アの入院時コミュニケーション（意思疎通）支援についてですが、この課題については令和元年9月の定例議会で取り上げて以降、条例化や具体的な支援内容など、様々な提

案をしてまいりました。その後、三郷市障がい者計画、第7期三郷市障がい福祉計画、第3期三郷市障がい者福祉計画における第4章、施策の展開の中で、情報のバリアフリー化の推進として、意思疎通支援の推進を掲げていただき、その後も意思疎通支援に関わる具体的な施策の実施へ向けて、支援団体のかたなどの意見も踏まえて進めていただいていると聞き及んでおります。

今回は、その中でも令和6年の3月定例議会の一般質問で取り上げた入院時の意思疎通支援について伺います。

当時も申し上げたように、平時においても意思疎通支援を必要とするかたへ必要な支援が届くことはもちろん重要であります。入院時には毎日の健康状態の確認や急な容体の変化による治療の説明や同意などのように、直接命に関わる可能性がある意思疎通への支援は、より重要度が増します。そのため、高次脳機能障がいのかたをはじめ、意思疎通支援が必要なかたが入院をした際に、支援員を派遣するなどの事業を実施すべきであるご提案をさせていただいております。このご提案から1年余りが経過しておりますが、その後の検討状況を含めた進捗と今後の展望につきまして伺いをいたします。

次に、イの介護保険サービスの利用が優先される第2号被保険者への支援についてです。

40歳以上65歳未満の健保組合、全国健康保険協会、市町村国保などの医療保険加入者が介護保険の第2号被保険者となるわけですが、今回はこのうち若年性認知症や脳卒中の後遺症などにより高次脳機能障がいとなったかたについて伺ってまいります。

厚生労働省ホームページの障がいのある人に対する相談支援についてのページに掲載されている相談支援のQ&Aの問33の項目では、介護保険制度のケアプラン作成対象者の場合であって、障害福祉サービス固有の重度訪問介護による外出支援など、障害福祉の観点から、その必要性や支給量について判断する必要がある場合については、サービス等利用計画の作成対象者としてよいかという問いに対して、市町村が支給決定に当たってサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合には、作成対象者として差し支えない。市町村が必要と認める場合とは、基本的には介護保険のケアマネジャーが障害福祉サービスも含めたプランを作成すべきであるが、ケアマネジャーだけでプランを作成するのが困難な場合などを想定していると回答されております。

しかし、当事者や支援者の方々から、このことにまつわる実態を伺うと、ご紹介したQ&Aが示している内容が実施されず、若年性認知症や脳卒中の後遺症などにより高次脳機能障がいとなった介護保険サービスの利用が優先される第2号被保険者の方々が障害福祉サービ

スを受けられる状態に至っていないケースもあると伺っております。

こうした状態になってしまっているのは、介護福祉の担当課と障害福祉の担当課が異なる自治体が多く、縦割り行政の弊害が出てしまっているケースや、ケアマネジャーやご家族を含めた当事者の方々、医療従事者のかたなどの中で、こうした方々が障害福祉サービスも利用できることを知らないというケース、在宅医療と介護連携が十分に取れていないケースなど、様々な原因が考えられます。

そこで、こうした課題に対して、本市ではしっかりと障害福祉サービスへつなげることができているのか、現状を伺うとともに、担当者の知識や経験によって対応が変わってしまうことのないよう、若年性認知症や脳卒中の後遺症などにより高次脳機能障がいとなった介護保険サービスの利用が優先される第2号被保険者のかたが介護保険サービスだけではなく、障がい福祉サービスも利用できることの周知や在宅医療と介護連携の充実、病院とケアマネジャーの連携を強化していくことを目的として策定された三郷市退院調整ルールをご紹介したケースでもしっかりと対応できるよう、厚生労働省のQ&Aの内容を踏まえ改正するといった具体的な対策の実施についてご見解をお示しく下さい。

次に、ウの一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用による支援についてです。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」は、現在、令和7年12月1日施行となっているものが最新のものとございますが、令和6年4月1日施行となった改正の際に、この法律における対象者が就労を希望する障がい者となっていたものに加えて、「通常の事業所に雇用されている障害者であって、主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの」という文言が示されました。この改正後に行われた令和6年度高次脳機能障がい支援コーディネーター全国会議の資料を基に、以降の話を進めてまいります。この改正により一般就労への移行や継続を障がい者のニーズに応じて柔軟に支援するため、一般就労中の障がい者でも就労系障害福祉サービスを一時的に利用できることとなりました。具体的に受けられることとなった就労系障害福祉サービスの一時利用は大別すると、労働時間延長支援型、復職支援型、就労移行支援短時間型の3つとなりますが、今回はこのうちの復職支援型について伺ってまいります。

復職支援型については、対象者を通常の事業所に雇用されている障がい者であって、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者とし、その利用条件は当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等に

よる復職支援の実施が見込めない、または困難である場合。休職中の障がい者本人が復職を希望し、企業及び休職に係る判断をした主治医が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合。休職中の障がい者にとって、就労系障害福祉サービスを実施することにより、より効果的に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合の3点全てを満たした場合とされ、支援の流れについては療養期間から一時利用、同一事業所による定着支援、就労定着支援と進んでいくような想定となっております。ここで懸念をしておりますのが、資料を読み取っていく限りでは、企業と産業医、主治医との連携については細かく記載がされているものの、ケアマネジャーや市の障害福祉部門の関わりが見えてこないという点です。高次脳機能障がいという障がいを抱えたご家族を含めた当事者にとって、ケアマネジャーや市の障害福祉部門というのが最も身近な相談先となります。こうした部門が一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用による支援についても適切に関わりを持ち、支援を実施すべきと考えますが、この点における本市の現状と今後の展望をお伺いいたします。

次に、いじめに対する取組についてです。

この課題については、過去の一般質問において複数回にわたって取り上げており、大阪府の寝屋川市が監察課という部署を設置し、いじめにまつわる問題は教育的アプローチだけでは対応し切れない面もあるという仮説の下、いじめの予防、見守りは学校で、いじめ判明後の対応は市長部局で行うという役割分担を行う行政アプローチ、いじめ問題に対して出席停止やクラス替えなどの対応を行っても解決しない場合には、賠償請求など民事訴訟の支援や警察への告訴支援を行い、弁護士への相談料や訴訟費用の一部を補助するといった法的アプローチを実施するという取組を参考に、本市においても市長部局へいじめに対する取組を実施すべきではないかといった内容のご提案をしておりました。

その後、ご提案した監察課と形は違うものの、令和6年度にいじめ・不登校対策事業としてスクールロイヤーが配置され、いじめなどの諸問題について法的かつ中立的な立場で助言してもらうことができる体制を整え、いわゆる法的アプローチの取組が進んでいることに、まずは感謝を申し上げます。

そこで、こうした状況を踏まえて、今回は3点お伺いしてまいります。

まず、アのスクールロイヤーの実績についてです。

先ほど申し上げたとおり、令和6年度からスクールロイヤーが配置をされ、1年余りが経過したわけですが、このスクールロイヤーへの相談件数、主だった相談内容、そして効果に

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

についての検証がどのようになされているのか、一部午前中の質問内容とも重複するかと思いますが、お示してください。

次に、イのいじめ問題調査委員会についてです。

昨年7月に公表されたいじめ重大事態の調査報告書によりますと、当該事案に対していじめ問題調査委員会が調査に当たることとなりました。この委員会は、平成28年4月1日に施行された三郷市いじめ問題調査委員会条例に基づいて運営がなされておるかと思いますが、今回はそのうちの委員の選出に関して1つ提言がございます。

令和6年8月に文部科学省から改定版が発出されたいじめの重大事態の調査に関するガイドラインでは、調査主体の決定の項目において、法律上重大事態調査は学校の設置者または学校が行うものとされており、学校の設置者が主体となるか、学校が主体となるかの判断は、個別の重大事態の状況に応じて学校の設置者が行うものとする、とされており、それぞれの調査主体の決定における重要な点が示されております。

本市におけるいじめ問題調査委員会は、このうちの学校の設置者主体の場合に考えられる調査組織における第三者委員会方式に該当するものかと思われま。では、第三者委員会とはどうあるべきかという点ですが、日本弁護士連合会が示している企業等不祥事における第三者委員会ガイドラインでは、第三者委員会の独立性、中立性という項目の中で、第三者委員会は依頼の形式に関わらず、企業等から独立した立場で企業等のステークホルダーのために中立・公正で客観的な調査を行うと記されております。

ここで、本市のいじめ問題調査委員会の委員の顔ぶれを確認してみると、当該のいじめ問題に対して第三者であるという点は担保できていると感じる一方で、本市の教育行政に関わってこられたかたが大半となっているのではないかという印象がございます。委員の選出に当たって、教育に対する専門性やいじめ問題解決への志を持っていることは大前提ですが、日弁連のガイドラインが示す中立性・公正性という点を鑑みた時、本市の教育行政と関わりがない委員の割合についても考慮する必要があるのではないかと考えます。

そこで、この点に関してのご見解をお聞かせください。

次に、ウのいじめ防止に関する条例の制定についてです。

平成25年6月にいじめ防止対策推進法が制定されて以降、いじめ防止に関する条例を制定する自治体が散見されるようになっておりますが、近年はそうした動きが加速し、広がりを見せております。こうした自治体の条例内容を見てみると、法が定める条例事項に加えて、基本理念、自治体などの責務や役割、自治体の施策などを規定したものが多いうであります。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

す。本市においては、「いじめの防止等のための基本的な方針」が本年2月に定められておりますが、条例の制定には至っておりません。

そこで、自治体のいじめ防止に対する姿勢と施策を条例制定によって示すことは、非常に意義のあることではないかと考えますが、この点についてのお考えもお聞かせ願います。

次に、マイナンバーカードの普及促進についてです。

この項目では、まず新潟県の三条市における取組をご紹介します。

三条市では、マイナンバーカードを活用した様々な独自サービスなどを提供することで、利便性の向上を図り、マイナンバーカード普及の推進に取り組まれています。具体例を挙げさせていただきますと、本市でも実施されているコンビニのマルチコピー機における住民票や印鑑登録証明書などの公的書類の取得や市役所窓口でマイナンバーカードを提示することで住民票、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、所得（課税）証明書、戸籍証明書、戸籍の附表の申請書の記載を全て省略でき、更にその他約300種類の申請書の記載事項が簡素化されるという窓口支援サービス、期日前投票や当日投票の入場受付でマイナンバーカードを提示することで、顔写真で本人確認を行った上で、瞬時に受付を完了できるという選挙の投票入場受付、災害時に避難所の受付にマイナンバーカードを提示することで、避難世帯全員を一括で受付ができるという避難所の入退所受付、マイナンバーカードを市内図書館の図書貸し出しカードとして利用できるという図書資料の貸し出しに係るサービス、小・中学校や保育所、市外在住職員も含めたマイナンバーカードによる出退勤管理、協賛店を募ってマイナンバーカードの提示によって協賛店の割引などのサービスを受けられるという民間の優遇サービスの実施と、多岐にわたってマイナンバーカードを活用した取組が進められております。

マイナンバーカードは、行政におけるDX推進の大きな柱の一つであり、今後、社会保障や税の更なる公平・公正化、適正化を図るには欠かせないものであります。そのため、マイナンバーカードの推進に国や自治体が力を入れて取り組んでいるわけだと思いますが、ポイントキャンペーンを行ったことなどによってある程度の普及は実現したものの、この先更なる推進を図るためにはマイナンバーカードの利便性を浸透することが重要であると考えます。

実際に、私も確定申告や医療機関における保険証提示の際にマイナンバーカードを活用しておりますが、非常に便利であり、マイナンバーカードでできることが増え、利便性が向上すれば、まだカードを所持していないというかたがカードを取得する動機となるであろうと感じております。

そこで、まずアの展望として、マイナンバーカードの普及促進に関して、本市は今後どの

ようなお考えをお持ちであるかお伺いたします。

そして、イの利便性向上に対する取り組みについてですが、冒頭ご紹介した三条市の取組は、どれも市民、そして職員がマイナンバーカードの利便性を享受できる非常に有用な取組であると考えます。そして、そのいずれの取組も本市において実施ができれば、マイナンバーカードの普及促進に寄与するものであると感じております。

そこで、ご紹介した個別の利便性向上に対する取組について、本市において導入ができないかという点についてご見解をお聞かせください。

以上で1問目を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 渡邊雅人議員の質問に対する答弁を求めます。

田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長（田中照久） 渡邊議員のご質問の1、障がい福祉、1、高次脳機能障がい等のかたへの支援についてに順次お答えいたします。

初めに、ア、入院時コミュニケーション（意思疎通）支援でございますが、昨年度障がいのあるかたのご家族や支援者を対象に市が実施したアンケートにおきまして、意思疎通を取ることが難しい障がい者が入院した際に、医療機関の職員と円滑にコミュニケーションを取るための支援の必要性を認識したところでございます。

今後につきましては、実施に当たり課題がございますことから、先進自治体の事例を参考に課題を整理し、更に検討を進めてまいります。

次に、イ、介護保険サービスの利用が優先される第2号被保険者への支援でございますが、市では介護保険第2号被保険者に対し、障がいの程度や状態、生活状況、必要とされている支援等を総合的に勘案し、障害福祉サービスを利用することのできる情報提供を行うとともに、市の基幹相談支援センターでは介護保険のケアマネジャーを対象とし、障害福祉サービスについての研修会を開催するなど、介護保険の支援者からも障害福祉サービスの案内ができるよう努めております。

また、昨年度から三郷市在宅医療・介護連携推進協議会に障がい福祉課職員も事務局として出席するとともに、関係事業所多職種情報連携システムに市内の障がい福祉相談支援事業所が参加するなど、障害福祉サービスも連携する取組を進めております。

なお現在、三郷市入退院支援ルールは疾病や障がいを問わず、必要なサービスが受けられるよう作成しているところでございます。今後も、引き続き関係部署と連携して対応してま

います。

次に、ウ、一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用による支援でございますが、市内では就労をされているかたが脳血管疾患を発症した後に障害者手帳を取得し、復職を目標として一時的に障害福祉サービスとしての就労支援を受けたいなど、障がいのあるかたや介護保険のケアマネジャーからの相談が増えているところでございます。

現在、このような相談を受けた場合には、医療機関、相談支援事業所、就労支援を行う事業所と連携し、サービスにつながるよう支援をしているところでございます。

今後も、高次脳機能障がいのあるかたなどが孤立することなく、社会参加できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 大塚正樹教育長。

〔大塚正樹教育長 登壇〕

○教育長（大塚正樹） 私からは、2、教育問題の1、いじめに対する取組についての総論及びウ、いじめ防止に関する条例の制定についてについてお答えし、ア、イについては担当部長をして答弁いたさせます。

いじめは、児童・生徒の人格の形成や健やかな成長を阻害する深刻な人権侵害であり、教育を受ける権利を大きく妨げる行為であると認識しております。いじめは、どの学校においても起こり得るものと捉え、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、そして再発防止に至るまで一貫した取組が必要であると考えております。

今後も、児童・生徒の命と尊厳を守ることを最優先に、学校現場、関係機関との連携を深めながら、いじめ問題への適切な対応、発生の予防の充実を図ってまいります。

次に、ウ、いじめ防止に関する条例の制定についてお答えします。

近年では、条例を制定することで自治体としての姿勢を明確にし、関係機関の責務や役割を整理する事例が増えていることは認識しております。

一方で、条例制定が実際のいじめ未然防止や対応にどのように寄与するのか、制度設計を含め慎重な対応が必要であると考えております。新たな条例の制定につきましては、他の自治体の事例や効果等を参考にしながら、本市の既存制度との関係を整理し、研究してまいります。

○議長（鈴木深太郎議員） 西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 私からは、2、教育問題のご質問に順次お答えいたします。

初めに、ア、スクールロイヤーの実績についてでございますが、本市では令和6年度より教育課題に対して法的な観点からの助言が必要な場面を想定し、2名のスクールロイヤーを配置しました。昨年度は68件の相談があり、そのうちの85%はいじめや、その疑いのある事案についての相談となっております。また、相談のほか、スクールロイヤーによる学校訪問や教職員対象の校内研修を市内全26小・中学校で実施いたしました。スクールロイヤーは、いじめ重大事態の調査に直接関わることはないものの、こどもの最善の利益を踏まえつつ、教育委員会や学校からの相談に専門的・中立的な立場で助言を行っております。その結果、初期対応や対応方針が明確化するなど、一定の効果を上げているものと認識しております。本年度も、必要に応じて、更なる活用を図ってまいります。

次に、イ、いじめ問題調査委員会でございますが、本市のいじめ問題調査委員会は議員ご指摘のとおり、平成28年に施行された三郷市いじめ問題調査委員会条例に基づいて設置され、いじめ重大事態が発生した際に教育委員会の諮問に応じて事実関係の調査や審議を行う組織でございます。委員の専任に当たっては、教育・法律・心理等の専門的な知識及び経験を有する方々を職能団体から公正・公平な推薦を経て委嘱しております。今後も、委員構成を見直す際には中立・公正で客観的な調査が保たれるよう配慮してまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 日暮義一企画政策部長。

〔日暮義一企画政策部長 登壇〕

○企画政策部長（日暮義一） 渡邊議員のご質問の3、情報政策の1、マイナンバーカードの普及促進についてのア、展望とイ、利便性向上に対する取組につきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

マイナンバーカードの普及促進につきましては、国のデジタル社会の実現に向けた重点計画の重点取組事項に掲げられております。本市においても同様に、三郷市DX推進ビジョンの主な取組として位置づけており、これまでいわゆるコンビニ交付機の市役所等への設置や交付機による証明書発行手数料の減額、転入や転出届、証明書交付申請書が作成できるスマート窓口システムの導入、マイナンバーカードに対応した市役所本庁舎等への入退管理システムの導入など、様々な取組を行ってまいりました。

一方、本市はフロントヤード改革にも取り組んでおり、特に書かない、待たない、行かないの3ない窓口の実現による利便性向上を目指しているところでございます。

先ほど、議員からマイナンバーカードを活用した確定申告のお話がありましたが、日々行われる様々な申請や届け出の手續は、行政事務の本丸と言うべきものであり、行政手續のオンライン化は利便性を飛躍的に高めるものであると考えております。それに加え、手續情報がデータ化されることで、行政機関の事務処理の効率化にもつながるものでございます。

手續のオンライン化では、本人確認方法が鍵となります。マイナンバーカードはデジタル空間において最高位の本人確認機能を有しており、これを活用することで一人ひとりに適した利便性の高い行政サービスを提供することができるものと考えております。

今後、マイナンバーカードの本人確認機能をスマートフォンに搭載することができるようになると、カード機能の利用シーンが一層拡大するものと考えられますので、引き続きマイナンバーカード機能を用いたサービスの導入を図ってまいります。

また、ご紹介いただきました新潟県三条市をはじめ、全国には様々な先進事例がございますので、有効な事例につきましては担当部署と連携して研究を進めるなどし、マイナンバーカードの普及促進、DXの推進に取組み、更なる市民の利便性向上と行政事務の効率化につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 渡邊雅人議員。

○6番（渡邊雅人議員） それぞれご答弁いただきまして、ありがとうございました。再質問と要望をさせていただきます。

まず、高次脳機能障がい等のかたへの支援についてです。

アの入院時コミュニケーション（意思疎通）支援については、アンケートを取っていただいて、その結果、支援の必要性についてしっかりと認識をしていただけたということでありました。その上で、実施に向けては課題があるということから、先進自治体の事例を参考にしながら検討をしていくというお話でしたが、この点について福祉部長に1点、再質問がございます。

まず、実施に向けての課題とはどのようなものであるのか、そしてその課題を整理し、実施につなげていくに当たり、どのようなスケジュール感で今後進めていくお考えであるのかという点をお示してください。

次に、イの介護保険サービスの利用が優先される第2号被保険者への支援については、市として介護保険の第2号被保険者に対して障害福祉サービスが利用できることをしっかりと情報提供をしていただいているということと、基幹相談支援センターにおいて介護保険のケ

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

アマネジャーを対象に障害福祉サービスについて研修会を開催するなど、障害福祉サービスの案内ができるように努めているということ、そして三郷市在宅医療介護連携推進協議会に障がい福祉課職員も事務局として出席するなど、在宅医療と介護連携の充実を深めていただいているということ、そして疾病や障がいを問わず、必要なサービスが受けられるよう、三郷市入退院支援ルールを作成していただいているということをお話ししていただきました。

1 問目で申し上げた懸念点について、本市においてはそうした問題が起きないように、しっかりと対応をいただいているということで、そして担当者のかたの知識や経験において対応が変わってしまうことがないように、しっかりとルールづくりを実施していただいているということに感謝申し上げます。

引き続き、着実な対応と必要に応じたルールづくりを進めていただくようお願いを申し上げます。この点に関しては要望です。

そして、ウの一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用の支援については、1 問目で申し上げたようなケースも復職に関する相談が増えてきていること、そしてそうした相談を受けた場合には市として医療機関や相談支援事業所、就労支援を行う事業者などと連携をして、サービスにつながるよう支援をしていることなどについてお示しをいただきました。

イの介護保険サービスの利用が優先される第2号被保険者への支援と同様に、本市においては適切な支援へとつながるよう、しっかりとご対応いただけているんだなということに感謝を申し上げます。

1 問目でも申し上げましたが、本市において高次脳機能障がいのかたへの支援は非常に先進的であって、今回取り上げたような課題にもしっかりとご対応いただけているということは、大変心強く感じております。引き続き、高次脳機能障がいのかたへの適切な支援に対してご尽力いただくことをお願いするとともに、意思疎通支援については高次脳機能障がいだけではなくて、視覚障がいや聴覚障がいなど、意思疎通に対して支援が必要な様々なかたにおいても非常に重要な施策でございますので、早期の施策の実施を重ねてお願いを申し上げます。

順番前後しますが、先にマイナンバーのほうにいきます。

マイナンバーカードの普及促進について、アの展望については改めて本市における取組をご紹介いただくとともに、今後マイナンバーカードと同等の機能をスマートフォンに搭載することができるようになると、カード機能、マイナンバーカードと同じような本人確認機能を搭載できるようになると、マイナンバーカードの利用拡大、利用シーンが一層拡大してい

くと考えており、引き続きマイナンバーカードの機能を用いたサービスの導入を図っていきますというようなお話でございました。

イの利便性向上に対する取り組みについては、1問目でご紹介した新潟県三条市をはじめとした全国の先進的な事例の中から有効な事例について担当部署と連携して研究を進め、マイナンバーカードの普及とDXの推進に取り組んでいきますといったようなご答弁であったかと思えます。

ご答弁でも触れていただきましたが、1問目でも申し上げたとおり、マイナンバーカードは行政におけるDXの推進の大きな柱の一つになると思えます。行政のDXについては、以前私の一般質問でも触れたことがあります。市民サービスに対して新たな価値を生み出していくということが一つの要だと思っております。マイナンバーカード、そしてマイナンバーカードと同じような本人確認機能を搭載したスマートフォンというものが普及していくことで、そうした新たな価値を享受できるかが増えていくことは大いに意義のあることだと思いますし、そしてこれも1問目で申し上げましたが、社会保障や税の更なる公平・公正化、適正化につながるものとして非常にこれは重要なプロセスであろうというふうに思います。

今回は、答弁指定を企画政策部のみとさせていただきますが、このことを達成するためには多くの部署が積極的にマイナンバーカードの活用を推進することが非常に重要となってくると思っています。ご紹介した三条市の事例で一部例を挙げさせていただくならば、選挙の投票入場受付は行政委員会、避難所の入退所受付であれば危機管理防災課といったように、ご紹介したものだけでも多くの部署が関連する施策でございます。企画政策部が中心となり、ご答弁でおっしゃっていただいたように担当部署との連携をぜひ積極的に取っていただき、そしてそれぞれの部署の皆様においてもマイナンバーカードの利便性と普及促進による効果を改めてご認識いただきまして、そのための施策の展開にご尽力いただくことを切にお願いを申し上げます。この点は要望です。

最後に、いじめに対する取り組みに進みます。

アのスクールロイヤーの実績については、午前中にも一部おっしゃっていただきましたが、相談が68件ありましたと、そして85%がいじめに関するものというようなご答弁が、疑いも含めてでしたというお話でした。そのほか研修なども全小・中学校で行っていただいているということで、一定役割を果たしているという認識しておりますというお話であったかと思えます。この点に関しては、私も1年目としては制度しっかり機能を果たしていただいたのかな、そして今後きちんと期待をしていきたいなというふうに思っておりますが、一方で、

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

そもそもスクールロイヤーの役割とは何なのかという点に着目を見ると、文部科学省が令和5年11月に発出している教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査という書類に、スクールロイヤーは配置済みの自治体のほぼ全てにおいて学校への助言、アドバイザー業務を行っているというふうに記載されています。もちろん、この後触れる調査委員会と同じく、中立・公正に公的な立場からこの助言、アドバイザー業務を行っていただいているというふうには思いますが、この文言だけを読むと、学校側の立場に立って法的な解決を目指すという印象を持たれかねないのではないかなというふうにも感じています。

そこで、要望なんですけど、スクールロイヤーについて日本弁護士連合会が平成30年1月18日に提出しているスクールロイヤーの整備を求める意見書に意見の趣旨として記載されているこどもの最善の利益を念頭に置く、これ先ほどご答弁でも部長がおっしゃっていました。こどもの最善の利益を念頭に置くというスクールロイヤーの立場の徹底をしていただくこと、そしてやはり最終的にはこれ私の思いですが、大阪府の寝屋川市が実施している監察課という取組が法的アプローチだけではなくて、行政アプローチとしてもいじめ問題の対応に、より効果的であると私は捉えておりますので、この制度の導入について改めて検討していただくとありがたいなと思っておりますので、この点は要望でございます。

次に、イのいじめ問題調査委員会に関してです。こちらに関しては、公平・公正な立場から推薦をしていただいて、その中で選出された委員のかたにしっかり中立・公正に判断をしていただいておりますというようなお話であったかと思えます。委員のかた個人個人が中立・公正に調査をされているというところの認識は私も同じようにしております。一人ひとりのかたがしっかりとその問題を解決しようというふうに頑張っていらっしゃるんだろうと思えます。

ただ、今回なぜこの点取り上げたかという点、着目しなければいけないのは外形的な公正性だと思っているんです。個人を特定できるような情報を挙げるようなことはしません、現在の委員のかたの属性を見ていくと、1問目で言ったことをもう少し詳しく申し上げれば、本市で直接教育行政に携わってこられたかただったり、PTA関連で長く関わってこられたかただったり、そういったかたが5名ですよ、今の委員さん、のうちの大半がそういった方だというのは、見る人が見れば一目瞭然な状態です。そうした委員構成が外形的に中立・公正であると見られるかという観点は持つ必要があるんじゃないかなと思っております。

いじめ問題というセンシティブな問題に取り組むに当たって、この外形的公正性というのは非常に重要な点であると考えておりますので、この点について現状の委員の顔ぶれがその点

に関して、その観点から見たときにどういうふうな考えでいらっしゃるのかというところはもう一度、教育長からご答弁をいただきたいと思います。

次に、ウのいじめ防止に関する条例の制定についてです。この点については、教育長からご答弁をいただきました。そういった実際増えているのも認識していますと。ただ、その中でその制定がどのようにいじめの防止であったり、根絶に寄与するのかというところに関しては、慎重に見極めていかなければならないと思っていますというお話でございました。その点に関しては、私も同じ思いです。実際、本来ただのお題目で終わっては意味がないので、こういった形で寄与するのかというのはしっかりと見極めて判断していくべきだと思います。

ただ、これも1問目で申し上げましたが、実際はいじめ防止に対する姿勢と施策を条例制定によって示すということは非常に意義があることだとも感じております。

例えば、茨城県が制定している茨城県いじめの根絶を目指す条例では、いじめをしない、させない、許さないを合言葉に、自治体や学校、教職員、児童・生徒や保護者がそれぞれいじめの根絶を目指してどのような姿勢で臨むのか、そしてそのためにはどのような対応を進めるのかというところが明確に示されております。こうした条例というのは、児童・生徒、そして保護者の方々にとっても、そして教育行政に関わるの方々にとっても、いじめをなくしていくための指針として非常に大切なものになっていくんだろうなというふうに考えておりますので、この点についてもその効果というのはしっかりと見極めていただいた前提ではありますが、前向きな検討をお願いを申し上げます。この点も要望です。

以上で2問目を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 渡邊雅人議員の2問目に対する答弁を求めます。

田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長（田中照久） 渡邊議員の再度のご質問にお答えいたします。

入院時コミュニケーション（意思疎通）支援について、実施に向けての課題とはどのようなものであるのかという点と、この課題を整理して今後どのようなスケジュール感で進めていくのかというご質問であったかと思いますが、まず制度の実施に当たっての課題でありますが、利用者などへのアンケートも踏まえまして、入院時にコミュニケーション支援として提供できるサービスの内容をどのようなものとしていくか、また利用手続などでは利用者が利用しやすい制度をどのように構築していくのかと、そういった課題があるところでございます。

今後につきましては、先進自治体の実施状況などを確認した上で、課題を整理するとともに、制度を安定的に実施するための方法や利用者にとって利用しやすい制度となるように、速やかに研究検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 大塚正樹教育長。

〔大塚正樹教育長 登壇〕

○教育長（大塚正樹） 渡邊議員の2問目の質問にお答えいたします。

第三者委員の構成、中立性についてということであったかと思いますが、委員の中には当該重大事態等の関係者と直接人間関係または特別の利害関係を有していないか、教育委員会において確認しております。その中で、埼玉県弁護士会越谷支部、発達教育臨床研究会、三郷市青少年育成会、越谷地区保護司会三郷支部会、三郷市PTA連合会等からメンバーを選出して行っているところでございますが、保護者との関係等で困難がある場合には変更することも可能でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で渡邊雅人議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

散会 午後 3時14分

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（鈴木深太郎議員） おはようございます。ただいまから令和7年6月三郷市議会定例会第11日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（鈴木深太郎議員） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎市政に対する一般質問

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第1、これより市政に対する一般質問を行います。

通告により順次発言を許します。

◇ 柳瀬勝彦議員

○議長（鈴木深太郎議員） 通告第9、14番、柳瀬勝彦議員。

〔14番 柳瀬勝彦議員 登壇〕

○14番（柳瀬勝彦議員） おはようございます。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして、ただいまより一般質問を順次始めさせていただきます。

今回は、環境問題について、福祉問題について、通学路問題についての大きく3つについて

て質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1 問目は、環境問題についての桜の木の高齢化について伺います。

桜の木は樹齢が30年から40年になると、枝や幹の成長がゆっくりになり、しかし、樹齢が50年を超えると、老木の域に入り、花の咲く時期が若い頃に比べて僅かに早くなる傾向があるとされています。

3月29日のニュースで、桜が高齢化、倒木の懸念で祭り中止、内部がスポンジ状に、伐採決断の自治体も、という報道がありました。日本を代表する桜、ソメイヨシノの高齢化が原因で、各地の桜祭りが中止に追い込まれる異例の事態になっていますという内容でした。

花見シーズンで盛り上がりを見せるスポットがある一方で、花見イベントを中止するという苦渋の決断をしたところもございます。昭和20年代に多く植えられたとされる海蔵川沿いの桜並木、70年以上たつことから、昨年、専門家に木の状態を調べてもらったところ、一部の木が倒木の危険性があると診断されたといえます。

実際、桜の倒木に通行人が巻き込まれる事故も起きています。去年の4月、京都清水寺の近くの桜の古木が倒れ、下敷きになった男性が大けがをしました。倒木による事故を未然に防ぐため、やむを得ず伐採を決めた自治体もあります。

三郷市内の公園の桜は市民の楽しみであります。桜の木について点検などが必要な箇所もあると思いますが、現状はどのように考えているか、まちづくり推進部長に伺います。

三郷市内にも桜の名所が江戸川沿い、中川沿い、県営みさと公園などに多くあります。番匠免のグラウンドの桜は大変見事ですが、2019年9月に暴風雨によって桜の木が根元から倒れたり、サッカーグラウンドと少年野球場の境につくった防風林も木が折れた事例があり、たまたまウォーキングをしに行ったときに発見したので、写真を撮り、報告書を作成し、関係各所に連絡をさせていただき、早急な対応で倒木処理をしていただいたことを思い出しました。

三郷市内の公園にも多くの桜が植わっており、子どもたちが元気に遊び、高齢者がグラウンドゴルフなどを楽しんでおります。

イとして、倒木の危険性や管理など、今後の対応についてまちづくり推進部長に伺います。環境問題の2として、街路樹の点検について伺います。

さつき平でも街路樹が暴風雨で根元から折れてしまう事例がございました。そこで、以前、街路樹の点検をしていただき、倒木のおそれのある木を伐採してもらいました。次のステップとして、根元から全てを撤去していただき、最終的に地域の要望を取りまとめて、街路樹

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

スペースをアスファルトで埋めて歩道の拡張をしていただき、高齢化に伴う車椅子利用者の安全確保をしていただきました。

最近でも街路樹の伐採をしていただき、枝の剪定において、かなり思い切った剪定をしていて、街路樹とは言えない、葉っぱが生えてこない、木の幹と枝のみの状態のものも散見されます。枝の剪定にはお金もかかることではございますが、地域の環境としては美しくないものも多く見られます。街路樹の点検について建設部長に伺います。

街路樹の伐採後、歩道の拡張ばかりでなく、低木に植え替えたりしていくこともよいと考えられます。今後の対応について建設部長に伺います。

2問目は福祉問題について、1として、重たい障害があっても働ける環境について伺います。

友人2人からメッセージが届きました。「働けなくなってしまうかもしれない。署名と拡散をお願いします」という内容でした。

最近、体が動かなくなってヘルパーさんにお世話になるようになったら、自治体からは、ヘルパー制度を利用しても就労はできないと言われました。生活もあるし、仕事も育休から復帰したいし、どうしよう、何度も役所に足を運びましたが、ニーズがないから、前例がないからとノーと言われた1年間、思い切って声を上げることにしました。署名があれば自治体も動いてくれるかもしれない。全国では認められている重度障がい者向けの特別制度を実施して、働くことを認めてほしいという内容でした。

もう1人の友人からは、学生時代の就職活動に敗れ、だったら少しでも講演や歌の活動に、仕事になればいいなと思いつつながら、生活保護を受給しながらでも、諦めないでできることはやろうと思ったんです。行政の福祉課の方々にも、「お仕事につながるような社会活動はどんどんやってください。私たちも応援します」と励ましの言葉までいただいて、よし、頑張るぞと思ったら、二十数年前の昔は同じ区役所の支援課に行ったら、「いやいや、仕事を引き受けられてもその時間の介助はつきません。だって皆さんは何にもできないという前提があるから介助をつけていることを認めているわけでしょう」とおっしゃるんです。

だから、同じ区役所の支援課の職員さんと福祉課の職員さんで、おっしゃることが正反対になってしまいます。「依頼された講演を、仕事には介助がつけられないので、せっかくですがお断りしますねと断らなければならないのは、あまりにも不条理ではないでしょうか」と、当時、勇気を振り絞って両方の課の職員さんにお話をしました。

そうしたら、日を追って、支援課の皆さんも、「私たちだって、障がいのあるかたを差別

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

したり、より不自由にしたいなんて考えていません。課で検討して、常勤の企業雇用ではない、不定期の講演やコンサート活動は社会参加となる自立促進のため、特例として続けてください、頑張ってください」とおっしゃってください、難病で生活保護を受給中で、さりとて歌を歌いたいんですがと本気でお話をすれば、諦めなければ、行政のかたたちだって、私たちが生きることの一番の味方になってくださるかたたちなんだということが、あのときから分かったし、とにかく自分が生きるため、介助制度の拡充について全部直談判で今があります。障がい者になった途端に仕事ができなくなって再チャレンジという選択肢がない。いろんな悔し過ぎること、悲し過ぎることが、人生のどこかで障がいを負った場合、日常的にあることが多くて、介助制度が円滑に使えたら、介助さんさえいてくれれば、生きるフィールドが広がったり、障がいを負っても難病になっても人間としての人生を取り戻せるのだったら、介助制度がより人の生きる可能性を広げる方向性になってほしい。

少し長くなりましたが、このような内容のメッセージをお2人からいただきました。重たい障がいがあっても働ける環境について、現在の課題について福祉部長に伺います。

イとして、重度障がい者向け特別制度について伺います。

福祉と雇用の連携施策、重度障害者等就労支援特別事業は、2020年10月より各市町村がそれぞれ任意判断で、雇用政策との連携による重度障害者等就労支援特別事業ができるようになり、その特別事業を実施した市町村に住む働く障がい者は、重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金や、重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金を利用することができるようになりました。

しかし、市町村が任意で実施していることが助成の前提でございます。独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の同制度には、「この助成金は、雇用する障害者の方が居住する市町村等が、『雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業』を実施している場合に利用できます。まずは、居住する市町村等に、当該特別事業の実施の有無についてお問い合わせください。」と記載されております。

三郷市における重度障がい者向け特別制度はどのようになっていますでしょうか。福祉部長にお伺いします。

ウとして、就労中の介護について伺います。

近年、ICTの発達、働き方の多様化などを背景に、重度の障がいがあるかたも働ける社会が実現しつつある中で、障がい者がより働きやすい社会を目指すためには、働く際に必要となる介助などの支援の在り方は重大な課題であります。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチームにおいて、障がい者の就労支援に関する雇用と福祉の一体的展開の推進に関わる諸課題の一つとして、通勤や職場等における支援の在り方についても、総合的に対応策を検討中とあります。

そして、制度の谷間で働く機会を得られない、または、必要な支援等がないために継続して働くことができない等の障がい者の置かれた現状を打開し、障がい者が希望や能力に応じて生き生きと活躍できる社会に近づけていくため、通勤や職場等における支援について早期に検討を進め、段階的に対応策を講じる必要があるのではないかと審議をされております。

障がい者雇用助成金の職場介助助成金制度の助成金は、企業の申請で初めて使える制度でございます。書類手続が大変面倒で、しかも、最初にお金が入るまで10か月前後もかかるため、ほとんどの企業は、事務コストや持ち出し資金の多さの問題から、申請をくれる企業が少ないと言われております。

障がい者雇用助成金の対象外であれば、勤務時間と通勤時間の全てを地域生活支援事業から支給されるので、移動支援事業などと同じような書類で利用できます。市町村ごとに自由に福祉制度をつくれる地域生活支援事業ができるようになってはいますが、三郷市ではこのような支援事業ができるようになってはいますでしょうか。福祉部長に伺います。

2として、片耳難聴について伺います。

私自身もテニスをしているとき、頭の中でドーンという大きな音がしてめまいがしましたが、すぐに治ったので、そのままテニスをしていました。家に帰り、携帯に電話が鳴ったので、右耳に携帯電話を当てても会話が聞こえない。慌てて左耳に当てたら会話が聞こえたので、おかしいと思い、次の日、耳鼻咽喉科病院に行きました。そしたら突発性難聴ですと言われました。突発性難聴は、特に50代で発症するのが多いと言われております。

聴力は発症してから1か月すると、その状態で固定されてしまうため、早めに病気を発見して、早めに治療するのが大切です。

突発性難聴が治る割合は、完治するかたが3分の1、難聴が残るかたが3分の1、現状が回復しないかたが3分の1だそうです。片耳が聞こえるので不便さがなく、気づかずに、発症後2週間以上放置すると聞こえなくなってしまう。

私は、幸い、電話に出たことで気づきましたが、テレビを見ている気もつきませんでした。発症して2日後に病院に行ったため、治療して95%の回復ができました。ちょっと分かりにくい、伝わりづらい片耳難聴を知ってほしいという記事を読みました。右側から話しかけると聞き取れない。聞こえる左耳を下にして寝たら、目覚まし時計の音に気づかなかった

こともありますというお話をしていました。

片方の耳は正常な聴力だが、もう一方は聞こえないか、聞こえにくい片耳難聴の人は、日本に30万人いるとされています。ふだんの会話は問題ないが、特定の場面で聞こえづらいことがあります。

では、どんな状況で困るのかといった、また、どんな配慮がありがたいのか、東京で開催された片耳難聴のコミュニケーション方法について学ぶ講演会を主催していたのは、当事者でつくる市民団体「きこいろ」で、この症状について情報発信をしています。

今では当事者であることを強みに、言語聴覚士として聴覚障がいのある人の相談に応じたり、言語訓練を行ったりしているということでございます。聞こえ方はいろいろだと知ってもらいたいという思いで、団体を設立したのは2019年です。

一般的に片耳難聴の方々が日常生活で困る状況は3つあります。聞こえない側から話しかけられると、聞き取りづらい。騒がしい場面では聞こえにくい。どこから音がするのか分からないなどがありました。

日本では当事者への支援や理解について十分とは言えません。そもそも片耳難聴は国が定める身体障害者手帳の交付基準に含まれていないそうです。つまり、片耳が正常な聴力の片耳難聴者は対象とならず、障害者雇用や補聴器の支給など、支援制度を利用できません。補聴器をつけると効果を実感できる人もいますが、補聴器にはいろいろありますが、専用の補聴器は25万円以上と高額です。障害者手帳を持たない片耳難聴者は、補聴器の購入費は全額自己負担になっています。補助があれば選択肢が広がります。三郷市として、片耳難聴の支援はありますでしょうか。福祉部長に伺います。

3問目は、通学路問題についてで、通学路の安全確保について伺います。

多くの議員がこの問題を取り上げており、関心が高いことが分かります。きっかけは、2021年に千葉県八街市で、小学生の列にトラックが突っ込み、5人が死傷した事故を受け、日本全国の多くの自治体が通学路の安全点検を実施しました。

ゾーン30などを制定し、最高速度30キロの速度規制標識や、ゾーン30の路面表示をし、路側帯を広げて車道幅を狭め、中央線をなくすことで、速度の抑制を図るとともに、歩行者の通行空間をグリーンに塗り、グリーンベルトを確保し、対策を講じました。

先月の5月だけで、全国で3件の事故が発生しました。5月1日午後1時半頃、大阪市西成区で、小学校から下校中の児童7人が車にはねられました。故意に児童をはねてけがを負わせたとして、無職の28歳の男が殺人未遂の疑いで現行犯逮捕されました。全てが嫌になっ

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

たから人を殺そうとして乗っていた車で突っ込み、数人の小学生をひき殺そうとしたなどと、とても考えられない動機です。

5月14日夕方、三郷市でも小学生4人がけがをしたひき逃げ事件があり、容疑者は18日午前8時頃、吉川署に出頭しました。

また、そのすぐ後、5月19日午後3時半頃、福岡県筑紫野市で小学校の列に車が突っ込む事故があり、小学生など5人が病院に搬送されました。軽乗用車を運転した74歳の女性も、病院に搬送されています。

このように、毎日、子どもたちの事故報道が流れました。当然のことながら、保護者たちの間にも不安が広がり、通学に対する恐怖を感じる子どもも増えております。現在の課題について、学校教育部長に伺います。

この安全問題については、2020年9月の一般質問で、児童・生徒の安全問題について、一度伺っております。警察庁が発行している「みんなで守ろう！子供の安全！」、その内容でも、学校からの帰宅時間帯は危険が多い時間帯と指摘されております。地域の子どもたちは地域で守るという観点から、地域の現場において多岐にわたる努力がなされてきました。

しかし、従来の見守り活動に限界が生じ、地域の目が減少した結果、学校から距離のある自宅周辺で子どもが一人で歩く一人区間等において、見守りの空白地帯における子どもの危険を取り除くため、下校時における総合的な防犯対策も強化することが急務であるという内容でした。

また、新しく下校時についても交通指導員を募集し、子どもたちの安全見守りをする必要があると要望をさせていただきました。

2回目は、2022年9月の定例会においても、2020年度版交通安全白書では、通学路などの対策強化が急務と訴えています。新1年生の歩行者デビューのため、対策を検討する必要があります。車のスピードが出ていなければ、死亡事故は防ぐことができます。

行政としてできる対策としては、ゾーン30がございます。生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の一つでございますが、今はゾーン30プラスというのが注目されています。

ゾーン30プラスとは、これまでの警察による交通規制ゾーン30に加え、道路管理者による物理的デバイスの設置で、生活道路を人優先の安全・安心な通行空間とするというものです。

一般質問でした内容としましては、学校周辺を全てゾーン30にし、速度制限をかけ、子どもの安心・安全な通学路の確保が必要であり、できるところはゾーン30プラスの導入を検討

していただきたいと思っておりますという要望をさせていただきました。

今回の事故は飲酒運転ということでございますが、市民の関心が高い今こそ、ゾーン30プラスの検討をして、地域の町会や自治会の協力を得て進めるべきと考えます。安全対策について学校教育部長に伺います。

以上で1問目を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 柳瀬勝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 私からは、1、環境問題について、2、街路樹の点検についてお答えいたします。

初めに、ア、街路樹についてでございますが、街路樹は都市環境の保全や、快適で潤いのある町並みを形成し、気温の上昇を抑える効果や歩行者の安全確保など、大変重要な施設でございます。

議員ご質問のさつき平の街路樹につきましては、枝葉の張り出しにより、車両や歩行者の安全な通行に支障を来しておりましたので、昨年度、一部区間において、太い枝を短く切り詰めたり、多くの枝などを切り落とす強剪定を実施したところでございます。

また、寿命を迎えた樹木や、倒木など危険がある樹木につきましては、安全のため伐採する場合がございますが、植樹ますの中に切り株などが残っている箇所が一部で見受けられる状況でございますので、今後、計画的に補修を行ってまいります。

次に、イ、今後の対応についてお答えいたします。

街路樹の剪定につきましては、道路の安全確保と豊かな緑の街並みを維持するため、樹木の成長状況や地域の実情などを踏まえながら、その町並みに適した剪定になるよう努めております。

街路樹を伐採した箇所につきましては、樹木などの補植や、歩道空間としての活用など、地域の皆様のご意見や、景観や安全性、維持管理面など、様々な観点を踏まえながら、整備の在り方を検討してまいりたいと考えております。

今後も引き続き、安全で快適に通行できる道路環境の確保と、市民の皆様が親しまれる町並みが形成できるよう、計画的な道路の維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 私からは、1、環境問題についての1、桜の木の高齢化についてにつきまして、順次お答えいたします。

初めに、ア、公園内などの桜についてでございますが、市内の公園や緑道などの桜につきましては、その多くが公園等の整備とあわせ植樹をされており、市内でも早期に開園となりました早稲田地区内の公園におきましては、樹齢が50年近い樹木も一定数ございます。

樹種や生育環境にもよりますが、樹勢の衰えた桜などの樹木につきましては、日常の巡回などの際に、幹内の空隙や枝枯れなどの点検を実施し、部分的な枝折れなどが確認された際には、直ちに切り除くことで落下を未然に防ぎ、来園者の安全への配慮をしております。

また、近年、桜に見られる状況として、キノコの繁殖による腐朽が確認されることがあり、発見した際には、繁殖部分の切除などにより、健全な箇所への拡大防止措置を講じているところでございます。

次に、イ、今後の対応についてお答えいたします。

人々の心を弾ませる桜の開花は、満開時の公園内のにぎわいなどからも、春の風物詩として多くの皆様が心待ちにしておりますことは承知をしておりますので、先ほど申し上げましたような、適切な維持管理の実施により、安全・安心に桜を楽しんでいただけるよう、公園等の管理に努めております。

しかしながら、腐朽や病害虫の影響により倒木などの危険性が予見される場合は、やむを得ず、伐採の判断をしなければならないこともございます。そのような際は、まずは地域の皆様に伐採についてのご理解をいただいた上で、伐採後の樹木の更新に係る樹種の選定や、花壇へのつくり替えなどについてご意見を伺いながら、地域に親しまれるよりよい公園づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長（田中照久） 柳瀬議員ご質問の2、福祉問題についてに順次お答えいたします。

初めに、1、重たい障害があっても働ける環境についてのア、現在の課題について、イ、重度障がい者向け特別制度について、及びウ、就業中の介助保障についてにつきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

現在、三郷市障がい者就労支援センターでは、関係機関と連携し、障がいの度合いにかか

ならず、長く安定して働けることを目的として就労相談支援を行っております。

今のところ、通勤や就業中に支援が必要な重度障がい者からの相談はございませんが、そのような相談があった場合に、きめ細かな対応ができるよう、相談支援の技術を継承することが課題であると考えております。

国では、令和2年10月から、議員からもございましたように、事業者向けに重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金を、また、この助成金事業と連携して、自治体が取り組む「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」をスタートさせております。

これらの制度を活用することで、勤務中に、パソコンの立ち上げなど直接業務に関すること、食事や排せつ介助などの支援を受けることができますが、現在、本市では制度化には至っておりません。

今後は、ニーズの把握に努めるとともに、先進自治体や近隣自治体の動向を注視してまいります。

続きまして、2、片耳難聴についてのア、三郷市での対応についてでございますが、片耳難聴のかたは障害者手帳の取得ができないため、障害福祉サービスを受けることができませんが、本市では、聴力が低下したかたや、その家族への支援として、聞こえに不安のあるかたの手話教室の中で、参加者に補聴器の正しい選び方を説明するとともに、ヒアリンググループや要約筆記など、聞こえのサポートについての体験をしていただく機会を設けるなど、聞こえに不安のあるかたが、社会参加するきっかけや仲間づくりを行うための取組を行っております。

また、障がい福祉課の窓口のほか、市内各図書館などにはヒアリンググループを設置しており、さらには、市が開催する講演会などでは、要約筆記をつけるなど、聞こえに不安のあるかたへの支援に取り組んでおります。

片耳難聴のかたをはじめ、聞こえに不安のあるかたが安心して生活し、社会参加できるよう今後も努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 私からは、3、通学路問題についての1、通学路の安全確保についてのご質問に、順次お答えいたします。

初めに、ア、現在の課題についてでございますが、市内通学路につきましては、環境整備

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

が整っている道路のみならず、交通量が多い道路、歩道がない道路など、安全確保において様々な課題があることと認識しております。

さらに、保護者、スクールガードリーダー、交通指導員や地域の方々にご協力いただいている危険箇所の見守り活動について、担い手が不足しているという現状が課題としてございます。

次に、イ、安全対策についてですが、まず、児童・生徒への安全指導について、教育委員会としましては、関係部署が主催する交通安全教室等の積極的な活用のほか、様々な交通事情や道路状況を踏まえた指導の徹底など、自他の生命尊重を基盤とする安全教育の充実を、今後も校長会等を通じて学校に呼びかけてまいります。

また、通学路に関して、ゾーン30プラスなどを含めたハード面の整備や人的支援における対策については、関係部署との情報共有や連携を密にしていきたいと思いますと考えております。

今後も児童・生徒の通学について、より一層の安全を確保するよう取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 柳瀬勝彦議員。

○14番（柳瀬勝彦議員） ご担当いただいた皆様、丁寧なご答弁ありがとうございました。幾つか再質問と要望をさせていただきます。

環境問題について再質問です。

立花小学校の校庭に多くの桜の木が植わっており、その根っこの影響で学校周りの歩道が凸凹になり、こどもたちの持久走など、学校行事に危険で影響があるということで、要望書を作成させていただき、対応していただいたことがありました。

今年は東京都で桜の満開を楽しみ、行政視察で伺った青森県でも2回目の桜の満開を体験することができました。やはり桜の満開は日本人の心を安らかにしてくれることを、さらに実感いたしました。

三郷市内には多くの桜の名所や銘木がございます。市内の市有地以外の神社仏閣やみさと団地、早稲田団地などの桜の木に対する市の知識を使った行政指導や点検について基準を示す必要があると思いますが、市民の心のよりどころでもあります桜の木を守るためのお考えをまちづくり推進部長に再度伺います。

次は、福祉問題についてでございます。

現在は事例はないということでした。厚生労働大臣が本部長である「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」の横断的課題に関するプロジェクトチームで検討された

事業ですが、内容は、誰もが長く元気に活躍できる社会の実現を目指すというもので、「多様な就労・社会参加、健康寿命の延伸、医療・福祉サービス改革」について研究されています。重たい障がいがあっても働ける環境について、関係各所と連携をしっかりとしながら対応、検討をしていただきたいと思います。こちらは要望にとどめます。

通学路問題について再質問でございます。

私は、4人の娘たちのおかげで朝の旗振りを16年経験し、夕方のパトロールは育成会の会長として22年、地域のPTAの皆様と行ってまいりました。その間、共働き世帯の増加や学校の働き方改革などで、子どもたちの見守り環境は非常に変化しております。

以前も申し上げた交通指導員の配置を、朝だけでなく下校時も配置すべきと思いますが、関係各所と連携しながら、第5次三郷市総合計画前期基本計画に、3つの重点テーマである「質の高い教育と切れ目ない子育て支援の強化 子どもの成長を見守る・夢を育む」の中で、しっかりと予算を確保し、安全対策をお願いしたいと考えますが、学校教育部長に再度伺います。

最後に、障がいのあるなしにかかわらず、年齢、性別、国籍に関係なく、市民の命と健康を守り、元気に幸せに暮らせ、選択肢を増やし、誰一人取り残さないインクルーシブな三郷市にしていきたいと思っております。

今回の一般質問については、各課の方々にご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。一般質問や議会へ臨む基準は、私は常に市民に寄り添い、市民が喜ぶか悲しむかで判断させていただいております。市民生活サービスの向上、安心・安全なまちづくりのために、市民目線で活動してまいります。

以上で2問目の質問と要望を終了いたします。

○議長（鈴木深太郎議員） 柳瀬勝彦議員の2問目に対する答弁を求めます。

城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 柳瀬議員の再度のご質問にお答えいたします。

市が管理する以外の桜の木、個人や企業などが管理する桜の木に対しまして、行政指導の実施や点検基準を示すことについてどう考えるのかといったようなご質問だったと思います。

樹木などの緑につきましては、まちの景観形成の要素として市民に安らぎを与える重要なものであると捉えておりますが、適切な維持管理がなされずに第三者に危害を与える結果につながることは大変残念なことであると思っております。人々に愛されるべき緑が本来の役

割を全うできるように、適切な維持管理や点検の方法について、私たち市が広く周知することは効果があるものと考えておりますので、最適な情報発信の在り方につきまして調査・研究をしております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 柳瀬議員の再度のご質問にお答えいたします。

質の高い教育と子育て支援の強化としての安全対策への取組のご質問だったと思いますが、市内児童・生徒の通学については、安全・安心であるべきと考えております。そのための交通指導員の配置等、安全対策につきましては、より一層関係部署との連携を強めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で柳瀬勝彦議員の質問を終わります。

◇ 加 藤 英 泉 議 員

○議長（鈴木深太郎議員） 通告第10、15番、加藤英泉議員。

〔15番 加藤英泉議員 登壇〕

○15番（加藤英泉議員） おはようございます。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1、オープンな喫煙所に替わる「喫煙コンテナ」の設置について。

2009年に施行された路上喫煙防止条例を受け、三郷市では、路上での喫煙行為によるほかの歩行者に対しての迷惑、危険を回避することを目的に、市内3駅の駅前広場を中心に、路上喫煙禁止区域エリアと指定喫煙場所の指定が行われており、指定喫煙場所での専用の灰皿以外では喫煙をしないようにマナーの向上を目指しております。

市内3駅の駅前広場周辺の指定喫煙場所は、三郷駅南北に2か所、新三郷駅周辺に3か所、三郷中央駅周辺に1か所となっておりますが、三郷駅南北及び三郷中央駅の指定喫煙場所では、灰皿の周囲には植木を配置しているものの、そして新三郷駅はオープン状態であり、たばこの煙や臭いが喫煙エリア外に流れ出てしまう問題があり、通行者からのクレームとなっ

ております。

望まない受動喫煙をなくす、望まない受動喫煙の防止を図るため、2020年4月、改正健康増進法及び受動喫煙防止条例の全面施行を受け、たばこの分煙環境整備の対策として、国及び市町村は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めるとされました。

受動喫煙防止対策について、喫煙所の移設や喫煙場所を撤去してしまうと、喫煙者と非喫煙者の共生が不可能になるという設置場所の選定や、子どもや患者、妊婦等の健康を考慮した受動喫煙防止の点からも、全ての課題や悩みを解決すべく、コンテナを活用した喫煙場所、喫煙コンテナを設置することにより、喫煙者と非喫煙者の共生が実現いたします。

従来の喫煙所から、より分煙効果の高い密閉型のコンテナタイプに変更することにより、コンテナ内部にはたばこの臭い成分を99%除去し、タールやニコチンなどの汚れを99%以上削減できる高性能の脱臭機を装備したものもあり、独立した建物のため、喫煙者と非喫煙者の接触がなくなり、喫煙所周辺にも煙や臭いの排出をなくすことが可能となり、望まない受動喫煙問題解消の一助となり得るものであります。

近年は、採用自治体も増えてきておりますし、三郷市民の健康維持、健康促進に役立つ特徴あるものでありますので、駅周辺に喫煙コンテナの設置を強く要望するものであります。

次に、2、小・中学校の英語教育の推進について。

三郷市の有名なものは何ですか、三郷市の特徴は、特産品は、有名なものは何があるか、即答できる人はそんなに多くはないのではないかと。

2005年のTXの開通により、人口増加は右肩上がりで来ておりましたが、近年は、近隣市は増加しているものの、当市は、原因は様々考えられますが、足踏み状態となっております。少子高齢化と人口減少の時代になり、若い世代の取り込みや、移住・定住促進の自治体間競争の中で勝ち抜くためには、魅力発信が奏功するものと思います。そんな中、本市の教育に魅力を感じて居住を決めた人はどれほどおられるでしょうか。

イギリスの第73代首相のブレアは、所信表明演説の冒頭で「エデュケーション、エデュケーション、エデュケーション」と、教育ということを3回繰り返し、教育の大事さを訴えました。

そこで、三郷市として、学力面の充実を図る施策、確かな学力の育成の具体策の一つとして、英語教育を前面に打ち出し、小・中学校の英語教育の推進を掲げたらどうかと提案をさせていただきます。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

こどもに英語によるコミュニケーション力をつけさせ、海外に出るということだけでなく、グローバル社会の中で認められるような存在になってほしい。世界で活躍できる人材を三郷市から輩出することを目標に、今まで以上に英語教育を充実させ、こどもたちの能力と志を高めていくことが市の使命でもあると思います。

こどもたちに日常会話ができる英語力や、臆せずに英語を使おうとする姿勢を身につけてもらうために、地域の外国の方々に協力してもらったり、外国語指導助手ALTの全小・中学校への配置のほかに、英語活動指導員も全校に常駐させるなどし、また、当初は全小学校で共有活用する英語プログラムを指導主事や小・中学校教員、ALTが協力して作成し、教育の質を担保するなどの大変な作業もあると思います。

自立する児童・生徒の育成と学力面の充実を図る施策として、課題に取り組む体制を構築してほしいと考えます。教育長及び学校教育部長にお伺いいたします。

次に、3、市施設の管理業務に市内事業者優先採用について。

本庁舎をはじめ、文化会館、図書館、体育館、コミュニティセンター、地区センター、消防署等々、市内には100に上るとする市の施設があり、大方は指定管理となっておりますが、これら施設の設備や清掃などの管理業務について、以前にも市内事業者を優先して採用するよう、市として指導してほしい。また、優先採用についてどのような考えでいらっしゃるかと質問をしたことがあります。

市内の事業者の仕事が優先的に行き渡ることにより、当然、事業者は収入が増えるわけで、収入が増えることにより市民生活の安定、そして市の税収も上がり自主財源確保の好循環が生まれます。この経済の好循環は、市民の市政に対しても計り知れない信頼感も生まれます。

東京都足立区は区の発注する工事や管理業務などについては、区外の受注者に対しても、下請工事業者なども含め、区内の事業者を優先して採用するよう、行政がしっかり指導し、またチェックもしており、そのため区民の行政に対する信頼度が高いと言われ、その信頼度が選挙の投票率にも現れ、選挙の都度、高い投票率となっております。

三郷市においては、業種は伏せますが、市内の事業者よりも、三郷市から距離のある嵐山町や栃木県など、市外の事業者などに多く発注されているという例もあり、これでは事業者は社員を抱え切れなくなってしまう、また、将来を危ぶみ、ぼやく経営者もおられます。

以前の質問の答弁では、三郷市も市内業者を優先して発注していると言われておりましたが、現実はそのようにはなっておりませんよという指摘があります。事業者の高齢化、休業、廃業、倒産による市内事業者の減少がありますが、仕事が減っていることにも起因している

と思います。

指定管理施設だから指定管理会社に任せているでは、市の方針も徹底されず、市民の理解も得られず、不測の事態、不正の横行などが発生しかねず、市民の生命・財産を守る、市民の生活・仕事を守る立場から、市を挙げて全部署、全施設、指定管理会社に至るまで、市内事業者優先採用を徹底させるため、市長名で発信し、徹底する必要があると思います。

それが指定管理業者との契約の条件、重要事項とし、併せて履行状況をチェックすることにより、さらに徹底されると思います。市長のご見解をお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 加藤英泉議員の質問に対する答弁を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

加藤英泉議員の質問に対する答弁を求めます。

浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 加藤議員の質問のうち、私からは、1、健康問題、1 オープンな喫煙所に替わる「喫煙コンテナ」の設置についてにお答えいたします。

市では、市内3駅周辺を路上喫煙禁止エリアに指定するとともに、指定喫煙所を設け、路上での喫煙行為による他者に対する迷惑や危険の回避、吸い殻のポイ捨て防止など、喫煙マナーの向上と駅周辺の環境美化に努めております。

駅前にある6か所の喫煙所は、灰皿周辺を目線程度の高さの植栽で囲む簡易的な構造となっているところもございますが、煙や臭いが周辺に漏れてしまうこと、利用者が多いと植栽の外で喫煙をしてしまうことなどの課題もあり、閉鎖型の喫煙所設置のご要望もいただいているところでございます。

現在、市では、単体のコンテナ型やパーテーション型のほか、駅前施設の空きテナントを利用した室内型の喫煙所など、様々なタイプの設置事例や設置場所、設置に係る費用、清掃や点検などの維持管理、補助金の活用など、情報収集を行い、多面的な検討をしております。

引き続き、喫煙者と非喫煙者の双方にとって望ましい喫煙所の在り方や、整備の優先順位などを含め、駅近隣の皆様のご意見も伺いながら、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 大塚正樹教育長。

〔大塚正樹教育長 登壇〕

○教育長（大塚正樹） 私からは、2、教育問題、1、小・中学校の英語教育の推進についての総論についてお答えし、詳細は担当部長をして答弁いたさせます。

ご提案いただいた英語教育の推進を三郷市の魅力の一つとして強化していくという視点は、本市の第4期学力向上推進3か年計画の視点と合致するものであり、大変意義深いご提案として受け止めております。

小・中学校における英語教育は、グローバル社会において社会生活やキャリアを豊かにする上で欠かすことのできない能力の一つであると捉えております。

本市では、英語の学びを通して、言語習慣にとどまらず、異文化への理解と尊重の心を育むことを目指しております。

こうした取組の一端として、中学校英語弁論大会において、3年連続県大会へ出場するなど、着実な成果が見られております。

今後も英語を学ぶことが、こどもたちにとって夢を育む原動力となり、三郷市で育つこどもたちにとって、将来、国内外で自らの可能性を切り開く力につながるよう、充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 私からは、2、教育問題、1、小・中学校の英語教育の推進についてお答えいたします。

本市では、小学校から中学校まで一貫した英語教育の推進に取り組み、16名のALTを配置しております。特に、小学校では、3年生から実施される外国語の授業全てにALTが入り、休み時間や給食の時間等を含めてネイティブな英語に触れるとともに、5人の英語専科教員を配置し、質の高い外国語授業の実施に向けて取り組んでおります。

また、全ての小学校教員及び中学校の英語教員を対象に、ALTとの効果的な指導法について研修会を開催し、指導力の向上と授業改善につなげており、中学校においては、オール

イングリッシュの授業が展開されております。

さらに、ギリシャ共和国との文化交流プログラムの際には、ギリシャ大使夫人などがお越しになった折には、英語での会話を行うなど、英語に関わる機会を増やしております。

加えて、児童・生徒の英語力や実践的なコミュニケーション能力の向上に向けて、英会話教室や英検対策講座の開催、小・中学生を対象に英語検定試験奨励金を交付しております。

奨励金につきましては、昨年度は532名の申請があり、英語学習に対する高い関心がうかがえます。

今後1人1台の端末を活用し、小・中学校の外国語交流会や海外ウェブ交流の充実、AI学習支援を活用した個別最適な学びの実現に向けて研究を進め、英語教育が本市の魅力の1つになるよう、段階的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟） 加藤議員のご質問にお答えいたします。

3、管理業務の1、市施設の管理業務に市内事業者優先採用についてでございますが、建設工事をはじめとする市の公共調達につきましては、「市内事業者育成への配慮」を契約方針に明記し、地域経済の活性化や雇用の促進などの効果を念頭に置いて、入札参加資格者名簿への登載や、小規模工事請負指名希望者登録のある市内業者の受注機会の確保に努めているところでございます。

市内事業者においては、災害など有事の際には、復旧活動への迅速なご協力をいただいております。こうした市内業者の経営基盤の安定化が図られることは、大変重要なことと認識しております。

また、公共施設の管理業務においても、受託業者が業務を行う中で、他の業者へ業務を発注する場合などには、市の方針を勘案するよう求めているところでございます。

市といたしましては、引き続き、競争性と公正性を確保し、価格と品質の優れた適切な公共調達を行いながら、市内事業者の育成と地域経済の活性化に取り組んでまいります。

○議長（鈴木深太郎議員） 加藤英泉議員。

○15番（加藤英泉議員） それぞれご答弁ありがとうございました。

まず、喫煙コンテナの件ですけれども、こちらにつきましては、既に二十数か所の自治体で導入されております。近いところでは、八潮市のTXの下に設置されておりますので、ご

【速報版】校正前原稿のため正式な会議録ではありません

覧になっていただくと、非常に以前のものとは違いますので、健康に物すごくいいと思いますので、ぜひ小泉農政大臣のように、スピード感を持って前へ進めていただきたいというふうに思います。ぜひ市民の健康を第一に考えていただきたいと思います。

次に、英語教育につきましては、さいたま市、あるいは隣の流山市では一生懸命やっておられます。先ほど教育長、それから学校教育部長のご答弁にありましたけれども、想像していた以上に、あ、結構進んでやっておられるなというところで、ありがたいことだと思います。

これをさらに進めていただいて、例えば、幸房小学校を中心でしたら、小・中・高一貫ということで、ぜひ幸房小学校、あるいは北中学校、それから三郷北高等学校まで含めて、そういう一貫教育ということでプログラムを作ってみてやっていただいたらどうなのかなというふうにも思います。

日本人は海外へ行くことがなぜ少ないのかということがありますがけれども、やはり言葉の壁だと思うんですね。前はよくゴルフで、青木功は優勝できたけれども、尾崎幸夫は海外に行っても優勝できないと。それは何でだ。尾崎幸夫は英語がしゃべれなかったから。ラウンドまわっていても、全然勝負にならないというようなことを言われたことがありましたけれども、英語は共通語ですので、ぜひ前に進めていただいて、こどもたち、あるいは大きくなって臆せずにはしゃべれるということを勉強できるようにする、あるいはできる方向、道筋をつくっていただきたいと思います。

流山市の教育長は15年やっておられるということなんですよ。その人が英語を始めて、今の流山市の中心になっているということでありますので、15年は非常に長いですが、そういうかたもおられるということで、飽きずに、勉強というのは勉を強いるということでもありますので、ぜひとも前へ進めていただきたいというふうに思います。

それから、市長からご答弁いただいた件ですけれども、まだまだ徹底されていないところもあるような気もいたします。朝トイレに入りますと、お兄ちゃんが一生懸命お掃除されていましたが、「どこから来たんですか」と言ったら、「会社は池袋にあるんです。僕は金町から来ました」ということを言っていましたけれども、ぜひとも市内の業者を多く使っていただいて、市の中でお金が循環できる、あるいは自主財源が確保できるということをやっていただきたいなというふうに思います。

最後に、私も12年間議会でお世話になりました。今日が最後の質問になりましたけれども、質問の中で調査・研究ということが盛んに出てくるんですけれども、調査・研究で結論に至

っているものはほとんどないですよ。

私は何年前にこういう質問したことがありますと言われた議員がおられましたけれども、調査・研究で前へ進んだことはありません。調査・研究というのはもうやらないというふうな、私はもうそういう感覚になってしまっていますので、こういう言葉を使うのであれば、時間を少しくれと、調査・研究して結論を出すからということであればいいんですけども、今まで一切結論は出てきたためしがありません。

ぜひ調査・研究するのであれば、しっかりと下の者にも指示していただいて、仕事をしっかりやらせてほしいと思うんですよ。市では精神を病んでる職員もおられるということですから、きちんと仕事をちゃんと与える、そういう上から下までやっていけば、そういう職員もなくなってくるのではないかと思うんですよ。それと、仕事をしていれば何か言ってくると思うんですよ。これは違うんじゃないですか、こうしたほうがいいんじゃないですかと。

そういうことが多々あると思うので、そういう調査・研究のお言葉一つから始まってですけども、ぜひとも職員の教育、それも徹底されて、明るい雰囲気職場をつくっていただいて、市民に信頼される、市の職員は一生懸命やっているなという姿をぜひ私は見せていただきたいなというふうに思います。

ぜひとも毎日の仕事を心がけてやっていただきたいなというふうに思います。本当に12年間お世話になりました。ありがとうございました。

終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で加藤英泉議員の質問を終わります。

◇ 深 川 智 加 議 員

○議長（鈴木深太郎議員） 通告第11、7番、深川智加議員。

〔7番 深川智加議員 登壇〕

○7番（深川智加議員） それでは、通告に従いまして、3項目にわたり一般質問をいたします。

まず、1項、国保問題、1、マイナ保険証について伺います。

政府は、マイナンバーカードを健康保険証として使うマイナ保険証の普及を進めるため、

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

従来の健康保険証の存続を求める国民多数の願いに背を向け、2024年12月2日に健康保険証の新規発行の停止を強行しました。新規発行の停止から半年近くが経過しましたが、医療現場などでの混乱がいまだに収まっていません。

こうした中、開業医らでつくる全国保険医団体連合会は、5月8日、新規発行停止後のマイナ保険証利用に関する実態調査を公表しました。

調査結果によれば、約9割の医療機関がマイナ保険証のトラブルに見舞われています。また、直近のマイナ保険証の利用率は、30%未満の医療機関が全体の約7割に上り、依然として利用率は低迷していることが報告されています。

患者や医療者が安心してマイナ保険証を利用できる状況になっていない中、いよいよ多くの人の手元から、実際に健康保険証がなくなろうとしています。手持ちの健康保険証は、本市も含め、多くの市町村国民健康保険では、7月末日に有効期限が切れ、遅くとも12月1日までに全ての医療保険が有効期限を迎えます。

マイナ保険証を登録していない人には、当面、従来の健康保険証と同様に利用できる資格確認書が自動発行される一方で、マイナ保険証の登録者については、資格確認書の全員交付の暫定措置が取られた後期高齢者を除き、資格確認書は送付されません。

マイナ保険証では、カードの券面に資格情報が記載されていないため、マイナ保険証が読み取れないなどのトラブルに備えて、マイナ保険証を持つ人には紙の資格情報のお知らせが届けられます。

しかし、資格情報のお知らせ、単独での受診はできません。資格確認書と資格情報のお知らせの区別のつかない患者も多く、複雑な制度が混乱を招いています。

先ほどの調査でも、資格情報のお知らせのみを持参する患者さんもいるとの事例が報告されています。手元の健康保険証の有効期限が切れる8月以降に、そうしたケースが増加することが懸念されています。その場合、法令上の資格確認が困難となり、一旦10割の患者負担となるケースも生じかねません。

さらに、マイナ保険証の本体であるマイナンバーカードには、本人確認などに使う有効期限5年の電子証明書が登載されていますが、今年度は約2,800万人が更新時期を迎えるとされ、そのことを知らずに期限切れを迎え、そのまま受診する人が多いと見られます。

これまで保険証は、期限が来れば新しい保険証が送られてきました。しかし、マイナ保険証ではそれが被保険者の責任にされてしまいます。これは国民皆保険制度を揺るがすものです。世帯によっては、同一世帯内にマイナ保険証の未登録者と登録者、要配慮者、後期高齢

者と混在することになり、本当に複雑です。

こうした中、渋谷区や世田谷区は、マイナ保険証の有無にかかわらず、区内の国民健康保険加入者全員に資格確認書を発送することを決めました。私は、市民の命と健康を守る自治体として、至極もっともな決断だというふうに思います。

5月23日付の朝日新聞の記事によれば、同新聞の取材に対して、世田谷区の保坂区長は、年齢やマイナ保険証を持つか持たないかで切り分けが必要になり、行政資源の無駄遣いだと指摘し、利用は任意だったはずなのに医療を受けられなくなるかもしれない。全員に送るのは合理的な選択と考えたと説明したと言います。

また、渋谷区の担当者も、システムトラブルなども想定される、総合的に勘案して、全体への送付を決めたと説明しました。

また、ある区の担当者は、既に登録している人が資格確認書で足りるなら、マイナ保険証を持ち歩きたくないと考え、登録解除する動きが相次ぐのではないかと。そうなれば、さらに事務負担が増えると懸念を示したとされます。

従来の健康保険証を直ちに復活することが最善ですが、少なくとも、当面、住民が安心して受診できるよう、本市も世田谷区や渋谷区のようにマイナ保険証の保有の有無にかかわらず、全ての加入者に資格確認書を交付し、万全の対策を講じるよう求めます。

そこで、2点伺いたいと思います。マイナ保険証の登録者数など、アとして、現状を、イとして、加入者全員に資格確認書の一斉送付を、この点についてお答えください。

次に、2、18歳までの被保険者に係る均等割額の減免をについて伺います。

2018年度に国民健康保険制度の都道府県単位化が行われて7年がたちました。埼玉県は国の方針を受け、市町村が加入者の税負担を軽減するために実施している一般会計から国民健康保険特別会計への法定外繰入を解消するよう自治体に圧力をかけ、物価高で苦しむ加入者へ苛酷な負担を強いています。

本市では、2027年度から県内市町村の保険税率を県が算定する標準保険税率に統一するために、2024年度、2025年度の連続値上げに続き、さらなる国民健康保険税の値上げが行われようとしています。間もなく納税通知が送付されますが、滞納せざるを得ない人が続出することは明らかです。

国民健康保険には、非正規労働者、高齢者、無職者、自営業者などが加入しており、平均所得金額の低い国民健康保険加入者が最も高い医療保険料を払っています。

高過ぎる国民健康保険税となる主な要因は、国庫負担金の削減であり、日本共産党は、国

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

庫負担金の増額や一般会計からの法定外繰入の継続を行い、負担軽減をするよう提案しています。とりわけ、収入のないこどもに係る国民健康保険の均等割は不条理です。

本市の2025年度のこどもの均等割額は、医療分が3万2,800円、支援分が1万1,600円で、合計4万4,400円です。小学生以上のこどもが世帯に2人いる場合は8万8,800円、3人の場合は13万3,200円です。こどもが多いほど家計の負担が大変であり、市議団は、これまでこどもの均等割額を減免するよう、繰り返し議会で求めてまいりました。

こうした中、2022年度から始まったこどもの均等割保険税を軽減する国の制度の対象は、全世帯の未就学児の均等割保険税の5割を公費で軽減するものです。対象年齢の範囲と軽減割合をさらに拡充するために政府が財政措置を取るべきです。

一方、国の動きを待つまでもなく、努力する自治体が存在しています。いい部屋ネット「街の幸福度&住みたい街ランキング2024年埼玉県版」で、4年連続、街の幸福度自治体ランキング1位となった鳩山町では、子育て支援の一層の充実を図るため、町独自の制度を創設し、ゼロ歳から18歳までの均等割額の全額を減免しています。

こどもまんなか応援サポーター宣言を実施している三郷市長としても、見えにくいこどもの貧困の実態を正面から受け止め、鳩山町のように、18歳までの被保険者に係る均等割額の減免をぜひ実行するよう求めます。18歳までの被保険者に係る均等割額の減免を、これについて市長の考えをお答えください。

次に、2項、市内公共交通、1、交通難民を解消する取り組みを、ア、デマンド交通の実施について伺います。

地域における移動手手段の維持・確保に努めることは、交通分野の課題解決にとどまらず、超高齢化社会における高齢者の社会進出や免許返納の推進など、様々な分野に寄与するもので、地域が一体となり、持続可能な仕組みづくりを意識した公共交通政策の立案が求められている、これは2022年3月、他会派の議員の本会議での質問への木津市長の答弁です。

私は、市長のこの答弁の実現に向かって、地域のバス事業者などや地域の住民、そして、市の職員の方々などが一体となって、誰もが安心して住み続けられる地域にしていくことが求められていると思います。

ところで、小谷堀など早稲田地域の北部を回っていましたが、多くのかたからバスがなくて不便だという切実な声が寄せられています。近くにスーパーがない上、1週間に1本しかバスが走らない地域にお住まいのかたのお声を紹介させていただきます。

買物をするのに足がなくて不便です。そのため頑張って休み休み時間をかけ、業務スーパ

一まで歩いて買物に行っている。頻繁に行けないので、カップラーメンを買いだめしているとのことでした。しかし、暑いとき、寒いときはとても行けないとのこと。娘からは、介護施設への入所を勧められているということでしたが、これは他人事ではないと私は感じました。

住み慣れたまちで住み続けられるよう、交通難民を解消する取組が急がれますが、市内循環バスの路線運行が、運転手不足の常態化、事業者の厳しい経営が影響し、採算の合わない路線は運行が困難だとして、減便を余儀なくされています。

したがって、路線バスの運行が困難な地区を指定し、この地区においては、デマンド交通の実施を検討することが必要ではないでしょうか。

例えば、白岡市では地域公共交通サービスとして「のりあい交通」を運行しています。白岡市のホームページによれば、のりあい交通とは、利用者があらかじめ予約をして、同じ方向に行く人と乗り合いながら目的地に移動する交通機関ということですが、ふだん利用しているごみ集積所から白岡市内の病院やスーパー、駅、市役所や図書館などの市が指定した場所に行くことができるとのこと。

本市も交通難民を解消する取組として、デマンド交通の実施に足を踏み出してほしいと考えます。デマンド交通の実施について、市の見解をお答えください。

次に、3項、道路問題、1、市道1339号線の安全対策について伺います。

越谷流山線と三郷松伏線が交わる付近に位置する市道1339号線は、畑や田んぼに囲まれた道路です。ところが、三郷流山橋有料道路や三郷料金所スマートインターチェンジの開発に伴う周辺道路の整備によって、市道1339号線は分断され、南側の成田通りへのアクセスができなくなってしまいました。

隣接する新しい道路は高さがあり、市道1339号線の南側に階段を設置していただきましたが、歩行者しか通れず、車両の出入口は北側のみとなってしまいました。農業従事者から、幅の狭い道路ですので、バックでの車両の運転は危険が伴うので改善してほしいという声が寄せられました。

農業従事者をはじめ、複数の近隣住民から、この階段をスロープに改善し、軽トラックやコンバインなどの車両も通れるよう、安全対策をしてほしいという切実な声が寄せられています。

農業従事者が減少する中で、農家を支援することは重要な取組でもあります。住民が安全対策として要望しているスロープの設置を行っていただきたいと考えますが、市の考えをお

教えてください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 深川智加議員の質問に対する答弁を求めます。

木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟） 深川議員のご質問にお答えいたします。

1、国保問題の2、18歳までの被保険者に係る均等割額の減免をについてお答えいたします。

こどもに係る均等割額の軽減につきましては、国が主体となって支援すべきものと考えており、これまでも全国市長会等を通じて、本制度の拡充を国へ要望しているところでございます。

今後も国の動向を注視するとともに、国に要望してまいります。

○議長（鈴木深太郎議員） 益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 私からは、1、国保問題の1、マイナ保険証について、順次お答えいたします。

初めに、ア、現状についてでございますが、本年4月末時点での本市のマイナ保険証の利用登録状況は、登録者数は1万5,356名、未登録者数は9,451名で、登録率は61.9%となっております。

次に、イ、加入者全員に資格確認書の一斉送付をでございますが、昨年12月2日からのマイナ保険証の利用を原則とする仕組みが開始された以降は、本市でも、原則、マイナ保険証をお持ちのかたには「資格情報のお知らせ」を交付し、マイナ保険証をお持ちでないかたに限り、資格確認書を交付するといった事務処理を行っているところでございます。

議員ご質問の加入者全員に資格確認書を交付することでございますが、国では、交付対象者の範囲は自治体の判断とする一方で、国民健康保険では、一律に交付する必要があるとは考えていないとの見解を示しているところでございます。

本市といたしましては、国の動向なども注視しつつ、法令等に沿った事務手続を実施してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 私からは、2、市内公共交通の1、交通難民を解消する取り組みをのり、デマンド交通の実施についてお答えいたします。

本市における公共交通の現状につきましては、かねてよりの課題である深刻な運転手不足や、令和6年4月より公共交通事業者にも適用が開始された働き方改革関連法による労働時間の改善基準の影響などにより、路線バスの減便やタクシーが利用しづらいなど、依然として厳しい状況がございます。

ご提案のデマンド交通につきましては、利用者のニーズに応じたきめ細かい運行が期待されるなど、地域の実情にマッチした形での導入が図られることで、移動課題の解決につながる選択肢の1つであると認識しております。

他方、地域における公共交通を持続可能な仕組みとするためには、既存の路線バスやタクシーとの調和を前提に検討を進める必要がございます。

このようなことから、現在、策定をしております地域公共交通計画では、これまでに組み込んでまいりました現計画の施策に加え、路線バスの位置づけや今後の在り方などと併せ、デマンド交通など新たな移動手段の導入につきまして、地域の皆様のご意見を伺いながら検討を進めているところでございます。

今後も引き続き、市民の代表、公共交通事業者、学識経験者や関係機関の代表などで構成される三郷市地域公共交通活性化協議会におきまして、地域が守り、支え育てる、持続可能な公共交通となる仕組みづくりについて議論を深めてまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 私からは、3、道路問題、1、市道1339号線の安全対策についてお答えいたします。

議員からもご説明がございましたが、市道1339号線は、主に農業用車両が利用する幅員約2.3メートルの道路でございますが、越谷流山線バイパスの整備に伴い、南北に分かれた路線のうち、北側部分の道路でございます。

越谷流山線バイパスと市道1339号線との接続部は、埼玉県において、歩行者用の階段と自転車が通れるスロープを設置していただいておりますが、地権者のかたから、農作業をしやすくするため、越谷流山線バイパスから軽トラックやトラクターなどの出入りが可能となる

よう、車両用スロープの整備要望をいただいております。

しかしながら、県道と市道との高低差が約1メートルあるため、ガードレールの設置が必要になることで、道路の有効幅員が約1.5メートルになることから、軽トラックなどの通行においても、通行時の接触や転落の危険性から、道路の安全上、車道用スロープの設置は困難な状況でございます。

また、安全な道路勾配でスロープを設置した場合には、スロープの長さは約20メートルになるため、道路と農地の高低差がつく範囲が広がることで、ほかの農地への出入りに支障を来す課題もございます。

そのため、これまで市と県において地権者のかたと現地立会いを行いながら、車道用スロープの設置は困難な旨の説明を重ねてきたところでございます。

一方で、越谷流山線バイパスの整備に伴い、市道の道路形状が従前と変わったことで、道路利用者の通行や利便性に変化が生じている背景もございます。そのため、今後も地域の皆様や関係機関と連携を図りながら、引き続き、道路や土地の利用状況など、現地の状況を注視してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 深川智加議員の2問目の質問を残して、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○副議長（篠田正巳議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

深川智加議員。

○7番（深川智加議員） それでは2回目の質問をいたします。

まず、マイナ保険証について。

マイナ保険証の登録者数と割合については1万5,356人、登録率は61.9%ということでした。これだけのかたが資格確認書を送られてこないというわけでありませけれども、福岡厚生労働相は、5月6日の衆議院厚生労働委員会で立憲民主党の柚木氏への答弁で、自治体が国民健康保険の加入者全員に資格確認書を交付することは可能との認識を示しました。必要性は否定したものの、交付は裁量の幅が広い自治事務なので、対象者の範囲をどうするかは

自治体の判断になると説明しました。

だからこそ、渋谷区や世田谷区では国民健康保険加入者全員への資格確認書の一斉送付を決断しました。これについては市長の判断が必要になってくると思います。ぜひ加入者全員へ資格確認書の一斉送付を行い、市民の命、暮らしを守る取組を進めるよう強く要望します。

さて、先ほどの調査によれば、マイナ保険証そのものへの質問、相談や不安、懸念、クレームが医療機関の窓口で多数寄せられているとしています。本来、行政が事前に行うべき説明や情報の周知が十分にされておらず、医療機関の受付にその役割が押しつけられています。マイナ保険証に関する質問や相談に全て答えることは、相談窓口ではない医療機関には困難であるとしています。

そこで質問します。本市としても、加入者への情報の周知や相談体制の強化が必要だと考えますが、この点についてどのように考えているのかお聞きします。また、要配慮者への対応についてお答えください。

次に、18歳までの被保険者に係る均等割額の減免をについて再質問をいたします。

市長は、先ほどこどもの均等割の軽減の拡充については、全国市長会等を通じて、制度の拡充を国へ要望する、こういう答弁であったと思います。

一方で、2年連続で国民健康保険税を値上げし、今後もさらなる値上げを本市は計画しています。こどもまんなか応援サポーター宣言を行い、子育てに優しいまちを本市は目指しております。物価高騰で苦しむ子育て世代への支援として、鳩山町のように、18歳までの均等割の減免の拡充を行うよう改めて求めます。この点について、再度市長にお聞きします。

次に、市内公共交通、交通難民を解消する取り組みを、デマンド交通の実施について再質問をいたします。

先ほど買物に行くのに困っているというかたの切実な声を紹介しましたが、買物や病院に行くのに交通手段がなくて困っているというかたが本当にたくさんいらっしゃいます。ぜひ住民の声を広く聞き、市民の願いを施策に反映させてほしいと考えますが、どのように住民の声を聞こうとしているのかお答えください。

次に、市道1339号線の安全対策について再質問をいたします。

市道1339号線の南側の階段を農業用車両がこれまでどおり通行できるよう、スロープを設置し改善することは困難だという、あまりよくない答弁であったかと思います。いろんな道路の基準があるとは思いますが、現実には市民が困っているわけですので、利便性がよくなるよう1つ1つ調査し、市民に寄り添い、よく話し合っ解決するようお願いしたいと思いま

す。この点について再度お聞きします。

本市は、「きらりとひかる田園都市みさと～人にも企業にも選ばれる魅力的なまち～」を掲げ、開発が進められていますが、その陰で悲しい思いをする人がいないよう、住民の願いに寄り添い、ご対応していただきますよう申し添えて、私の一般質問を終わります。

○副議長（篠田正巳議員） 深川智加議員の2問目に対する答弁を求めます。

木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟） 減免拡充について、改めて市長の考えを伺うとの再度のご質問でございますが、1問目でお答えしたとおり、本制度の拡充は国で支援すべきものと考えますので、引き続き、全国市長会を通じて国に要望してまいります。

○副議長（篠田正巳議員） 益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 深川議員の再度のご質問にお答えいたします。

2点の質問がございました。

1点目は、被保険者証の有効期限が満了することに伴い、本年8月から医療機関等での混乱が生じることが予想されるが、市として、被保険者や関係機関にどのような周知を行っていくのかというご質問でございました。

市では「広報みさと」や市ホームページ、市役所庁舎のデジタルサイネージなど、様々な媒体で制度を周知するほか、資格確認書等への更新に関する市独自のポスターを、市内の公共施設や医療機関など合わせて308か所で掲示いただく予定となっております。

また、制度に不安があるかたへの対応につきましては、担当窓口におきまして、引き続き相談を承っているとともに、国におきましても、コールセンターを設置していると伺っております。

2点目に、要配慮者への対応ということで、マイナ保険証を持っているかたであっても、申請することにより資格確認書の交付が受けられるという、要配慮者のかたへの対応でございますが、マイナ保険証で医療機関等を受診することが困難とされるご高齢のかたや障がいのあるかたなどは、窓口や郵送での申請により資格確認書の交付を受けることが可能となっております。

また、親族等の法定代理人や介助者等による代理申請も可能となっており、申請を受け次第、速やかに資格確認書を交付してまいります。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 深川議員の再度のご質問にお答えいたします。

どのような方法で地域住民の声を聞こうとしているのかというご質問でございました。

現在、策定をしております地域公共交通計画の取組の中で申し上げますが、業務着手の初年度におきまして、無作為抽出による市民2,000人を対象とした意向調査を実施しております。

また、今月中旬以降、市内各地区におきまして市民ワークショップを開催し、公共交通に関する困り事や新しいモビリティサービスなどに関するご意見を伺う予定でございます。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 深川議員の再度のご質問にお答えいたします。

市道1339号線の道路機能を確保してほしいという再質問でございました。

ご質問の箇所は、3月に開通いたしました三郷料金所スマートインターチェンジのフルインター化や、三郷流山線の整備によりまして、今後、さらに良好な道路ネットワークの形成が図られるものと考えております。

また、道路の整備効果として、利便性やアクセス性の向上などにより、車両の交通動線のほか、土地利用などにつきましても、今後変化していく可能性があるものと考えております。そのため引き続き状況を注視してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 以上で深川智加議員の質問を終わります。

◇ 佐藤裕之議員

○副議長（篠田正巳議員） 通告第12、17番、佐藤裕之議員。

〔17番 佐藤裕之議員 登壇〕

○17番（佐藤裕之議員） ただいまより通告書に基づきまして、令和7年6月定例会での一

般質問を順次始めさせていただきます。

このたびはまちづくり問題につきまして、危機管理監、建設部長、消防長に、選挙問題につきまして、行政委員会事務局長に伺ってまいります。

1、まちづくり問題、1、治水対策について、ア、高州地区における効果的な排水対策について建設部長に伺います。

第5次三郷市総合計画、将来都市像、まちづくり方針の一番初めに、1として、安全でいっつも安心して住めるまちづくり、施策の柱として、「災害から市民の生命と財産を守る」、1の1の1として、「強靱な防災基盤の構築」、1の1の2として、「風水害対策の強化」とありますとおり、まずは様々な災害から市民を守ることが第一歩であると示されております。

今回は、さらなる安心・安全なまちづくりに対し、市民の方々からどうなっているの、の観点から質問をさせていただきます。

初めに、まちづくり問題、1項、2項につきましては、地域問題として、以降、3項、4項につきましては、市全域を対象とした質問とさせていただきます。

今年もまた雨の時期がやってまいりました。毎年、台風や集中豪雨が迫るたびに、進路を凝視しては、一喜一憂される関係部署の皆さんの胸中はいかばかりかと拝察申し上げます。

私がこどもの頃の高州地区の風景と比較してみますと、ため池機能をしていたであろう田んぼは住宅地、あぜ道はなくなり、砂利道は舗装整備され、地面に雨水が浸透するようなことは皆無となり、唯一の行き場は水路しかないわけですから、水路からあふれ出すのも当然です。輪をかけ、最近の雨量は、記録的な、と付け加えられることしきりです。

思い起こせば、鬼怒川決壊で甚大な被害を受けた茨城県常総市の報道がありました2015年豪雨におきまして、本市でもあちらこちらで浸水被害に見舞われました。高州地区でも、特に高州三丁目内、場所によっては私の体格でも股下辺りまで水位が上がり、辺り一面が茶色く濁った雨水に覆われ、23時頃まで私の携帯電話は鳴りっ放しであったと記憶しております。

あのときから今年でちょうど10年目の月日がたった現在、前述の地域の方々から、最近の水が引くのが早くなって安心しているよ、いや、水が引くのが目で見てよく分かるようになったよと安堵の声を多数いただきます。地域住民の1人として、改めまして感謝申し上げます。

高州地区住民が実感している効果的な排水対策として、具体的にどのような施策を打たれてこられたのか、建設部長に伺います。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

引き続き建設部長に、2、歩道整備について、こちらは県営みさと公園沿いの桜並木の歩道の管理につきまして伺います。

緑は、私たち市民が生活する上でなくてはならない存在です。春の新緑はすがすがしさを感じさせてくれ、夏の木陰は涼を与えてくれます。秋の紅葉は色鮮やかに目を楽しませてくれます。それぞれに季節の移り変わりを彩ってくれる木々は、1年を通して私たちに潤いを与えてくれる貴重な存在です。

そのような木々も年々成長を遂げ、枝葉を伸ばし、幹も太くなるにつれて、地中に張り巡らされた根も同様に成長することで、歩行する市民にとっては不都合なことが多々起こることとなります。

根が成長することで舗装面を盛り上げたり、亀裂が生じたり、枝葉につきましても、視界の妨げや毛虫をはじめとする害虫の発生、樹木のヤニの硬化、鳥のふん害など、また冬には水路に枯れ葉が落ち、時間の経過とともにヘドロ化し、悪臭のもととなります。何より、大小様々な枝葉が歩道に落ちることで、高齢者や歩行器を使用する人、ベビーカーを押しながら歩行するかたなどの妨げとなっています。

以上のことから、根上がりによる段差の対応と街路樹の剪定について伺います。

続きまして、まちづくり問題の3、防災行政無線につきまして危機管理監に伺います。

地震や台風の多い日本では、突然の災害を想定し、常に備える必要があります。特に、本市は、江戸川、中川の一级河川に挟まれての地形から、台風や集中豪雨など、水害に関する災害状況のタイムリーな情報収集と避難指示など、住民への情報発信を速やかに行わなければなりません。

そのほか、社会情勢を反映してか、行方不明者の情報提供依頼や、子どもたちを交通事故や犯罪から守るためのメッセージ、夏場の熱中症対策の呼びかけ等、その役割は増すばかりです。

私が三郷市議会にお世話になって以降、防災無線についての一般質問が度々されておりましたが、その間、住宅立地事情の変化はあるものの、機材の高品質化、通信環境の充実等、好転傾向にあると思われませんが、聞こえない、聞こえにくいといった声もいまだいた状況にあります。

全てのかたへということは理想であり、設定目標と捉えておりますが、聞こえづらさに対する対策、及び聞き取れなかったかたへの対応につきまして、危機管理監にお伺いいたします。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

続きまして、まちづくり問題の4、ドクターヘリ災害時緊急離発着場所について消防長に伺います。

本市では、南北を走る国道298号線と、その上に位置する東京外かく環状道路が整備されたことで、交通事故には一層の注意を払わなければならない交通事情があります。

しかしながら、最近では、テレビでしか見たことのなかったドクターヘリをお見受けすることもあり、高速走行による車両との事故ともなると、その重大さに心を痛めながらも、最善を尽くす救急救命に望みを託しながら見送ることもございました。

そのような中、先日、某小学校の保護者とのやりとりをご紹介させていただきます。

「今、スマートフォンで検索すると、上空からの写真を確認することができます。A小学校の屋上には学校名がはっきりと確認できるのに、B小学校の屋上には学校名が表示されていません。これは指定を受けたドクターヘリ離発着場所ということではないですか」とのことと、早速、学校教育部へ確認したところ、「基本的に屋上での学校名表示はしているものの、経年劣化により読み取ることが難しい学校もあります。順を追って修繕が行われるときに対応しているところです。また、学校名表示とドクターヘリ離発着場所との相関性はない」とのことでした。

このようなやりとりから、誰もが簡単にスマートフォンで上空からの写真を確認できる中、学校名が分かる、イコール、ドクターヘリ離発着場所と思われる市民がおられると思います。

そこで、ドクターヘリ離発着場所と、ドクターヘリ離発着場所はどのように決められるのか、消防長にお伺いいたします。

続きまして、2、選挙問題、1、不在者投票につきまして行政委員会事務局長に伺います。

私ども三郷市議会議員の改選も刻一刻と迫ってまいりました。選挙に数字がつきものですが、毎回課題とされているのは、投票率の向上についてであります。候補者のみならず、選挙管理委員会としても最大限の努力をいただいているところではありますが、選挙離れ、政治の無関心などと言われる風潮を変えることは、決して一朝一夕のものではありません。

しかしながら、公職選挙法第48条の2において、2003年、平成15年12月1日より期日前投票制度が設けられ、その効果は回を追うごとに上昇傾向にあると思います。これは、選挙の当日に何らかの理由により投票所に行けないかたが、投票日より前に地域の投票所で数日間にとり投票することができるようになり、一定の効果をもたらしていると思います。

一方で、それ以前からありました不在者投票は、選挙の当日に投票所に行けないかたが、滞在している場所から投票するための制度ですが、期日前投票制度と不在者投票制度が相ま

ったかと思っていたり、期日前投票制度が不在者投票制度から変わって、今では実施されていないかと思われているかたもおられるようです。

先日、これからの三郷市議会議員選挙実施期間中、既に入院が決まっているかたから、不在者投票の手続の仕方につきましてご相談をいただきました。投票の意思があるにもかかわらず、事前に予定されている入院や入所、また出張や旅行で投票できない状況により、無投票とならないよう、それぞれの手続につきまして行政委員会事務局長に伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（篠田正巳議員） 佐藤裕之議員の質問に対する答弁を求めます。

松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監（松本義博） 佐藤裕之議員のご質問の1、まちづくり問題、3、防災行政無線についてのア、聞こえづらさに対する対策及びイ、聞き取れなかった方への対応につきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

防災行政無線は、屋外スピーカーからの音声はどの程度の範囲まで届くかを確認する音達調査を実施した上で整備しておりますが、近年、市内の高層建築物の立地や住宅の遮音性が向上したことなどで、室内において音声放送が聞こえにくい状況になっていることが考えられます。

災害情報などについて、市民の皆様確実に伝達することが極めて重要と考えており、情報発信手段として、防災行政無線の音声放送以外に、メール配信や市公式ホームページへの掲載、X、フェイスブック、LINEなどの各種SNSを活用しています。

さらに、インターネット環境のないかたに対しましては、24時間以内に放送された防災行政無線の放送内容を電話にて確認することができます。

また、三郷市防災情報架電サービスとして、電話番号を登録されたかたに対して、緊急性の高い防災情報等について、自動で架電し、合成音声で伝達するサービスを行っております。

今後も、防災行政無線の内容について、市民の方々に知っていただくことが重要と考えておりますので、聞き取れなかった方々が内容を確認できる方法について、広く周知を図るとともに、聞き取りやすい防災行政無線の音声放送について調査・研究してまいります。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 佐藤裕之議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、1、まちづくり問題、1、治水対策について、ア、高州地区における効果的な排水対策についてお答えいたします。

高州地域の雨水は、水路を經由して、大場川へと排水しておりますが、干満の影響により、満潮時には河川が逆流することで水路の水位も上昇するため、自然排水だけでは内水が排水しづらい状況となっております。

そのため、高州地域においても、各所に排水ポンプ場を設置しておりますが、ポンプで河川へ排水する水量には制限があるため、台風などの大雨と満潮が重なった際には、浸水被害が発生しやすい状況となっております。

現在、高州地域を含め、市内で様々な治水対策を進めておりますが、その対策の1つといたしまして、県・市連携事業として、大場川下流排水機場に毎秒15トンのポンプを増強しております。

これにより、大場川の放水路以南の水位をさらに低下させることが可能になったため、大雨時に内水側の水位が高くなった場合でも、大場川の水位が低いときには、ポンプ排水から自然排水に切り替えることで、今まで以上に速やかな排水が可能となっております。

また、高州排水機場や高州三丁目排水機場においては、排水機場の稼働状況などをリアルタイムで確認できる中央監視設備と併せて、悪天候時に職員の安全を確保するため、排水機場の操作を市役所などで行える遠隔操作を導入しているほか、今年度は小型浸水センサの設置や、高州小学校の校庭を活用した雨水貯留施設の整備なども進めております。

今後も引き続き、市民の生命と財産を守るため、国・県・市においてより一層の連携強化を図りながら、治水安全度の向上に努めてまいりたいと存じます。

続きまして、2、歩道整備についてのア、根上がりによる段差の対応についてお答えいたします。

街路樹は、都市景観の向上や環境保全のほか、木陰の創出やヒートアイランド対策など、様々な役割を担っております。

その一方で、樹木の成長に伴い、枝などが張り出すことで、車両などの通行に支障を来す場合や、樹木の根が地面を押し上げてしまう根上がりにより、地面が凸凹になりやすいなどの課題もございます。

議員ご質問の県営みさと公園脇の桜並木の歩道について現地を確認しましたところ、複数の箇所歩道内に根上がりによる段差がございました。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

そのため、今後、樹木の生育状況や、歩道の損傷の程度を見極めた上で、根の処理方法なども含め、舗装修繕など適切な安全対策を検討してまいります。

次に、イ、街路樹の剪定についてお答えいたします。

県営みさと公園脇の桜並木は、枝葉が車道上へ大きく張り出していたことや、雨や風などで小枝などが落ちやすく、歩道上に散乱してる状況でございましたので、車両や歩行者の安全な通行を確保するため、令和5年度に剪定を実施したところでございます。

高州三丁目の桜並木は、県営みさと公園の緑豊かでゆとりある水辺空間と相まって、良好な景観を楽しめる場所となっております。

そのため、今後も地域の実情や市民の皆様のご意見などを踏まえながら、街路樹の適正な維持管理と、安全で快適に通行できる道路環境整備に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 山本浩文消防長。

〔山本浩文消防長 登壇〕

○消防長（山本浩文） 佐藤裕之議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1、まちづくり問題の4、ドクターヘリ災害時緊急離発着場所について、順次お答えいたします。

初めに、ア、ドクターヘリ離発着場所はでございますが、埼玉県ドクターヘリは、重篤な救急患者の救命率の向上と後遺症の軽減を目的に、埼玉医科大学総合医療センターを基地病院として、平成19年10月26日から運行しております。

本市においては、ドクターヘリの離発着場所が15か所指定されており、主に小・中・高等学校を含む11校と、半田公園、番匠免運動公園、江戸川運動公園、県営みさと公園が指定されております。

次に、イ、ドクターヘリの離発着場所はどのように決められるのかでございますが、航空法による基準を満たした候補地を選定し、候補地の施設管理者から離発着場所として使用する承諾を得た後に、ドクターヘリ事業者に申請し、航空管理事業者による調査結果から承認された候補地が離発着場所として指定され、運行が可能となります。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 萩原克己行政委員会事務局長。

〔萩原克己行政委員会事務局長 登壇〕

○行政委員会事務局長（萩原克己） 佐藤裕之議員からのご質問にお答えします。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

2、選挙問題の1、不在者投票についてのア、入院・入所等の方の手続きについてですが、指定病院、指定老人ホームなど、都道府県の選挙管理委員会が指定した施設に入院・入所して、投票日または期日前投票の投票所に来られないかたは、その施設内において不在者投票をすることができます。

投票までの手続ですが、まず、選挙人本人から施設の不在者投票管理者に、これは施設の長が多いですが、投票したい旨を申し出ます。

施設の不在者投票管理者は、三郷市選挙管理委員会に対し、投票用紙等の請求を行います。この請求をもとに、選挙管理委員会で選挙人名簿登録を確認後、不在者投票管理者に投票用紙等を送付します。

投票用紙等が施設に届きましたら、選挙人は、施設の不在者投票管理者の管理の下、施設内で投票を行います。

投票後、不在者投票管理者から投票用紙等を選挙管理委員会に送付いただく流れになります。

次に、イ、出張・旅行等で市外に滞在されている方の手続きについてですが、仕事や旅行で市外の滞在が投票日当日を含めて長期にわたる場合は、滞在している市区町村の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。

投票までの手続ですが、まず、選挙人本人が三郷市選挙管理委員会に対し、投票用紙等の請求を行います。この請求をもとに、選挙管理委員会から滞在先に郵送で投票用紙等を送付します。

次に、投票用紙等が届きましたら、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に出向き、投票を行います。

なお、国政選挙などのように、滞在先の自治体でも選挙が行われている場合は、その自治体の期日前投票所でも投票が行えます。その後、滞在先の選挙管理委員会が投票用紙等を預かり、三郷市選挙管理委員会宛てに送付する流れとなります。

不在者投票の制度や手続の方法などにつきましては、市ホームページでもご案内をしておりますが、今後も有権者の投票の利便性向上のため、広く周知を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 佐藤裕之議員。

○17番（佐藤裕之議員） それぞれご答弁をいただきましてありがとうございました。再質

問と要望をさせていただきます。

まず、治水対策についてですが、県・市連携事業として、大場川下流排水機場に毎秒15トンのポンプを増強したこと。また、高州排水機場や高州三丁目排水機場の稼働状況を中央監視設備と併せて、排水機場の操作を市役所等で行える遠隔操作を導入していることで、即時の対応が可能となったこと。また、今年度に小型浸水センサの設置と高州小学校校庭を活用した雨水貯留施設の整備を進めていかれるとのご答弁でございました。

冒頭に申し上げましたとおり、まさにさらなる安心・安全なまちづくりに二歩も三歩も前進ということで、引き続きよろしく願いいたします。こちらは2点再質問させていただきます。

1点目、ご答弁の結びに、国・県・市においてより一層の連携強化を図るとありましたけれども、この連携の内容につきましてお伺いいたします。

2点目、今年度の予定として、高州小学校の校庭を活用した雨水貯留施設の整備と小型浸水センサの設置とありましたけれども、こちらはどんな機能があり、どのような効果が得られるのか、それぞれご説明願います。よろしく願いいたします。

続きまして、根上がりと剪定についてですが、日常的にパトロールをいただいていることが確認できました。また、市民からの声に対し、現地確認、応急的対応、また場合によっては、専門業者による修繕の実施ということでございました。

県営みさと公園周辺に限らず、歩道管理については、超高齢社会に対応したまちづくりが待ったなしの状況にあると思います。限られた予算内で効果的に修繕しながらの歩道管理と同時進行で、車道の道路維持管理もという部分では、非常に難しい部分であると認識はしておりますが、引き続き、安全・安心第一の観点でよろしく願いいたします。

続きまして、防災無線ですが、市民の皆様に確実に伝達することが極めて重要とのご答弁でございました。

確実に伝える方法として、緊急地震速報や避難指示などの防災情報を受信した際、電源が切れていても自動的に起動し、防災情報を大音量で知らせしてくれる緊急告知FMラジオなどの業務提携や、NHK地上デジタル放送でのリモコンのdボタンを押すことで、避難情報や開設避難所の情報を確認できることなどの広報活動など、スマートフォンやデジタル情報発信を苦手とするかたへも確実に伝えるという観点から、こちらにつきましても、超高齢社会に対応ということでご検討くださいますよう要望させていただきます。

また、聞き取れなかったかたへの対応として、24時間以内であれば電話で確認ができるこ

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

と、また、三郷市防災情報架電サービスのご答弁もございました。こちらにつきましては、24時間以内の放送内容を確認できる電話番号を再質問とさせていただきます。

続きまして、ドクターヘリの件ですが、市内に15か所の離発着所があると確認ができました。

質問内で小学校の保護者様とのやりとりをご紹介させていただきましたことから、どちらの小・中学校が指定されているのか、全ての学校名を再質問として伺います。

離発着場所の決め手につきましては、了解いたしました。

最後に、不在者投票についてですが、詳細にご答弁をいただきありがとうございました。入院、入所、出張、旅行と、事前に分かっているかたばかりではありません。思わぬ事故や病気ということも考えられますので、まずは投票したいという意思を病院や施設へ伝えるということ、また、出張、旅行を予定している方々へは、事前に三郷市選挙管理委員会へ一報をとることを、時間の許す限り多様な方法をもって市民の皆様へお伝えいただきますよう要望させていただきます、2回目の質問を終了させていただきます。

よろしく願いいたします。

○副議長（篠田正巳議員） 佐藤裕之議員の2問目に対する答弁を求めます。

松本義博危機管理監。

〔松本義博危機管理監 登壇〕

○危機管理監（松本義博） 佐藤裕之議員の再度のご質問にお答えいたします。

防災行政無線放送を確認するときの電話番号についてというご質問だったと思いますが、電話の番号につきましては、0120—954—310、それから県外から確認をする場合には、048—953—1125の番号となります。

なお、この番号につきましては、「広報みさと」のみさとインフォメーションのページに毎月掲載をしているほか、市のホームページにおいてもご案内しております。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 佐藤裕之議員の再度のご質問にお答えいたします。

ご質問は2点あったかと思えます。1点目が、国・県・市の連携した治水対策の内容はどのようなものかという内容でございました。2点目が、高州小学校の貯留施設と浸水センサーの設置の目的や効果はという内容でございました。順次お答えさせていただきます。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

まず初めに、国・県・市の連携でございますが、大雨に備えて、国に新大場川水門を閉めていただき、県の大場川下流排水機場を市職員によるポンプ操作で大場川の水位をあらかじめ下げしておくことで、大場川全体を大きな貯留施設として活用する治水対策を行っております。

次に、高州小学校の雨水貯留施設でございますが、大雨時に一度に多くの水が水路などに流れ出ないように、学校のグラウンド上に一時的に水をためられるようにする工事をこれから進めてまいります。

最後に、浸水センサでございますが、道路冠水の状況と情報の把握により、初期対応の迅速化と防災情報としてお役立ていただくため、浸水情報をウェブ上でリアルタイムに把握できるシステム運用を開始しております。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 山本浩文消防長。

〔山本浩文消防長 登壇〕

○消防長（山本浩文） 再度のご質問にお答えいたします。

離発着場所に指定されている小・中・高等学校の11校の詳細な学校名についてでございますが、丹後小学校、瑞木小学校、彦成小学校、前谷小学校、高州東小学校、彦糸中学校、北中学校、南中学校、県立三郷高等学校、県立三郷北高等学校、県立三郷工業技術高等学校となります。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 以上で佐藤裕之議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時05分

○副議長（篠田正巳議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐藤智仁議員

○副議長（篠田正巳議員） 通告第13、8番、佐藤智仁議員。

〔8番 佐藤智仁議員 登壇〕

○8番（佐藤智仁議員） それでは、通告に従いまして、順次一般質問を始めたいと思います。

初めに、1、みどり公園問題、1、ちびっこ広場等に温水の出る給湯器設置を。

現在、三郷市には119か所の公園、うちちびっこ広場が15か所存在していますが、近年では、少しずつちびっこ広場に水道の蛇口などが設置され、手洗いができるようになりましたが、冬場や異常気象による寒暖差がある場合には、正直あまり利用したいと思わないのが人間の本音ではないでしょうか。

しかし、衛生面においては重大な問題であり、公園を利用した後、砂遊びなどを行った場合に、手を洗わないと、最悪の場合には皮膚病などにもかかることもありますし、血行が悪くなり、霜焼けなどの症状や、最悪の場合、病原性皮膚がんなどの症状が現れる場合がございます。ですから、何らかの形で、寒い時期でも40度前後の温水が流せるような装置を設置することは有効ではないかと考えます。

例えば、エコキュートよりもっと簡易的に温水が出せる装置が近年では出ていますが、これらを使って公園に設置することに対して、まちづくり推進部長に伺います。

2、みさと公園前バス停に屋根付きの待合所設置を。

三郷市において、県営みさと公園は、近隣自治体からも休日にも多くの人々が集まるレジャースポットであります。マイスカイ交通みさと公園前の停留所は、道路沿いに椅子が2席ありますが、歩道幅の狭い場所に設置されていることから、バス利用者が多い時期には不便な停留所になっています。今後、見直しを含めて検討していくことが必要ではないでしょうか。

数メートル先に空き地がございますが、個人の所有する土地になっていると思われることから利用はできませんが、T字路には水路を蓋かけすれば十分なスペースも確保できる状況になっています。可能な限り優先的に蓋かけを行えば、屋根付きの待合所を設置することも可能でしょうが、より親しみやすく利用していただけるようにしていくために、どのような対応を市として行ってきたのでしょうか。まちづくり推進部長に伺いたいと思います。

2、環境問題、1、希望の郷交流センターに衣類等回収ボックス設置を。

希望の郷交流センターは、令和5年2月にオープンしましたが、大変多くの方々に利用されており、地域活動には欠かせない施設となっています。主な利用者は、近くのみさと団地

にお住まいの方々が多いですが、古くからお住まいの方々の中には、生活に困難を極める方々も少なくありません。

そこで重要となるのが、リサイクル資源の循環になりますが、しかし、当該施設には資源回収ボックスは設置されていないことから、社会的な循環に支障を来しています。特に、子育て中のシングルマザーなどに必要なものを中心として、資源のリサイクルやご高齢者でも使えるものなども収集できるよう、衣類等の回収ボックスを設置してみたいかでしょうか。市民生活部長に伺いたいと思います。

2、ふれあいの郷下新田に季節の花などを植えるための対策を。

ふれあいの郷下新田は、主に高州地域や東町にお住まいの皆様が多く利用されていますが、オープン当初は広場の整備もなされていませんでしたが、近頃では少しずつチューリップやパンジーなどの花木が育ち、色合いを見せていますが、入り口周辺がまだまだ寂しい印象があります。もっと苗木を育てるように、市民に対して補助を行ってみてはとありますが、どのようなか。

例えば、世田谷区の甲州街道のように、ケヤキの木を植えてみてはいかがでしょうか。ケヤキの木は季節を感じられ、印象もよいと考えられますが、いかがでしょうか。地域振興部長、伺います。

3、治水対策、1、新和3丁目交差点信号機付近のヘドロ除去について伺います。

日常的な生活の中で、生活排水や産業排水などが水底に沈殿し、柔らかい泥が形成されますが、こうした河川や水路の堆積物は悪臭を放ち、近隣住民に嫌悪感を与えるものになっています。

市としては、要望に応じて水路の清掃を行い、問題解決につなげていますが、あまり要望がない場合には放置されていくことになり、問題です。

こうした状況をなくしていくためには、定期的なパトロールを行い、問題の箇所を特定していくことが重要であります。市としてはどのような対策を行っているのでしょうか。町会などの協力を得て、水路の定期清掃なども行われているのでしょうか。

特に、田畑の周りから流入が多い放水路以南周辺や、新和三丁目交差点付近の水路は、長年放置されたことにより、ヘドロの堆積が多く、水路の流れを妨げています。そろそろヘドロの除去を行っていく時期になってきていると考えられますが、どのような基準で対応を行っているのでしょうか。建設部長に伺いたいと思います。

4、貧困対策、1、フードリボンプロジェクトへの補助を。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

令和6年3月定例会に引き続き、フードリボンプロジェクトの補助を行うことについて伺いたいと思います。

前回、市川市における取組をご紹介させていただきましたが、子どもたちが安心して食事ができる仕組みを行っている一般社団法人ロングスプーン協会の取組が全国に広がりを見せています。

これは、マグネット式のリボンをホワイトボードに貼り付け、善意で購入を促すものであり、主にローソンなどのコンビニエンスストアに設置されていますが、こうした取組はまだ三郷市では実施されていません。

物価高騰などに伴う生活困窮者への救済手段として、そろそろ東京都板橋区のような取組も必要ではないかと考えられますが、どのようか。財務部長及び福祉部長に伺いたい。

2、食料自給率向上のための苗購入補助を。

地場産業を支える自治体づくりとして、食料不足は深刻な問題であります。計画的な緑化計画もなされているとは存じていますが、食料自給率向上にはまだまだ追いつかないのが実態であると言えるのではないのでしょうか。

日本における食料自給率はおよそ38%であると言われていますが、こうした自給率低下の要因は、食生活の変化、輸入品への依存が原因であるとされています。

これに対して、政府は2030年度までに45%に引き上げていく目標を掲げていますが、達成のめどは立っていないのが現状であります。各自治体でもっと努力がなされていくことは好ましいことであると考えられますが、三郷市においてはどのような取組が行われているのでしょうか。

もっと長期的な視点を持って苗木などを育てていく取組も必要であると考えられますが、こうした苗木を計画的に植樹するエリアはどのくらい広がりを見せているのでしょうか。また、購入者への補助などは検討されているのでしょうか。地域振興部長に伺いたいと思います。

5、道路問題、1、栄中学校グラウンド及び南道路の安全対策。

栄中学校グラウンド南部には、これまで卒業生が植えたと考えられる記念樹がございますが、現在では枯れ木になっている部分も散見できます。定期的な剪定で樹木を整えています。バックネットやフェンスの破損なども見られる状況であります。

近年では、台風や地震などにより、通行人に影響が出てしまうこともあります。そろそろ安全対策を考えてみてはいかがでしょうか。

また、道路の反対側には企業の残土置場がございますが、老朽化も見られ、転倒などの危険性もある状況が見られます。きちんと埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例第14条に定期的な点検を行うよう義務づけ、老朽化による管理漏れが生じないように、道路管理者として調査、指導していくべきではないでしょうか。学校教育部長及び建設部長に伺います。

2、市内水路の蓋かけの整備状況について伺います。

これまで担当課の皆さんの働きで、市内水路の蓋かけ整備も徐々に進み、令和7年3月では14か所、約600メートルの整備予定が進んできています。これにより、市内の町並みが徐々に整備、改善され始めてきています。しかし、市民要望に対してはまだ約40%の進捗と、不十分なところも否めません。

今後も、限られた財源の中で計画的に進めていかなければならないことは存じていますが、市街化調整区域の整備計画も進めていくこともそろそろ検討が必要になってきているのではないのでしょうか。

例えば、新和四丁目、江戸川沿いの緊急輸送道路側道脇に水路がございますが、こういった場所や、栄一丁目116から147のつくばエクスプレスライン高架下、鷹野四丁目517周辺などがございますが、今後の整備計画についてどのようなか、建設部長に伺いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（篠田正巳議員） 佐藤智仁議員の質問に対する答弁を求めます。

城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 佐藤智仁議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、1、みどり公園問題の1、ちびっこ広場等に温水の出る給湯器設置をでございますが、温水が出る水栓施設につきましては、ショッピングモールや高速道路のサービスエリアなど、一部の商業施設におけるトイレのような屋内での設置事例を確認しております。

手洗いが感染症予防の基本となることは承知しておりますが、議員ご提案の公園への給湯器の設置につきましては、導入コストや維持管理に要する経費などの課題がございますので、屋外等で提供すべき公共サービスとしての妥当性につきまして、調査・研究をしております。

次に、2、みさと公園前バス停に屋根付きの待合所設置をにつきましてお答えいたします。

バス停に附帯する様々な設備は、駅前広場や市役所など多くの路線バス事業者が乗り入れ

る一部の施設を除き、それぞれの事業者が利用状況を踏まえ、設置するものとなりますが、多くのバス停では、道路に歩道を備えていない場合や、幅員が狭いことなどにより、屋根やベンチなどの利用者に配慮する施設の設置が困難な状況がございます。

みさと公園前バス停につきましても、同様の状況が確認されておりますが、県営みさと公園周辺の水路蓋かけによる上部利用や、都市計画道路の将来的な整備による歩道部の利用などにより、屋根付きの待合所設置の選択が可能となるものと考えられます。

それぞれの条件に応じた制約がございますが、公共交通を快適に利用していただけるよう、関係部と調整しながら、事業者との連携による利用環境の向上に努めてまいります。

○副議長（篠田正巳議員） 浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 佐藤智仁議員の質問のうち、私からは、2、環境問題の1、希望の郷交流センターに衣類等回収ボックス設置をについてお答えいたします。

市では、衣類は地域のごみ集積所や町会、自治会などの団体が行う集団資源回収で、資源ごみとして回収しております。しかしながら、シングルマザーのかたや高齢のかたが必要としているベビー用品や介護用品に関しましては、再利用してもらうための回収は行っておりません。

そこで、このような衣類等を希望の郷交流センターで回収することは、施設の開館時間を考慮すると、回収量が増える効果や、市民のリユースに対する意識や、ごみ減量化の向上につながるといった利点はあると思います。

一方で、回収ボックスに集められた衣類等を収集、運搬するための体制、再利用するための修復や保管場所の確保、ニーズがどれぐらいあるのか、民間のマッチングアプリで不用品の再利用が進んでいる中で、まずは市の課題を調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（小暮 勲） 佐藤智仁議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、2、環境問題、2、ふれあいの郷下新田に季節の花などを植えるための対策をについてお答えいたします。

ふれあいの郷下新田は、令和元年11月30日に開所した、市が管理運営を行っている施設で、地域の皆様に地域コミュニティの場としてご利用いただいております。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

ご質問の季節の花などを植えるための対策につきましては、まちづくり推進部が年2回実施しております花いっぱい運動において、市内公共施設に配布されるペチュニアやパンジー、チューリップなどの草花を植えております。

そのほかの期間におきましても、状況に応じて施設職員により植栽しており、日常的に管理を行っております。

また、ケヤキなどの高木につきましては、施設周辺の住環境への配慮が必要になるものと考えております。

草花などは、見た者に安らぎや潤いをもたらすとともに、良好な景観形成にも役割を果たすことから、今後も利用者にとって快適で心地よい空間となるよう、植栽管理に努めてまいります。

続きまして、4、貧困問題、2、食料自給率向上のための苗購入補助をにつきましてお答えいたします。

令和6年6月に施行されました改正食料・農業・農村基本法に基づき、国により本年4月に策定されました新たな食料・農業・農村基本計画では、議員からもご説明がございましたが、令和5年度における日本の食料自給率は、カロリーベースで38%であり、これを令和12年度までに45%とする目標値を掲げております。

食料自給率向上のためには、食料の安定供給のために農業生産基盤の確保等が重要であると認識しております。

ご質問にありました苗購入の補助につきましては、現在、三郷市農業振興事業費補助金交付要綱に基づき、認定農業者及び観光農園経営農業者への支援制度として、苗など農業資材購入費の一部を補助しております。

また、本市の農地面積につきましては、年々減少傾向にございまして、田畑を合わせた面積は、令和4年度時点で370.2ヘクタールでございます。

農業生産につきましては、農業の担い手の高齢化や農地面積の減少など、様々な課題がある中で、食料自給率向上のためには、野菜などの生産の維持・拡大を支援するだけでなく、最終的な消費に結びつけるまでの支援が必要となります。

今後につきましても、地産地消の推進を含め、市内農業者や関係機関との連携を通じて、三郷市の農業育成をすることで食料自給率向上に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 佐藤智仁議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、3、治水対策、1、新和3丁目交差点信号機付近のヘドロ除去についてお答えいたします。

水路内のヘドロなどを除去するしゅんせつにつきましては、水路現況調査の結果や、市民の皆様からのご要望のほか、水の流れや、悪臭発生などの状況を踏まえながら、適宜実施しているところでございます。

議員ご質問の新和三丁目交差点東側の水路につきましては、現地調査を行った結果、ヘドロなどの堆積で水が流れにくい状況でございましたので、5月上旬にしゅんせつを実施したところでございます。

水路のしゅんせつは、排水機能を確保するため、重要な治水対策の一つでございますので、今後も引き続き、水路の流下能力の確保や、現地の状況などを踏まえながら、快適な生活環境の維持に努めてまいりたいと存じます。

続きまして、5、道路問題、1、栄中学校グラウンド及び南道路の安全対策のうち、建設部担当分につきましてお答えいたします。

議員ご質問の栄中学校南側の残土置場につきまして、現地を確認しましたところ、高さのある鉄製の土留めが民地内に設置されており、さびや老朽化が進行している状況でございました。

民地内の構造物は、個人の財産でございますので、その構造物が道路を利用されるかたに損害などを与えた場合には、法律においても、原則所有者が賠償責任を負うこととされております。

しかしながら、民地内の構造物の場合でも、倒壊などのおそれがあり、道路の安全な通行に支障を来すおそれのある場合には、戸別訪問や文書などにより、撤去や補修など必要な助言、指導などを行っております。

今後も引き続き、関係部署と連携を図りながら、安全な道路機能の確保に努めてまいります。

続きまして、2、市内水路の蓋かけの整備状況についてお答えいたします。

水路の蓋かけ整備につきましては、水路上部を歩行者用通路として有効活用が図られるほか、悪臭や転落防止などの観点から、毎年、市民の皆様から数多くのご要望をいただいております。そのため、水路周辺の土地利用の状況や、町会からのご要望なども踏まえ、全市的

に調整を図りながら整備を進めているところでございます。

今後も引き続き、町会からのご要望や、現在策定を進めております排水基本計画などを踏まえながら、水路の排水機能を維持しつつ、歩行者の安全確保と利便性の向上を図れるよう、計画的な水路整備に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 佐藤智仁議員のご質問のうち、私からは、4、貧困対策、1、フードリボンプロジェクトへの補助をの担当分についてお答えいたします。

補助を含む予算編成に当たっては、初めに、各部からの要求があり、それを歳入全体の見込額、各事業の内容、要求額など、様々な事項を勘案しながら査定し、市としての予算案を取りまとめ、議会にお諮りしているところでございます。

したがいまして、ご質問のフードリボンプロジェクトへの補助につきましても、同様の過程の中で検討されるべきものとなります。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長（田中照久） 佐藤智仁議員のご質問にお答えいたします。

私からは、4、貧困対策の1、フードリボンプロジェクトへの補助をについての担当分につきましてお答えいたします。

ご質問の民間団体が行うフードリボンプロジェクトは、議員からもございましたように、その活動に賛同する飲食店などを利用するお客様が、1つ300円のフードリボンをこどもの1食分として先払い購入して店内に掲示し、子どもたちがそのリボンを使うことにより、食事ができる仕組みであると認識しております。

現在、市内においてこの活動に参加する店舗はないようでございますが、市では、困窮世帯に対して食事の支援が必要な方をフードバンクにつなぐなどの支援を行っているほか、こどもの学習・生活支援事業の一環として、子どもたちに季節にちなんだイベントを開催する中で、軽食を提供するなどの取組を行っております。

また、地域のこどもに食事の提供を行っているこども食堂については、三郷駅周辺やみさと団地内など、市内北部地域に8か所、戸ヶ崎、鷹野、高州の市内南部地域に6か所、合計

14か所あり、市では詳しい情報について、ホームページやパンフレットにて周知しているところがございます。

ご質問のフードリボンプロジェクトへの補助でございますが、民間団体が行う貧困の状況にある子ども及びその家族に対する支援に関する活動への支援は重要であると認識しておりますので、国・県の動向を注視するとともに、先進自治体の取組について、関係部署と連携しながら情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 私からは、5、道路問題、1、栄中学校グラウンド及び南道路の安全対策のうち、担当分についてお答えいたします。

学校敷地内の樹木等の管理につきましては、各小・中学校と連携を図りながら、順次対応しているところがございます。

栄中学校グラウンドの枯れ木につきましては、教育委員会としても把握をしておりますので、適切な対応を進めているところがございます。

今後も危険樹木等につきましては、点検、剪定、伐採を行うなど、速やかな対応を行い、施設の安全管理に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 佐藤智仁議員。

○8番（佐藤智仁議員） それぞれご答弁ありがとうございました。再度にわたり要望と質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、1、みどり公園問題、1、ちびっこ広場等に温水の出る給湯器設置を。

現在、市内には110の公園があり、そのうち借り上げによるちびっこ広場が15か所あると伺っていますが、その全てに設置していくことは様々な事情で難しいことであることは存じていますが、今後の取組として、検討していくことも考慮していただきたいと思います。

セナリオハウスフィールド三郷などにおいては、運動の後、汗を流せるシャワールームもございますが、そういった運動場に限らず、簡易的な温水器の設置を、例えば、県営みさと公園のトイレや中央五丁目幸房西緑地の多機能トイレなどにも設置していくことを求めたいと思っております。この点は要望にとどめます。

2、みさと公園前バス停に屋根付きの待合所設置を。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

先ほども申し上げましたけれども、県営みさと公園は、三郷市にとっても有名なレジャースポットであります。バス停がきちんと整備されれば、もっと多くの方々に注目され、利用していただけるようになると思われまので、今後、都市計画道路などの予定地も付近にございますので、路線変更などが生じた際には協議いただきたいと思います。

この点は要望にとどめますが、市内全体で見ても、整備済みの場所でも再調査が必要な場所もございます。もう一度利用状況をご確認いただきたいと思います。まちづくり推進部長に、バス停の利用状況等の調査についてどのようなか、再度伺いたいと思います。

2、環境問題、1、希望の郷交流センターに衣類等回収ボックス設置を。

先進的な自治体として、東京都板橋区では、区自体は衣類の寄附を受け付けていないため、ボランティア団体などを利用して回収を行っているようであります。これは窓口が日本赤十字社であり、様々な利用を推進しているとのことでした。

三郷市においても同様の取組ができるのではないかと思いますけれども、市民生活部長にもう一度伺いたいと思います。

2、ふれあいの郷下新田に季節の花などを植えるための対策を。

当該施設については、配布にて対応をいただいていると伺っていますけれども、市民への補助についても、ぜひ検討いただきたいと思います。

しかし、市内の全体の予算の中では、第5次三郷市総合計画実施計画、まちづくり方針3、「水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり」、「緑と水辺による快適環境の創出」として樹木保全推進事業や、教育費には花いっぱい事業予算もありますし、また、ゴーヤの苗を地球温暖化対策として市として取組も行っているわけであります。

意欲的な市民ボランティアにもっと参加していただけるよう、独自事業として補助を行えば、さらに増やしていくこともできると考えられるわけであります。

近年では、物価高騰などの影響から、家庭菜園などを楽しむかたも増えてきたのではないかと考えられますので、より市内の緑化活動を進めていくためにも、行政として積極的な姿勢を示していただきたいと思います。

なお、昨年、建設水道常任委員会の行政視察がありましたが、例えば、自治体として福山市では、第20回世界バラ会議福山大会が開催されておりました。地域のボランティアが主体となって取り組んでいると現地のかたから伺っています。ぜひ参考にしていただき、今後の取組に生かしていただきたいと思います。

再度伺いますが、意欲的な市民への補助についてどのようなか、地域振興部長に伺いたいと

思います。

3、治水対策、1、新和3丁目交差点信号機付近のヘドロ除去について伺います。

早期にご対応いただいたということで、住民の方々からも喜びの声を伺っています。引き続き、パトロールにて同様の箇所がございましたら、よろしく願いいたします。

そこで再度伺いますが、直近のヘドロ除去でご対応いただいた中でも、特に困難を来した場所はどちらになりますでしょうか、お答えいただきたいと思います。建設部長に伺います。

4、貧困対策、1、フードリボンプロジェクトへの補助についてでございますけれども、現在のこども食堂は14か所で取組がなされているとのお答弁でございました。

フードリボンプロジェクトについては、現段階では周知も不足している状況であります、任意で取組が行えることから、必要な機材を購入するためにも、ぜひ補助など検討いただきたいと思います。貧困対策に引き続き努めていただきますよう求めます。

もう一度財務部長と福祉部長に質問でございますけれども、具体的な貧困対策として、これまで最も印象に残った事業はどのような事業でございますでしょうか、お答えいただけますでしょうか。

2、食料自給力向上のための苗購入補助を。

現在、三郷市における生産緑地は370ヘクタールということでございましたが、近年では、災害時に対応するため、生産緑地を増やせるように都市型農業や市民農園なども存在していますが、一方で、高齢化による担い手不足が深刻な問題であります。

過去は農業も栄え、億万長者と言われていましたが、今では、農業だけでは生活ができないという声も伺っています。ですから、意欲的な方々にできる限り生産緑地を増やしていただけるように、苗購入補助が必要ではないかと考えるわけであります。

認定農業者、観光農園開設・管理支援について補助が行われているとのことでしたが、内容を確認しますと、まだまだ不十分な補助であると言えるのではないのでしょうか。

例えば、1台の中古トラクターの平均価格が200万円前後するわけでございます。海外では、3万から4万ユーロすると言われております。

ですから、生産者はメンテナンスをきちんと行い、大切に利用をしていますが、長い期間放置してしまうと、さらに費用がかかってしまう場合がございます。補助額を増やしていくことも必要ではないのでしょうか。一度農業を諦めてしまうと、技術の継承も難しくなるのではないのでしょうか。

また、国におきましても、備蓄米であるお米を放出して米不足問題に対応していると、一部のマスコミなどでは報じられていますけれども、生産者にとって、稲の原材料が不足してしまうことにもなりかねません。農業組合の重要性を市民に理解していただくことも重要であると言えます。

そこで、再度地域振興部長に伺いますが、これから生産緑地をどのようにして拡大していくお考えなのでしょうか。担い手不足に対しては、どのようにして確保していくお考えなんでしょうか。お答えいただきたいと思います。

5、道路問題、1、栄中学校グラウンド及び南道路の安全対策についてでございます。

今回は、栄中学校周辺の道路環境について問題提起させていただきましたが、市内にはそのほか、例えば、仁蔵周辺にも材木が積み上げられ、倒壊の危険がある場所もありますし、高州二丁目のスクラップ置場なども、自主的に安全対策を行っていただけるようなルールを規則で定めていくようにしなければ、いざ問題が発生してからでは手後れになってしまうのが世のさがではないでしょうか。

建築基準法第54条で定められた外壁後退距離が対象にならない場所にも、労働安全衛生規則第522条は適用されていると考えられるため、積み上げ保管時のルールも話し合い、理解を深めていただきたいと思います。この点は要望にとどめます。

2、市内水路の蓋かけの整備状況についてでございますけれども、建設部の皆様の働きで、老朽化した水路などにおいても補修をいただいて、迅速な対応をいただいていることは評価できると考えられます。これは市民団体のご協力や、各議員の皆様が地域をよく見られているからであると言えます。

行政におかれましても、数多くの市民要望の中から場所の選定を行うことは困難なことかもしれませんが、市民ニーズに合った水路の蓋かけができるよう、これからの活躍に期待をいたします。

そこで、再度質問させていただきますが、今後5年間の整備スケジュールと必要な経費など、分かる範囲で結構です。お答えいただきたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○副議長（篠田正巳議員） 佐藤智仁議員の2問目に対する答弁を求めます。

城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 佐藤智仁議員の再度のご質問にお答えいたします。

市全域のバス停の利用状況の調査についてどう考えるかということだったと思います。

先ほども申しあげましたとおり、公共交通の利用環境の向上は大切なものであるというふうに考えております。このため、バス停の利用状況の調査につきましては、今後、事業者との連携の中で、対応について検討してまいります。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 浅井富雄市民生活部長。

〔浅井富雄市民生活部長 登壇〕

○市民生活部長（浅井富雄） 佐藤智仁議員の再度の質問にお答えいたします。

東京都板橋区の事例を参考に、三郷市でも同様の取組ができないかというご質問であったかと思えます。

衣類等の回収ボックスを設置することによる再利用につきましては、資源循環によるごみ減量化につながる可能性が見込まれると考えます。先進事例を参考にしながら、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（小暮 勲） 佐藤智仁議員の再度の質問にお答えいたします。

初めに、施設等の緑化に対して意欲的な市内ボランティアなどへの補助の検討について考えてみてはどうかといったご質問かと思えます。

これにつきましては、先進地の事例や関係部署との連携を図りながら、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

2つ目が、生産緑地などを増やすことも含めまして、言い換えれば、農地や農業者の減少にもなりますので、そういった市としての支援についてどうであるかといったことかと思えます。

市内の農地及び農業者は、都市化の進行や高齢化などの要因により、年々減少傾向でございまして、食料の自給率を向上するためには、耕作できる農地だとか農業者を確保していくことが肝要であると捉えているところでございます。引き続き、関係機関と連携を図りながら、農地の保全及び農業者の支援に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 相馬喜一建設部長。

〔相馬喜一建設部長 登壇〕

○建設部長（相馬喜一） 佐藤智仁議員の再度のご質問にお答えいたします。

質問は2点ございました。

まず、1点目ですが、ヘドロ除去が難しい場所はあるのかとのご質問でございました。

水路などのヘドロを除去するしゅんせつにつきましては、水路内の水の深さや、ヘドロや土砂などの堆積量など、様々な現場の条件により、それぞれ作業の難しさなども異なるものでございます。そのため職員が現地確認を行い、現場の状況などを踏まえながら、効果的なしゅんせつができるよう努めております。

続きまして、今後5か年の水路蓋かけ整備のスケジュールと経費はとのご質問でございました。

水路の蓋かけ整備につきましては、水路の大きさや構造などにより、整備費用が異なりますので、一概に事業費や整備スケジュールを申し上げることは困難な状況でございますが、水路の蓋かけ整備につきましては、数多くのご要望をいただいておりますので、今後も引き続き、財政負担の平準化や治水対策なども踏まえて、計画的に整備ができるよう努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 妹尾安浩財務部長。

〔妹尾安浩財務部長 登壇〕

○財務部長（妹尾安浩） 再度のご質問にお答えいたします。

貧困対策で印象に残っている事業はとのご質問でございますが、市が予算編成をして実施している事業につきましては、法令等による義務的なものも含め、効果が期待できる事業を予算措置していると捉えております。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 田中照久福祉部長。

〔田中照久福祉部長 登壇〕

○福祉部長（田中照久） 佐藤智仁議員の再度のご質問にお答えいたします。

これまで貧困対策として印象的であった事業はというご質問かと存じます。

生活困窮者への支援を担当している福祉部門でございますが、コロナ禍の最中に実施した事業におきましては、数多くの相談者が来庁されたこともございまして、この時期の住居確保給付金事業や新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業が挙げられるか

と存じます。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 以上で佐藤智仁議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時10分

○副議長（篠田正巳議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 宇 治 由 紀 子 議 員

○副議長（篠田正巳議員） 通告第14、4番、宇治由紀子議員。

[4番 宇治由紀子議員 登壇]

○4番（宇治由紀子議員） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1項、道づくり、1、わが市における「道」の今後について。

令和5年11月に三郷流山橋が完成し、本年3月22日に三郷料金所スマートインターチェンジのフルインター化が完成。全国どこまでも信号なしで行けるという三郷市は、まさに日本のへそと言うべき、日本の中心的存在となりました。

現在、都市計画道路の整備も進められており、木津市長のリーダーシップの下、「まちづくりは道づくり」をスローガンに、大変すばらしい発展を遂げていることを感じております。

三郷市都市計画マスタープランには、道路交通体系の整備方針の中に、魅力ある美しい道づくりとして、「三郷の特色を活かした、魅力にあふれた美しい道路空間、歩行空間づくりをめざします」と述べられています。

そこで、アとして、魅力ある美しい道づくりの成果と今後について、イとして、三郷市の特色、魅力の1つと言える二郷半領用水周辺の緑道があります。この緑道の今後について、まちづくり推進部長に伺います。

2項、予防接種事業、1、こどもの予防接種の現状と課題について。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

新型コロナウイルス感染症のmRNAワクチンが今世紀最大の世界的な薬害となりました。これは毎回ここで話しておりますので、ここでは触れません。

それから、小学生の女子が受ける子宮頸がんワクチンは、現在約120名の若い女性たちが健康な人生を返してほしいと訴訟をしております。この件もこれまでの議会で述べておりますので省略いたします。

ここで伺いたいのは、アとして、母子手帳に提示されてる予防接種のスケジュールについて。

これが発行される母子手帳、お子さんができたときにこれをもらおうと、どんなにか嬉しいだろうと思うんですけども、ここにスケジュールとして書かれている定期接種と任意も含めて、ゼロ歳児、小学校就学前と就学後について、その対象疾患と接種回数を、いきいき健康部長に伺います。

予防接種ですから、これはリスクもあるわけで、イ、リスク等の公平公正な情報開示はなされているのか。こちらはいきいき健康部長とともに、こども未来部長にも伺います。

特に、この母子手帳の予防接種の記録のところに書かれている文言が、感染症から子どもを守るために、周りの子どもたちも守ると書かれておまして、「予防接種は非常に効果の高い手段の一つです。子どもたちの健康を守るために、予防接種の効果と副反応をよく理解し、子どもたちに予防接種を受けさせましょう」と書かれております。これを見てびっくりしたんですけども。

こういったところに、非常にミスリードがあると感じておりますけれども、こういったところの文章を変えるとか、あるいは、オリジナルで、こちらの見方という公平公正な情報をきっちりここに提示できるようなページを作れないかということも含めて、こども未来部長に伺います。

次に、ウとして、強制や偏見、差別等について、こども未来部長に伺います。

こどもに予防接種を受けさせていないと、ネグレストとか虐待などといって通報されたり、例えば、保育園などでほかの子の迷惑になるので受けてください、受けないと受け入れられませんというような強制されるといった例が、これは他の自治体なんですけれども、報告を耳にしています。三郷市ではそういった事例はありますか。

また、エとしてこどもの予防接種について、こんなにたくさん受けるべきなのかとか悩んでいるなどの相談、また、接種後のこどもの体調不良などの相談はありますか。この相談に関しては、いきいき健康部長及びこども未来部長ともにご回答をお願いいたします。

3項、歴史教育と大人の学び。

戦後80年がたちました。アメリカの機密文書が、その機密期間が過ぎて公開されてきて、様々な事実が分かっています。戦勝国によって塗り替えられた歴史を、史実に基づいた歴史認識へと改めるべきと考えます。

そこで、1、中学の歴史の教科書について、教育長にお伺いします。

これは、昨年3月の議会で私質問いたしました。そのときに、これとほぼ同様の資料をご提示いたしましたけれども、これ4社の教科書が歴史についてどのように記載しているか。ちょっと見えないかと思うんですけれども、「詳しく記載」が二重丸、「紹介程度」が丸、三角「内容不十分」、バツは「全く記載なし」、黒三角が「自虐史観的表現」ということで比較した表なんですけれども、三角、バツ、黒三角というのがほとんどの東京書籍が三郷市では採択をされています。

教育長にこれを質問した際には、「歴史を学ぶことは私たちが生きる現在を理解し、未来を考えることにもつながる重要な材料であると捉えております」と、私の思いと同様のご答弁をいただきました。

しかしながら、また同じ教科書が採択されているということで、教科書の採択の協議会の傍聴は、ちょっと私残念ながらできなかったのですが、協議会の議事録は拝見しております。

そこで、3点伺います。

まず、1点目ですが、昨年3月の議会の後、7月25日に開催された第2回採択協議会で教科書の採択が決定していますが、それまでの間、三郷市の教育委員会では、私が指摘や要望した内容、それから一般に教科書展示会というのが開催されていて、多数の市民から意見の投書がありました。それらについて検討されたのでしょうか。

次に、2点目、合議制の教育委員会ですので、検討されたものだと思いますけれども、どのようなメンバーで何回ぐらい、どのくらいの時間、どのような検討をされたのでしょうか、教えてください。

3点目としまして、その結果、この教科書が採択されているわけですが、教育委員会は教育長を筆頭に全5名のかたがいらっしゃいます。この賛否に関して何対何で、どのような形で採択が決まったのか。そして、その結果について、教育長はどのように評価されているのかお知らせください。

続いて、2、学校教育における近代史、とくに戦争や外交についての学びはとても重要と考えます。しかしながら、歴史の授業においては、私の頃から、今もなお大体縄文時代とか

から始まって、戦国時代とかを丁寧に勉強しているうちに、もう何か学期が終わってしまつて、近代史は最後に駆け足、何だかよく分からずに終わってしまうということが、今も同じような形だと耳にしております。

三郷市の教育では、この近代史の中でも、第二次世界大戦についてどのように教えているのか。例えば、私自身、学校では教えてもらわなかったけれども、最近勉強して、何でこんな大事なことを知らなかったのだろうと思うことに、開戦の詔勅というものがあります。この開戦の詔勅について、これは本当に大切なことだと思うんですけども、どのように三郷市では教育に取り入れているのかお答えください。

最後に、3、「日本一の読書のまち」における大人に対するイベント等について、どのように取り組まれているか、生涯学習部長に伺います。

以上で1問目を終わります。

○副議長（篠田正巳議員） 宇治由紀子議員の質問に対する答弁を求めます。

城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 宇治議員のご質問につきまして、私からは、1、道づくりの1、わが市における「道」の今後について、順次お答えいたします。

初めに、ア、魅力ある道づくりについてでございますが、私たちが目指すべき将来都市像、人にも企業にも選ばれる魅力的なまちの実現を図るためには、様々な視点からの取組が求められます。

ご質問の道づくりにつきましても、誰もが安全・快適に暮らすことができる都市基盤の充実した活力あるまちづくりにおいて、重要な骨格をなす要素であろうと考えております。

本市におきましても、都市計画マスタープランの中で、魅力ある美しい道づくりを方針の1つとして整理し、大規模開発事業等においては、電線類の地中化に取り組むことや、道路などの公共空間においては、人が滞在したくなるような親しみを感じ、居心地がよく歩きたくなる道づくりについて検討することとしております。

具体的な取組事例として、三郷中央駅周辺や新三郷駅の駅前通りにおける無電柱化がございいますが、災害時の円滑な交通の確保や良好な景観形成にも資する道路空間の魅力向上へとつなげてまいりました。

今後も引き続き、都市計画マスタープランに基づき、魅力ある美しい道づくりの実現に努めてまいります。

次に、イ、緑道についてお答えいたします。

二郷半用水緑道は、水と緑のシンボル軸として、身近な水辺空間の保全・活用により、緑豊かなまちづくりを推進するもので、緑の基本計画においても、重点施策に位置づけをいたしました。

これまでには、全長約7,400メートルのうち、吉川市境から国道298号までの区間と、県道上笹塚谷口線から戸ヶ崎三丁目の下第二大場川と合流するまでの区間、約4,600メートルの整備が完了しております。

未整備区間につきましては、整備済みの区間と連続性を持たせながら、誰もが安全・安心で快適にご利用いただけるよう、水と緑のネットワークの形成を目指してまいります。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 宇治議員ご質問の2、予防接種事業の1、こどもの予防接種の現状と課題について、順次お答えいたします。

初めに、ア、母子手帳に提示されている予防接種の種類とスケジュールについてでございますが、予防接種法に基づくこどもの定期接種の対象疾病は、ロタウイルス感染症、B型肝炎、小児肺炎球菌感染症、ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、ヒブ感染症、結核、はしか、風疹、水ぼうそう、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス感染症の14種類で、季節性のインフルエンザを除く任意の予防接種の対象疾病は、おたふくかぜでございます。

定期接種の標準的なスケジュール及び接種回数といたしましては、0歳児での接種が、9種類の疾病、5種類のワクチン接種で合計13回、1歳から小学校就学前までの接種が、10種類の疾病、5種類のワクチン接種で合計9回、小学校就学以降の接種が、4種類の疾病、3種類のワクチンで合計5回、全ての定期接種の総合計は27回となっております。

また、任意予防接種のおたふくかぜにつきましては、1歳から小学校就学前までの期間において、接種回数が2回となっております。

次に、イ、リスク等の公平公正な情報開示と周知についての担当分についてお答えいたします。

予防接種に対する正しい理解のもとに接種の判断をしていただけるよう、接種後の副反応も含め、予防接種の詳細な内容を分かりやすく掲載した冊子を、出生後、接種時に使用する予診票とともに送付しております。

今後も最新の知見を収集するとともに、正しく予防接種を理解していただけるよう、周知の仕方や内容について検討をまいります。

次に、エ、健康被害や相談等の現状についての担当分についてお答えいたします。

令和6年度で申し上げますと、予防接種の一時的な軽い副反応に関する医療機関からの報告が3件、保護者から健康被害等の相談はございませんでした。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長 登壇〕

○こども未来部長（須賀加奈） 私からは、2、予防接種事業の1、こどもの予防接種の現状と課題について、順次お答えいたします。

初めに、イ、リスク等の公平公正な情報開示と周知についてのこども未来部担当分についてでございますが、母子健康手帳の予防接種の記録は、任意の予防接種以外の様式は、母子保健法施行規則に定められており、今後も国の方針に従い作成された母子健康手帳を交付してまいります。

次に、ウ、強制や偏見、差別等についてでございますが、こども家庭センターでは、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援として、子育てに関する相談支援や経済的支援、その他の子育て支援を実施しております。

母子保健業務における様々な相談支援を実施しておりますが、予防接種を強制することはなく、また保護者が予防接種を受けさせないことのみで虐待と判断した事例等もございません。

なお、保育施設等による予防接種の強制や予防接種を受けていないという理由による偏見、差別等の相談についても受けておりません。

最後に、エ、健康被害や相談等の現状についての担当分についてお答えいたします。

予防接種に関するこども家庭センターでの主な相談といたしましては、接種の時期や接種可能な医療機関を教えてほしい等の内容であり、標準的な接種スケジュールの説明や、指定医療機関の情報提供を行っておりますが、個別の詳細な相談につきましては、予防接種の担当部署である健康推進課へつないでおります。

引き続き、子育て支援の総合相談窓口として、保健師や助産師、保育士等の専門職による子育てに関する不安や悩み等について、保護者に寄り添った相談対応を実施してまいります。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 大塚正樹教育長。

〔大塚正樹教育長 登壇〕

○教育長（大塚正樹） 私からは、3、歴史教育と大人の学び、1、中学の歴史の教科書について、2、学校教育における近代史、とくに戦争や外交についての学び、第二次世界大戦への理解と認識について、順次お答えします。

初めに、共同採択地区での決定前に、三郷市教育委員会としても調査・研究を行っているのかについてでございますが、令和6年度の教科書採択に当たっても、三郷市教育委員会では、7月25日、第2回採択協議会までの間に調査・研究をしっかりと行っております。

次に、その調査・研究の具体的な内容や規模につきましては、まず、5月に文部科学省の検定を経た中学校全教科全出版社71社分の教科書見本が教育委員会に届きます。それを受けて、指導主事が教科ごとに分担し、内容や構成、表現、学習指導要領などとの整合性などの観点から、調査・研究を行ってまいります。

また、4名の教育委員にも、5月の定例教育委員会後に教科書をお渡しし、それぞれが調査を行い、採択決定までの間に、3回にわたって計180分程度の検討を実施しております。

こうして得られた知見は、7月に開催される教育委員協議会において共有、報告され、採択判断の参考資料として活用しております。

なお、議員ご指摘のとおり、教育委員会は合議制ですので、教科書採択における教育委員の賛否については、委員が自由な意思に基づいて判断できるよう、非公開としております。

また、教科書の採択に当たっての受け止めですが、本市における教科書採択は、調査報告や地域の教育の実情、そして子どもたちに身につけさせたい資質、能力を踏まえ、教員や市民の意見を参考にし、総合的に判断した結果であり、適切な選定がなされたものと認識しております。

次に、2、学校における近代史、とくに戦争や外交についての学び、第二次世界大戦への理解と認識については、学校における歴史の学習は、児童・生徒が我が国の歴史を多面的、多角的に捉え、社会の形成者として必要な見方や考え方を育むことを重視しております。

具体的な教材や指導方法については、学習指導要領に基づいて実施されており、その中で、各学校が、学年の発達の段階や指導計画に応じて工夫を重ねながら取り組んでおります。

なお、議員ご指摘の開戦の詔勅については、学習指導要領でも触れられておりませんので、本市では指導していないと思います。

歴史の学習は、未来を主体的に考えるための土台となるものです。今後も教育の中立性を

大切にしながら、児童・生徒が歴史的事象について多様な視点から学び、確かな理解と定着を図れるよう教育活動を進めてまいります。

以上です。

○副議長（篠田正巳議員） 横田隆宏生涯学習部長。

〔横田隆宏生涯学習部長 登壇〕

○生涯学習部長（横田隆宏） 宇治議員の3、歴史教育と大人の学びの3、「日本一の読書のまち」における大人に対するイベント等の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

本市では、第二次日本一の読書のまち三郷推進計画の3つの基本方針の1つである「いつでもそこに本がある人生」を実現するため、様々な世代のかたが読書の楽しさを実感し、興味を持ってもらえるよう、各種講座やイベントなどを実施しているところでございます。

大人を対象としたイベントといたしましては、これまで参加者が自分の推薦する本をプレゼンテーション式に紹介し、討論のように競うビブリオバトルや、高齢者にとって懐かしいものや本、郷土資料などを見て、思い出を語り合うことで脳を活性化させる回想法講座などを開催してまいりました。

また、図書館や図書室では、高齢者にお薦めの本を集めた「いきいき元気コーナー」などのテーマを設定した特集コーナーや、図書館司書が施設等を訪問し、お薦めの本の紹介や読み聞かせを行う出張読書講座などを実施しております。

今後につきましても、本の魅力を伝え、市民の読書意欲や文化の向上に寄与する取組を実施し、計画のキャッチフレーズである「日本一『本とふれあえるまち』」を実現するために、読書活動を推進してまいります。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 宇治由紀子議員。

○4番（宇治由紀子議員） それぞれにご答弁ありがとうございました。私から再質問をさせていただきます。

まずは道づくりで、最初に、イの緑道のほうなんですけれども、二郷半緑道、テレビの撮影地に選ばれるほどすばらしいエリアで、私、南のほうの二郷半は行ったことがなかったんですが、去年の夏に南部のほうを自転車で走って、あまりの美しさに驚いて、しばらく自転車を止めて写真を撮ったりしたんです。栄の辺りから戸ヶ崎のほうでしょうか、すばらしかったです。

北部も今工事をやっているんですけれども、北部の整備は終わったということで、改めて

よく見ますと、一部ハスがあつてモネの絵画のようなところがございます。もうびっくりしたんですけれども、私の近隣の市民のかたからも、二郷半の緑道は三郷市の財産だと。誇りである、もっとよくなるはずだと。もっとできると思うというふうに言われまして、私も何かそうかなと思ひまして、今日ここに持ち上げさせていただいたんです。

確かに、二郷半はまだまだ発展できるすばらしいポテンシャルを持っていると思います。やはりきれいなところは、誰かしら人の手が入っているようです。人の手が入って草を取ったり、何か植えたりというところで、その思いとか、それから愛情がそこに入っていて、人の心を動かすのかな、伝わるのかなというふうに思いました。

全域は無理だとしても、何か所かそういった名所のようなところを増やしていけば、三郷市のすばらしい名所になるのではないかと思います。

近隣の市民の方々と市政が連携して、二郷半周辺の緑道のさらなる魅力アップに力を入れてはどうかと思ひまして、もしかしたら予算を少し増やしてもいいのではないかというふうに思いましたが、そのあたりもいかがでしょうか。

それから、アの魅力ある道づくりについてのほうなんですが、ここについては2つの課題を感じております。それは歩道と電柱です。

今、ご答弁にありました三郷中央の辺りとららシティの辺り、ああいったところは無電柱化が実現して、そして歩道もきれいに整備された、いわゆるまちなかウォークブルというのでしょうか。非常にいいまちづくりがなされていて、とてもいいなと思うんですけれども、私、難しい現状は分かりますけれども、理想を言えば、住宅街こそウォークブルの概念が必要だと最近思いました。

特に、この間の事故ですね、今回の議会でも、昨日も随分話題に上がってございましたけれども、こどもたちがどういうところを歩いていたかというところ、車が走る道の脇に白い線があつて、その脇は雨水側溝の蓋の上ですね。あそこを歩いているところどころ、何か気持ちちょっと緑のグリーンベルトが引いてあるのかないかみみたいな形で、その周りにはすごくきれいな新しい住宅が建っている。そのぎりぎりまでは道路で、それはちゃんと国のルールに従っているのでは何も問題がないんだというのが現状で、それは三郷市のせいでは全然なくて、日本全国見れば、大体そういう歩道だったというのを今回改めて気がつきまして、マスタープランには安全で快適な歩道という項目もたしかあったと思うんです。

海外の人が見ると、日本の歩道はちょっとあまり自慢できない貧相な歩道ではないかというふうな視点もあつて、どうしても日本は狭いところで人がたくさん住んでいますから、そ

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

れが当たり前だと思っていましたけれども、まちなかウォークブルで、駅前周辺がああやっ
てすてきにまちづくりがされてくると、次は住宅街ではないかなというふうに課題と感じま
した。

区画整理事業においては、様々な調整に工夫と多くの尽力を皆様がされていることは承知
しております。新たな住宅街の開発となれば、開発業者の採算、そして意向がありますので、
なかなか市がどこまで介入できるかというのはとても難しいと思うんですけども、私道で
はなくて、後々市に移管される道は、割と最初からもうこれは市に移管するつもりでつくり
ますみたいなこととお話があるかと思うんです。

そういった場合には、事前にある程度要望を、住宅街をもっと三郷市はウォークブルに、
そして安心して子どもたちが通れる、住宅街というのは家族が過ごすところですから、お母
さんがベビーカーを押して、子どもがランドセルを背負って歩く。歩道があって、自転車
が通れてという、そこはもう一方通行に最初から設計しようみたいな、そういったことも含
めて、開発業者と最初から話合いができるといいのかなというふうに、これはあくまで理想
論なんですけれども、国の基準を満たしているからしようがないということではなくて、よ
り魅力的な美しい道というところで、今後も検討していただければと思います。

あと、電柱に関して、もうこれは物すごくお金がかかることなので、三郷市の力だけでは
もうどうにもできないということはよく分かっておりまして、それは国に要望していく必要
があると思います。

残念なのは、この三郷市の中心を縦に通る三郷の中央通りというふうに呼んでいいのでし
ょうか。市役所からすぐ出たところの大通りなんですけれども、2車線で中央分離帯もある
大変立派な通りで、歩道もきちっと整備されておりますけれども、上を見ますと、何かどん
どん電線が増えて、結局、今、電気の線に、プラス通信のインフラの線もどんどん追加され
て、気がついたら、ここ路面電車が走るんですかというぐらい、上がすごいことになってい
ます。

それから、すごく重たいドラム缶みたいな変圧器というのでしょうか、そういったものも
乗っかっていて、電信柱が1本斜めに倒れないように突っかい棒になっている。これで安全
で美しい景観とは言えないのではないかな。復興のときには早く復興できるみたいな話もあり
ますけれども、復興のときを考えるのではなくて、日常、安全で美しい町並みというのを目
指したい。けれども、今、残念ながらそういうふうになってしまっているので、この電気と
通信というのは、今、私たちの生活にとってかけがえのないインフラです。

今、インフラといえば、お隣の八潮市の件で、下水道管、そういった地中埋設物の老朽化なども問題になっております。

これに関しては、国が建設国債を発行してがんがんインフラを整備していけば、日本の経済ももっと上向いていくだろうということで、国がやるべきことやっていないというところが本当に怒りなんですけれども、ぜひ全国市長会などを通じて、この問題、そういったインフラ整備、それから無電柱化、こういったものを国が経済活性のためにどんどんやってくださいという形で、地域連携して声を上げていくのが地域の課題なのではないかなというふうには私は思うんですけれども、その辺の認識について一度伺わせていただければと思います。

あと、魅力的な美しい道路、まちづくりという、今、割に名前のついてない道路も結構あるので、そういったところに名前がつくと、すごく親しみが湧いたり愛着が湧いたりするのかなというふうにもちょっと思ったりして、これは道路課のほうの建設部の問題なので、今回は答弁指定しておりませんが、ぜひそんなことも検討していただけると嬉しいかなと思いました。

2番目の予防接種、これ大事なんです。まずはこちらを見ていただきたいんですが、ちょっと印刷で見づらいと思うんですけれども、これ見えますかね。

これは、アメリカのCDCの予防接種スケジュールで、イン・ユーテロというのは、おなかにいる胎児のときから12か月まで。だからゼロ歳児のお注射の1986年はこの程度でした。今、2024年はこんなにすごいことになっています。

これを見ると、これ本当にいいのかな。本当に赤ちゃん、これで健康になるんですかと。このお注射の成分、遺伝子組換えたんぱくとか、そういう何かの細胞を使ったものに、プラス水銀とかアルミニウムとか金属、それからホルマリンとか発がん性物質も添加物として入っているような、保存料が入っていたり、そういう化学物質をゼロ歳のときに打つ。これに疑問を感じない小児科の先生って、一体何やっているんだろうと私は思うんですけれども、人それぞれ感じ方が違うと思いますので、わあ、これでうちの子は健康になると思われるかたもいらっしゃるのかなと。そしたら、それはよその人が何か言うあれではないんですけれども、ここに疑問をまず持つべきだと思います。

同じことを視点を変えて見ると、こういった形、こちらの端っこ、これは私と近い、私よりちょっと年上ぐらいのかた、生涯で2回ワクチン。私の101歳のおばは1回も受けていません。私が多分4～5回ぐらいで、ちょっとこのかた若いでしょうか。

その次の生涯でワクチン14回、最後、このお孫さん、ひ孫さんの世代のこどもたち、これ

はアメリカの例ですけれども、今、日本はアメリカを抜いているという話も聞いたので、ほぼ同じだと思いますが、18歳までに69回ワクチン接種。多分インフルエンザが含まれていると思います。さらに200回以上接種予定というんですね。

これはいいことで、普通かなと。分からないですけれども、何となく感覚的に、人間の生体にとってどうかということですね。ぜひちょっと考えて、ちょっと立ち止まって、慎重になるべきではないかと。

この間、慎重派の先生のセミナーをやりまして、人間の体の中、免疫とか腸内細菌とかいろんなシステムをちゃんと考えないといけないと。

それで私、最近「ワクチン神話」を読んだんですけれども、「ワクチン神話捏造の歴史医療と政治の権威が創った幻想の崩壊」という、これすばらしい本なので、これを読んですごくよく分かりました。

文献がすごくいっぱいあるので、誰かの想像で書いたものではなくて、お医者さんが文献を基に書いた、お医者さんが医療として学んできてワクチンを信じていたんだけど、自分のこどもができたので、ちょっと副反応のことなんかを勉強しようと思って論文なんかを読み出したら、こういうことになったということで、ワンフロアに1冊ぐらい置いて、ぜひ皆さん、市政に携わるかたは読んでいただきたいと思います。

それで、ワクチンでいうと、多分これですね。これを皆さん、さっきご答弁ございましたお渡ししている冊子だと思いますね。私、ホームページも見ましたが、結局これはセーフなので、副反応なんかも細かくは書かれているんですが、要するに、ちょっと熱が出ますよとか、こんな症状が出たら病院に来てくださいとか、打たせるための冊子なんですね。

つまり、これをよしとして、これをやらせる、完了させるための冊子です。私はこれは配布すべきではないと思います。

例えば、時間がないので1個だけ、日本脳炎って皆さんご存じだと思います。日本脳炎のワクチン、ちょっと見えないと思いますけれども、この日本脳炎のワクチンって、ここ何て書いてあるかといったら、生物由来製品、劇薬と書いてありまして、何でつくっているかという、日本脳炎ウイルス北京株を、アフリカミドリザル肝臓由来の細胞で増殖させて得られたウイルスを採取して、ホルマリンで不活性化した後、硫酸プロタミンで処理して、何とか法で何とかして、安定剤を加えて充填したのを乾燥させて、その後、牛の血清由来成分とか、豚由来成分とか、そういうのをいろいろ使用していますということが書いてあります。

添加剤もホルマリン、L-グルタミン酸ナトリウム、塩化ナトリウムとかいろいろ入ってい

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

まして、食べると言われても食べるのもちょっと嫌かなと思うものを体に直接入れるわけですね。副反応の可能性なんかも書かれていますけれども、重篤な副反応、こちらには全く書かれていませんし、成分も全く書かれていません。

私は、定期的に厚生労働省の副反応報告検討部会の資料を見ているんですけども、これもちょっと見えないと思いますけれども、これはワクチンに関する死亡報告一覧で、これは2024年、令和6年7月29日に開催されたときの資料です。

一番上にあったのが、3歳の男の子ですね、接種して、24分後から不機嫌になり、熱が出て、翌日もう意識を失うということで、接種10～11時間後に亡くなっています。

その下は、シングリックスの70歳の男性ですけれども、ちょっと話が違うので避けまして、その下は2か月の男の子ですね。2か月の男の子も、同じように接種30分後から顔色が変わってお亡くなりになりました。もちろんこれ分かりませんが、接種直後にそうなればどうだったのかなということですね。

そのワクチンの内容というのはさっきのものなので、こうやって見たら、自分のこどもに打たせようか打たせないか、よく考えて、ご自身で決めてくださいということなんですけど、そういう材料がありませんのでどうかと思います。

なので、再度伺いたいことは、こういうのを国が推奨していてなかなか止められない。それから、さっきの母子手帳ももう変えられないということでしたので、しょうがない、そうしたら、ホームページや接種の案内を送るときのお手紙とかにきちっとこういった現状が伝わるようなものにしていただけないかなということ、ぜひ検討していただきたい。

もう1つ、こういうデータを常にデバイスして、情報収集をして、相談があったときには、もちろん打っては駄目とか、打ってくださいとか言えませんが、こういった情報があって相談に対応していただきたい。常に認定数とか、そういったものも随時確認をして把握しておいていただきたいなと思います。これはちょっとこども未来部長にもご検討いただきたいのでご回答いただきたいと思います。

それから最後に、歴史教育なんですけれども、今、いろいろご答弁いただいて、すごくきれいにちゃんと決めてきたということなんですけど、様々なご意見や認識がある、偏らずに広くと言われますけれども、それって何か戦後つくられたこの右と左を戦わせているみたいな構造で、本来、歴史を学ぶには、ここは日本です。だから、こどもまんなか政策があるように、ここは日本まんなか政策で、日本まんなかで歴史を学んでいかなければいけないと思うんですね。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

この日本まんなかの教育が、ちゃんとみんなで話し合っただけで選びましたというけれども、さっきの黒三角がいっぱい並んでいるような自虐史観を植え付けたり、大事なことに触れていない。一番大切な開戦の詔勅を読めば、なぜ日本は戦争をしたのか、そして今アメリカが、あれは日本の防衛戦争だったということを認めています。そういったことも分かるわけです。

だから、教育長が率いる教育委員会、そしてこの三郷市の教育が、なぜ日本まんなかの教育にシフトできないのかというのが、どうも今答弁を聞いていても、答弁はそっちに行きそこのに現実に行っていないというのが不思議でならないわけですね。

なので、何が一体問題でそうならないのかということと、それから、前回のご答弁で、多様な資料から様々な情報を調べて、日本を愛する歴史教育をしたいと教育長おっしゃってくださったんですよ。それをこれからどんな資料でどんなふうになされていられるのかということをお聞かせいただきたいです。

あと日本一の読書のまち、これはすばらしい取組で、三郷市が誇れる取組だと思います。ただ何を読むかというのはすごく重要な問題だと思うので、今、なかなか歴史のこと、私も最近学んだばかりです。最近学んで、初めて知ることばかりで驚いて、とても刺激になって、何か認知症予防にいい刺激だったような気がするんです。

ここにお持ちしたんですが、GHQが日本の本7,000冊以上、戦後焼きました。それを今、一生懸命復刻版を出されている出版社があります。焼かれてしまったという本、この復刻版を読むと、すごくいろんなことが勉強できます。高齢の人たちなんか興味があるものだと思いますので、復刻版を特集したり、イベントにしたり、復刻版の棚を作ったりとか、何かそういうことで、なかなか学校で教え切れないもの、それから私たち教えてもらえなかった、学んでこなかった、そうだったのか日本みたいなのところの本を置いていただいて、勉強ができる機会を、この日本一の読書のまちでつくっていただけないかなというふうに思うんですけれども、そこを最後、生涯学習部長に見解を伺いまして、質問を終わります。

○副議長（篠田正巳議員） 宇治由紀子議員の2問目に対する答弁を求めます。

城津守まちづくり推進部長。

〔城津 守まちづくり推進部長 登壇〕

○まちづくり推進部長（城津 守） 宇治議員の再度のご質問に、順次お答えいたします。

初めに、用水の関係、市民と連携して、二郷半用水緑道の魅力アップを考えてみてはというふうなご質問だったと思います。

緑の基本計画におきましては、将来像を「みどりと“友”に健やかに成長するガーデン

シティみさと」というようにしております。これを実現していくために、二郷半用水緑道を舞台としまして、市民の皆様と市が連携し、地域の緑を育み、二郷半用水緑道の魅力向上につなげるような取組、その在り方につきまして、調査・研究をしまいたいと考えます。

次に、道づくりについて2つあったかと思えます。

初めに、土地区画整理事業などの大規模開発事業の中で整備される道路、この道路の安全性を高めるために、事業者にも要求してもいいのではと、そういったご質問だったかと思えます。

大規模開発行為に伴い整備される道路につきましても、開発行為の事業主体や地権者などの意向、また合意形成、歩道・車道の構造による事業コストなど、様々な課題がございます。今後も引き続き、安全快適な歩行空間形成に努めてまいりたいと思えます。

最後2点目、生活道路の景観や電線地中化を含めた安全性の確保について、国に声を上げるべきだと思う、課題だと思うが、どう考えているかというふうなご質問だったかと思えます。

国では、一般的に必要なであろうと思われる水準の整備事業に対しまして、様々な支援メニューを用意していると思えます。また、その内容につきましては、時代の変化にも対応しているものというように認識しております。

このようなことから、私たちはそのような国の方策、施策を活用しながら、効率的で効果的な事業計画を検討していく、まずはそういった必要があるであろうというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 益子敏幸いきいき健康部長。

〔益子敏幸いきいき健康部長 登壇〕

○いきいき健康部長（益子敏幸） 宇治議員の再度のご質問にお答えいたします。

2点ございまして、1点目は、予防接種は強制ではないこと、また、未接種のかたへの差別はあってはならないということをホームページや案内通知に記載をする必要があるのではないかというご質問でございました。

こどもの予防接種は、感染症の発生や流行を予防するため接種するよう努めなければならない努力義務ではありますが、これは強制されるというものではございませんので、接種を受けないことによる差別がないよう、周知の方法や内容について検討してまいります。

2点目に、接種において副反応報告や健康被害の認定制度の認定数など、国が公表する情

報を把握し、その情報を相談の際に説明する必要があるのではないかというご質問でございました。

副反応や健康被害に関する相談について、窓口や電話において、個別丁寧な対応を行っておりますが、今後も引き続き、最新の情報を収集しながら、相談者に寄り添った対応ができるよう努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長 登壇〕

○こども未来部長（須賀加奈） 再度のご質問にお答えいたします。

予防接種の副反応による事例等について把握した上で相談等の対応をというご質問であったかと思いますが、こども家庭センターで予防接種後の健康状態に関する相談等を受けた場合には、1問目でもお答えしましたとおり、担当課をご案内するとともに、引き続き関連部署と連携を図り、相談支援を実施してまいります。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 大塚正樹教育長。

〔大塚正樹教育長 登壇〕

○教育長（大塚正樹） 宇治議員の2問目の質問にお答えします。

教科書採択の観点や資料の取り上げ方から、日本を愛する教育をしてほしいというような内容だったかと思いますが、教科書採択に当たっては、児童・生徒が歴史的事実を正確に理解し、複眼的な視点を持って社会を捉える力を養うことを重視しております。

また、学習指導要領にも、課題を追究したり解決したりする活動を通して、歴史的なことを学び、平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成すると書いてあります。

これからも、児童・生徒が歴史的事象について多様な視点から学び、確かな理解と定着を図れるよう教育活動を進めてまいります。

○副議長（篠田正巳議員） 横田隆宏生涯学習部長。

〔横田隆宏生涯学習部長 登壇〕

○生涯学習部長（横田隆宏） 宇治議員の再度のご質問にお答えいたします。

市内3か所の図書館では、季節ごとの企画や各課からの依頼に基づいた展示等を行っております。公の生涯学習を担う立場の公立図書館であることから、市民が広く多様な知識や情

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

報を得ることができるとともに、一人ひとりの興味や考えがより一層深まるような特集展示を、今後も継続して企画してまいります。

以上でございます。

○副議長（篠田正巳議員） 以上で宇治由紀子議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○副議長（篠田正巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

散会 午後 4時04分

開議 午前10時15分

◎開議の宣告

○議長（鈴木深太郎議員） おはようございます。ただいまから令和7年6月三郷市議会定例会第12日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（鈴木深太郎議員） この際、諸般の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎市政に対する一般質問

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第1、これより市政に対する一般質問を行います。

通告により発言を許します。

◇ 一色雄生議員

○議長（鈴木深太郎議員） 通告第15、5番、一色雄生議員。

〔5番 一色雄生議員 登壇〕

○5番（一色雄生議員） おはようございます。

初めに、5月14日の事故に遭われた方々のけがと保護者の方々も併せたご家族の心のケアが一刻も早く良くなることをお祈り申し上げます。

それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問をしてまいります。

初めに、外国人についてです。

総務省の統計によると、全国の外国人人口は継続的に増加しており、埼玉県においても2023年における在留外国人人数は23万人を超え、全国第5位の規模となっています。三郷市においても、2015年と比較して2020年には1,000人以上の増加が見られるなど、明らかな上昇傾向を示しています。この数字は、1980年の286人から現在までの長期的な増加を物語っており、多様性豊かな社会の実現に向けて外国人住民との共生は避けて通れない重要な課題となっているものと考えております。

そこで、1の1のア、現状についてです。

埼玉県全体で外国人住民の急増に伴い、言語の壁や文化の違いによるコミュニケーション課題、行政サービスへのアクセスの困難さ、更には川口市におけるクルド人問題のように、地域住民との摩擦が表面化する事例も報じられています。また、5月14日の三郷中央で発生した事故のように、中国籍のかたが日本のルールを無視し、交通事故のことを踏まえすと、三郷市での外国人問題はますます他人事ではなくなってきたように感じます。

そこで、三郷市における外国人住民の現状についてお伺いいたします。

まず、外国人住民の人数の把握と国籍別の内訳という観点で4点お伺いいたします。

- 1、現在、三郷市ではどれくらいの外国人住民が生活されているのでしょうか。
- 2、国籍別に見た場合の主な構成はどのようになっているのでしょうか。
- 3、外国人住民の方々は市内のどのような地域にお住まいなのか、地域的な特徴はあるのでしょうか。
- 4、地域の学年別に見た数字のデータがあれば、教えてください。

次に、現在起きている課題について3点お伺いいたします。

- 1、言語の壁、文化の違い、行政手続など現在起きている具体的な課題は何でしょうか。
- 2、それらの課題に対して、三郷市としてはどのような対応をされているのでしょうか。
- 3、課題の根本的な原因については、どのように分析されているのでしょうか。

以上を地域振興部長にお聞きいたします。

次に、イ、今後についてです。

法務省では、外国人との共生社会の実現に向けたロードマップにおいて、外国人が社会の一員として活躍できる環境整備を推進するとしており、文化庁においても生活者としての外

国人に対する日本語教育の充実を重要施策として位置づけています。国の方針を踏まえて、以下についてお伺いいたします。

まず、外国人住民の今後の動向予測について、2点お伺いいたします。

1、全国的に外国人人口が増加する中、三郷市としては今後の外国人住民数の動向をどのように予想されているでしょうか。今後の予想が難しければ、ここ数年の住民数の変化を数字ベースで教えてください。

2、増加が予想される外国人住民に対して、三郷市としてはどのような対応を検討されているでしょうか。こちらも地域振興部長、よろしくお伺いいたします。

次に、1の2、教育現場と保育施設等についてです。

文部科学省は、外国人児童・生徒等の受入れの促進に関する検討会議において、外国人児童・生徒等が学びやすい環境づくりを喫緊の課題として上げており、文化庁も外国人のこども就学促進事業を通じて、日本語指導体制の整備を推進しています。こうした国の動向を踏まえ、教育現場と保育施設等における外国人児童・生徒への対応についてお伺いいたします。

ア、現状について。

先日、文教経済常任委員会では福井県越前市に行政視察に行っていました。そこでは、外国人児童・生徒支援事業についてという内容で特別支援教育と同じように、外国人児童・生徒にも個別指導計画を作り、支援体制が充実しているという先進事例を見てきました。外国人の児童・生徒数の数を聞くと、小学校11校中182人、中学校5校中88人で、児童・生徒数を合わせると280人とのことでした。越前市の小・中学生の人数は5,924人、越前市の約22人に1人が外国人という計算になります。

しかし、外国人の状況だけを見ると、三郷市のほうが人数は多いように思います。もちろん、三郷市と越前市の人口が違うという問題もありますが、そこで小・中学校での外国人児童・生徒の現状についてお聞かせください。

- 1、現在、市内小・中学校には何名程度の外国人児童・生徒が在籍されているでしょうか。
- 2、日本語指導が必要な児童・生徒への支援体制はどのようになっているでしょうか。
- 3、学習面や生活面で特に配慮が必要な事項はどのようなものでしょうか。

また、保育園、幼稚園との連携についてもお聞かせください。

文部科学省が示す外国人幼児等の受入れにおける配慮については、言語や文化の違いを踏まえた保育内容の工夫、保護者との意思疎通の円滑化、就学に向けた準備の重要性が強調

されています。これらの観点から、以下についてお伺いいたします。

- 1、保育園から小学校への進学時における連携はどのように行われているでしょうか。
- 2、就学前の段階から必要な支援を継続するための仕組みはありますか。

学校教育部長とこども未来部長にそれぞれお聞きいたします。

続きまして、イ、今後についてです。

全国的には公立学校に在籍する外国人児童・生徒が2019年に10万人を超え、今後も増加すると見込まれている状況であり、外国人児童・生徒の教育保障は緊急度の高い課題となっています。埼玉県においても、県教育委員会が日本語学習の補助教材「彩と武蔵の学習帳」やニュースレター「M o s h i M o s h i」を4か国語で、ポルトガル語、スペイン語、中国語、英語で作成し、帰国・外国人児童・生徒への教育充実サポート事業を展開するなど、県レベルでの支援体制強化が進められています。

また、特別の教育課程の編成や実施、個別の指導計画の作成など、一人ひとりの実態に応じた支援体制の構築が重視されています。これらの動向を踏まえて、以下についてお伺いいたします。

まず、今後増加が予想される外国人児童・生徒への対応についてという観点から、2点お伺いいたします。

- 1、外国人児童・生徒の増加に備えて、どのような準備を検討されているでしょうか。
- 2、日本語指導体制の充実について、具体的な計画はありますか。

次に、保育園、幼稚園との連携強化についてお伺いいたします。

法務省の令和7年度に改定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」では、就学前から義務教育段階への円滑な移行支援として、保育所、幼稚園と小学校の連携強化、外国人のこどもの就学状況の把握、就学促進が挙げられています。この方針を踏まえ、就学前から義務教育段階への円滑な移行を支援するための今後の課題と対応についてお聞かせください。

以上について、学校教育部長とこども未来部長に、それぞれお伺いいたします。

続いて、2の1、こどもの居場所についてです。

本市は、皆様もご存じのとおり令和5年9月に子育てにやさしいまちを目指し、子育て家庭とこどもをまんやかにしたまちづくりを推進する「こどもまんなか応援サポーター」を宣言しております。また、こども家庭庁が令和5年12月に出ているこども大綱では、全てのこどもが安心して過ごせる、多様な居場所づくりが重要施策として位置づけられています。

そこで、2の1、長期休業中のこどもの支援についてお伺いいたします。

私が令和6年の9月議会で触れさせていただいた内容になりますが、前回は教育長に長期休業中の総論についてご答弁いただき、こども未来部長には本市の現状等をお答えいただきました。夏休みも目前に控えた今、少しでも去年よりは今年のほうが良かったと思ってもらいたいという思いがございます。また、私自身、子育てをされていてこどもと一緒に夏の暑い時期の行き場がなくて、本当に困っていますし、旗振りのPTA保護者からは、また夏休みがやってくる、どうしようという心の叫びをお聞きする機会が増えてまいりました。

今回の議会では、市民のかたがより具体的なアクションに移せるところまで話をお聞きできたらと思っています。総論ではなく、各論をご答弁いただきたいです。よろしくお願いいたします。

ア、学校でできることについて4点お聞きいたします。

- 1、水泳教室について。
- 2、学校図書館の開放及び学習支援について。
- 3、児童クラブでの取組について。
- 4、その他について。

小学校と中学校での事例が微妙に異なっていると思いますので、それぞれ詳細についてお答えください。学校教育部長、よろしくお願いいたします。

次に、イ、公共施設でできることについてです。

全国の事例を見ると、神奈川県横浜市では市立図書館でのこども向け特別プログラムの実施、愛知県名古屋市では児童館と地域団体の連携による多世代交流事業、東京都江戸川区では区民プールでのこども水泳教室と安全教育の組み合わせなど、公共施設を活用した多様な取組が展開されています。これらの事例を参考に、以下についてお伺いいたします。

- 1、児童館での具体的な取組についてお聞きいたします。

各児童館では、長期休業中にどのような事業を実施されているでしょうか。地域のこどもたちの利用状況と効果についてはいかがでしょうか。

その他の各公共施設の取組について。

図書館、文化会館、体育館など、ほかの公共施設でのこどもの居場所づくりの取組についてお聞かせください。こちらは、こども未来部長にお聞きいたします。回答できる範囲でいいので、よろしくお願いいたします。

次に、ウ、地域でできることについてです。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

全国的には、大阪府堺市での企業との連携による職業体験プログラムや北海道札幌市でのNPOと商店街の協働によるこども食堂の運営など、様々な事例がございます。

そこで、1、官民連携でできることについてお聞きいたします。

イトーヨーカ堂などとの包括連携協定や商店街連合との連携により、こどもの居場所づくりについてどのような取組ができるでしょうか。民間企業の施設やノウハウを活用した新たな取組の可能性についてはいかがでしょうか、お聞きいたします。

2、市民団体でできることについて。

NPO団体や町会との連携によるこどもの居場所づくりの現状と今後の展開についてお聞かせください。地域の力を活用した子育て支援の充実に向けた取組についてはいかがでしょうか。

以上についても、こども未来部長にそれぞれお伺いいたします。こちらも答えられる範囲でいいので、よろしくお願いいたします。

次に、2の2、三郷中央地域のこどもの居場所についてです。こちらは、今までの議会の一般質問で2年間にわたりお伝えしてきた内容になりますが、におどりプラザでの事業が実施される点については大変喜ばしい内容であり、三郷中央エリアでのソフト的な児童館の役割を担うことができると期待しております。

では、ア、におどりプラザでの事業についてお伺いいたします。

おやこひろば事業についてお聞きいたします。

一般質問の原稿を作っている期間に、先日公表された内容ではありますが、事業の詳細な内容と期待される効果についてもお聞かせください。

1、おやこひろば事業の対象年齢はどのように設定されているでしょうか。

2、親子への支援方法や専門スタッフの配置についてはどのような計画でしょうか。

3、三郷中央地域の子育て世帯のニーズについて、どのように応えていく予定でしょうか。

以上について、こども未来部長にお伺いいたします。

以上で1問目の質問を終わります。

○議長（鈴木深太郎議員） 一色雄生議員の質問に対する答弁を求めます。

小暮勲地域振興部長。

〔小暮 勲地域振興部長 登壇〕

○地域振興部長（小暮 勲） 一色議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1、外国人について、1、現状と課題について順次お答えいたします。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

初めに、ア、現状についてでございますが、本市に在住する外国人住民は本年5月現在7,240人であり、特にアジア地域のかたが多く、国籍別で多い順に中国、ベトナム、フィリピンとなっており、在住地域ではみさと団地地域が多く、市内全域の外国人住民のうち約34%を占めております。

また、年齢層別では未就学児510人、6歳から12歳の小学生が400人、13歳から15歳の中学生141人、16歳以上6,189人となっております。

本市に暮らす外国人住民が増える中、トラブルに発展してしまうなどのケースも見受けられており、その背景として外国の文化や生活習慣の違いによる戸惑いや生活全般に関する様々なルールが理解できていないことなどが要因にあると認識をしております。

市といたしましては、国籍に関係なく誰もが安心して生活できるよう、暮らしやすい生活環境の整備が必要と考えており、転入の際には生活に関する制度等をまとめたリビングガイドの発行や、日本語の学習を希望するかたには、三郷市国際交流協会による日本語教室にて支援などを行っているところでございます。

次に、イ、今後についてについてお答えいたします。

直近3か年、5月1日現在での外国人住民でございますが、令和5年が5,658人、令和6年が6,513人、令和7年が7,240人となっております。今後も増加傾向が予測される外国人住民につきましては、同じ地域で生活している一員として、共生できる外国の文化を見つめつつ、日本の文化や生活での必要なルールを正確に伝えることが大切であると考えております。今後も、外国人住民の国籍や年齢層等の動向を注視しながら、引き続き多言語による表記ややさしい日本語を使用し、外国人住民の理解促進につなげていくなど、必要な対応に当たっては現状の課題を把握し、関係部署及び関係団体と外国人への言葉の支援などについて連携を図り、努めていきます。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長 登壇〕

○こども未来部長（須賀加奈） 一色議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、1、外国人についての2、教育現場と保育施設等についての担当分についてお答えいたします。

初めに、ア、現状についてでございますが、公立保育所では6月1日現在68名の外国籍の児童が入所しております。保育の実施においては、基本的に日本語で行っておりますが、日

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

本語でのコミュニケーションが難しい場合には、補完的に写真や絵の描いてあるカードを使うことで、円滑なコミュニケーションが実現できるよう工夫しております。

ご質問の保育施設と小学校との具体的な連携につきましては、国籍を問わず5歳児クラス全てのこどもについて入所期間中の健康、人間関係、環境、言葉及び表現の各項目について、育ちの状況や小学校入学までに育ってほしい姿について記載した保育所児童保育要録を就学予定の小学校に提供することで、保育の狙いや内容などの理解を共有し、円滑な就学に必要な内容などを伝えるといった連携を実施しております。

次に、イ、今後についてでございますが、幼児期にふさわしい生活や遊びの積み重ねが小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることから、引き続き国籍に関わらず年齢に応じた計画的な保育を実践するとともに、小学校への円滑な接続に向けて関係機関とも連携してまいりたいと考えております。

続きまして、2、こどもの居場所についての1、長期休業中のこどもの支援についてのイ、公共施設でできることでございますが、児童館は夏休みなどの長期休業期間中を通して実施する「みさとの大将」などといった催し物を開催するなど、長期休業中におけるこどもの居場所づくりを意識した事業を展開しております。また、令和6年度8月における小・中学生の児童館利用者数を年間月平均利用者数と比較すると約1.5倍となっており、長期休業中のこどもの居場所として一定の効果があったものと考えております。他の公共施設におきましても、一例ではございますが、三郷中央におどりプラザや各地区文化センターでは会議室や集会室などを開放するなど、こどもの居場所づくりに取り組んでいることを把握しております。

次に、ウ、地域でできることにつきましては、市内14か所にあるこども食堂の協力をはじめ、民間企業との連携が地域におけるこどもの居場所づくりにおきましては重要であると認識しております。ご承知のとおり、こども食堂はこども1人での食事機会を減らすことや保護者の負担の軽減及び多世代との交流の機会の創出などを目的に、年間を通して市民団体のボランティアにより食事の提供などの活動を行っております。現在、本市ではこども食堂の運営に係る支援といたしまして、食料品などの寄附者とのマッチングや市民周知などを積極的に実施しているところでございます。

また、民間企業との連携といたしましては、一例ではございますが、令和7年3月に株式会社イトーヨーカ堂との包括連携協定を締結し、「こども・青少年の育成に関すること」を位置づけていることから、今後、協力体制の更なる強化を図りたいと考えております。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

いずれにいたしましても、地域が行うこどもの居場所づくりが持続可能なものとなるよう、引き続き協力、連携につつまして推進してまいりたいと存じます。

最後に、2、三郷中央地域のこどもの居場所についてのア、におどりプラザでの事業についてでございますが、令和7年度の新規事業となります子育て支援事業として、7月1日から主に未就園児童と保護者の交流を図る場所として、三郷中央におどりプラザにて「おやこひろば」事業を開始する運びとなりました。この事業は、おおむね3歳未満の児童と保護者を対象とし、おおむね週に2回、午前10時から正午まで、滑り台付き大型遊具などを設置し、子育て中の親子が気軽に立ち寄れる交流の場を提供いたします。

なお、「おやこひろば」には保育士等を2名配置し、子育て相談のほか子育て及び子育て支援に関する講座やイベントを実施し、親子や保護者間の交流の促進を支援するため、事業実施者と連携を図りながら事業を推進してまいりたいと考えております。

事業の実施に当たりましては、利用者へのアンケートを実施し、ニーズの把握を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 私からは、1、外国人についての2、教育現場と保育施設等について、担当分について順次お答えいたします。

初めに、ア、現状についてでございますが、今年度、本市における外国籍児童・生徒は464名、そのうち日本語指導を必要とする児童・生徒は小学校188名、中学校40名でございます。議員ご指摘のとおり、市内小・中学校において日本語指導のニーズが高まっていることから、日本語指導教員は県の基準にのっとり、今年度は4名増員し、11名を配置いたしました。日本語指導教員は、日本語指導が必要な児童・生徒の一人ひとりの日本語習得レベルに応じた個別の指導計画を作成し、取り出しによる基礎的・日常的な日本語の指導を行っております。加えて、学習面や生活面において、その国々特有の食事や服装、生活習慣について、特に配慮が必要なことから、外国籍児童・生徒等への支援を行う市費による教職員を19名配置し、当該児童・生徒が安心し、不自由なく学校生活を送ることができるよう取り組んでおります。

幼稚園、保育園との連携につきましては、指導要録及び保育要録の収受のほか、保幼小連絡会の実施などに努め、校種間で情報共有を密に行い、その後の指導に生かしております。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

次に、イ、今後についてでございますが、来年度日本語指導を必要とする児童・生徒は今年度を上回るおよそ250人に上る見込みがございますので、県の基準にのっとり指導教員を増員するとともに、研修体制の充実を計画しております。

保育園、幼稚園、小学校が連携を強化するためには、増加する外国籍児童への対応が今後の課題と捉えております。指導要録、保育要録等の収受にとどまらず、外国籍児童特有の生活習慣や保護者の思いを連絡会で共有する等、連携強化を図ってまいります。今後、多様性を尊重しながら、誰一人取り残すことのない令和の日本型学校教育を推進するとともに、引き続き関係部局と連携しながら全てのこどもたちが安心して学ぶことができる教育環境づくりを推進してまいります。

次に、2、こどもの居場所について。

1、長期休業中のこどもの支援についてのア、学校でできることでございますが、まず水泳教室につきましては昨年度は水泳学習の機会の一助として、小学校1校で実施されておりました。学年ごとの実施で、参加率は1～2割でございます。

学校図書館開放につきましては、全ての小・中学校で実施されております。ページ数の多い本にチャレンジしたり、読書のイベントを通じて読書の幅が広がったりするなど、様々な効果が見られております。

中学校においては、こどもたちの学習や活動の場として特別教室を開放したり、部活動や補習などを行っております。

中学校では、水泳教室は実施しておりません。

また、公営児童クラブにおいては、長期休業中につきましては保護者の送迎により実施しておりますが、特に夏季休業中には夏祭りなど特別な取組を実施し、児童が楽しく過ごすことができるよう適切な遊び及び生活の場を提供し、心と体の健康増進を高める取組を行っております。

その他につきましては、夏季休業中は熱中症のリスクも高いことから、登下校中の安全対策を含め、学校における諸活動につきましては慎重に対応しているところでございます。

長期休業期間は、こどもたちが心身のリフレッシュを図り、学校外での学びや体験を通じて学びと生活のバランスを取るための大切な時間だと捉えております。今後も、関係部局と連携しながら、こどもたちの安心・安全な居場所づくりについて多角的に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 一色雄生議員。

○5番（一色雄生議員） ご担当いただいた皆様、それぞれご答弁をいただきましてありがとうございました。本当に、今までのご答弁の中で一番長く、すごく正対してお答えいただけてきたかなというふうに、4年間の集大成のかなというふうに思っているんですけども、今回は再質問させていただく前に年度初めの議会ということで、1つ職員の皆様にお伝えしたいことがございます。それは、私は市民の声を武器に正論を叩きつけたいわけでもなく、職員のかたの取組を申し上げたいわけでもなく、それぞれの意見をすり合わせていきたいと思っております。敵対するわけではなくて、すり合わせていきたいと思っております。

なぜならば、最終的に市民の要望に応えていきたいと思っているからなんです。市民の生活のレベルの変化のところまで持っていききたいと思っております。その前提を頭に入れて話を聞いていただくと助かります。私のゴールとしては、市民に情報を届けて、アクションにつながるというところまでをゴールにしたいと思っております。市職員の皆様と目指す方向については一緒だと思いますので、一緒にゴールにたどり着くように共に頑張っていけたらなと思っております。

それでは、再質問と要望をさせていただきます。

まず、1、外国人支援についてです。

先ほどのご答弁で、三郷市における外国人住民の現状と課題については詳しく教えていただき、ありがとうございます。理解することができました。2015年から2020年の5年間で1,000人ほどの増加だったということと比較して、コロナ後の令和5年以後の2年間で外国人人口が約1,600人ほど増えているというのは、かなり衝撃的な内容でございました。特定技能実習生という制度が2019年につくられ、今まで技能実習生というところとは異なり、家族を日本に呼んで生活をするようになったということが、コロナが終わったことで外国人の急激な増加につながったのではないのかなというふうに思っているんですけども、外国人が急激に増加したことで特に言語の壁や文化の違いによる課題というのは大変深刻であり、今後も外国人住民等の増加は予想される中、より一層の支援体制の充実が必要であると改めて感じました。

この多文化共生の推進に向けて、いろんな人たちがいる中、外国人も含めて、外国人だけではないんですけども、多文化共生の推進というところに向けて、日本人が外国人に合わせるわけでもなく、外国人が日本人に合わせるという極端な方向ではなくて、お互いが尊重してお互いが意見をすり合わせて落としどころを見つけていくことが、これから先は特に必

要なのではないかと考えます。もちろん、日本人ならではの譲れないところというのはあるとは思いますが、そういった点も合わせて必要なところの落としどころというところをしっかりと考えていけたらいいかなというふうに思いますので、この点をご要望とさせていただきます。

先ほど、年齢別のデータというところをいただいたと思うんですけども、就学前が510人というデータを上げていただきました。現在、小・中学生の人数が464名、そして今公立保育所にいる人たちが68名ということを考えますと、この510人という数字はかなり脅威的な数値かなというふうに思っております。今までの卒業する人たちも、もちろんその464名のうちにいるとは思いますが、この510名の人たちが段階的に入ってくることを考えますと、やはりかなり外国人の増加に対して三郷市でも考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

児童・生徒の教育支援については、日本語指導の重要性がますます高まっているのではないかと感じます。専門的な指導の確保や指導体制の充実について、今後具体的な計画があればお答えいただければと思います。1問目では、量的な部分をお聞きすることができたと思いますので、再質問として具体的な質の部分はどのようなふうに行っていくのかという部分について、ちょっとクローズアップしてお聞かせください。そちらは学校教育部長とこども未来部長にお聞きいたします。

次に、2、こどもの居場所についてです。

長期休業中のこどもの支援についてなんですけれども、本当に具体的な様々な取組を実施していることが分かりました。ありがとうございます。

1問目のときにも少し触れさせていただいたんですが、夏の暑い時期が目の前に迫っていて、どこまで、こどもを持つ親としてどこで遊ばせようかなと、またこどもを遊ばせている時に保護者はどこで子どもたちを見守ろうかなという不安があるんです。多分、これは私だけではなくて、全ての家庭で思っていることだと思います。

私の身近の話でいきますと、三郷中央のおどり公園にジャブジャブ池があるんですね、水場があると思うんですけども、あそこ夏場は水ではなく、温水と化しているんです。水場の周りに木陰もなくて、保護者も灼熱の太陽にさらされながら子どもを見守らなければならないというところがあるので、そういったところも、一番近くの私の近くの公園では、最近枝葉の剪定があつて、わずかな木陰というところもなくなってしまったんです。木陰があったから、今まで砂場とかで遊ばせて、保護者もその砂場を見守ることができたんですけれ

ども、こういった周りのママ、パパから聞こえる声としては、三郷市全体的に公園の木陰が少なくなってきた居場所がないと、ただでさえ外が暑いのに夏休みでこどもが家にいると、本当に地獄ですといった内容をお聞きすることが最近ございます。

令和6年の9月議会のときにも触れさせていただきましたが、時代が変わり、環境も変わったと思うんです。物価高騰で日常生活が厳しくなって、共働きが当たり前のようになり、核家族化が増え、町会や親睦会などの組織はどんどん高齢化して、自ら積極的に地域貢献する人は減少してきて、地域のつながりというのは希薄化し、異常気象で日中の気温も上昇しております。

何も、全て市役所で何とかしてくださいというふうに言いたいわけではなくてですね、先ほどもお伝えしましたが、市民の声を武器に正論を叩きつけたいわけじゃないんです。職員のかたの取組を、本当にそれぞれの意見をすり合わせて落としどころを見つけていきたいんです。学校でできることや公共施設でできること、地域でできること、それぞれご答弁いただいた内容を、ぜひ多くの市民のかたに届け、市民の行動につながるようにしていただきたいと思っております。

市役所だけで厳しければ、いろんなところを頼っていいと思うんです。民間団体にしても、地域にしても、協力してくれるところはたくさんあると思うんです。なので、市役所だけで抱え込まないで、ぜひもっと市民の心が動いて、市民の足が動く広報をお願いしたいと思っております。これはこども未来部、学校教育部だけではなく、全ての部署をお願いしたいと思っております。こちらは要望として上げさせていただきます。

そして、可能であれば、こどもも保護者も立ち寄れるスペースの確保というのをお願いしたいです。公園に木陰をつくるであったりとか、パラソルをちょっと置いてみるですとか、散水スポットを増やしてみるとか。実は、県立のみさと公園は今年から水遊びのスポットが増えたんです。それは、もうずっと湧き出ているものではなくて、水が徐々に出てきて、ゴールデンウィークの時に試験的に行われていたんですけれども、また夏の期間に合わせて水遊び用のスポットを開放しますというふうなものもございましたので、ぜひ去年よりは今年のほうが、今年よりは来年のほうが、少しずつ異常気象との付き合い方をご検討いただけたらいいなと思っております。民間企業とも連携をしながら、地域が行うこどもの居場所づくりなども、ぜひ国や県などにも要望していただきながら、ぜひ協力していきながら、こどもの居場所というのをつくっていただけたらいいなと思っております。この点も要望とさせていただきます。

最後に、イの2、三郷中央地域のこどもの居場所についてです。こちらも事業の詳細までご答弁いただきまして、ありがとうございました。

「おやこひろば」事業については、三郷中央地域の子育て支援の充実に大きく貢献するものと期待しております。1点、再質問をさせていただきます。三郷中央エリアには子育て支援センター「にこにこ」という場所がございます。この子育て支援センター「にこにこ」と「おやこひろば」との事業のすみ分けというのはどのように考えているのかという点を、この点をこども未来部長に再度質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

要望として、既に私のところには小学生も対象じゃないんですかというようなお声をいただいております。事業が始まっていないので、正直どうしようもないところではあると思うんですけども、ぜひ三郷中央エリアのソフト児童館的な立ち位置になってくれればと願っております。就学前も、小学生、中学生の居場所になる事業になるようにと、ぜひこどものアンケートの部分のところの保護者のニーズという部分のところ、事業拡大はというような項目もぜひつくっていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。この点も要望としてさせていただきます。

以上です。お忙しい中、一般質問の打ち合わせをしていただきまして、ありがとうございました。ぜひお互いの手と手を取り合って、よりよい三郷市になるよう、今後とも何とぞよろしくお願いいたします。これで2問目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木深太郎議員） 一色雄生議員の2問目に対する答弁を求めます。

須賀加奈こども未来部長。

〔須賀加奈こども未来部長 登壇〕

○こども未来部長（須賀加奈） 再度のご質問にお答えいたします。

初めに、外国人児童への支援としての保育所における研修体制についてというご質問であったかと思いますが、公立保育所では外部講師を招き、外国にルーツを持つこどもの育ちについて、多文化保育を学ぶための職員研修を行っております。

次に、「おやこひろば」事業につきましては、三郷中央駅前子育て支援センター「にこにこ」が多くの子育て世帯から好評を得ておりますことから、それらの利用ニーズも捉え、未就園児童と保護者が楽しく遊べる新たな交流の場とすることで、子育て支援の更なる充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 西村美紀学校教育部長。

〔西村美紀学校教育部長 登壇〕

○学校教育部長（西村美紀） 一色議員の再度のご質問にお答えします。

日本語指導を必要とする児童・生徒への研修体制の具体的な計画をという1点でよろしかったでしょうか。

議員のご指摘のとおり、日本語指導を必要とする児童・生徒は今後も増加する見込みでございます。これを鑑み、例えば県の資料である「サバイバル日本語」プログラム等の資料を活用させていただき、今後、日本語指導教員の研修を更に充実させるとともに、日本語指導力向上に資する国や県の研修会への参加を更に促すことで、指導者の専門性を高めてまいります。

今後も、外国籍の児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、関係各課と連携し、支援してまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木深太郎議員） 以上で一色雄生議員の質問を終わります。

以上で市政に対する一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第43号に対する質疑

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第2、これより議案第43号 三郷市議会議員又は三郷市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第43号に対する質疑を終結いたします。

◎議案第43号の委員会付託省略

○議長（鈴木深太郎議員） お諮りいたします。

議案第43号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木深太郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時16分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第43号の討論・採決

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第3、これより議案第43号に対する討論、採決を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第43号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第43号 三郷市議会議員又は三郷市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本案を原案のとおり決するに賛成の皆様のご起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第43号は原案可決と決しました。

◎日程の追加

○議長（鈴木深太郎議員） ただいま佐藤睦郎議員ほか4名から議案第44号 三郷市議会議員の請負の状況の公表に関する条例が提出されました。

お諮りいたします。

この際、本議案を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木深太郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎議案第44号の上程・説明

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第4、これより議案第44号を議題といたします。

議案第44号の提案理由の説明を求めます。

佐藤睦郎議員。

〔19番 佐藤睦郎議員 登壇〕

○19番（佐藤睦郎議員） 議案第44号 三郷市議会議員の請負の状況の公表に関する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、議員の請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図りたいので、この案を提出するものであります。

それでは、内容につきましてご説明いたします。

初めに、第1条であります。目的を定めた総則に関する規定であります。

次に、第2条から第4条に関しましては、議員が市に対し、請負をしたときの報告に関する規定であり、第2条では報告期間及び報告事項について、第3条では報告事項の公表につ

いて、第4条では報告書類の保存及び閲覧について、それぞれ規定しております。

なお、附則といたしましては、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日に始まる会計年度における請負から適用すると規定したものでございます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木深太郎議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時20分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第44号の質疑

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第5、これより議案第44号に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第44号に対する質疑を終結いたします。

◎議案第44号の委員会付託省略

○議長（鈴木深太郎議員） お諮りいたします。

議案第44号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木深太郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

◎議案第44号の討論・採決

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第6、これより議案第44号に対する討論・採決を行います。

議案第44号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第44号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第44号 三郷市議会議員の請負の状況の公表に関する条例につきましては、本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案可決と決しました。

◎日程の追加

○議長（鈴木深太郎議員） ただいま佐藤裕之議員ほか5名から、議案第45号 米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書が、また佐々木修議員ほか5名から、議案第46号 事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書が提出されました。

お諮りいたします。

この際、これらを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木深太郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号及び議案第46号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎議案第45号及び議案第46号の上程・説明

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第7、これより議案第45号及び議案第46号を議題といたしま

す。

議案第45号の提案理由の説明を求めます。

佐藤裕之議員。

〔17番 佐藤裕之議員 登壇〕

○17番（佐藤裕之議員） それでは、議案第45号 米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書について、提案理由を申し上げます。

米国の関税措置に関し、将来の不確実性が増しており、今後、国内への景気下押し圧力のみならず、世界的な景気後退につながるのではないかと不安の声が寄せられています。

特に、我が国の基幹産業であり裾野の広い自動車関連企業をはじめとする、多くの事業者の設備投資への判断や賃上げへの深刻な影響が懸念されており、早急な解決策が求められています。

また、その影響を最も強く受ける中小企業や小規模事業者を守り支えることが、今後の日本経済の成長には不可欠であります。

よって政府におかれては、米国の関税措置に対し、特に日本の企業の9割以上を占める中小企業等を対象とした、具体的かつ手厚い施策を講じることを強く要望します。

なお、詳細につきましては、皆様のお手元に配付してあるとおりでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由といたします。

○議長（鈴木深太郎議員） 議案第46号の提案理由の説明を求めます。

佐々木修議員。

〔13番 佐々木 修議員 登壇〕

○13番（佐々木 修議員） それでは、議案第46号 事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書について、提案理由を申し上げます。

首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う津波被害、近年激甚化、頻発化する豪雨災害などの大規模災害への備えが、ますます重要になってきています。

大規模な災害が発生すると、市街地をはじめインフラが壊滅的な被害を受けます。被災市町村は、復興まちづくり事業に取り組むこととなりますが、市街地等の基盤整備は、産業や住宅、教育等の分野の基盤として他分野の復興まちづくり事業に先だって実施しなければなりません。そのためにも、早期の復興まちづくり計画の策定、事業着手、事業完了が求めら

れます。

災後に迅速な復興まちづくりを行うには、平時から災害が発生した際のことを想定し、事前に体制と手順の検討、建物や土地利用状況などの必要なデータの整理、復興まちづくりの目標の検討などを行う復興事前準備に取り組むことが重要であります。

よって政府に対し、事前復興まちづくり計画策定に対して防災・安全交付金による支援や、事前復興まちづくり計画策定を検討・実施する自治体に対する技術的助言などの支援の強化を求めます。

なお、詳細につきましては、皆様のお手元に配付してありますとおりでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由といたします。

○議長（鈴木深太郎議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時28分

○議長（鈴木深太郎議員） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第45号及び議案第46号の質疑

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第8、これより議案第45号及び議案第46号に対する質疑を行います。

質疑の通告がありません。

これにて議案第45号及び議案第46号に対する質疑を終結いたします。

◎議案第45号及び議案第46号の委員会付託省略

○議長（鈴木深太郎議員） お諮りいたします。

議案第45号及び議案第46号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木深太郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号及び議案第46号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

◎議案第45号及び議案第46号の討論・採決

○議長（鈴木深太郎議員） 日程第9、これより議案第45号及び議案第46号に対する討論・採決を行います。

議案第45号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第45号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第45号 米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書につきましては、本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案可決と決しました。

議案第46号の討論を行います。

討論の通告がありません。

これにて議案第46号の討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第46号 事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書につきまして、本案を原案のとおり決するに賛成の皆様の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木深太郎議員） 起立全員であります。

よって、議案第46号は原案可決と決しました。

これをもちまして、本定例会に付議されました案件の審査は全部終了いたしました。

◎市長のあいさつ

○議長（鈴木深太郎議員）　ここで閉会に当たり市長よりごあいさつがあります。

木津雅晟市長。

〔木津雅晟市長 登壇〕

○市長（木津雅晟）　議長のお許しをいただきましたので、6月定例市議会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会では、三郷市税条例の一部を改正する条例、一般会計補正予算など16議案に対しまして慎重なるご審議の上、ご決定いただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

また、一般質問では市政各般にわたり貴重なご意見、ご提言を賜りましたので、今後十分な精査を重ねた上で、市政運営に生かしてまいりたいと存じます。

さて、先日の本会議でお答えいたしましたギリシャ共和国との友好都市締結についてでございますが、昨日、サラミナ市長から両市の連携協力を深めるため、正式に友好都市交流に向けて調印締結を進めていきたいとの書簡が届きましたので、この場をお借りいたしまして報告させていただきます。

今後、子どもたちの交流を中心に教育・文化・スポーツをはじめとする交流を深めてまいりますので、引き続きご理解とご支援をお願いを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、今任期中の議会として最後の定例会となります。来る7月20日には市議会議員選挙の投票日を迎えます。立候補をされる皆様におかれましては、ご健闘されますことを衷心よりお祈りを申し上げます。

また、今期をもって勇退される皆様には、長年にわたるご指導に深く感謝を申し上げますとともに、今後とも変わらぬご支援をお願いを申し上げます。

結びに、関東地方も梅雨に入り、天候が不安定な日が続いております。議員の皆様には、体調管理に十分ご留意いただき、ますますご活躍されますことを心より祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

【速報版】 校正前原稿のため正式な会議録ではありません

◎閉会の宣告

○議長（鈴木深太郎議員） これにて令和7年6月三郷市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時33分